GINOWAN

第五次宜野湾市総合計画

基本構想・前期基本計画

ねたてのまち　宜野湾　～健やかに、心豊かに育む未来～

西普天間住宅地区

はごろも祭り

宜野湾海浜公園

基本構想　編
前期基本計画　編
第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略　編
宜野湾市人口ビジョン 2024　編

ご あ い さ つ

本市では、平成 29 年度から令和６年度までの８年間、本市の行政運営の最上位計画である第四次宜野湾市総合計画により、まちづくりを行ってまいりました。

その間、新型コロナウイルス感染症の影響などもございましたが、本市の人口は増加傾向にあり、令和２年６月には人口が 10 万人に到達しております。また、平成 27 年３月に返還が実現したキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区においては、令和７年１月に琉球大学病院が開院し、４月には同大学医学部の開学も予定されるなど、本市は今後も大きな発展が期待できます。

このように、本市において着々とまちづくりが進められている中、令和６年度末に第四次宜野湾市総合計画が期限を迎えるにあたり、今後 10 年間の新たな最上位計画である「第五次宜野湾市総合計画」を策定いたしました。

本計画においては、今後本市が特に力を入れていく分野として、「子育て支援・教育」、「健康づくり」、「基地跡地利用の推進」について、目指すべき姿として「ねたてのまち 宜野湾 ～健やかに、心豊かに育む未来～」を将来都市像に掲げており、こどもたちが心身ともに健やかに生活でき、心豊かに幸福を感じられるまちづくりとともに、基地跡地利用などを見据えた市の将来の発展も目指してまいります。

また、第五次宜野湾市総合計画の策定とあわせて、本市の人口ビジョン等を踏まえ、「結婚・出産・子育て」、「地域づくり」、「しごと」、「交流」の観点から地方創生のための今後５年間の施策を示した、「第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」も策定しております。

第五次宜野湾市総合計画及び第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました、宜野湾市振興計画審議会の皆様、また、「宜野湾市人口ビジョン 2024」の策定にご協力いただきました、琉球大学の獺口浩一教授と学生の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

今後も、第五次宜野湾市総合計画及び第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策を前に向かって進め、市民の皆様に「宜野湾がいちばん！」だと実感していただけるよう、市政運営に全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和７年３月
宜野湾市長　佐喜眞　淳

本 書 の 構 成

本書は、以下のような構成となっています。

基本構想及び前期基本計画のほか、地方創生の観点から今後５年間の施策を示す第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略、将来人口の展望等を示す宜野湾市人口ビジョン 2024 を掲載しています。

また、資料編として、計画策定の経緯、前期基本計画で示す目標指標設定の考え方や文章中の用語解説などを掲載しています。

本書の構成

- 第五次宜野湾市総合計画　基本構想
- 第五次宜野湾市総合計画　前期基本計画
- 第三期宜野湾市まち･ひと･しごと創生総合戦略
- 宜野湾市人口ビジョン 2024
- 資料編

文章中に「※」を付けている用語は、「資料編 第６章 用語解説」の P218 以降に解説があります。

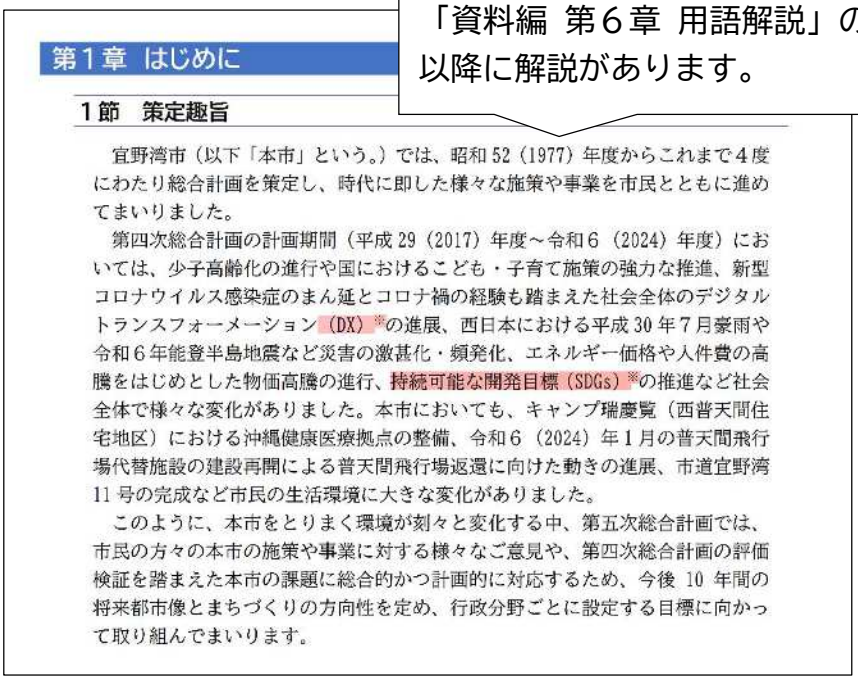

第１章　はじめに

１節　策定趣旨

宜野湾市（以下「本市」という。）では、昭和 52（1977）年度からこれまで４度にわたり総合計画を策定し、時代に即した様々な施策や事業を市民とともに進めてまいりました。

第四次総合計画の計画期間（平成 29（2017）年度～令和６（2024）年度）においては、少子高齢化の進行や国におけるこども・子育て施策の強力な推進、新型コロナウイルス感染症のまん延とコロナ禍の経験も踏まえた社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）※の進展、西日本における平成 30 年７月豪雨や令和６年能登半島地震など災害の激甚化・頻発化、エネルギー価格や人件費の高騰をはじめとした物価高騰の進行、持続可能な開発目標（SDGs）※の推進など社会全体で様々な変化がありました。本市においても、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）における沖縄健康医療拠点の整備、令和６（2024）年１月の普天間飛行場代替施設の建設再開による普天間飛行場返還に向けた動きの進展、市道宜野湾 11 号の完成など市民の生活環境に大きな変化がありました。

このように、本市をとりまく環境が刻々と変化する中、第五次総合計画では、市民の方々の本市の施策や事業に対する様々なご意見や、第四次総合計画の評価検証を踏まえた本市の課題に総合的かつ計画的に対応するため、今後 10 年間の将来都市像とまちづくりの方向性を定め、行政分野ごとに設定する目標に向かって取り組んでまいります。

目　次

第五次宜野湾市総合計画　基本構想

第１章　はじめに 1

１節　策定趣旨 1
２節　計画の役割と構成 2
３節　計画の期間 2

第２章　宜野湾市の現状 3

１節　宜野湾市の概要 3
２節　人口の動向 4
３節　社会の動向 6
４節　宜野湾市の現状 9
５節　市民アンケートの概要 26

第３章　将来都市像 32

１節　まちづくりの方向性 32
２節　将来都市像 35

第４章　基本目標 36

１節　基本目標 36

第五次宜野湾市総合計画　前期基本計画

第１章　はじめに 41

１節　前期基本計画の位置づけ 41
２節　計画期間 41
３節　施策体系図 42

第２章　基本施策 43

１節　基本施策の見方 43

基本目標１：協働の推進による持続可能なまち 46

（１）協働のまちづくりと開かれた行政の推進 47
（２）男女共同参画の推進 49
（３）国際・国内交流の推進 51
（４）効果的・効率的な行財政運営の推進 53

基本目標２：こどもたちが安心して、心豊かに成長できるまち 56

（１）子育て支援・子育て環境の充実 57
（２）児童虐待・DV の防止 59
（３）誰一人取り残さない支援体制の構築 61
（４）未来を担う人間力の育成 63
（５）地域とともにある学校づくりの推進と教育環境の充実 65
（６）地域活動を通じた学びの充実と文化の継承 67

基本目標３：いつまでも健やかに生き生きと暮らせるまち 70

（１）健康づくりの推進 71
（２）地域福祉の推進 73
（３）障がい者福祉の充実 75
（４）高齢者福祉・介護の充実 77

基本目標４：宜野湾の特性を活かした賑わいと活力のあるまち 80

（１）観光・リゾート産業の振興 81
（２）商工業の振興及び商店街の活性化 83
（３）情報通信産業の振興 85
（４）企業立地と人材育成、新たな働き方による就労の促進 87
（５）都市農業・漁業の振興 89

基本目標５：すべての人が安全・安心で快適に暮らせるまち 92

（１）防災及び救急・消防体制の強化 93
（２）交通安全・防犯対策の強化 95
（３）環境保全や循環型社会の形成 97
（４）公害・環境衛生対策の推進 99
（５）快適な生活環境の整備 101
（６）交通ネットワークの整備 103
（７）上・下水道の整備 105
（８）公園・緑地及び墓園等の整備 107

基本目標６：平和をつなぎ、未来へ発展するまち 110

（１）基地問題への対応 111
（２）基地跡地利用の推進 113
（３）平和行政・平和教育の推進 119

第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第１章　第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ 123

１節　計画策定の趣旨 123
２節　計画の期間 123
３節　計画の位置づけ 124
４節　推進・検証体制 124

第２章　前提条件の整理 125

１節　国が示す地方版総合戦略に求められる内容 125

第３章　まち・ひと・しごと創生総合戦略 126

１節　地域ビジョン 126
２節　基本目標と基本的方向 128

宜野湾市人口ビジョン 2024

(1)宜野湾市の人口の現状分析 143

①総人口・世帯数・世帯人員の推移 143
②年齢３区分別人口の推移 144
③人口密度 147
④外国人人口割合 148
⑤人口動態【自然動態（出生数・死亡数）】の推移 149
⑥人口動態【社会動態（転入数・転出数）】の推移 153
⑦産業関連人口 164
⑧総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響 170
⑨人口現状分析のまとめ 171

（２）将来人口の推計 172

資料編

第１章　計画策定の経緯等 181

１節　策定経緯 181
２節　策定体制 184

第２章　関連例規 185

１節　宜野湾市議会の議決すべき事件に関する条例 185
２節　宜野湾市振興計画審議会規則 186
３節　宜野湾市総合計画策定に関する規程 189

第３章　宜野湾市振興計画審議会 192

１節　宜野湾市振興計画審議会委員名簿 192
２節　諮問 194
３節　答申 195

第４章　目標指標設定の考え方 197

基本目標１　協働の推進による持続可能なまち 197
基本目標２　こどもたちが安心して、心豊かに成長できるまち 200
基本目標３　いつまでも健やかに生き生きと暮らせるまち 204
基本目標４　宜野湾の特性を活かした賑わいと活力のあるまち 206
基本目標５　すべての人が安全・安心で快適に暮らせるまち 208
基本目標６　平和をつなぎ、未来へ発展するまち 212

第５章　関連する個別計画 214

第６章　用語解説 218

第五次宜野湾市総合計画
基本構想

第１章　はじめに

１節　策定趣旨

宜野湾市（以下「本市」という。）では、昭和 52（1977）年度からこれまで４度にわたり総合計画を策定し、時代に即した様々な施策や事業を市民とともに進めてまいりました。

第四次総合計画の計画期間（平成 29（2017）年度～令和６（2024）年度）においては、少子高齢化の進行や国におけるこども・子育て施策の強力な推進、新型コロナウイルス感染症のまん延とコロナ禍の経験も踏まえた社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）※の進展、西日本における平成 30 年７月豪雨や令和６年能登半島地震など災害の激甚化・頻発化、エネルギー価格や人件費の高騰をはじめとした物価高騰の進行、持続可能な開発目標（SDGs）※の推進など社会全体で様々な変化がありました。本市においても、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）における沖縄健康医療拠点の整備、令和６（2024）年１月の普天間飛行場代替施設の建設再開による普天間飛行場返還に向けた動きの進展、市道宜野湾 11 号の完成など市民の生活環境に大きな変化がありました。

このように、本市をとりまく環境が刻々と変化する中、第五次総合計画では、市民の方々の本市の施策や事業に対する様々なご意見や、第四次総合計画の評価検証を踏まえた本市の課題に総合的かつ計画的に対応するため、今後 10 年間の将来都市像とまちづくりの方向性を定め、行政分野ごとに設定する目標に向かって取り組んでまいります。

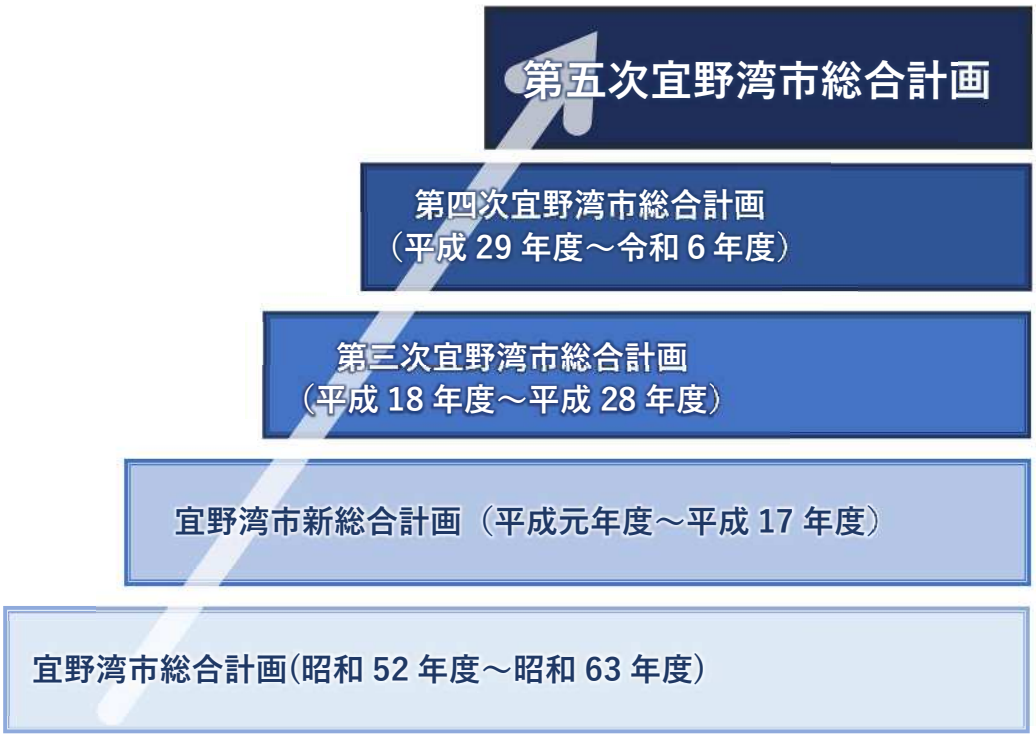

２節　計画の役割と構成

総合計画は、本市の施策全体の方向性を示す羅針盤であり、全ての分野の行政運営の基本となる本市の最上位計画です。基本構想、基本計画及び実施計画の３つで構成し、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に進めるための、長期的な展望を持った指針となります。

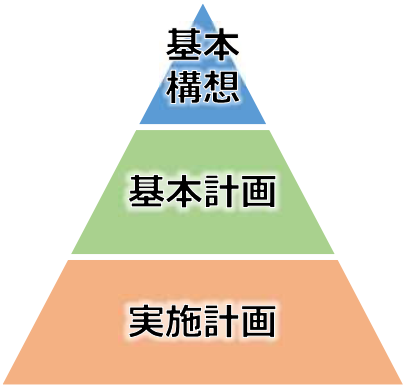

本市の将来の都市像を描き、まちづくりの方針を明らかにするもの

基本構想に描かれた都市像及びまちづくりの方針を達成するため、やるべきことをまとめて明らかにするもの

基本計画を実現するための具体的な事業を明らかにするもの

３節　計画の期間

基本構想の計画期間は、令和７（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間とします。

基本計画の計画期間は、前期基本計画を令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度の５年間、後期基本計画を令和 12（2030）年度から令和 16（2034）年度までの５年間とします。

実施計画は、３年間のローリング方式※により作成します。

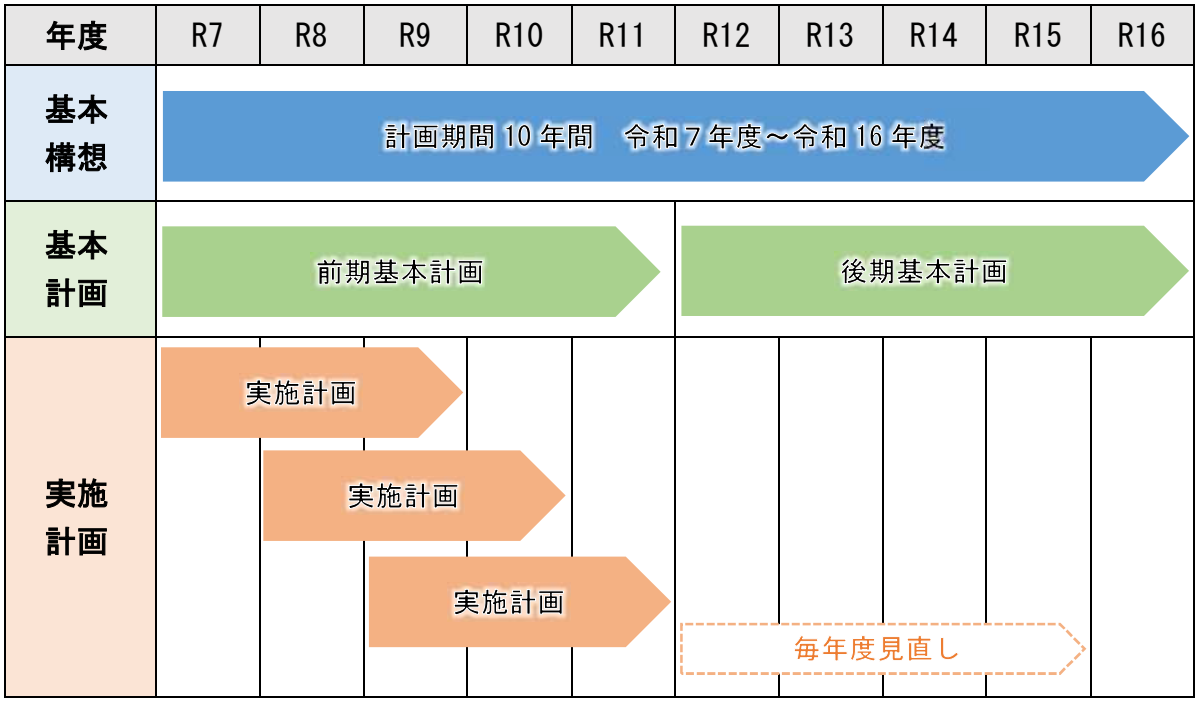

第２章　宜野湾市の現状

１節　宜野湾市の概要

１．位置・地勢

本市は、沖縄本島中南部に位置しており、北は北谷町、東は中城村、北東は北中城村、南東は西原町、南は浦添市、西は東シナ海に面しています。

那覇市より北に12km、沖縄市より南に６kmの地点にあり、市内をドーナツ状に国道58号、国道330号、県道81号（宜野湾北中城線）、県道34号（宜野湾西原線）が通るほか、沖縄自動車道の北中城インターチェンジ、西原インターチェンジへのアクセスが容易であるなど、沖縄本島の南部から中部及び北部を結ぶ交通上の重要な地点に位置しています。

２．歴史

本市の母体である宜野湾間切は、寛文(かんぶん)11(1671)年に浦添間切から我如古、宜野湾、神山、嘉数、謝名具志川(大山)、大謝名、宇地泊、喜友名、新城、伊佐の10村を編入、中城間切から野嵩、普天間、そして北谷間切から安仁屋をそれぞれ編入し、新設された真志喜を含め14村で設立されました。

明治12(1879)年の廃藩置県後、字宜野湾に中頭役所が置かれ、また普天間に県立農事試験場が設立されました。さらに中頭郡教育部会がたびたび宜野湾で開かれるなど、本島中部の政治、経済、教育の中心地として活気を呈していました。

第二次世界大戦においては、本市も壊滅的な戦災を被りましたが、野嵩地域が焼失を免れ周辺地域の民間人の収容所となり、宜野湾の戦後復興の中心地となりました。その一方で、戦中から戦後にかけて市域の主要な部分が米軍基地として接収され、基地のまちとしての性格を強めました。また、普天間を中心に都市化が進展し、昭和37(1962)年７月１日に市制が施行され、宜野湾市が誕生しました。

現在では、本市に立地する沖縄国際大学と隣接する国立大学法人琉球大学との連携を中心とした国際学園都市としての地区形成や、西海岸地域においては、都市型リゾート機能を有したマリーナやビーチをはじめ、コンベンション施設、大型商業施設やリゾートホテルが立地するなど、観光リゾートエリアとしての機能も有しています。そのほか、平成27(2015)年３月に返還されたキャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)で、沖縄健康医療拠点の形成を目指した事業が進行しており、沖縄県の発展を担う都市として成長を遂げています。

２節　人口の動向

【全国の動向】

我が国の人口は令和２（2020）年の１億2,614万人から、令和32（2050）年には１億468万人に減少すると推計されています。年齢３区分別人口割合を見ると、年少人口、生産年齢人口が減少し、老年人口は増加する見込みです（図１）。

沖縄県においても、令和２（2020）年の146万人から、令和32（2050）年には139万人に減少すると推計されています（図２）。

図１. 全国の将来人口・年齢３区分別人口の推計

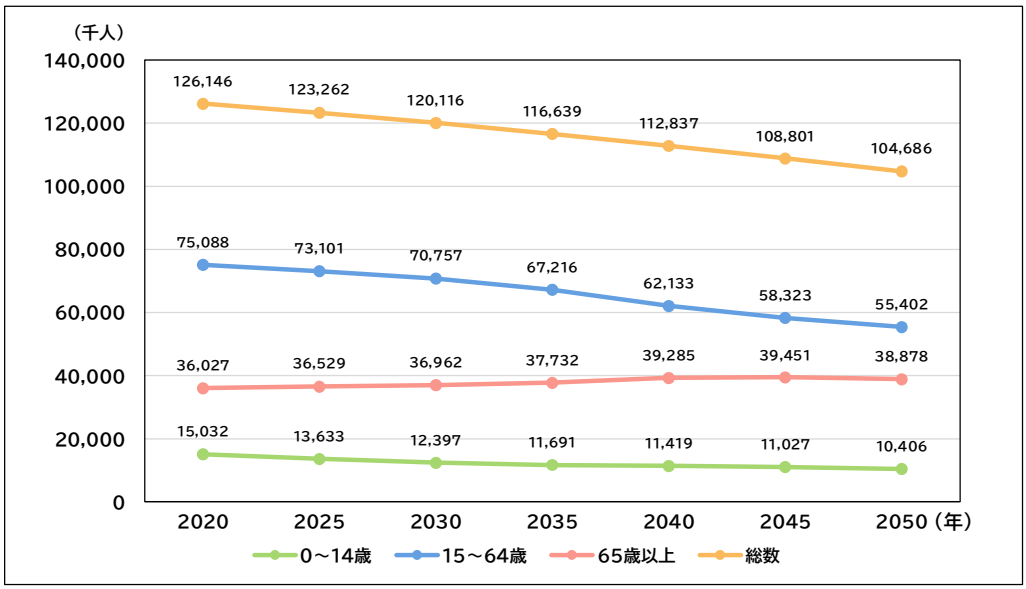

※出生中位（死亡中位）

出典：日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

図２. 沖縄県の将来人口・年齢３区分別人口の推計

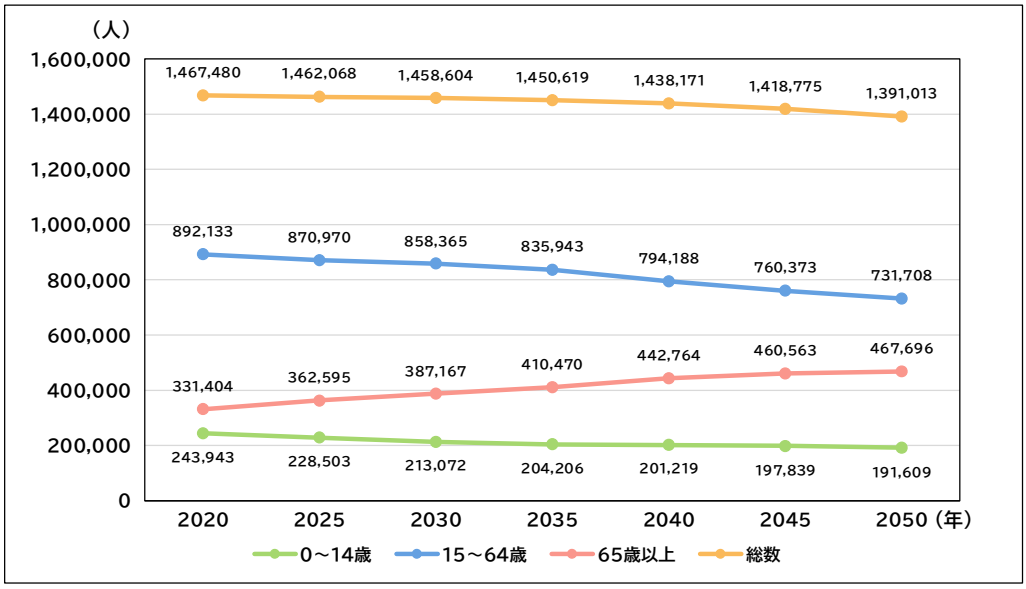

※出生中位（死亡中位）

出典：日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

【宜野湾市の動向】

本市の人口は、令和２（2020）年に100,125人となっており、総人口は増加傾向にあります。年齢３区分別の推移を見ると、老年人口は増加傾向、生産年齢人口は平成７(1995)年を境に横ばい、年少人口は減少傾向で推移しています(図３)。

将来の総人口は令和17（2035）年まで増加し、その後は減少に転じる見込みです。また、老年人口は増加し、年少人口及び生産年齢人口は減少していくことが推計されています（図４）。

図３. 年齢３区分別人口構成の推移

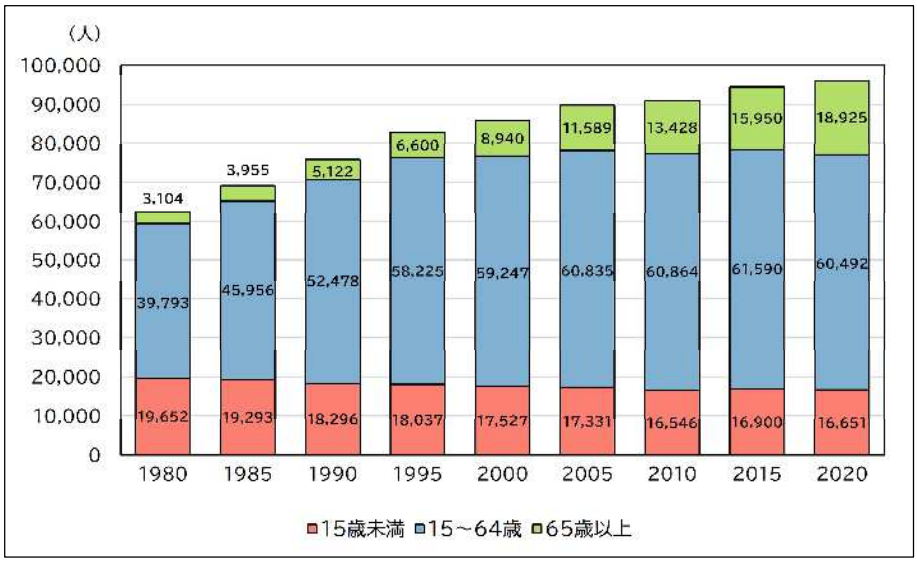

※年齢不詳を除く

出典：宜野湾市人口ビジョン 2024

図４. 年齢３区分別の将来人口推計（独自推計）・実数

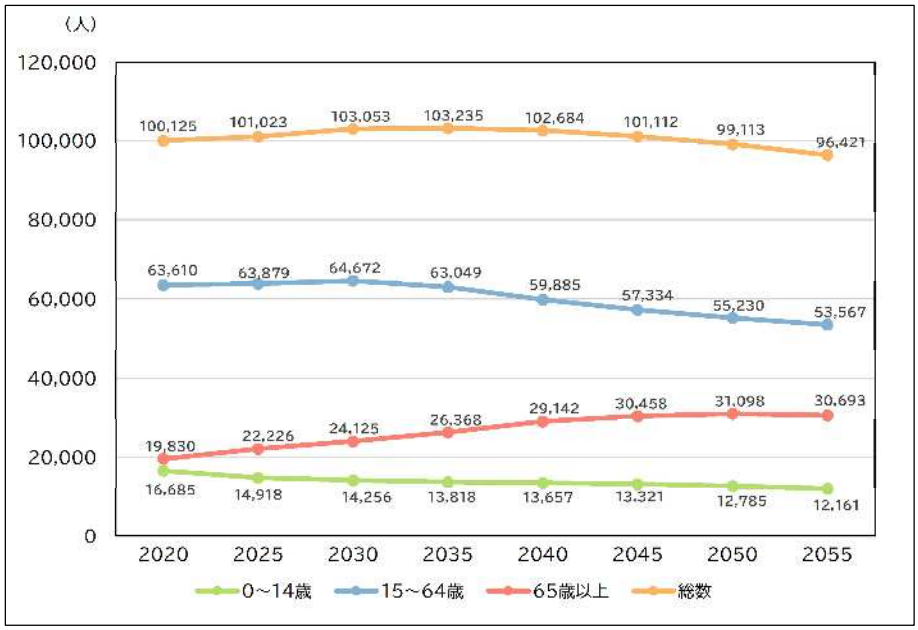

※2020 年の数値について、年齢不詳分を補完した数値を用いているため、図３の 2020 年の数値と異なっている

出典：宜野湾市人口ビジョン 2024

３節　社会の動向

社会全体の動きや国・沖縄県等の動向を踏まえた社会の潮流について、以下の通り整理しました。

１．少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成20（2008）年の１億2,808万人をピークに減少に転じています。令和52（2070）年には、令和４（2022）年の人口から約30％減少し、総人口が9,000万人を割り込むほか、少子高齢化の進行により、65歳以上の者の割合が38.7％となる見通しです。

また、令和５（2023）年の合計特殊出生率※は1.20で統計以来最も低く、生まれたこどもの数も約72万人と減少の一途をたどっています。

２．健康・福祉の動向

我が国では、高齢化の進展に伴い人口構造が変化しており、医療保険制度と介護保険制度について、給付と負担のバランスを図りつつ、両制度の持続可能性を確保することが重要となっています。

健康寿命の延伸や持続可能性確保等の観点からは、健康・医療・介護分野のデータの有機的な連結や、ICT※等の技術革新の利活用による効果的・効率的な医療・介護サービスの提供を目指した医療DX※を推進するとしています。

また、「つながり・支え合い」のある地域共生社会※の実現に向けて、属性を問わない相談支援や訪問支援をはじめとする「包括的な支援体制」の構築等を推進するとしており、令和２（2020）年６月には、社会福祉法が一部改正され、包括的な支援体制を構築するための方策として、「重層的支援体制整備事業※」が創設されました。

３．こども政策の総合的な推進

我が国では、これまで少子化社会対策基本法等に基づき、こども政策に取り組んできましたが、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況にあります。また、児童虐待の相談対応件数や不登校の件数が年々増加する傾向にあるなど、こどもを取り巻く状況は深刻になっています。

こうした中、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有しこども政策を推進する「こども家庭庁」を令和５（2023）年４月に設置し、同年12月には、全てのこどもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こども未来戦略」や「こども大綱」が策定されており、政府を挙げたこども・子育ての取り組みが進んでいます。

４．令和の日本型学校教育の実現

急速に変化する時代において、我が国では、こどもたちの多様化、児童・生徒の学習意欲の低下及び少子高齢化・人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取り組みの必要性といった課題があります。

これらの直面する課題に対し、国では学校における働き方改革の推進やGIGAスクール構想※の実現等の改革を進めることで従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現することを目指しています。

令和４（2022）年２月に策定した「教育進化のための改革ビジョン（文部科学省）」においては、「誰一人取り残さず個々の可能性を最大限に引き出す教育」と「教職員が安心して本務に集中できる環境」を基本理念として、個々に最適な学びを提供するとともに、地域や企業とも連携し、学校内外での豊かな体験機会を確保していくとしています。

５．経済・産業の振興

令和６（2024）年４月における消費者物価指数※が令和２（2020）年から7.7％上昇するなど物価高騰の状況の中、一人当たりの名目労働生産性※は上昇していますが、実質賃金は令和４（2022）年４月以降、25か月連続でマイナスの状況にあります。国は、賃上げと労働移動の円滑化、人材育成という３つの課題の一体的改革を進めるため、「人への投資」の政策パッケージについて５年間で１兆円へ拡充するなど、成長と分配の好循環に向けた取り組みを推進しています。

また、日本経済や世界経済に大きな被害をもたらした新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけが５類感染症※に移行しました。国では、令和５（2023）年11月に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を決定し、コロナ禍を乗り越えたものの、物価高の影響により依然厳しい状況にある中小企業等に対して、引き続き、経営改善・事業再生支援等に万全を期すとしています。

６．激甚化・頻発化する災害への備え

我が国は世界有数の地震多発地域であることに加え、近年の気候変動等の影響により、台風、豪雨、洪水、土砂災害等の気象災害が毎年のように発生しています。直近の10年間においても、平成28年（2016年）熊本地震、平成30年７月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風、令和６年能登半島地震等、災害が激甚化・頻発化しています。

令和５年版防災白書においては、こうした災害への備えとして、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラへの適切な対応に加えて、行政だけではなく、民間企業や個人も含めたすべての関係者の連携・協働による防災・減災、国土強靭化の推進、NPO※、ボランティアをはじめとした多様な主体が連携した被災者支援体制の充実等の必要性が示されています。

７．基地問題への対応

沖縄県には、全国の米軍専用施設の約70％が集中しており、健全な都市構造の構築、住宅地や産業用地の供給といった計画的なまちづくり、航空機及び船舶航行の制限といった沖縄県の振興を進める上で大きな障害となっています。こうした中、日米両政府は平成25（2013）年「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に合意し、沖縄県内で人口の多い嘉手納基地以南にある米軍の６施設・区域を再編統合したうえでの、駐留軍用地の順次返還が計画されています。

特に、市の中央部に位置する普天間飛行場については、令和６（2024）年１月に普天間飛行場代替施設の埋め立て工事が再開されたことにより、返還に向けた動きが加速していくことが想定されます。

８．DX社会の急速な進展

令和３（2021）年３月に閣議決定された「第６期科学技術・イノベーション基本計画」では、我が国が目指すべきSociety5.0※の未来社会像を「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（ウェルビーイング）※を実現できる社会」と表現しており、地方自治体におけるデジタル技術の活用を推進しています。

国では、令和４（2022）年度に「デジタル田園都市国家構想基本方針」、「デジタル田園都市国家構想総合戦略※」を策定しました。デジタルを地方の社会課題を解決する鍵であり、新たな価値を生み出す源泉と位置づけ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるDX※を積極的に推進することが示されています。また、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、ウェルビーイング※の実現等を通じて、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すとしています。

９．持続可能な開発目標（SDGs）の推進

持続可能な開発目標（SDGs）※とは、「Sustainable Development Goals」の略で、国連サミットで令和12（2030）年までの開発指針として採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」を基本理念に、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けて17のゴールと169のターゲットが設定されています。

国では、「SDGs実施指針」や「アクションプラン」が決定されており、SDGsの達成に向けて国内実施・国際協力を加速化し、国際社会に日本の取り組みを共有・展開しています。

４節　宜野湾市の現状

本市の動向や第四次総合計画の評価･検証結果等を踏まえた「宜野湾市の現状」を以下の通り整理しました。

１．協働・行財政運営について

本市では、自治会活動の広報・加入促進や、市政情報の発信等に取り組んでいるほか、市民と行政の協働に向け、地域コーディネーター※の養成、ICT※を活用した地域課題解決策を学ぶ講座等を実施していますが、自治会への加入者の割合は年々減少する傾向にあり、令和２（2020）年は24.0%となっています（図５）。また、市民アンケート結果では、地域・自治会の共同作業や集まりに68.6%の方々が参加していないと回答しています。

行財政運営に関しては、デジタルの力を活用した社会課題の解決などが求められており（国／デジタル田園都市国家構想）、本市においても行政手続きのオンライン申請や住民票の写し等のコンビニ交付サービス等に取り組んできました（図６）。令和５（2023）年度には宜野湾市DX※推進計画を策定し、これに基づきDX※を推進しています。また、将来的には基地返還に伴う基盤整備、公共建築物やインフラの老朽化等、財政負担は重くなることが想定されています（図７）。

図５.年度別自治会加入率の推移

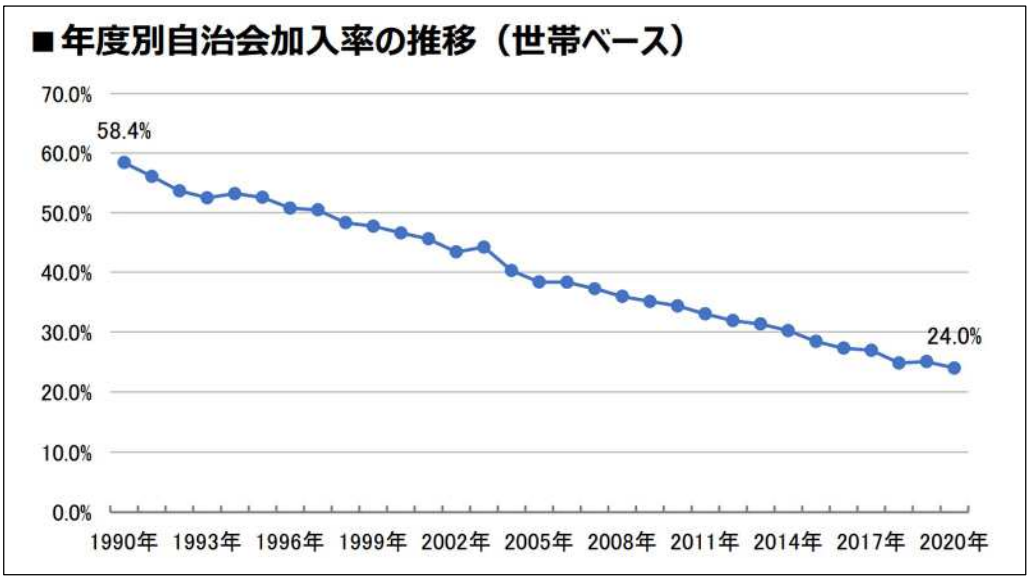

出典：宜野湾市都市計画マスタープラン

図６．各種証明書のコンビニ交付件数の推移

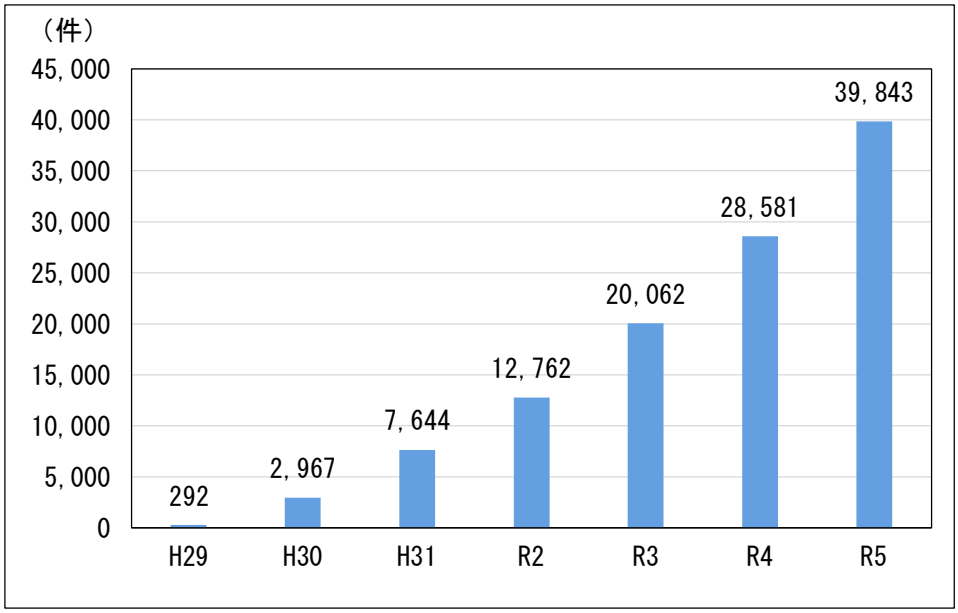

出典：税務課資料

図７．公共建築物の築年数の状況

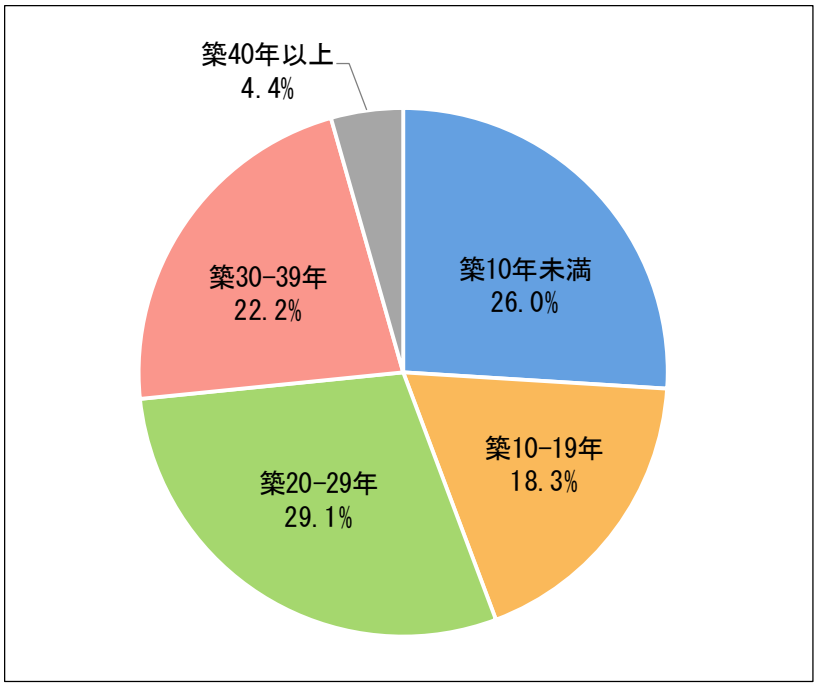

出典：宜野湾市公共施設等総合管理計画改訂版

２．健康・福祉について

本市では、健康都市の実現を目指して、健康づくり活動や疾病予防対策等に取り組んでいます。本市の平均寿命は年々上昇する傾向にあり、令和２（2020）年は男女とも沖縄県の平均寿命を上回っています（図８）。しかし、本市の特定健診※受診率は、受診することによるインセンティブを与える施策により一定の向上が図れたものの、未だ全国平均より低い状況にあり、市民の健康に対する認識が高まっていない状況もあります（図９）。このような状況の中、令和４（2022）年３月に「沖縄健康医療拠点健康まちづくり基本方針」を策定し、琉球大学医学部及び大学病院の西普天間住宅地区への移設を契機として、琉球大学、民間企業及び地域団体と連携した沖縄健康医療拠点の形成に向けた取り組みを進めています。

福祉分野に関しては、地域福祉、高齢者福祉や障がい者福祉に関する施策の充実、生活困窮者への支援、児童虐待やDV※の防止に向けた相談体制の充実等に取り組んでいます。近年は、ヤングケアラー※の早期発見及び支援策の充実が求められているほか、地域での支え合いやその担い手の不足、児童虐待に関する相談内容の複雑化により対応困難なケースが増加しており、今後も福祉へのニーズは増加していくと想定されます。

図８．全国・沖縄県・宜野湾市の平均寿命の推移

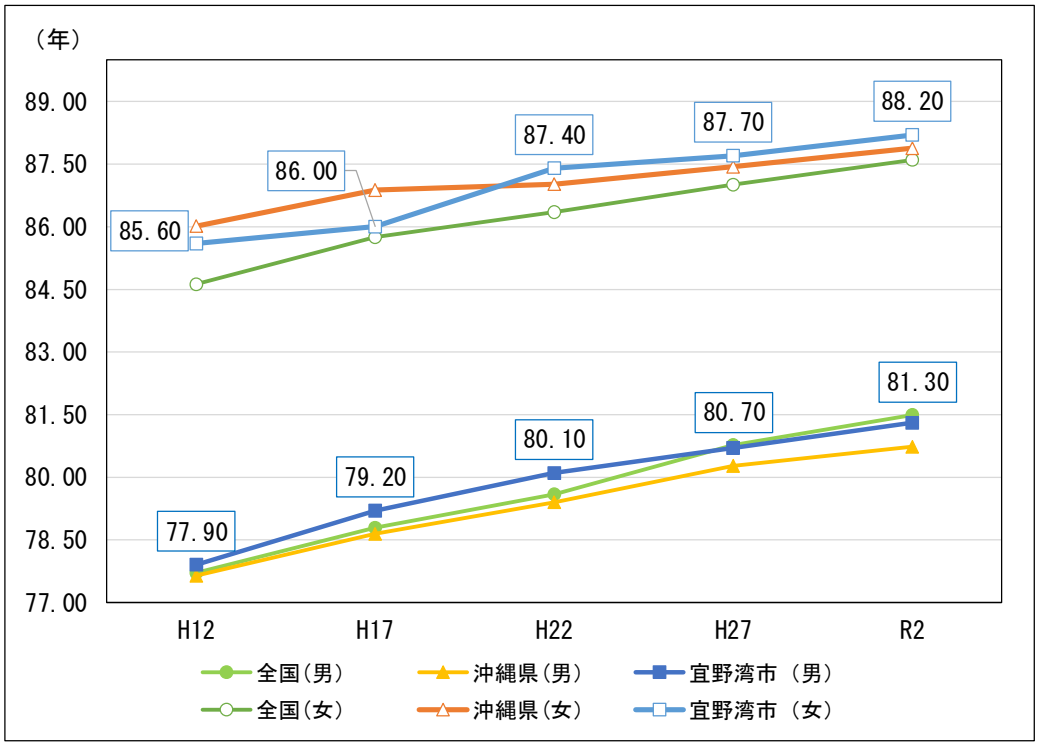

※表示の数値は、それぞれ宜野湾市の値となっている

出典：都道府県別生命表・市区町村別生命表（厚生労働省）

図９．全国・沖縄県・宜野湾市の特定健康診査受診率の推移

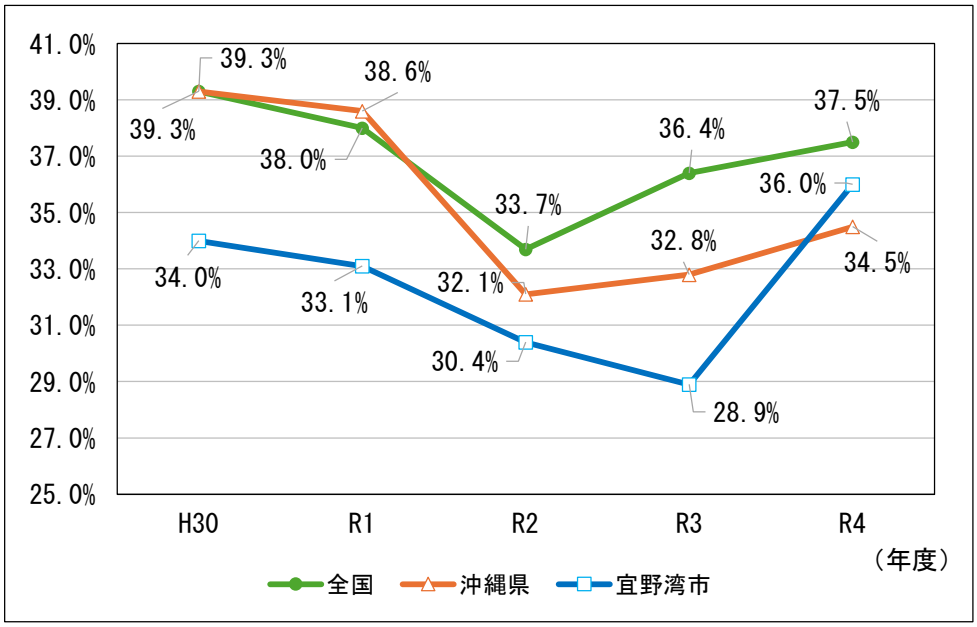

出典：国保特定健康診査受診率

３．子育て支援・保育について

本市の合計特殊出生率※は1.82となっており、全国的に少子化が進む中、沖縄県や本市においては、平成17（2005）年から平成27（2015）年にかけて上昇傾向にあります。直近ではやや減少していますが、全国に比べて高い水準となっています（図10）。

子育て支援・子育て環境の充実に対する市民のニーズは特に高く、本市としても様々な施策を実施しており、待機児童数は減少しているものの、保育士不足等の課題もあり、待機児童の解消には至っていない状況にあります（図11）。

また、市民からは出産・子育てしやすい環境づくりのために効果的な支援策として、経済的負担の軽減も挙げられています。

図 10. 合計特殊出生率の推移

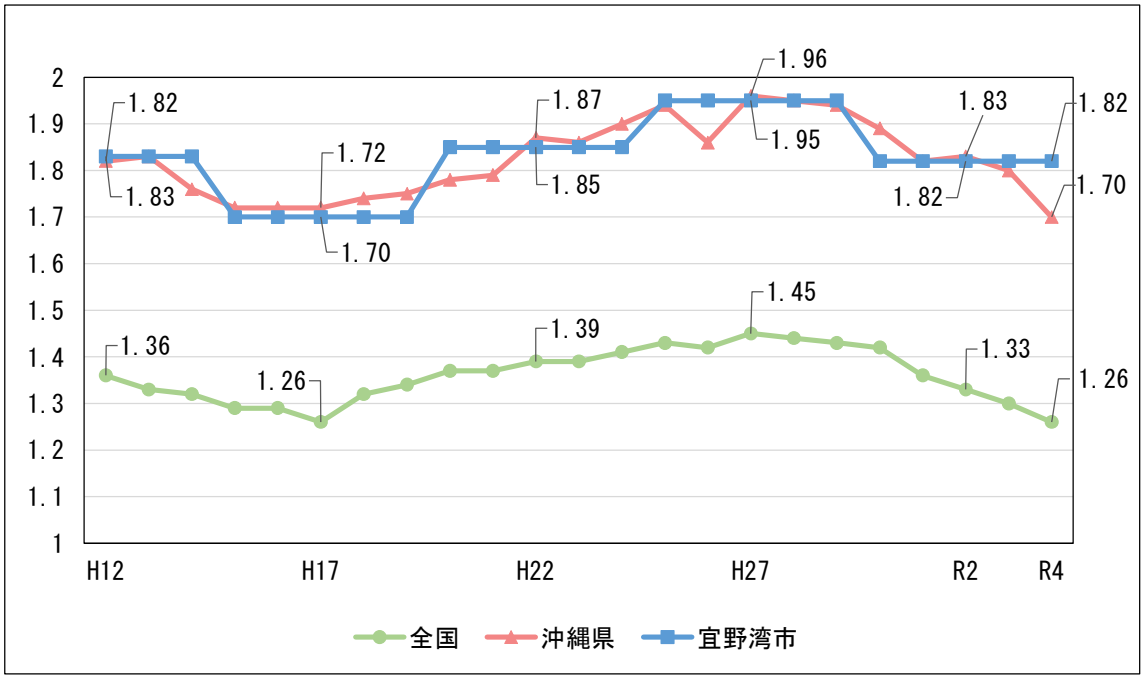

※宜野湾市のデータは５年ごとの推計。詳細は厚生労働省『人口動態統計特殊報告 参考 ベイズ推定とは』を参照

出典：人口動態統計特殊報告 人口動態保健所・市町村別統計（厚生労働省）/
社会・人口統計体系（総務省統計局）/人口動態統計（厚生労働省）

図 11. 待機児童数の推移

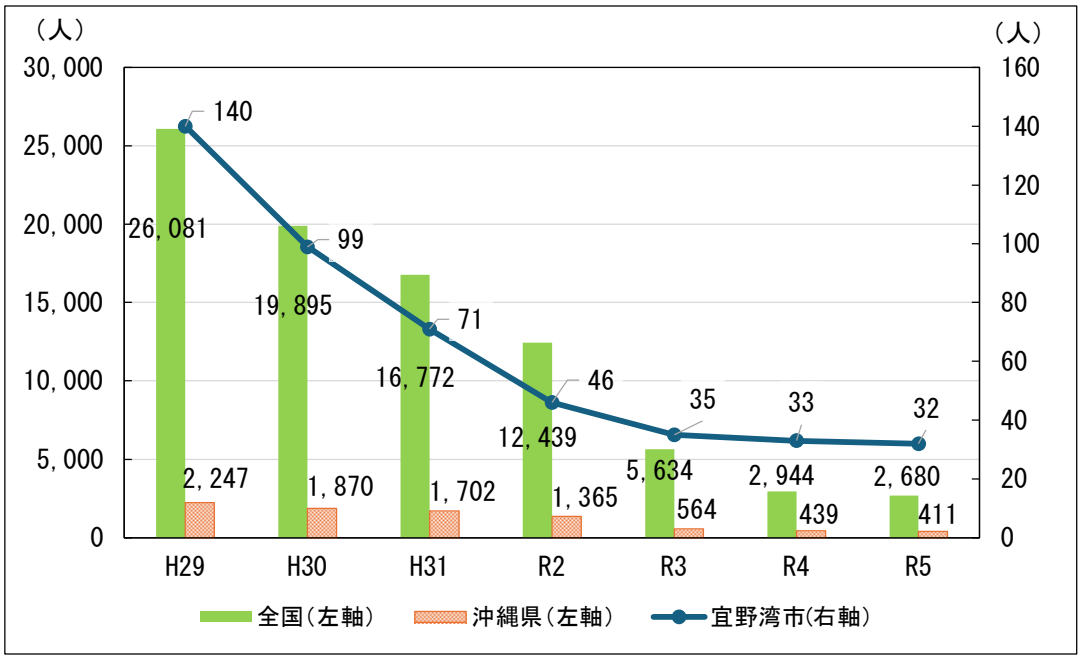

出典：令和５年４月１日時点における沖縄県の待機児童数（確報値）について
（沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課）/
令和５年４月待機児童数調査（こども家庭庁）

4．教育について

本市では、確かな学力の育成や豊かな心・健やかな体の育成に向けた施策等を実施し、学習スタイルの統一、特別支援教育支援員やスクールソーシャルワーカー※の配置等に取り組んでいます。このような状況の中、本市の小中学校における特別支援学級数は、年々増加する傾向にあり、幼児・児童・生徒への支援や相談件数も増加傾向にあるなど、幼児・児童・生徒が有するニーズや問題が多様化しているほか、全国学力・学習状況調査における国語・算数・数学の正答率が全国と比較して低い状況となっています（図12、図13）。

教育環境づくりについては、中学校部活動の地域移行等、地域と連携した教育活動に関する施策のほか、市内小中学校の耐震化、GIGAスクール構想※に基づく校内ネットワーク環境整備や１人１台端末の整備などの学校におけるICT※化等に取り組んでいます。

生涯学習の環境づくりに関しては、市民図書館や中央公民館を中心とした学習活動及び市立博物館を中心とした歴史・文化の継承に関する様々な施策に取り組んでいます。

図 12. 公立小中学校の特別支援学級数の推移

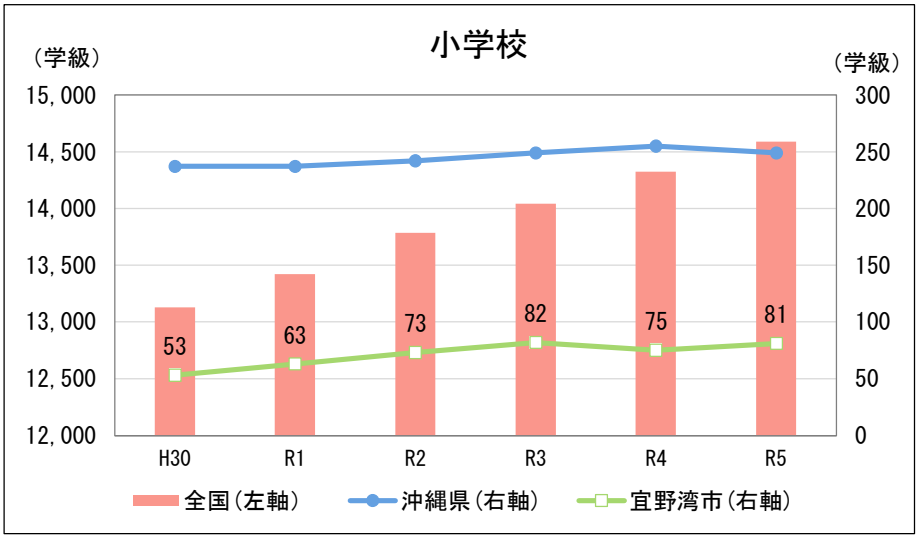

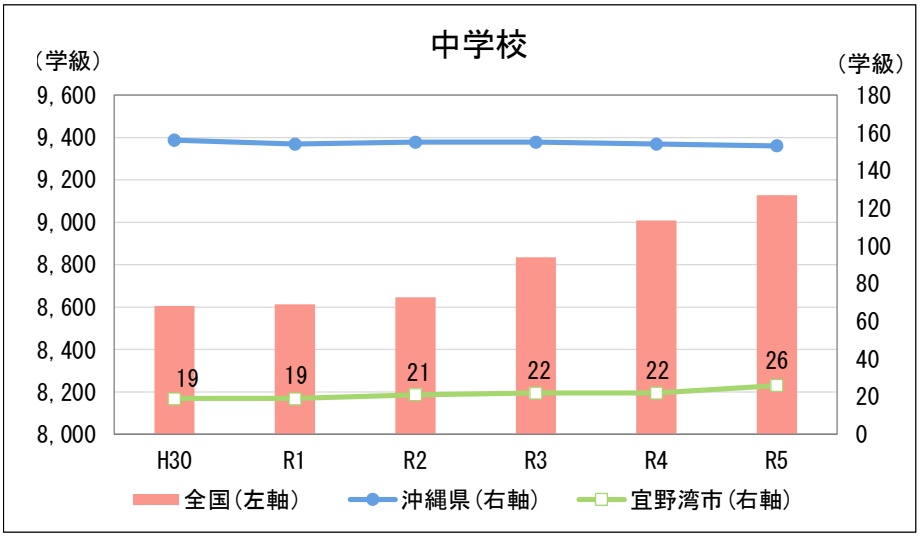

出典：学校基本調査（文部科学省）・教育委員会資料

図 13. 全国学力・学習状況調査における国語・算数・数学の正答率

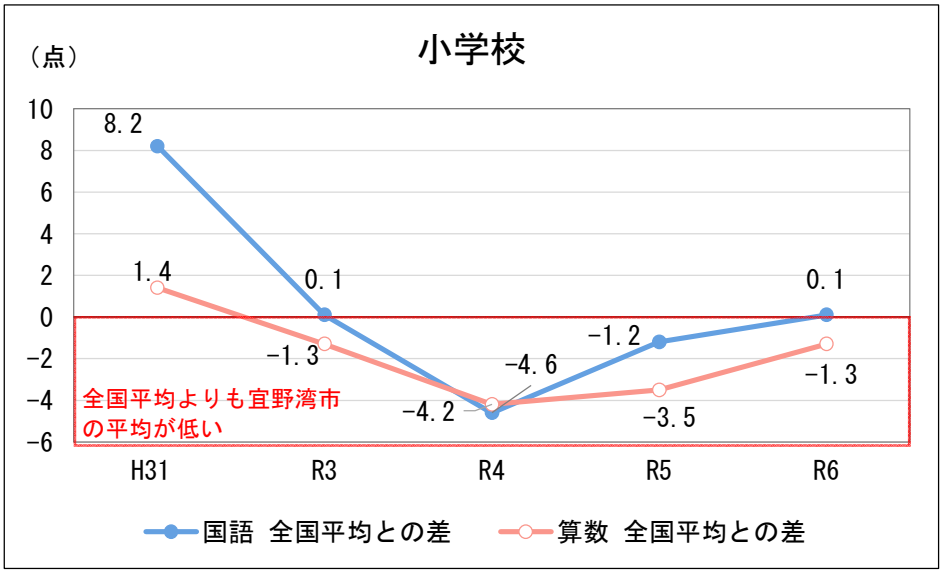

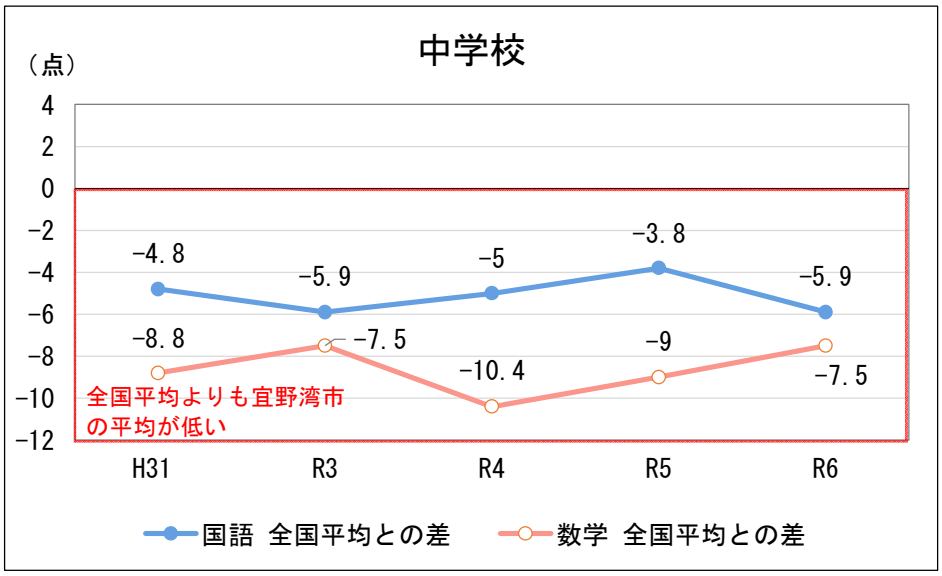

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

出典：学校基本調査（文部科学省）・教育委員会資料

５．経済・産業振興について

本市の西海岸地域においては、沖縄コンベンションセンターを中心に商業や観光資源の集積がなされ、プロスポーツのキャンプ地にもなっているなど、コンベンション・リゾート※地区として市の賑わいに寄与しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、西海岸施設の入場者数やイベント来場者数が減少したものの、現在は回復傾向にあります（図14）。

本市の産業別総生産額は、第一次産業は減少傾向、第二次産業は増加傾向、第三次産業は横ばいにあります（図15）。産業分類別の事業所数割合は「卸売業・小売業」が最も高く、次いで「宿泊業・飲食サービス業」、「医療・福祉」となっています（図16）。従業者数については、増加傾向にあり、平成24（2012）年から令和３（2021）年にかけて約5,000人増加しています（図17）。

特に情報通信業について、「情報通信産業振興地域※」に指定されている本市では、税制優遇措置等が受けられる強みを活かし、宜野湾ベイサイド情報センターへのIT企業等の受け入れなどによる事業者の育成・支援、創業支援や企業立地の促進に取り組んでおり、事業所数・従業者数ともに那覇市、浦添市に次ぐ第３位となっています（図18）。しかし、施設を退所後の受入れ先が市内に不足しているため、事業者が市外に転出している状況があるほか、事業者への創業支援や事業承継の支援、人材育成が課題となっています。

また、農業については経営安定化への支援等に取り組んだ結果、新規就農者数が増加するなど一定の効果は出ていますが、農業従事者全体としては減少しています（図19）。漁業については、燃油高騰補助や漁業再生支援等を実施していますが、天候の影響等で漁獲量にはバラつきがある状況です（図20）。

図 14. 西海岸施設の入場者数の推移

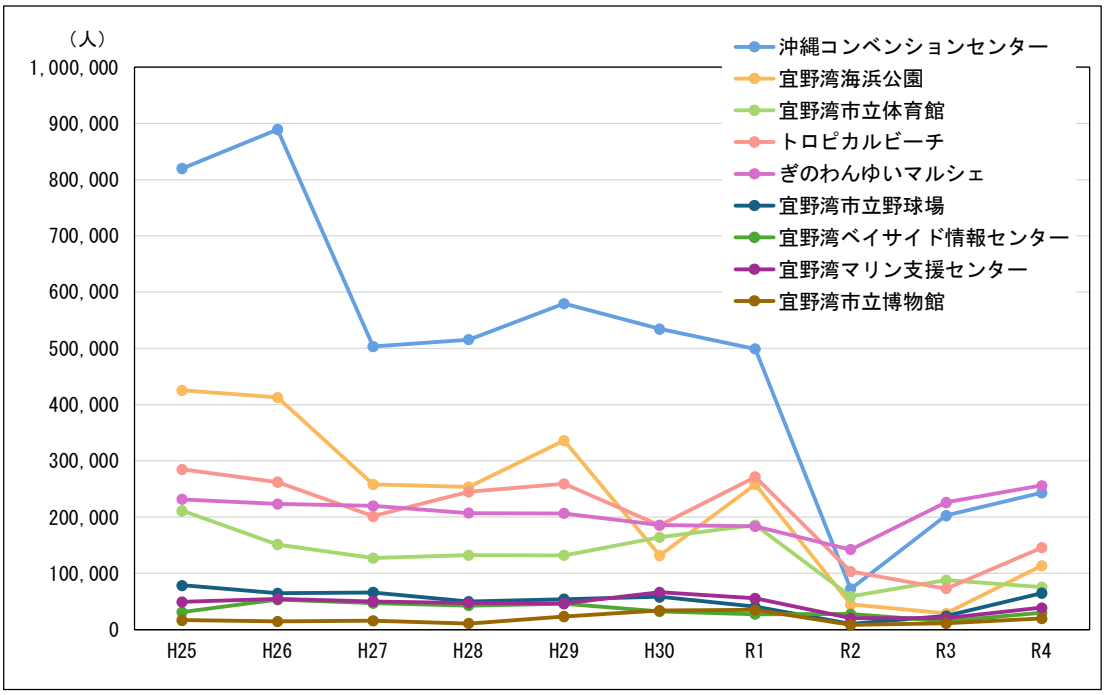

出典：第三次宜野湾市産業振興基本計画

図 15. 本市の産業別総生産額の推移

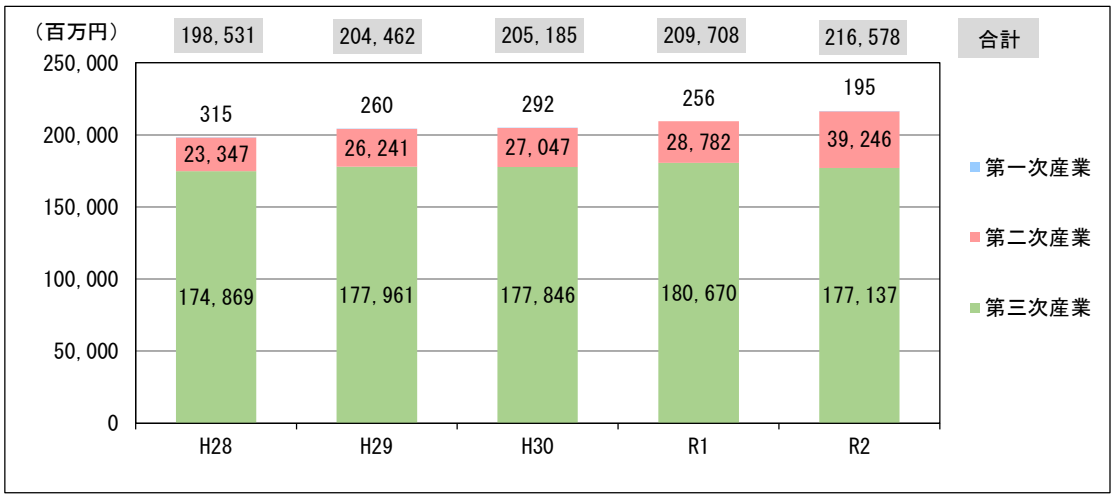

出典：沖縄県市町村民所得

図 16. 令和３年産業大分類別事業所数の割合

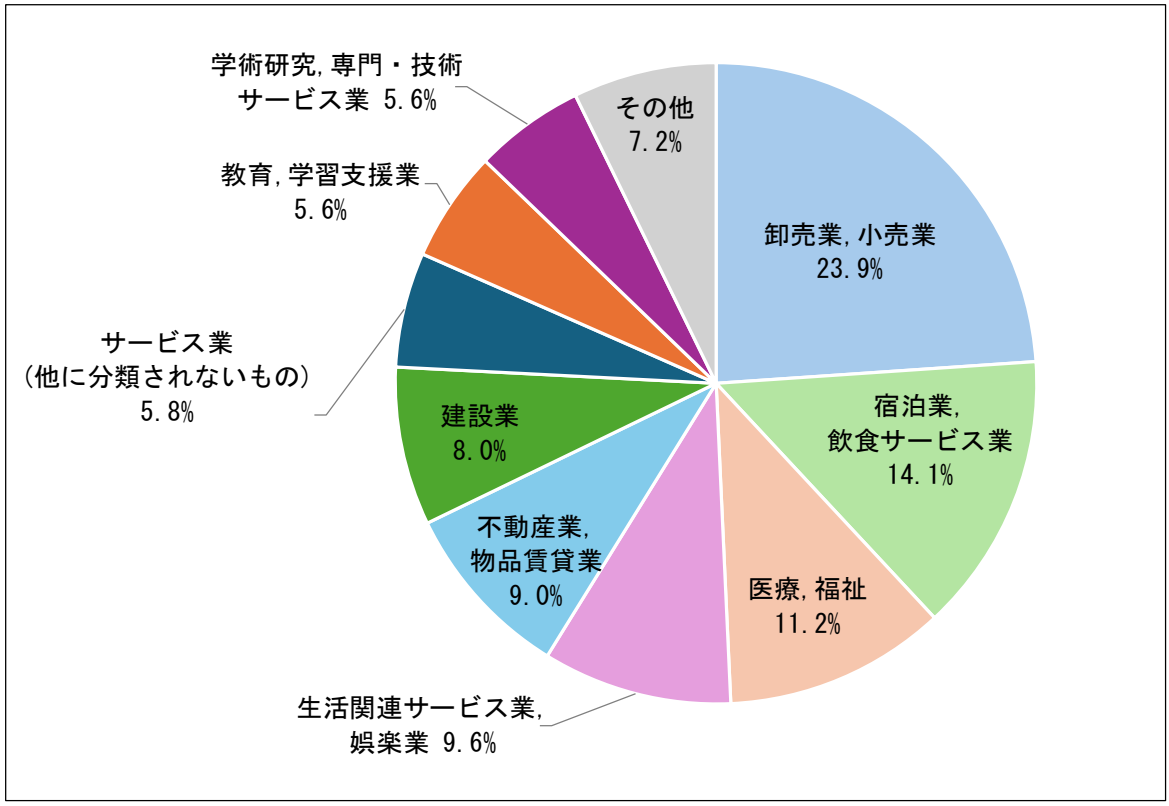

出典：経済センサス

図 17. 事業所数と従業者数の推移

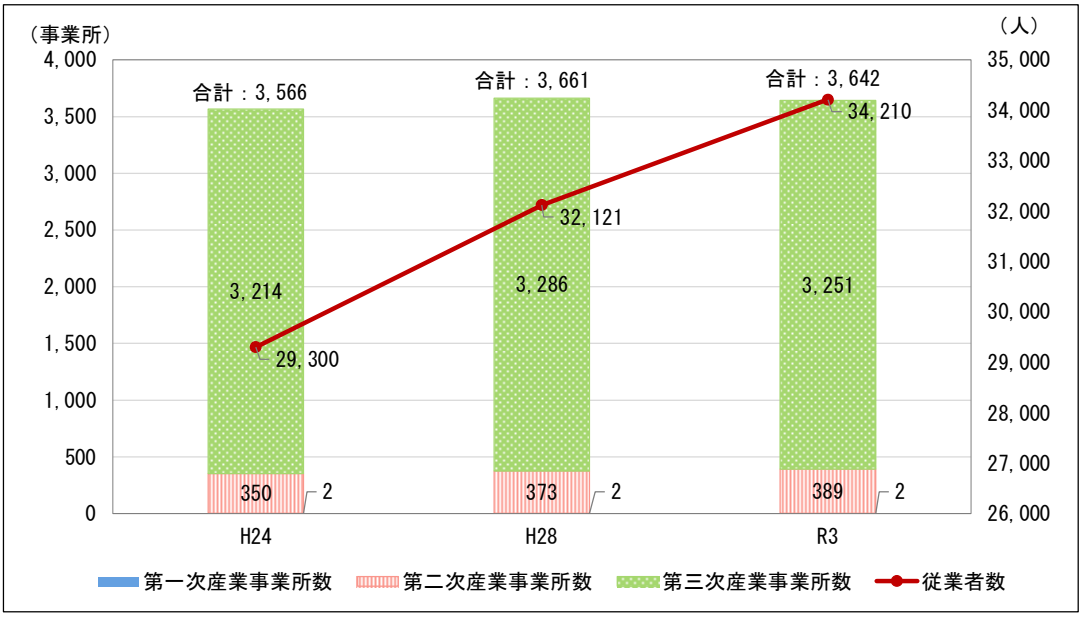

出典：経済センサス

図 18. 情報通信事業所数と従業者数の県内他市との比較

	2012 年		2016 年		2021 年		2012-2021 増減率	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数 (%)	従業者数 (%)
那覇市	302	7,021	316	6,818	383	7,724	126.8	110.0
宜野湾市	53	1,132	52	1,460	55	1,480	103.8	130.7
石垣市	17	144	24	207	23	170	135.3	118.1
浦添市	88	3,042	92	1,545	96	1,870	109.1	61.5
名護市	17	178	17	353	25	387	147.1	217.4
糸満市	7	55	10	134	11	137	157.1	249.1
沖縄市	33	264	28	280	32	311	97.0	117.8
豊見城市	20	186	14	92	18	207	90.0	111.3
うるま市	29	491	27	620	32	748	110.3	152.3
宮古島市	13	225	19	153	23	197	176.9	87.6
南城市	1	4	4	15	6	26	600.0	650.0

出典：第三次宜野湾市産業振興基本計画

図 19. 農林業の動向

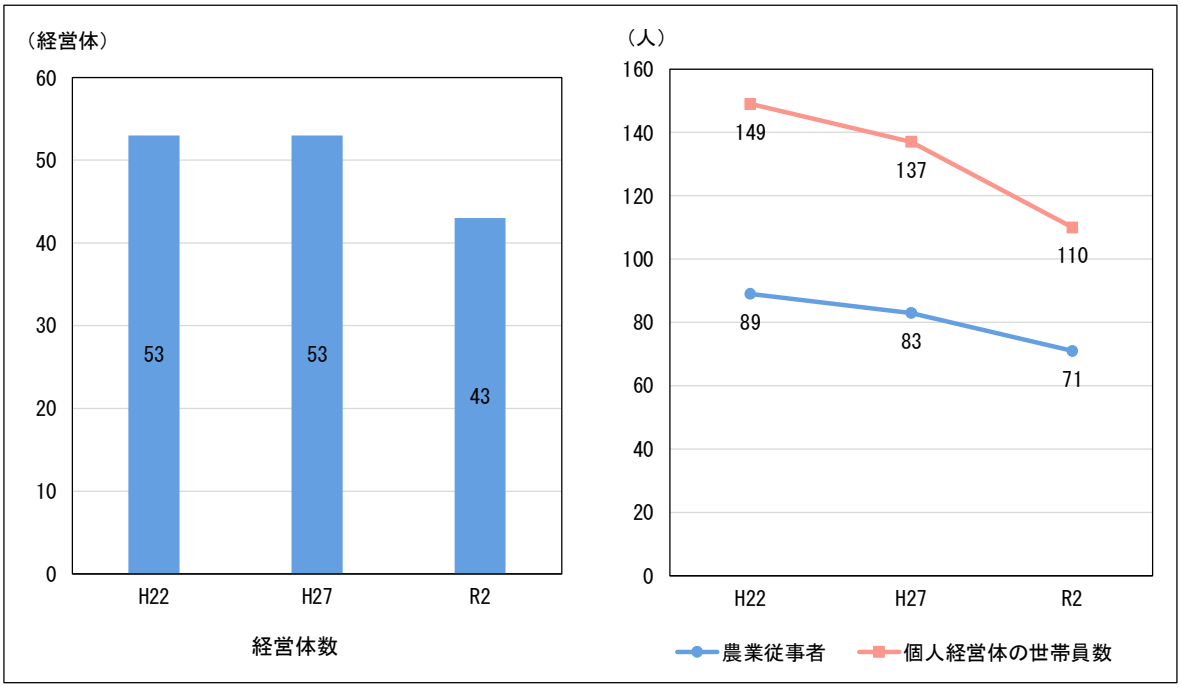

出典：宜野湾市統計書

図 20. 漁業の動向（漁獲量）

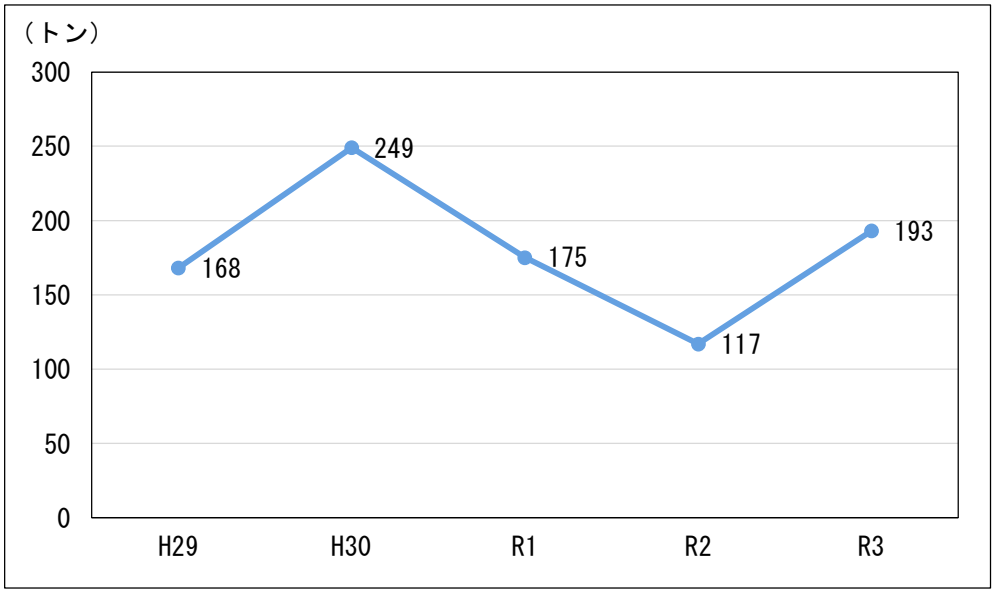

出典：宜野湾市統計書

６．安全・安心、環境について

本市の災害リスクとして、主に西海岸沿岸で広く津波浸水や液状化、高潮浸水が想定されているほか、一部の地区で急傾斜地の崩壊等の土砂災害の恐れがあります（図21）。本市では、消防・救急体制の整備、食糧・飲料水等の備蓄や防災備蓄倉庫の整備、市内全自治会での自主防災組織※の結成等の防災対策に取り組んでいます。しかし、令和６年能登半島地震のような自然災害が激甚化・頻発化する中、本市の想定避難者数に対して、食糧・飲料水等の備蓄や防災備蓄倉庫の整備、また避難所等における資機材等が不足している状況です。

交通安全・防犯対策については、交通安全施設の整備や防犯灯の設置等を推進しており、交通事故件数及び刑法犯認知件数ともに減少傾向にあります（図22、図23）。

環境施策については、環境保全と循環型社会※の形成に向け、環境学習会やごみの減量化に向けた周知活動等による環境保全活動に取り組んでいます。一人当たりの年間ごみ排出量について、家庭ごみは令和元（2019）年度の190.8kgが令和４（2022）年度は200.5kgと増加していますが、事業系ごみは令和元（2019）年度の87.9kgが令和４（2022）年度は76.9kgと減少しています（図24）。

図 21. 津波浸水想定区域

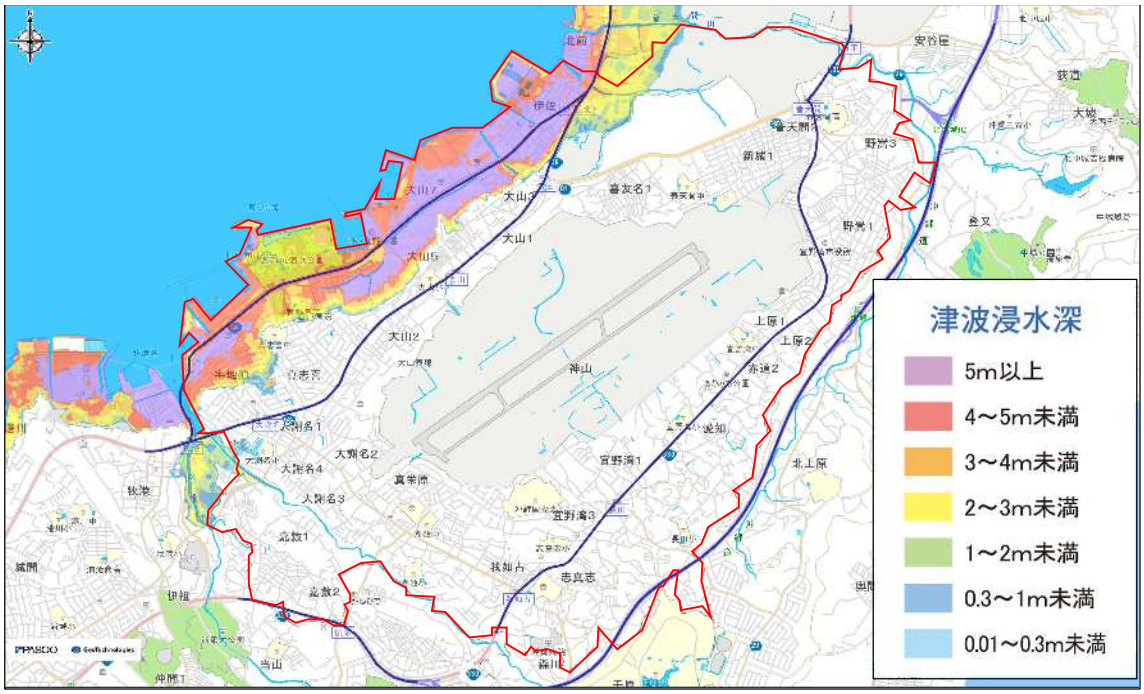

出典：宜野湾地図情報システム

図 22. 市内の交通事故発生状況（各年 12 月末現在）

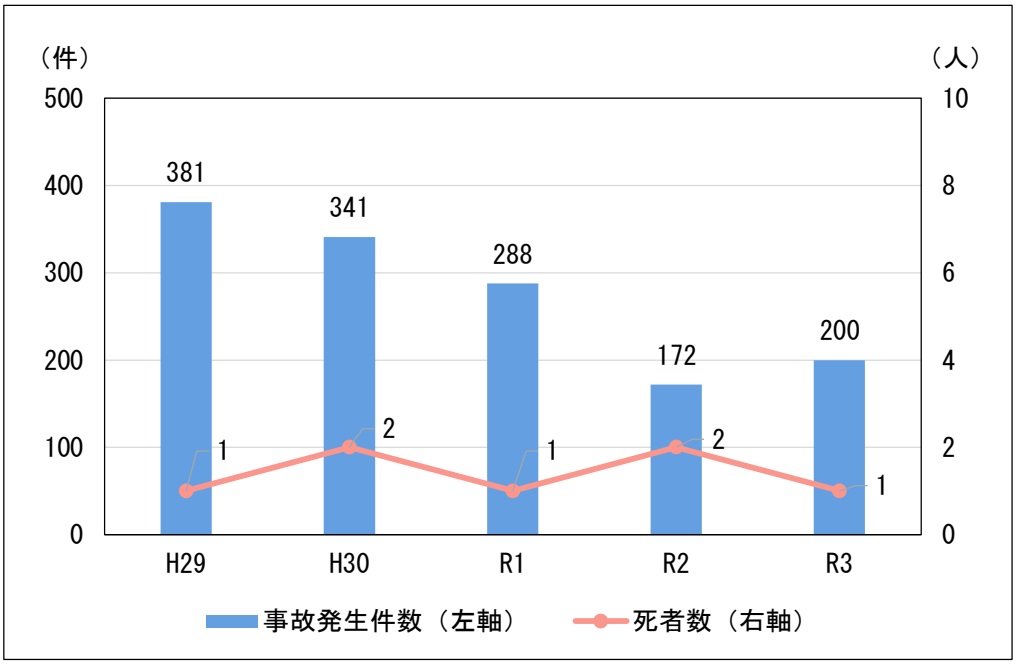

出典：宜野湾市統計書

図 23. 刑法犯認知及び検挙状況　宜野湾署管内（各年 12 月末現在）

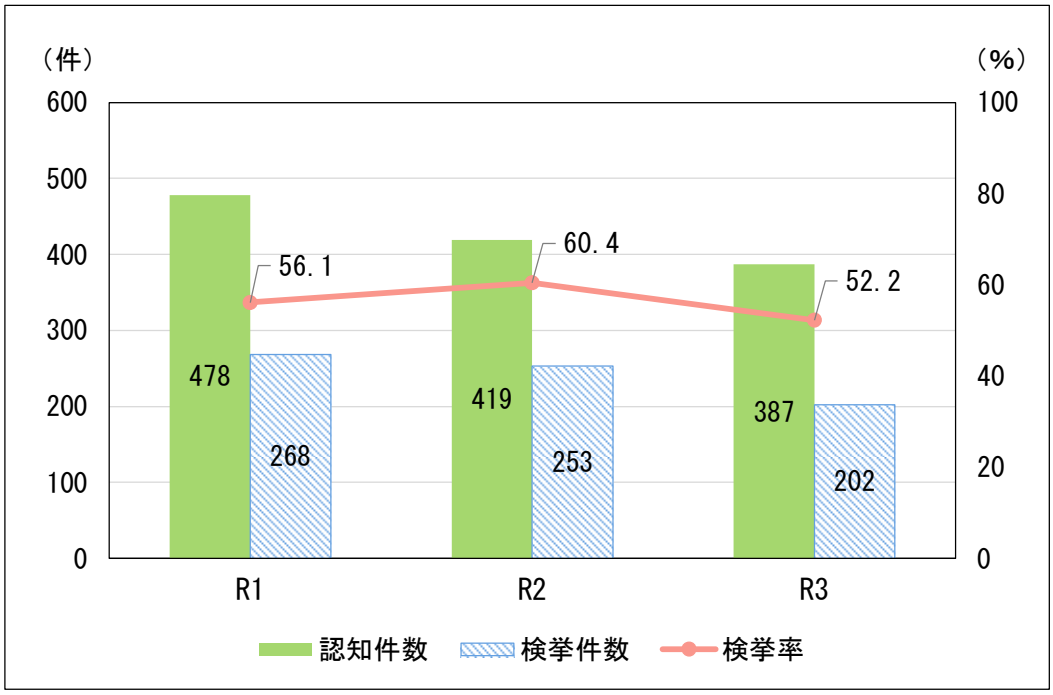

出典：宜野湾市統計書

図 24. 一人当たり年間ごみ排出量の推移

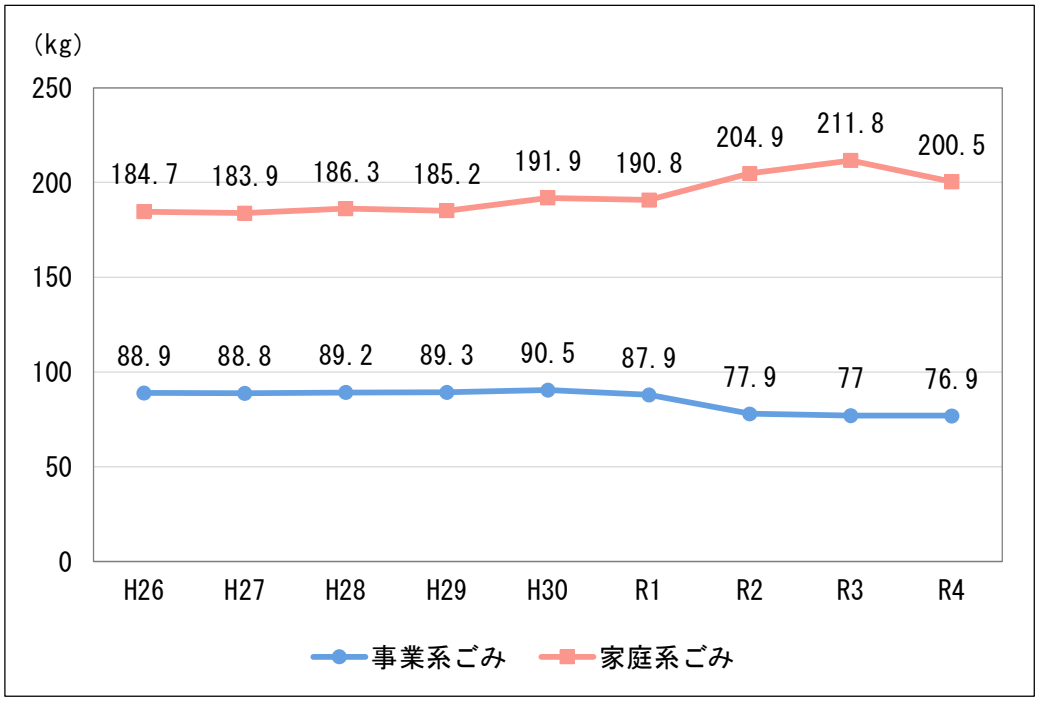

出典：ごみ搬入及び処理状況年報（倉浜衛生施設組合）

7．都市形成・交通について

本市の土地利用は、駐留軍用地を除き、広く住宅等の宅地、店舗・事務所、学校等の公用・公共用地等に利用され、農用地や森林等が少ない状況です（図25）。また、市内のほとんどが市街化区域に指定されており、そのうち約88％が人口集中地区となっています。そのほか、一部の地域では狭隘道路や旧耐震基準の建物が密集している状況です（図26、図27）。

都市基盤整備については、平成27（2015）年3月に返還されたキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）で土地区画整理事業を進めており、宇地泊第二地区の土地区画整理事業についてはほぼ完了している状況です。また、市内の道路整備を進めており、これまでも、市道宜野湾11号の開通等を行ってきましたが、未だ主要な幹線道路において交通渋滞が発生しています。

公共交通について、路線バスは国道58号や国道330号を中心に相当の本数が運行しており、サービス水準は高いものの、一部の地域で公共交通空白地域※が存在しています（図28）。

上下水道・公園については、計画的な整備や維持管理を推進していますが、一部の地域では、引き続き公園や下水道の整備を進める必要があります。

図 25. 宜野湾市国土利用計画現況図

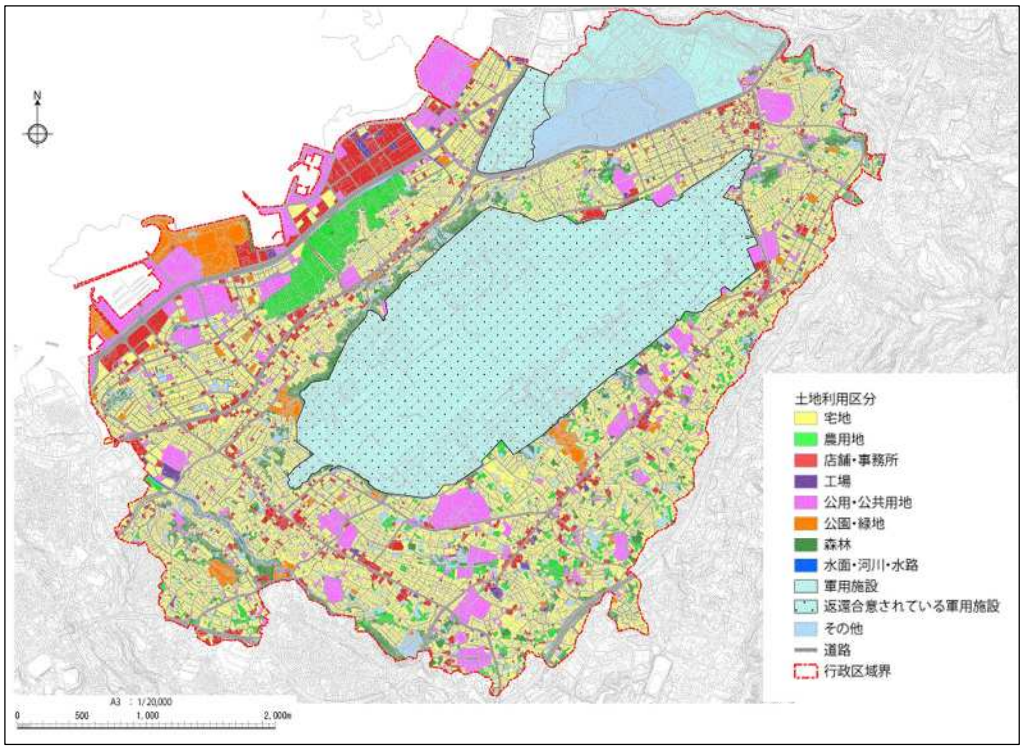

出典：第三次宜野湾市国土利用計画

図 26. 幅員別道路状況

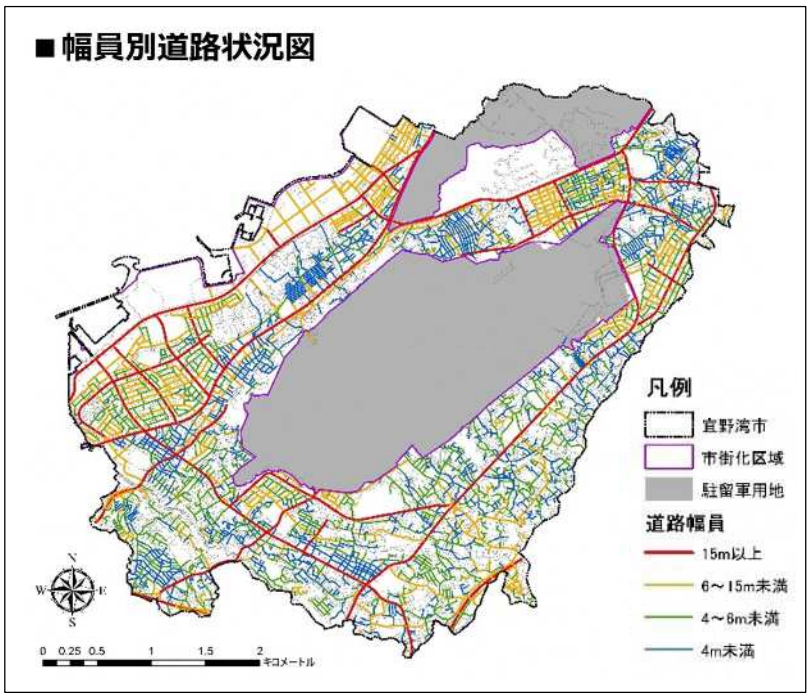

出典：宜野湾市都市計画マスタープラン

図 27. 旧耐震基準時に建築された建物

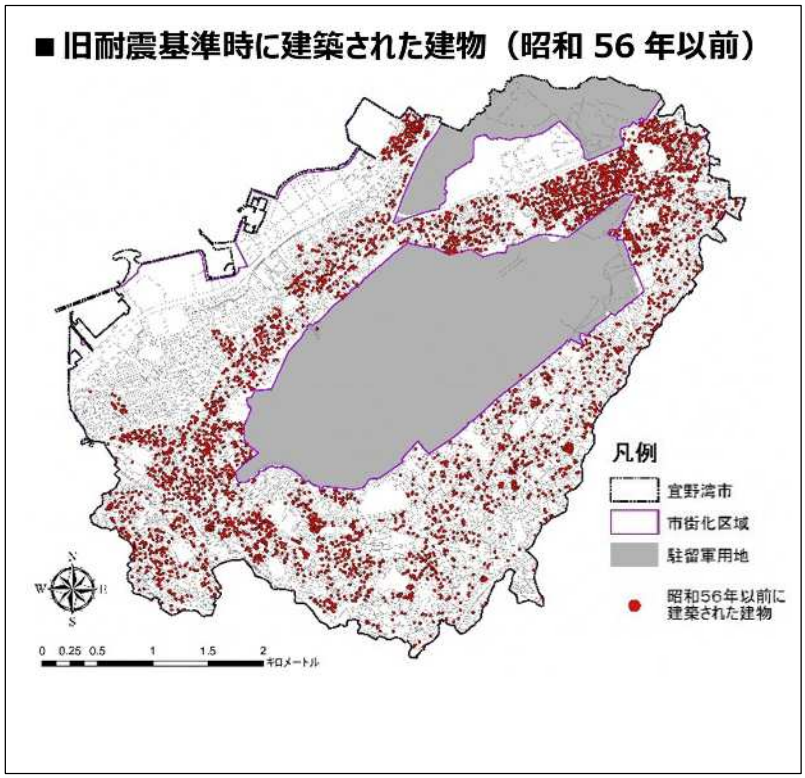

出典：宜野湾市都市計画マスタープラン

図 28. 市内の公共交通空白地域

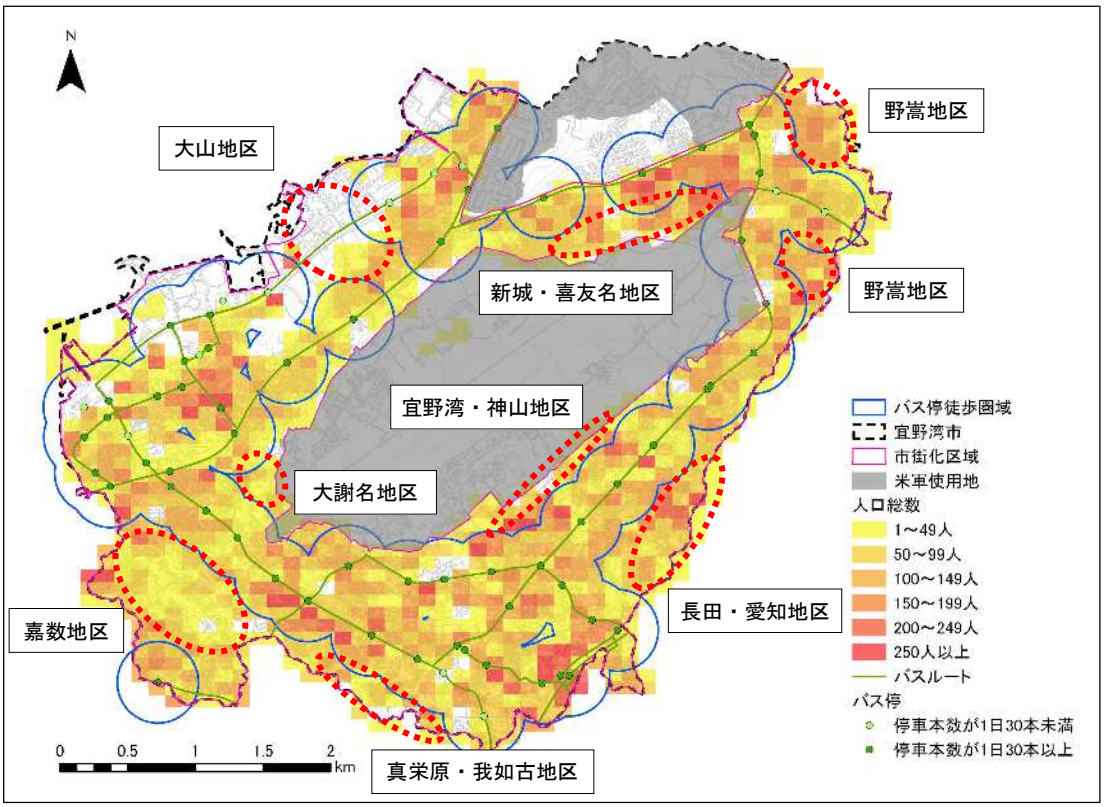

出典：宜野湾市地域公共交通計画

8．基地問題・平和行政について

本市では、市の中央部に普天間飛行場が位置しており、航空機事故の危険性や騒音被害等、市民生活に大きな負担となっています。

現在の返還計画では、普天間飛行場は「2022年度またはその後」、インダストリアル・コリドー地区※は、「2024年度またはその後」とされていますが、それぞれ明確な返還時期が示されていないことから、駐留軍用地の一日も早い閉鎖・返還及び早期の返還期日の確定に向けて、国・沖縄県・米国への要請のほか、市民や県内外に情報発信を行っています。基地問題への市民の関心は特に高く、普天間飛行場及びインダストリアル・コリドー地区※の一日も早い返還等を求めていく必要があります。

平成27（2015）年３月に返還された西普天間住宅地区では土地区画整理事業が進捗しており、返還が計画されている普天間飛行場やインダストリアル・コリドー地区※では、跡地利用計画等の検討を進めています。一方で、返還後の跡地利用に向けた普天間飛行場における土地の先行取得及び広大な跡地の開発にかかる財源の確保や具体的な開発手法の検討、国・沖縄県・本市を通じた推進体制の構築等が大きな課題となっています。

平和行政については、平和学習等の施策を進めていますが、戦争体験者の高齢化が進んでいます。

５節　市民アンケートの概要

第四次宜野湾市総合計画で設定した各施策について、市民の実感、意向等を把握するために市民アンケート調査を実施しました。

調査の概要及び主な調査結果を以下に整理します。

１．調査の概要

対象地域		宜野湾市全域
調査対象者		市内在住の方のうち、無作為で抽出した 18 歳以上の方
調査期間		令和５（2023）年９月 29 日（金）～10 月 13 日（金）の２週間
調査項目		Ⅰ あなたご自身のことについて Ⅱ 宜野湾市での生活について Ⅲ 宜野湾市総合計画について Ⅳ 結婚・出産・子育てについて Ⅴ 経済活性化について Ⅵ 自由意見
調査方法		配付：郵送 回答：郵送または Web 回答
結果	配付数	3,000 通
	回収数	641 通　※統計上、有意な回答数である
	回収率	21.3%

２．調査の結果（抜粋版）

①　属性

性別は、「男性」が39.3%、「女性」が52.3%と「女性」の回答がやや多くなっています。年齢は、「70代以上」が20.4%で最も多く、次いで「50代」19.3%、「30代」15.6%となっています。

【性別】

選択肢	件数	比率
１．男性	252	39.3%
２．女性	335	52.3%
３．その他	3	0.5%
無回答	51	8.0%
計	641	100.0%

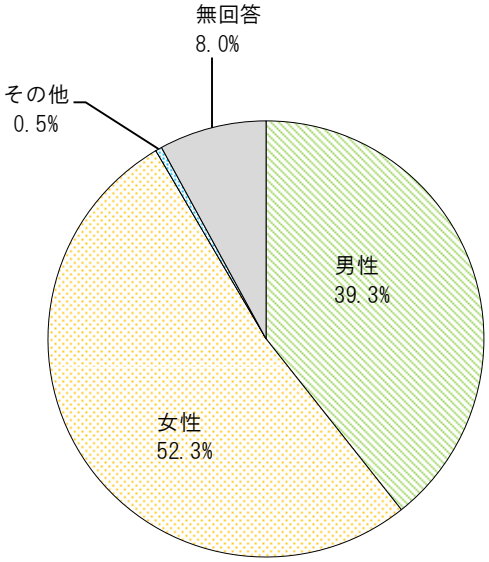

【年齢】

選択肢	件数	比率
１．10代	13	2.0%
２．20代	88	13.7%
３．30代	100	15.6%
４．40代	89	13.9%
５．50代	124	19.3%
６．60代	89	13.9%
７．70代以上	131	20.4%
無回答	7	1.1%
計	641	100.0%

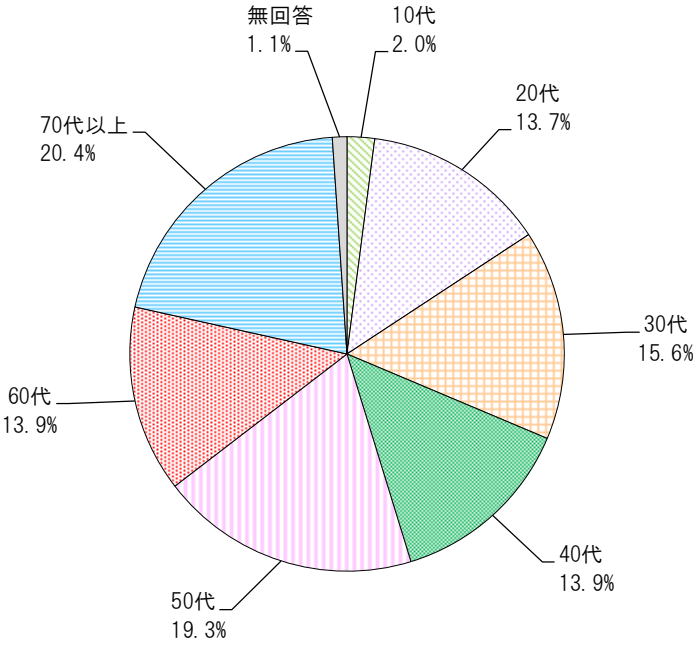

② 施策に対する満足度と重要度

aゾーン（満足度が低く、重要度が高い）は、特に市民のニーズが高く、改善の必要性が高い分野であり、その項目としては、「子育て支援・子育て環境の充実」、「基地跡地利用の推進」、「生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進」などで、今後の課題となっています。

満足度と重要度の分析 【偏差値】

満足度と重要度を点数化して偏差値を算定し，縦軸に重要度，横軸に満足度をとってグラフ化した。

aゾーン：満足度が低く、重要度が高い　　cゾーン：満足度・重要度がともに低い

bゾーン：満足度・重要度がともに高い　　dゾーン：満足度が高く、重要度が低い

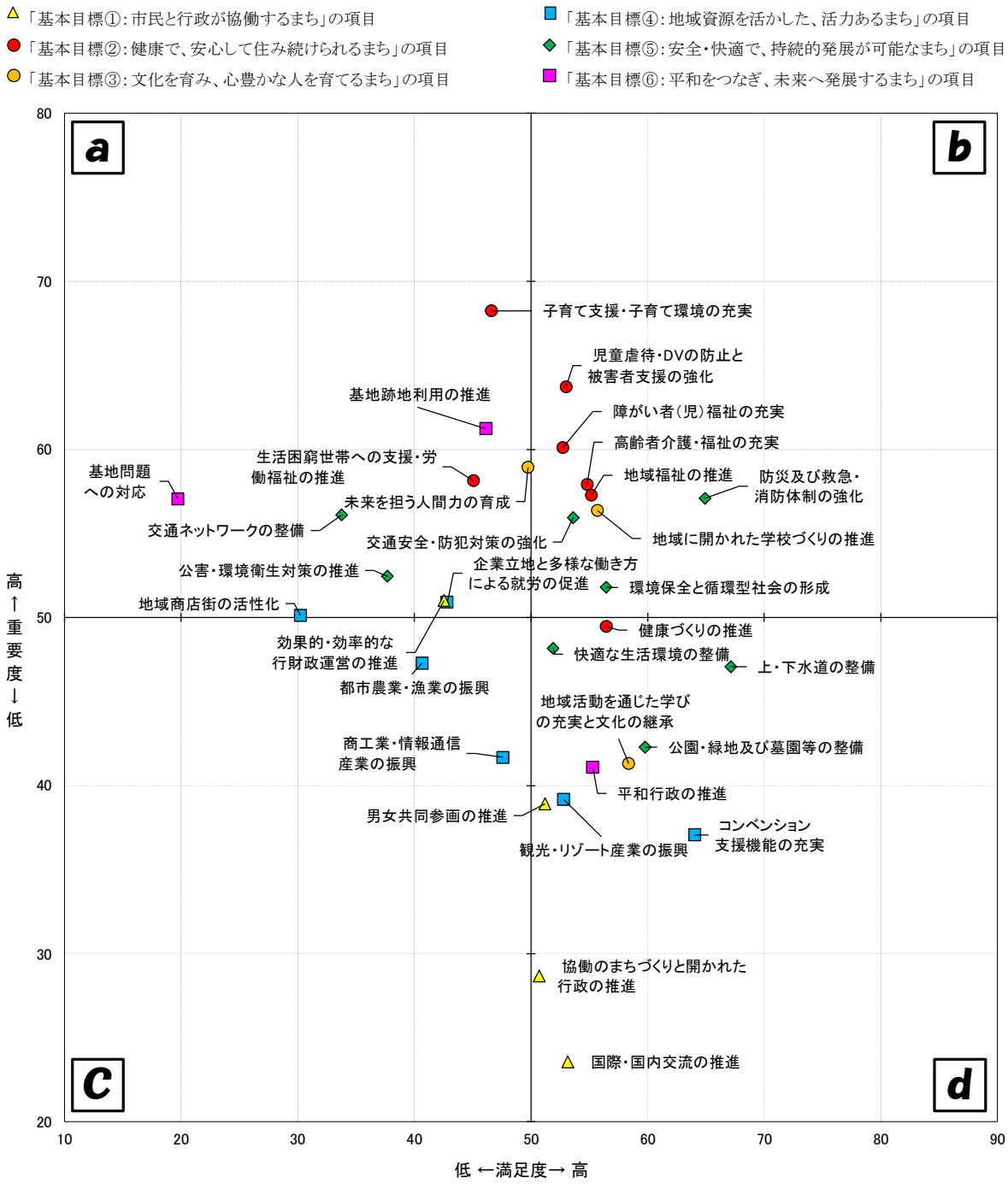

③　満足度と重要度を踏まえた改善の必要性

施策の満足度が低く、施策の重要度が高いほど改善の必要性が高くなります。順位としては、第１位「基地問題への対応」、第２位「交通ネットワークの整備」、第３位「子育て支援・子育て環境の充実」、第４位「地域商店街の活性化」、第５位「基地跡地利用の推進」となっています。

順位	項目	低い←　改善の必要性　→高い
1	29.　基地問題への対応	20.07
2	26.　交通ネットワークの整備	12.64
3	6.　子育て支援・子育て環境の充実	11.45
4	17.　地域商店街の活性化	9.95
5	30.　基地跡地利用の推進	8.44
6	10.　生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進	8.06
7	24.　公害・環境衛生対策の推進	7.84
8	7.　児童虐待・DVの防止と被害者支援の強化	5.09
9	12.　未来を担う人間力の育成	4.62
10	4.　効果的・効率的な行財政運営の推進	4.40
11	19.　企業立地と多様な働き方による就労の促進	4.19
12	8.　障がい者（児）福祉の充実	3.48
13	20.　都市農業・漁業の振興	3.10
14	9.　高齢者介護・福祉の充実	1.42
15	22.　交通安全・防犯対策の強化	1.05
16	5.　地域福祉の推進	0.95
17	13.　地域に開かれた学校づくりの推進	0.29
18	23.　環境保全と循環型社会の形成	-2.20
19	25.　快適な生活環境の整備	-2.62
20	18.　商工業・情報通信産業の振興	-2.78
21	11.　健康づくりの推進	-3.58
22	21.　防災及び救急・消防体制の強化	-3.60
23	2.　男女共同参画の推進	-6.35
24	15.　観光・リゾート産業の振興	-7.39
25	31.　平和行政の推進	-8.72
26	27.　上・下水道の整備	-10.59
27	1.　協働のまちづくりと開かれた行政の推進	-11.12
28	28.　公園・緑地及び墓園等の整備	-11.54
29	14.　地域活動を通じた学びの充実と文化の継承	-11.93
30	3.　国際・国内交流の推進	-15.34
31	16.　コンベンション支援機能の充実	-18.59

④　特に力を入れて取り組むべき施策（上位８施策）

31の基本施策のうち、特に力を入れて取り組むべき施策について３つまで回答いただいたところ、「子育て支援・子育て環境の充実」が最も多く、次いで「基地問題への対応」、「生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進」となっています。

順位	選択肢	件数	0% 5% 10% 15% 20% 25% 30% 35%
1	子育て支援・子育て環境の充実	209	32.6%
2	基地問題への対応	147	22.9%
3	生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進	102	15.9%
4	交通ネットワークの整備	95	14.8%
4	基地跡地利用の推進	95	14.8%
6	高齢者介護・福祉の充実	92	14.4%
7	未来を担う人間力の育成	86	13.4%
8	地域福祉の推進	73	11.4%

※無回答は除いている

⑤　出産・子育てしやすい環境づくりのために効果的な施策

出産・子育てしやすい環境づくりのために効果的な施策について、３つまで回答いただいたところ、「保育料や幼児教育費、医療費など子育てに関する経済的負担の軽減」が最も多く、次いで「保育所などの預け先の施設の充実」となっています。

選択肢	件数	0% 10% 20% 30% 40% 50%
１．妊娠・出産に関する相談・サポート体制の充実	54	8.4%
２．妊娠・出産時の経済的負担の軽減	132	20.6%
３．産休・育休制度の充実	90	14.0%
４．確実に職場復帰ができる企業体制	81	12.6%
５．保育所などの預け先の施設の充実	200	31.2%
６．子育てに関する相談・サポート体制の充実	53	8.3%
７．保育料や幼児教育費、医療費など子育てに関する経済的負担の軽減	259	40.4%
８．公営住宅への子育て世帯の優先入居など住宅面の支援	40	6.2%
９．短時間勤務制度など、仕事と育児を両立できる制度の充実	131	20.4%
10．その他	11	1.7%
無回答	106	16.5%
計	1,157	

集計母数641名

3つ以上回答した24名を含む。

⑥ 経済活性化のために重視していくべき施策

本市の経済を活性化していくために今後重視すべき施策について、３つまで回答いただいたところ、「基地の返還及び跡地利用の推進」が最も多く、次いで「観光業・商業の振興」、「人材育成の支援」となっています。

選択肢	件数	
1．観光業・商業の振興	188	29.3%
2．製造業・食品加工業の振興	54	8.4%
3．情報通信産業の振興	65	10.1%
4．市外・県外からの企業誘致	107	16.7%
5．市内企業の支援や地場産業の振興	131	20.4%
6．大学などの高等教育機関等の誘致	57	8.9%
7．新たに事業を始めようとする人への支援	108	16.8%
8．人材育成の支援	157	24.5%
9．高校生・大学生に対する職場体験の推進	61	9.5%
10．正規雇用拡大への支援	102	15.9%
11．基地の返還及び跡地利用の推進	230	35.9%
12．DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	52	8.1%
13．その他	15	2.3%
無回答	33	5.1%
計	1,360	

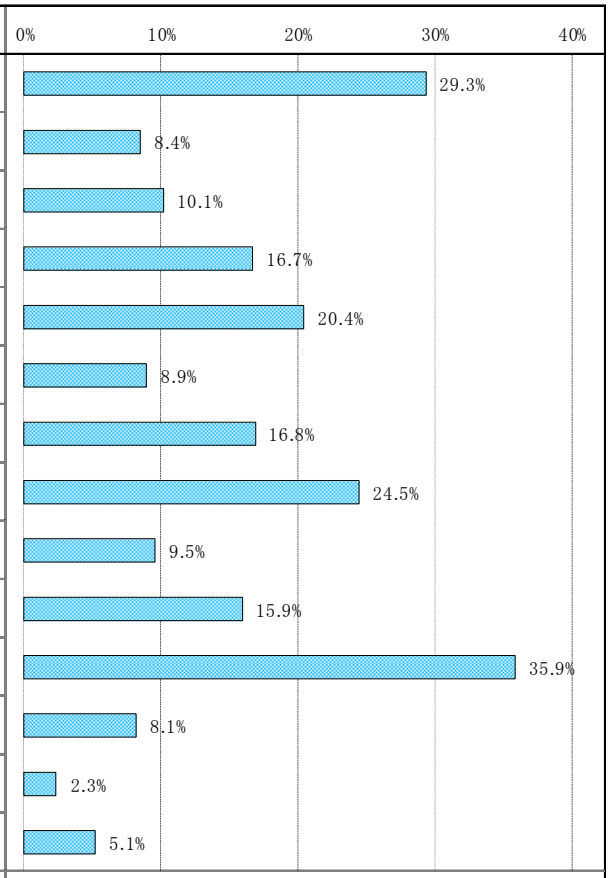

集計母数641名

第３章　将来都市像

１節　まちづくりの方向性

第２章までに整理した本市の現状や市民アンケート結果を踏まえた課題及びまちづくりの方向性を以下の通り整理します。

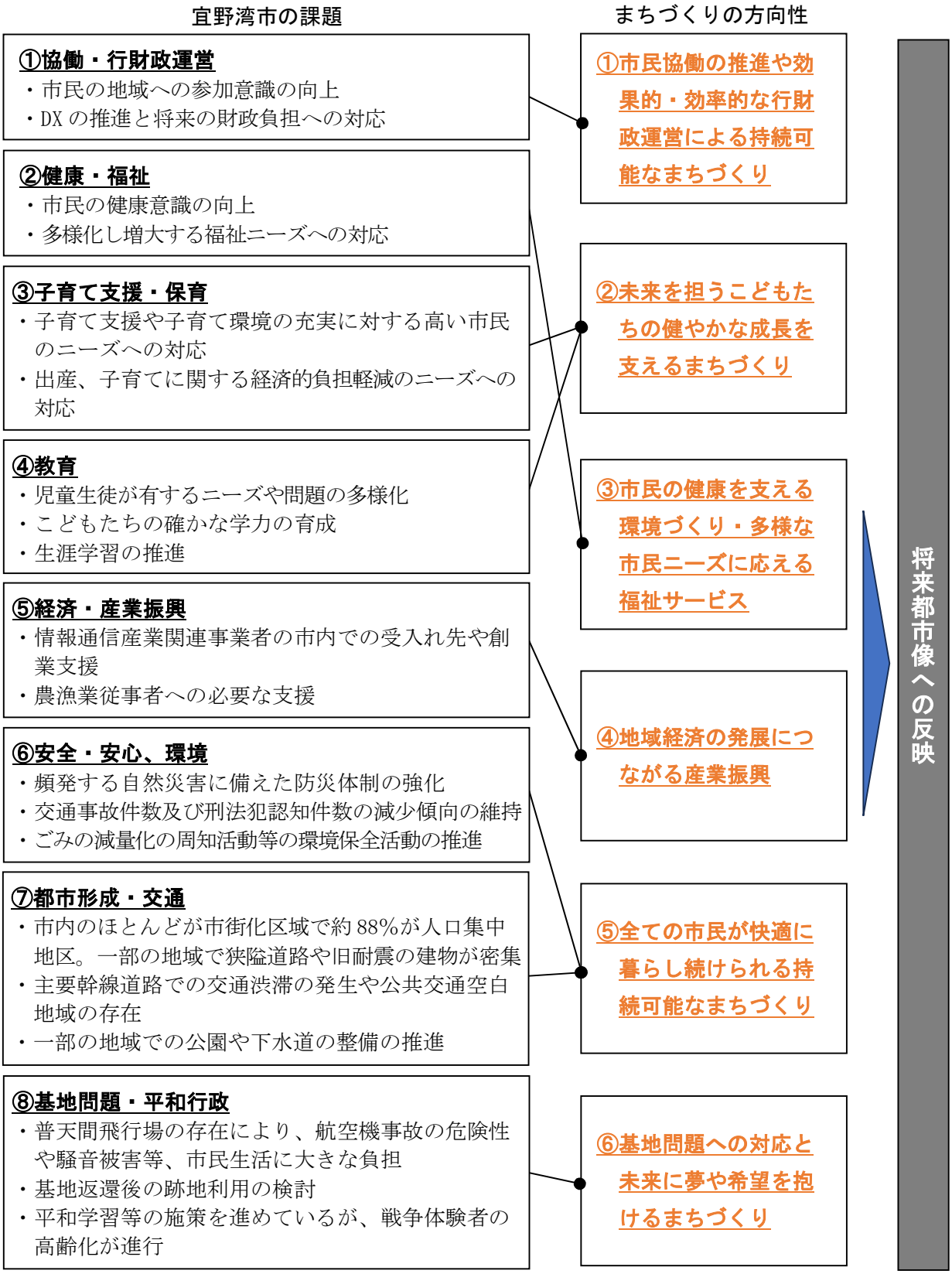

①市民協働の推進や効果的・効率的な行財政運営による持続可能なまちづくり

多様化・複雑化する地域課題や災害時の対応等、市民と行政、市民と市民相互の協働が求められることが多くなっている状況の中、本市では自治会加入率の低下など、市民の地域への参加意識が高まっていないことから、市民や事業者、行政の意識向上や広くまちづくりに参加できる仕組みづくりに取り組みます。

また、DX※の取り組みを推進するとともに、将来の財政負担に備えた効果的・効率的な行財政運営に取り組みます。

②未来を担うこどもたちの健やかな成長を支えるまちづくり

子育て支援、子育て環境の充実に対する市民の重要度の認識は最も高く、市民ニーズが特に高い施策の一つです。今後も、引き続き子育て支援に関する施策を実施するとともに、保育士の不足といった課題への対応等、こどもたちが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）※で生活をおくることができる環境づくりを進めます。

また、こどもたちの教育についても、確かな学力の育成と、多様化する児童生徒のニーズや問題に対応し、健やかな成長を支える環境づくりに取り組みます。

さらに、市民が生涯にわたり、いつでも学び、活動でき、地域の歴史・文化に親しめる施策を推進します。

③市民の健康を支える環境づくり・多様な市民ニーズに応える福祉サービス

本市においては、市民の健康づくりに対する意識が高まっていない状況があります。西普天間住宅地区への琉球大学医学部及び大学病院の移設を契機として、市民の健康意識の向上や健康行動のサポート等、市民の健康を支える沖縄健康医療拠点健康まちづくりを推進します。

また、福祉施策の充実や、つながり・支え合いのある地域共生社会※の実現に向けた体制づくり等に取り組み、多様化し増大する市民のニーズに応えられる福祉環境づくりを進めます。

④地域経済の発展につながる産業振興

本市の経済活性化のためには、観光や商工業、情報通信産業の振興や企業誘致等の取り組みが重要であり、市民アンケートでも経済活性化のために重視すべき施策に挙げられています。コンベンション・リゾート※地区としての西海岸地域の魅力を活かした市全体での観光振興や賑わいの創出と拡充、商工業や情報通信産業の振興、企業立地の促進のほか、農漁業への支援等による地域経済の活性化に取り組み、持続可能で魅力と活力ある産業の振興を目指します。

⑤全ての市民が快適に暮らし続けられる持続可能なまちづくり

頻発する自然災害に対して、防災備蓄倉庫の整備等の対応だけでなく、自主防災組織※などの関係団体と連携した防災体制のさらなる強化を推進します。

また、引き続き交通安全・防犯対策の継続・強化等に取り組むほか、自然環境に配慮したエネルギーの使用や温室効果ガスの排出抑制等を通じ、積極的な環境保全活動を推進します。

さらに、西普天間住宅地区における土地区画整理事業等を推進するほか、本市の一部の地域において、引き続き公園や下水道の整備を進める必要があること、主要幹線道路での交通渋滞の発生や公共交通空白地域※の存在等の課題もあることから、誰もが快適に暮らし続けられる都市基盤整備を進めます。

⑥基地問題への対応と未来に夢や希望を抱けるまちづくり

基地問題への対応は、市民の関心が特に高い分野であり、普天間飛行場及びインダストリアル・コリドー地区※の一日も早い閉鎖・返還や返還までの間の危険性除去及び目に見える形での基地負担軽減、早期の返還期日の確定を日米両政府に求めます。また、跡地利用計画の策定に向けた検討、返還後の跡地利用を見据えた土地の先行取得や広大な跡地開発に向けた推進体制の整備、制度の構築、事業手法・実施主体の確立、開発費用等の各種課題について、国、沖縄県とともに検討を進め、未来に夢や希望を抱けるまちづくりを目指します。

さらに、これらの基地問題に対する取り組みに加えて、平和の尊さを後世に伝え、守り続けるための取り組みも進めます。

２節　将来都市像

前節で設定したまちづくりの方向性を踏まえ、本市の将来都市像を以下の通り設定します。

ねたてのまち　宜野湾

～健やかに、心豊かに育む未来～

◆ねたてのまち　宜野湾

・「ねたて」とは、古謡「おもろそうし」に表された言葉で、「物事の根元」または「共同体の中心」を意味するものです。沖縄コンベンションセンターを中核として、人・物・情報が国際的な次元で出入りする本市は、沖縄県の中核的な役割を担う都市として成長発展しており、現代の「ねたて」といえます。今後もこの特徴を活かして、沖縄県全体をリードするまちづくりを進める思いを込めたキーワードです。

・今後、宜野湾市が特に力を入れていく分野である“子育て・教育、健康、基地跡地利用”について、目指す姿を表現しました。

・市民、その中でも、こどもたちが心身ともに健やかに生活でき、心豊かに幸福を感じられるまちを目指して、「健やかに、心豊かに育む」と表現し、さらに、基地跡地利用などを見据えた市の発展も目指して、「育む未来」と表現しました。

第４章　基本目標

１節　基本目標

第３章で示された将来都市像「ねたてのまち宜野湾～健やかに、心豊かに育む未来～」を実現するために、分野別に次の６つの基本目標を設定します。

基本目標１：協働の推進による持続可能なまち

市民と行政、市民相互の協働に向けて、地域活動の活発化を図るとともに、市民への積極的な情報発信や意識啓発等に取り組み、市民誰もがまちづくりに参画し、自分らしく活躍できるまちを目指します。

また、DX※を推進するとともに、行財政改革の推進等による行政事務の効率化や行政サービスの向上に努めます。

これらの市民協働の取り組みや行政事務の効率化・市民サービスの向上を推進することにより、持続可能なまちを目指します。

基本目標２：こどもたちが安心して、心豊かに成長できるまち

子育て支援の充実を図るほか、切れ目のない支援に取り組み、こどもたちが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）※で生活をおくることができるまちを目指します。

また、教育 DX※や学校と地域の連携強化、個々のニーズに応じた学習機会の確保等、教育環境のさらなる充実により、未来を担うこども達の健やかな成長を支えるまちを目指します。

さらに、こどもから高齢者まで、多様な学習・活動機会の拡充に取り組むとともに、地域の自然・歴史・文化に親しめる機会を創出し、市民の生きがいづくりや、地域への愛着を醸成するまちを目指します。

基本目標３：いつまでも健やかに生き生きと暮らせるまち

琉球大学や民間企業、地域団体等と連携した沖縄健康医療拠点の取り組みを進め、全市民参加型の健康まちづくりを推進し、全ての市民が健康に暮らせるまちを目指します。

また、地域でのつながり・支え合いの仕組みづくりやさらなる相談・支援体制の充実等により、いつでも必要な支援やサービスを受けられる環境を確保し、誰もがいつまでも生き生きと暮らせるまちを目指します。

基本目標４：宜野湾の特性を活かした賑わいと活力のあるまち

本市の魅力を活かした多彩なイベントやスポーツを通した賑わいの創出と交流の促進、認知度の向上等、新たな観光資源の発掘と情報発信に取り組みます。

また、中小企業等の活性化支援、情報通信産業の創業支援と育成、企業立地の促進、都市農業※・漁業の振興等を推進し、本市の特性を活かした賑わいと活力のあるまちを目指します。

基本目標５：すべての人が安全・安心で快適に暮らせるまち

本市の災害リスクに対し、防災・消防体制の強化、市民や関係団体と一体となった防災力強化に取り組むとともに、交通安全対策や防犯対策を推進し、災害に強く、安全・安心なまちを目指します。

また、西普天間住宅地区の開発を進めるほか、市街地・道路・公園・上下水道等の快適な暮らしを支える都市基盤の計画的な整備、老朽化した施設等の更新や維持管理を推進するとともに、円滑な交通ネットワークの確保に取り組みます。あわせて、環境保全等における教育・意識啓発やカーボンニュートラル※の促進等、自然環境とも調和した、誰もが快適に暮らし続けられるまちを目指します。

基本目標６：平和をつなぎ、未来へ発展するまち

普天間飛行場の固定化を許さず、一日も早い閉鎖・返還と、返還までの間の危険性除去及び目に見える形での負担軽減、早期の返還期日の確定を日米両政府に強く求めていきます。また、跡地利用計画の策定に向けて取り組むとともに、土地の先行取得や返還後の跡地開発に関する課題について、地権者をはじめ、国・沖縄県と連携して検討し、未来へ向かって発展するまちを目指します。

さらに、平和に関する学習や交流等を行い、平和の尊さに対する啓発を図るなど、平和行政を推進します。

◆基本目標の体系図

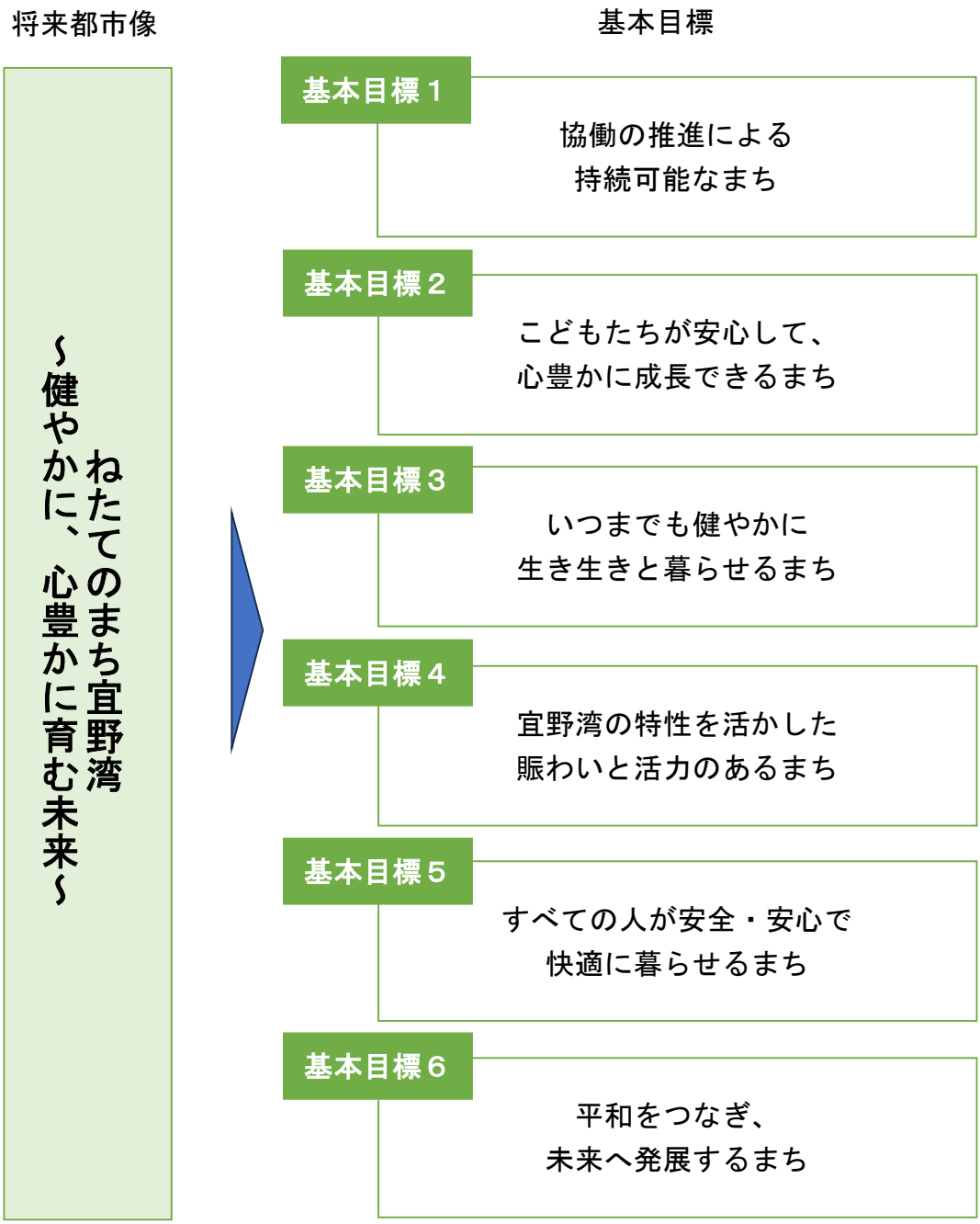
将来都市像
基本目標
～健やかに、心豊かに育む未来～ ねたてのまち宜野湾
基本目標１
協働の推進による
持続可能なまち
基本目標２
こどもたちが安心して、
心豊かに成長できるまち
基本目標３
いつまでも健やかに
生き生きと暮らせるまち
基本目標４
宜野湾の特性を活かした
賑わいと活力のあるまち
基本目標５
すべての人が安全・安心で
快適に暮らせるまち
基本目標６
平和をつなぎ、
未来へ発展するまち

第五次宜野湾市総合計画
前期基本計画

第１章　はじめに

１節　前期基本計画の位置づけ

前期基本計画は、基本構想で掲げた将来都市像の実現のため、６つの分野ごとの取り組みを整理し、その基本的な方向を位置づけています。

コラム

●第五次宜野湾市総合計画とSDGsの関係

SDGs は、平成 27（2015）年９月に国連で採択された「持続可能な開発目標」のことで、「誰一人取り残さない」という理念の下、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、令和 12（2030）年を達成期限とする 17 のゴール、169 のターゲットを示しています。

本市においても、人口減少や少子高齢化の進行等を踏まえて、持続可能なまちづくりを進める必要があり、前期基本計画で取り組む方向性は、SDGs が目指すところと一致していることから、地方自治体として、SDGs に貢献することを念頭に、本計画を推進します。

＜SDGs の目指す 17 の目標＞

２節　計画期間

前期基本計画の計画期間は、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度の５年間とします。

３節　施策体系図

第五次宜野湾市総合計画基本構想において掲げた将来都市像「ねたてのまち宜野湾～健やかに、心豊かに育む未来～」の実現を目指し、分野別に６つの基本目標を定めています。

前期基本計画では、この６つの基本目標に沿った 30 の基本施策について体系化し、位置づけます。

基本目標		基本施策
目標１	協働の推進による持続可能なまち	（１）協働のまちづくりと開かれた行政の推進
		（２）男女共同参画の推進
		（３）国際・国内交流の推進
		（４）効果的・効率的な行財政運営の推進
目標２	こどもたちが安心して、心豊かに成長できるまち	（１）子育て支援・子育て環境の充実
		（２）児童虐待・DV の防止
		（３）誰一人取り残さない支援体制の構築
		（４）未来を担う人間力の育成
		（５）地域とともにある学校づくりの推進と教育環境の充実
		（６）地域活動を通じた学びの充実と文化の継承
目標３	いつまでも健やかに生き生きと暮らせるまち	（１）健康づくりの推進
		（２）地域福祉の推進
		（３）障がい者福祉の充実
		（４）高齢者福祉・介護の充実
目標４	宜野湾の特性を活かした賑わいと活力のあるまち	（１）観光・リゾート産業の振興
		（２）商工業の振興及び商店街の活性化
		（３）情報通信産業の振興
		（４）企業立地と人材育成、新たな働き方による就労の促進
		（５）都市農業・漁業の振興
目標５	すべての人が安全・安心で快適に暮らせるまち	（１）防災及び救急・消防体制の強化
		（２）交通安全・防犯対策の強化
		（３）環境保全や循環型社会の形成
		（４）公害・環境衛生対策の推進
		（５）快適な生活環境の整備
		（６）交通ネットワークの整備
		（７）上・下水道の整備
		（８）公園・緑地及び墓園等の整備
目標６	平和をつなぎ、未来へ発展するまち	（１）基地問題への対応
		（２）基地跡地利用の推進
		（３）平和行政・平和教育の推進

第２章　基本施策

１節　基本施策の見方

基本施策は、次のような構成でまとめています。

実現を目指したいまちの姿を記載しています。

取り組みに明確な方向性を与えるため、目標指標を設定しています。
令和11（2029）年度を目標値設定年度とし、次期計画策定に向けて評価を行います。
なお、現状値について、令和５（2023）年度において取り組みがなかったものはハイフン「-」で表示しています。

基本施策ごとの現状及び課題を記載しています。

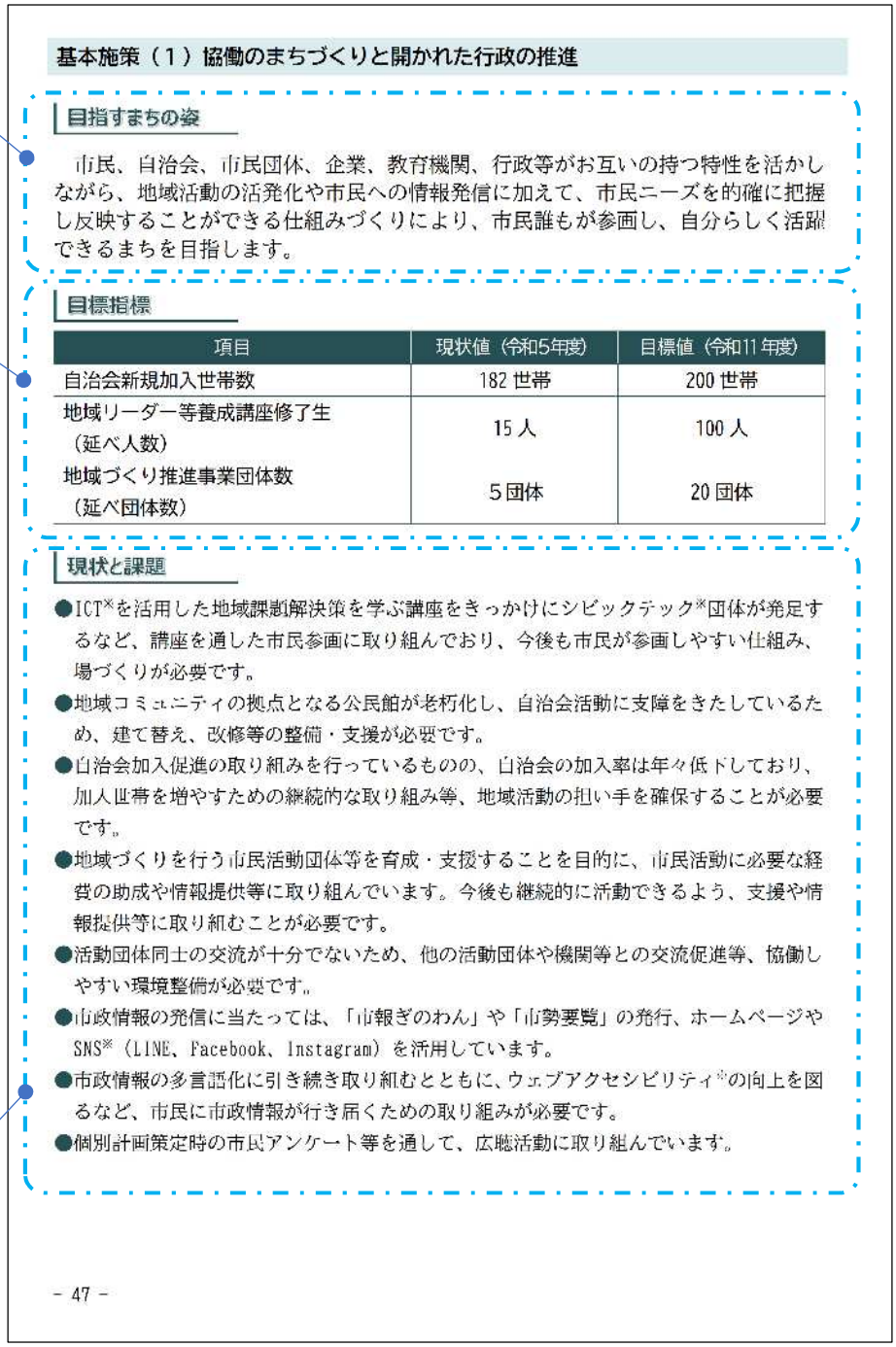

基本施策（１）協働のまちづくりと開かれた行政の推進

目指すまちの姿

市民、自治会、市民団体、企業、教育機関、行政等がお互いの持つ特性を活かしながら、地域活動の活発化や市民への情報発信に加えて、市民ニーズを的確に把握し反映することができる仕組みづくりにより、市民誰もが参画し、自分らしく活躍できるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
自治会新規加入世帯数	182 世帯	200 世帯
地域リーダー等養成講座修了生（延べ人数）	15 人	100 人
地域づくり推進事業団体数（延べ団体数）	５団体	20 団体

現状と課題

●ICT※を活用した地域課題解決策を学ぶ講座をきっかけにシビックテック※団体が発足するなど、講座を通した市民参画に取り組んでおり、今後も市民が参画しやすい仕組み、場づくりが必要です。
●地域コミュニティの拠点となる公民館が老朽化し、自治会活動に支障をきたしているため、建て替え、改修等の整備・支援が必要です。
●自治会加入促進の取り組みを行っているものの、自治会の加入率は年々低下しており、加入世帯を増やすための継続的な取り組み等、地域活動の担い手を確保することが必要です。
●地域づくりを行う市民活動団体等を育成・支援することを目的に、市民活動に必要な経費の助成や情報提供等に取り組んでいます。今後も継続的に活動できるよう、支援や情報提供等に取り組むことが必要です。
●活動団体同士の交流が十分でないため、他の活動団体や機関等との交流促進等、協働しやすい環境整備が必要です。
●市政情報の発信に当たっては、「市報ぎのわん」や「市勢要覧」の発行、ホームページやSNS※（LINE、Facebook、Instagram）を活用しています。
●市政情報の多言語化に引き続き取り組むとともに、ウェブアクセシビリティ※の向上を図るなど、市民に市政情報が行き届くための取り組みが必要です。
●個別計画策定時の市民アンケート等を通して、広聴活動に取り組んでいます。

- 47 -

基本施策ごとに、該当する SDGs の目標を整理しています。

計画期間中に実施する施策及びその取り組み方針、主な取り組みを記載しています。

施策の展開

①市民参加の促進

市民や市内で働く人々、関係団体等がボランティア活動やワークショップ、講演会等を通して、市政や地域活動等に参加しやすい仕組みを構築します。

【主な取り組み】

- 誰もが参加しやすい地域講座等の企画・開催

②協働の主体の育成・支援と自治会への加入促進

協働によるまちづくりを進めるために、協働の主体（自治会、NPO※、ボランティア団体、市民団体、企業、教育機関等）に対する支援・育成に取り組みます。

特に、地域活動の主体となる自治会について、人材育成や活動拠点の整備とともに積極的な周知等により加入を促進します。

【主な取り組み】

- 活動拠点の整備及び維持管理
- 地域づくりを行う市民活動団体等への支援
- 自治会活動の広報、周知
- 地域リーダー※の育成及び活用

③協働による取り組みをしやすくするための環境整備

市民団体の状況等を把握し、必要な支援を行うとともに、その活動情報を広く周知し、活動団体相互の連携を促進します。

【主な取り組み】

- 自治会、NPO※、ボランティア団体、市民団体、企業等の交流機会の創出

④広報・広聴活動の充実

市報、ホームページ、コミュニティラジオ局、SNS※等のさらなる充実及び積極的な市政情報の発信に努めます。また、誰もが必要な情報を取得・活用できるようオープンデータ※の推進に取り組むほか、市政に対する市民のご意見等を把握するための広聴活動を引き続き実施します。

【主な取り組み】

- 多くの媒体（紙、ラジオ、SNS※、ホームページ等）を活用したわかりやすい市政情報の発信
- ウェブアクセシビリティ※の向上
- 日常的な広聴活動の実施・周知

ワークショップの様子

基本目標１

協働の推進による持続可能なまち

基本施策（１）協働のまちづくりと開かれた行政の推進

目指すまちの姿

市民、自治会、市民団体、企業、教育機関、行政等がお互いの持つ特性を活かしながら、地域活動の活発化や市民への情報発信に加えて、市民ニーズを的確に把握し反映することができる仕組みづくりにより、市民誰もが参画し、自分らしく活躍できるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
自治会新規加入世帯数	182 世帯	200 世帯
地域リーダー等養成講座修了生（延べ人数）	15 人	100 人
地域づくり推進事業団体数（延べ団体数）	５団体	20 団体

現状と課題

●ICT※を活用した地域課題解決策を学ぶ講座をきっかけにシビックテック※団体が発足するなど、講座を通した市民参画に取り組んでおり、今後も市民が参画しやすい仕組み、場づくりが必要です。

●地域コミュニティの拠点となる公民館が老朽化し、自治会活動に支障をきたしているため、建て替え、改修等の整備・支援が必要です。

●自治会加入促進の取り組みを行っているものの、自治会の加入率は年々低下しており、加入世帯を増やすための継続的な取り組み等、地域活動の担い手を確保することが必要です。

●地域づくりを行う市民活動団体等を育成・支援することを目的に、市民活動に必要な経費の助成や情報提供等に取り組んでいます。今後も継続的に活動できるよう、支援や情報提供等に取り組むことが必要です。

●活動団体同士の交流が十分でないため、他の活動団体や機関等との交流促進等、協働しやすい環境整備が必要です。

●市政情報の発信に当たっては、「市報ぎのわん」や「市勢要覧」の発行、ホームページやSNS※（LINE、Facebook、Instagram）を活用しています。

●市政情報の多言語化に引き続き取り組むとともに、ウェブアクセシビリティ※の向上を図るなど、市民に市政情報が行き届くための取り組みが必要です。

●個別計画策定時の市民アンケート等を通して、広聴活動に取り組んでいます。

施策の展開

①市民参加の促進

市民や市内で働く人々、関係団体等がボランティア活動やワークショップ、講演会等を通して、市政や地域活動等に参加しやすい仕組みを構築します。

【主な取り組み】

- 誰もが参加しやすい地域講座等の企画・開催

②協働の主体の育成・支援と自治会への加入促進

協働によるまちづくりを進めるために、協働の主体（自治会、NPO※、ボランティア団体、市民団体、企業、教育機関等）に対する支援・育成に取り組みます。

特に、地域活動の主体となる自治会について、人材育成や活動拠点の整備とともに積極的な周知等により加入を促進します。

【主な取り組み】

- 活動拠点の整備及び維持管理
- 地域づくりを行う市民活動団体等への支援
- 自治会活動の広報、周知
- 地域リーダー※の育成及び活用

③協働による取り組みをしやすくするための環境整備

市民団体の状況等を把握し、必要な支援を行うとともに、その活動情報を広く周知し、活動団体相互の連携を促進します。

【主な取り組み】

- 自治会、NPO※、ボランティア団体、市民団体、企業等の交流機会の創出

④広報・広聴活動の充実

市報、ホームページ、コミュニティラジオ局、SNS※等のさらなる充実及び積極的な市政情報の発信に努めます。また、誰もが必要な情報を取得・活用できるようオープンデータ※の推進に取り組むほか、市政に対する市民のご意見等を把握するための広聴活動を引き続き実施します。

【主な取り組み】

- 多くの媒体（紙、ラジオ、SNS※、ホームページ等）を活用したわかりやすい市政情報の発信
- ウェブアクセシビリティ※の向上
- 日常的な広聴活動の実施・周知

ワークショップの様子

基本施策（２）男女共同参画の推進

目指すまちの姿

男女共同参画※社会の実現に向けた意識啓発や、一人ひとりの意欲と個性が発揮される環境の整備により、性別や年齢、国籍等にとらわれず、誰もが多様な場面で活躍することができる社会を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性の割合	30.2%	40～60%
両親学級（こうのとり倶楽部）への父親の参加率	85.9%	86%以上
２週間以上の育児休業を取得した男性職員	53.3%	60%
市管理職に占める女性の割合	26.1%	30%

現状と課題

●本市では、「はごろもぷらん」を策定しており、男女共同参画※社会の実現に向けた施策を推進しています。

●男女共同参画※支援センターふくふく等における各種講座や講演会、市民向け出前講座の開催について情報提供を行い、市民の講座等への参加促進及び男女共同参画※社会の実現に向け、意識啓発を図っています。

●人材育成交流センターめぶきにおいて、女性の様々な悩みや問題に関する相談窓口を設け、関係機関との連携を図っています。

●相談内容が年々多様化・複雑化しているほか、相談件数も増加傾向にあり、女性相談の重要性が高まっていることから、積極的な周知や取り組みの充実が必要です。

施策の展開

①男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発と多様性を認め合う社会づくり

男女が共に社会の様々な場面へ参画し、その個性と能力を対等に発揮できる社会を形成していくために、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりがそれを意識し、行動できるよう、市報・ホームページ等、様々な媒体や機会を通じて市民の意識啓発に取り組みます。

また、性別・年齢・人種・能力・価値観など、多様性を認め合う社会の実現に向けて取り組みます。

【主な取り組み】

- 学校教育・保育、社会教育における男女平等教育の充実
- 男女共同参画※社会の実現に向けた意識啓発
- お互いの性に配慮した健康支援・性教育等の充実
- 人権の尊重と広い視野で多様性を認め合う社会づくり
- DV※等防止に向けた取り組みと各種ハラスメント※防止対策の強化

②男女がともに能力を発揮するための意識づくりと環境づくり

男女が共に協力し合い、自立した社会生活を送るために、自身が持つ能力を最大限発揮できる社会や環境づくりを推進します。

また、性別にとらわれず、多様な場面で活躍するための能力向上支援や人材育成の充実を図ります。

【主な取り組み】

- 政策・方針決定の場における女性登用の促進
- 市内事業所への広報・啓発活動
- 家庭・地域・職場における男女共同参画※の啓発
- 女性リーダー育成支援の充実
- 男性の育児休業取得の促進

男女共同参画支援センター
ふくふく

人材育成交流センターめぶき

基本施策（３）国際・国内交流の推進

目指すまちの姿

多彩な交流の機会を創出し、文化や生活様式の違いを理解し尊重し合う、国際感覚豊かな市民の育成を図ります。また、地域に住む外国人も安心して暮らすことができる多文化共生※のまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
都市間交流事業数（延べ回数）	-	10回
市政情報の多言語発信件数	24件	36件

現状と課題

●様々な分野のグローバル化に対応するため、引き続き市民の国際感覚の醸成を図ることが必要です。

●本市は国内姉妹都市等が一つもないことから、都市間交流事業が少ないことが課題です。

●国際感覚豊かな人材育成を図ることを目的とし、中国厦門（アモイ）理工学院への留学生派遣事業に取り組んでいます。

●平成27（2015）年度から沖縄県多文化共生※モデル事業のモデル自治体として、通訳コーディネーターを配置し、平成29（2017）年度以降は国際交流員を配置しています。

●近年、本市の在住外国人は増加傾向にあるため、市政情報の発信や行政手続きに対する多言語対応の充実、やさしい日本語の普及に取り組み、在住外国人に対するサービス向上や地域住民の多文化共生※への理解を進めることが必要です。

●本市へ転入した外国人に対して、ごみ出しルールを翻訳した資料や多言語生活ガイドブックなどをまとめた「ウェルカムパッケージ」を配布しています。

施策の展開

①多彩な交流機会の創出

友好都市や世界のウチナーンチュ大会等の受け入れを契機とした平和、文化、経済等による国内外の交流を推進します。

また、宜野湾市国際交流協会の活動を支援するとともに、市内在住外国人と市民の交流機会の創出に努めます。

さらに、国内姉妹都市等の提携に向けた取り組みを行い、都市間交流の拡大を図ります。

【主な取り組み】

- 国内外における平和、文化、経済などの交流の強化
- 宜野湾市国際交流協会の活動支援
- 在住外国人との交流機会の創出
- 国内姉妹都市等の提携と都市間交流の拡大

②国際感覚豊かな市民の育成

留学支援、各種語学講座等を通して、文化や生活様式の違いを理解し、尊重し合う国際感覚豊かな市民の育成に取り組みます。

【主な取り組み】

- 国際感覚豊かな人材育成の充実

③多文化共生地域づくりの推進

在住外国人が増加傾向にあることから、在住外国人の暮らしやすい環境づくりを進め、日本人住民と在住外国人が地域社会で共生するための社会づくりを推進します。

【主な取り組み】

- 在住外国人の行政手続き支援
- 市政情報の多言語対応

多言語パンフレット

世界のウチナーンチュ大会

基本施策（４）効果的・効率的な行財政運営の推進

目指すまちの姿

自治体 DX※の推進、民間活力の導入及び職員の能力開発に取り組むとともに、自主財源の確保及びさらなる経費の節減により、効果的・効率的な行財政運営を推進し、持続可能で質の高い市民サービスを提供できるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
各種証明書のコンビニ交付割合	32%	70%
市税収納率	98.7%	98.7%以上
宜野湾市ふるさと応援寄附額	8,024 万円	1 億円
オンライン申請可能な手続き件数	53 件	85 件
キャッシュレス決済導入手続き件数	17 件	20 件
窓口予約システム導入部署数	２部署	10 部署

現状と課題

●効果的・効率的な行財政運営に向け、令和６（2024）年３月に策定した宜野湾市 DX※推進計画を基に行政手続きのオンライン化、自治体窓口のデジタル化などの取り組みを推進する必要があります。

●市民ニーズの多様化・高度化、法令改正への対応等により、職員の業務負担が増加する中、必要な人材確保ができていない状況です。ワークライフバランス※を重視した働きやすい環境づくり等、就労満足度の向上や担い手確保に向けた取り組みが必要です。

●職場内外研修の充実を図り、職員の意識改革や人材育成に一定の効果は得られています。年々多様化する市民ニーズに対応していくため、引き続き、職員のさらなる意識改革による組織の活性化、組織力の最大化を図る必要があります。

●行財政改革大綱に基づき行財政改革に取り組んでいますが、財政状況は依然として厳しい状況にあります。将来にわたって安定的に市民サービスを提供していくため、引き続き歳入面における自主財源の確保、歳出の削減等に取り組む必要があります。

●これまでの決算データをベースとした財政シミュレーションの結果、市の財政を安定的に運営するためには、新規公共施設の建設の抑制や既存施設の長寿命化等、中長期的な視点で財政負担の軽減及び平準化を図る必要があります。

施策の展開

①自治体 DX の取り組みの推進

先進的なデジタル技術の活用により、自治体窓口や事務処理のデジタル化、自動化などによるDX※を推進し、市民の利便性の向上や業務効率化を促進します。

併せて、市民の情報を安全・安心に取り扱うために情報セキュリティ対策の強化に努めます。

【主な取り組み】

- 行政手続きオンライン化、自治体窓口や事務処理のデジタル化等のDX※の推進
- 情報セキュリティ対策の強化

②民間活力導入の推進と効果的な組織づくりの推進

限られた人員で最大限の効果を上げるため、指定管理者制度※やPPP※/PFI※方式等、民間活力の導入を推進します。また、多様化する市民ニーズに対応するため、効果的な組織体制づくりに努めます。

【主な取り組み】

- 民間活力の導入
- 組織体制の再編や効果的な人員配置
- 高等教育機関との連携

③人材の育成・確保

宜野湾市人材育成基本方針に基づき、人事管理、研修管理、職場環境を３つの柱として相互に連携させ、継続的に職員のやる気や向上心を高め、行政の経営資源としての人材育成に努めます。

【主な取り組み】

- 人事評価結果の活用
- 職員のメンタルヘルス対策
- 職員養成のための各種研修の実施

④自主性・自立性の高い行財政運営の推進

公平、適正な課税業務と納税業務の推進や、公共施設の使用料や手数料の見直し等、自主財源の確保に努めます。また、行財政改革大綱に基づき、事業費全般の点検・見直しを行うとともに、宜野湾市公共施設等総合管理計画による公共施設の適正管理及び特別会計の健全化に向けた取り組みを進めます。厳しい財政状況を踏まえ、新たな財源の確保、事業の見直し等に取り組み、健全な財政運営に努めます。さらに、財政状況の周知、納税や政策への理解促進に努めます。

【主な取り組み】

- 特別会計の健全化
- 公共施設等の使用料や証明書等の手数料の見直し
- 財務書類・固定資産台帳の活用
- 財政状況の周知
- 公共建築物の施設保有量の適正管理

基本目標２

こどもたちが安心して、

心豊かに成長できるまち

基本施策（１）子育て支援・子育て環境の充実

目指すまちの姿

子育て環境のさらなる充実に向け、待機児童解消に向けた取り組みや子育て支援ネットワークづくり、ひとり親家庭への自立支援の推進により、希望する誰もがこどもを持ち、未来の担い手であるこどもたちが夢を持ち笑顔で健やかに育つまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
保育施設の待機児童数	32人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	76人	0人
高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就職者の割合	83%	90%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	93.7%	95.3%以上

現状と課題

●こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、令和５（2023）年４月にこども家庭庁が発足しました。

●待機児童の解消のみならず、潜在的待機児童※の解消を図る必要があります。また、保育士不足等により受け入れができていない施設もあるため、子育て支援事業に従事する保育従事者（有資格者）の確保が必要です。

●延長保育事業や病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター※事業の実施等、多様な子育て支援サービスが求められており、ニーズに対応した取り組みが必要です。

●令和６（2024）年２月に策定した「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画」に基づき、市立幼稚園すべてを幼保連携型認定こども園※へ移行していきます。

●こども医療費助成は、令和４（2022）年４月から自己負担 1,000 円を廃止し、中学卒業までの入通院分まで対象を拡大しています。

●放課後の安全・安心な児童の居場所確保のため、児童センターの適正配置及び公立の放課後児童クラブの拡充並びに開所時間の延長が求められています。

●母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行っています。今後も継続的な取り組みが必要です。

施策の展開

①安心できる子育て環境の充実

保育を必要とする家庭・児童への対応を図るため、待機児童解消や多様な保育サービスの充実、保育環境と保育士の質の向上に取り組みます。

すべてのこども・子育て家庭を支援するため、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組み、また、地域人材や各種資源等の協力の下、子育てに対する不安の解消や交流、支え合いの仕組みの充実を図ります。

「こども未来戦略」に記載された「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」基本理念の下、保育・教育環境の整備・拡充に取り組みます。

【主な取り組み】

- 教育・保育施設におけるニーズへの対応
- 多様な子育てサービスの充実
- 保育士、保育教諭の確保及び質の向上
- 教育・保育施設に対する指導・連携
- 教育・保育施設の整備
- 子育て世帯に対する経済的支援の継続・充実

②児童の健全育成に向けた取り組みの充実

遊びや多様な体験、異年齢児童の交流等を通して児童の健全育成を図るため、放課後や休日等の児童の居場所づくりに取り組みます。

【主な取り組み】

- 児童センターの整備・拡充
- 放課後等の児童の居場所づくりの充実

③ひとり親家庭への自立支援の推進

就業支援を中心としたひとり親家庭への支援を行うとともに、継続して制度の周知に取り組みます。

【主な取り組み】

- 相談・情報提供体制の強化
- 就業に関する支援
- 自立に向けた経済的支援
- 養育費の確保に向けた支援

④妊娠期からの切れ目のない支援の充実

妊娠期から切れ目のない支援等の体制及び健康づくりを推進します。また、こども家庭センター※においては、児童福祉機能と一体的に実施し、切れ目のない相談体制を構築します。

【主な取り組み】

- 各種健康診査や健康教室の充実
- 健康や子育てに関する相談及び支援体制の充実

基本施策（２）児童虐待・DV の防止

目指すまちの姿

学校・地域・家庭での人権教育等の推進により、児童虐待・DV※根絶の機運の醸成を目指します。また、児童虐待・DV※について予防・早期対応することができる体制の構築を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
こども家庭センターサポートプラン作成件数	-	83 件

現状と課題

●児童虐待の予防及び早期発見に資するため、親子健康手帳交付時面談やこんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診等により、気になる世帯の把握を行い、関係機関と連携し支援を行っていますが、健診未受診者に対する取り組みの充実・強化が必要です。

●児童虐待防止の取り組みとして、要保護児童対策地域協議会※において、コザ児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化を図っています。児童虐待に関する相談を含む児童相談は年々増加しており、相談体制の強化が必要です。

●児童虐待に関する啓発活動により、保育園・幼小中学校における虐待対応への理解が深まりつつあります。虐待の早期発見・対応を行うため、啓発活動の継続が必要です。

●女性相談は複雑かつ重篤な事例が多く、特に DV※被害に関する相談件数の占める割合が高い状況にあります。また、離婚や DV※等、専門的な知識を要する相談が多いため、専門性の確保や相談体制の強化が求められています。

●DV※防止啓発事業として、リーフレットの作成や各種講座を実施しています。今後は、DV※防止啓発及び被害者支援について、さらなる周知を行う必要があります。

児童虐待防止講演会の様子

施策の展開

①虐待等の予防と対応

令和６（2024）年４月に設置したこども家庭センター※において、母子保健機能との一体的な運営を通じて、包括的な切れ目のない相談体制を構築するとともに、家庭支援事業等の充実を図ることにより、児童虐待等の未然防止に努めます。

要保護児童対策地域協議会※の活動や市民等への周知・啓発に継続して取り組むとともに、職員の資質向上に努め、虐待の早期発見と被害児童及び養育者等、双方への適切かつ継続的な対応を強化します。

ヤングケアラー※等困難を抱えるこどもや家庭への支援強化のため、関係機関と連携し、支援の充実に取り組みます。

【主な取り組み】

- 児童虐待の早期発見・早期対応による虐待予防
- 要保護児童対策地域協議会※の活動の継続
- 相談体制の充実
- ハイリスク世帯の発見及び対応の充実
- 市民への周知及び啓発
- こども家庭センター※による包括的な支援

②DV の防止と被害者支援の強化

関係機関と協力し、DV※被害者の適切な保護を行っていくとともに、相談及び支援体制の充実を図ります。

また、精神的フォローを行いながら、就業及び住宅確保のため関係機関へのつなぎサポートを行うなど、被害者の自立を支援します。

DV※根絶の機運を醸成するため、学校・地域・家庭での人権教育等を推進するとともに、市民の適切な対応・協力を得るための広報啓発を行います。

このほか、令和６（2024）年４月、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律※が施行されたことに伴い、様々な問題を抱える女性が、安心かつ自立した生活を営めるよう、支援の充実に努めます。

【主な取り組み】

- 相談・支援体制の充実
- 適切な保護のためのネットワークの構築
- 被害者の自立支援の充実
- DV※未然防止のための市民への広報、啓発、教育の充実
- 各種ハラスメント※防止対策の推進

基本施策（３）誰一人取り残さない支援体制の構築

目指すまちの姿

こどもや家庭が抱える様々な課題に対して、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、未来に向かって健やかに成長していける切れ目のない支援体制の構築を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
こどもの居場所がある小学校区数	７校区	９校区
医療的ケア児等総合支援事業実施数	２事業	４事業

現状と課題

●就学前の児童発達支援の希望者が多く飽和状態です。また、市内に短期入所施設がなく、待機状態で支給決定後のサービス利用に支障を来しているため、その対応が必要です。

●臨床心理士による市内保育施設等の巡回訪問を継続し、特別支援保育（障がい児保育）対象児童の成長発達支援について助言・指導等を行っています。一人ひとりの状態に応じた早期支援を図るため、継続的な取り組みが必要です。

●医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律※の施行に伴い、医療的ケア児※等担当相談支援員を配置し、実態調査の実施や医療的ケア児※に関する協議の場を設置しています。今後も、医療的ケア児※及びその家族に対する支援体制のさらなる充実・強化が求められています。

●貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等のこどもに対し、将来安定した生活が送れるように自立に向けての就学支援を行うことが必要です。

●生活困窮世帯等のこどもへの支援として、こども支援員を配置し、食事の提供や学習支援、生活支援等ができる「こどもの居場所」の運営支援に取り組んでいます。引き続き、こどもの居場所づくりに努める必要があります。

施策の展開

①障がい児支援の充実

障がい児への支援を推進するために、療育支援※や保育、放課後活動等の充実を図ります。また、医療的ケア児※コーディネーターの配置や関係機関による協議の場を活用し、医療的ケア児※及びその家族に対する支援体制の充実・強化に取り組みます。

【主な取り組み】

- 特別支援保育の充実
- 療育支援※の充実
- 保護者支援の実施
- 医療的ケア児※支援の充実
- インクルーシブ教育※の充実
- 障がい児福祉計画の推進

②こどもの育ちの保障と充実

関係機関と連携した相談体制の充実や、こどもの居場所づくりの推進等、こどもたちの健全な育ちに必要な環境整備を実施します。

さらに、学習が遅れがちなこどもを対象とした学習支援や、高校進学率向上を目指した学習支援を実施するなど、生活困窮家庭等のこどもたちの学習機会の充実に取り組みます。

【主な取り組み】

- 「こどもの学習・生活支援事業」の充実・強化
- 地域等と連携した生活サポートの充実
- 関係機関等と連携した相談・支援策の強化
- こどもの居場所づくりの推進

こどもの居場所（大山区自治会「はるよい SEA」）

基本施策（４）未来を担う人間力の育成

目指すまちの姿

未来を担うこどもたちが、持続可能な社会の創り手となれるよう、一人ひとりの多様なニーズを尊重し、誰一人取り残さない取り組みを推進することで、社会の一員として自らが主体的に課題解決ができる、知・徳・体の調和の取れたこどもが育つまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
全国学力・学習状況調査（小学校・算数、中学校・数学）正答率の全国との差	小学校：－3.5% 中学校：－9.0%	小学校：3.0% 中学校：－3.0%以内
学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小学校：83.5% 中学校：72.2%	小学校：85% 中学校：80%
相談・指導等を受けていない不登校等児童・生徒数の割合	小学校：６% 中学校：11%	小学校：３% 中学校：８%

現状と課題

●「確かな学力」の育成を図るため、教師の授業力向上の取り組みと併せて、全小中学校に学習支援員を配置するなど、「わかる授業」の構築を進めていますが、依然全国と差がある状況のため、学力の育成につながる取り組みの継続・充実が必要です。

●こどもたちに身に付けてほしい基本的生活習慣や規範意識の形成、社会性の高まりを目指し、こどもや親の意識、ニーズを的確に把握し、家庭と地域が連携しながら、こどもの生活改善に向けた取り組みを行うことが必要です。

●幼児教育においては、幼稚園教諭研修の充実や保幼こ小連絡協議会※を実施し、公立幼稚園・公立認定こども園が中心となり、幼児教育と小学校教育を円滑につなげていく必要があります。

●こどもたちが社会的・職業的自立に向けて必要となる資質能力を身に付けていくことができるよう、教育活動全体を通してキャリア形成の充実を図っていく必要があります。

●特別支援学級数が増加しており、特別な支援を要するこどもたちの教育的ニーズを把握することで共に学ぶ機会を保障し、特別支援教育支援員を配置するなど、適切な指導や支援を行っています。今後も支援体制を充実させる取り組みが必要です。

●児童生徒の多様化する課題やニーズに対応できるように、いじめや不登校・登校しぶりのある児童生徒の支援や居場所づくり、各関係機関との連携をさらに強化していく必要があります。

●医療的ケア児※の公立学校への就学が増加しています。医療的ケア児※の教育に当たり、学校における安全・安心な医療的ケアを実施できる体制を整え、推進する必要があります。

●運動時間が多い児童生徒と少ない児童生徒に二極化しています。より多くの児童生徒がスポーツに親しむための取り組みが必要です。

施策の展開

①確かな学力の育成

多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることのできる資質・能力を育成することに努めます。

ICT※の活用と少人数によるきめ細かな指導体制により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することを目指します。特に英語教育においては、国際性豊かな人材育成に努めます。

学校・家庭・地域が連携し、社会とつながる協働的な学びを実現して、生涯にわたるキャリア形成に係る教育を図り、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。

【主な取り組み】

- 幼児教育の充実
- わかる授業の構築
- 英語教育・国際理解教育の充実
- 学習支援員の配置
- キャリア教育の充実
- 体験活動や読書活動の推進

②豊かな心・健やかな体の育成

こどもたち一人ひとりの豊かな心を育み、望ましい自己実現を図るため、自他の生命を尊重する心を基盤に、豊かな情操、善悪の判断等、規範意識及び公共の精神、健康、安全、規則正しい生活等の基本的生活習慣の確立など、道徳教育・人権教育を充実させます。

また、こどもたちが生涯を通じて、心身の健康を保持増進するための資質・能力の育成に努めます。学校給食を通して食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食に関する指導への取り組みを推進します。

さらに、スポーツ少年団等の活動を支援し、安全・安心にスポーツに親しむ機会を確保することで、児童生徒の心身の健やかな成長を図ります。

【主な取り組み】

- 道徳教育の充実
- 健やかな体づくりの推進
- 食育の推進
- 人権教育の充実
- スポーツ活動の推進

③多様な教育的ニーズへの対応

多様なニーズを有するこどもたちに対応するため、誰一人取り残さないよう、個別最適な学びの機会を確保するとともに、こどもたちが互いに認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会を確保するなど、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を推進します。

また、こどもたちが抱えている課題解決に向けて関係機関と連携を図り、公認心理師※や臨床心理士、スクールソーシャルワーカー※等の専門職を活用し、教育相談体制の充実に努めます。

【主な取り組み】

- 特別支援教育の推進
- 教育相談・支援体制の充実
- 日本語教育の充実
- 不登校児童生徒への支援の推進
- 平等教育の推進
- ヤングケアラー※への支援

基本施策（５）地域とともにある学校づくりの推進と教育環境の充実

目指すまちの姿

学校、家庭、地域が連携・協働することにより、地域社会との関わりを通じて、こどもたちが安心して活動できる居場所づくりや地域全体でこどもたちを育む学校づくりを目指します。

また、教職員の資質の向上並びにICT※環境及び学校施設環境の整備を進め、効率的・効果的かつ安全で質の高い学びの提供に努めます。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
地域学校協働活動のボランティア参加人数	1,333人	1,500人
学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する保護者の割合	88%	95%
ICT機器を活用した授業をほぼ毎日実施した教員の割合	小学校：77.8% 中学校：75.0%	小学校：100% 中学校：100%

現状と課題

●「地域とともにある学校づくり」の仕組みであるコミュニティ・スクール※と地域学校協働活動の一体的な取り組みを推進します。

●学校の教育活動の支援を行うとともに、地域と学校における「連携・協働」へと発展させることを目指し、こどもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組むため、地域コーディネーター※の継続配置やボランティアの人材発掘が求められています。

●こどもたちが将来にわたって、スポーツ・文化芸術に親しむことができる機会の確保や持続可能で多様なニーズに合ったスポーツ環境の整備を図るため、段階的に中学校部活動の地域移行を推進する必要があります。

●教職員のキャリアステージ※に応じた研修や臨時的任用教諭研修を実施し、指導力向上を図っています。今後も急速に変化していく学校教育に対応するためにも教職員の資質向上に向けた継続的な取り組みが必要です。

●GIGA スクール構想※の実現に向けて、校内通信ネットワーク及び児童生徒１人１台端末の安定的な運用に取り組んでおり、ICT※機器の活用促進を図ることが必要です。

●１人１台端末の活用が進む中、児童生徒の情報モラル※の知識や情報活用能力を高める取り組みが必要です。

●学校施設の不具合を未然に防ぐため、日常の安全点検を徹底するなど、各学校施設の現状について的確に把握するとともに、老朽化した施設・設備については、計画的に機能更新等を実施する必要があります。

●教育現場での持続可能な働き方を実現し、教育の質の向上を図るため、「働きやすさ」と「働きがい」、「心身の健康」の3つの視点から教職員の働き方改革を進める必要があります。

施策の展開

①地域と連携した教育活動の充実

保護者や地域住民が学校やこどもたちの教育活動を支援するだけではなく、学校と地域の双方向による連携・協働の体制づくりを推進します。

【主な取り組み】

- 地域学校協働活動とコミュニティ・スクール※の推進
- 放課後等のこどもの安全・安心な活動拠点支援
- 青少年支援ネットワークの構築
- 中学校部活動の地域移行の推進

②教職員の人材育成の推進

こどもたちが持つ様々な教育ニーズに対応できる教職員の育成を目指し、各種研修プログラムの設定、近隣大学との連携による研修の充実に努めます。

個別最適な学びと協働的な学びを実現させるには、これまでの教育実践とICT※を効果的に組み合わせることが求められており、教職員のICT※活用指導力の底上げを図ります。

【主な取り組み】

- キャリアステージ※に応じた研修の充実
- 大学教員など専門的知識を有する専門家と連携した研修の充実
- ICT※研修（利活用・情報モラル※）の実施
- 教員の教育研究活動の推進

③教育環境の充実

こどもたちが事故や犯罪、自然災害等に巻き込まれないよう、通学路や施設の安全点検を実施するなど、地域や関係機関と連携してこどもの安全確保を推進します。

学校施設の長寿命化や防災機能強化など、環境整備の充実をはじめ、これまでに整備した電子黒板や１人１台端末を含む学校のICT※機器を安全かつ効果的に利用できるように環境整備に努め、教育DX※を推進します。

多忙化する教職員の労働環境の改善に向け、スクールサポートスタッフ※等の雇用やボランティア等の外部人材を積極的に活用します。また学校業務の見直しや校務DX※の推進など、教職員の働き方改革の推進に努めます。

【主な取り組み】

- 教育DX※の推進
- 学校図書館の機能の維持
- 学校等施設・設備の充実
- こどもの安全・安心の確保
- 教職員の働き方改革の推進
- スクールロイヤー※の配置

基本施策（６）地域活動を通じた学びの充実と文化の継承

目指すまちの姿

生涯にわたり、学習することができる環境の充実を推進するとともに、郷土の自然、歴史や文化、偉人等に学び親しむ環境づくりを通して、市民一人ひとりが、ふるさとの芸術・歴史・文化に誇りと愛着を持つことができるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
図書館資料の貸出者数	53,046 人	59,735 人
生涯学習講座受講者数	1,140 人	1,860 人
市立博物館利用者数	25,970 人	34,743 人
文化財めぐり等の見学者数	501 人	550 人

現状と課題

●社会教育関係団体等の会員減少や、組織力の低下が見受けられるため、組織の役割や今後の方向性を検討し、活動や運営に関する相談や支援を行う必要があります。

●公民館や市内の小中学校等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ・レクリエーションの普及・指導を行っており、継続的な取り組みが必要です。

●時代や市民ニーズに合った学習内容を的確に把握し、市民が身に付けた知識や技能を地域へ活用できる取り組みが必要です。

●市民図書館から遠い地域に住む市民の利用率が低いため、地域間格差の解消が求められています。また、博物館等にある資料は、一元管理し、限られた図書資源を有効活用する必要があります。

●基地内の文化財については、立入制限がありすべての把握は難しい状況にありますが、文化財の保護も含め、活用に向けた計画づくりや対策に取り組む必要があります。

●無形民俗文化財※の普及活動や次世代への継承のため、体験や講座などを定期的に実施するほか、デジタル技術を活用した伝統の継承や発展に取り組む必要があります。

●指定文化財等については、劣化具合に応じた計画を立てて修復を進めていく必要があります。

●戦後 80 年が経過し、戦後世代が大半を占めている今日、本市の戦前・戦後史や、地域の歴史文化に対する関心が高まる一方で、継承への危機感も高まりつつあります。

●博物館主催の企画展や市民講座、体験教室等の実施を通してこどもから大人まで様々な人たちが本市の特色や魅力にふれ、地域に対する理解を深める機会を提供しており、継続的な取り組みが必要です。

●地域コミュニティの活性化を図るため、地域の文化財を身近な場所で感じて学べる機会を提供し、文化財の存続や継承に対し市民協働で取り組みを行う必要があります。

施策の展開

①生涯を通した学びの推進

市民図書館や中央公民館等、学びの拠点施設を中心とした学習支援や芸術文化、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

家庭環境の多様化、地域社会の変化に伴う様々な課題の解決に向け、家庭の教育力向上に向けた支援に努めます。

大人とこどもが共に学び、学びを広げることにより、地域のつながりを築き、学習成果を地域社会や学校教育に還元できる、地域リーダー※の育成に取り組みます。

【主な取り組み】

- 読書サービスの充実
- 多様な学びを支える環境づくり
- 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり
- 家庭教育関連講座の開催
- 芸術文化活動の推進
- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 地域を支える人材の育成と基盤整備

②郷土を学びつなぐ環境の充実

郷土の自然、歴史や文化、偉人等に学び親しむ環境づくりを進めるとともに、歴史的公文書や地域の歴史、文化に関する地域資料を積極的に収集・保存します。

また、歴史・文化の発信拠点としての博物館の充実を図り、博物館や市史編集の資料の活用を検討します。

【主な取り組み】

- 伝統文化、伝統芸能の継承及び発展
- 歴史や文化を活かしたまちづくりの推進
- 博物館を拠点とした歴史及び文化の保存活用の充実
- 文化関係団体等の活動への支援と人材育成
- 市史を活用した郷土学習の推進
- 西普天間住宅地区の「歴史の道」等の国史跡指定に向けた取り組み

親子カヤック教室の様子

市指定民俗無形文化財
「大謝名獅子舞」

基本目標３

いつまでも健やかに生き生きと
暮らせるまち

基本施策（１）健康づくりの推進

目指すまちの姿

「健康日本 21（第三次）※」で示された「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を踏まえ、ICT※の利活用、健康づくり施策の充実により、すべてのライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するとともに、沖縄健康医療拠点を中心とした「自然に健康になれる」まちづくりに取り組み、健康都市の実現を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
健康アプリのダウンロード数	-	4,000 件
運動習慣者の割合	男性 29.1% 女性 27.6%	男性 45.0% 女性 40.0%
特定健診受診率	38.4%	50%以上
特定保健指導実施率	60.3%	60%以上
麻しん風しん混合(MR)１期・２期の接種率	88.3%	95%以上

現状と課題

- 「一次予防」に重点を置き、各種健康教室の開催を行っていますが、新規参加者や働き盛り世代の参加が少ない状況です。そのため、市民の健康意識の向上や健康行動のサポート等に加え、アプリなどの ICT※を活用した新たな健康づくりや市民の健康づくりを支える環境づくりに取り組むことが必要です。
- 市民全体に健診の受診勧奨を行っていますが、特に国民健康保険加入者の特定健診※（40～74 歳対象）受診率は、国が定める目標値を下回っていることから、ICT※等の技術を活かして対象者に合わせた効果的な受診勧奨通知を送付するなど、引き続き受診率向上に取り組むことが必要です。また、継続受診及び通院中の方の健診受診勧奨の継続が必要です。
- 麻しん及び風しんは、感染すると重症化リスクが高く、対策としては予防接種が最も有効なため、国が掲げた指針（接種率 95%）に向け、麻しん風しん混合予防接種の接種率向上対策に取り組むことが必要です。
- 高齢化や医療の高度化により、医療費が年々増加する傾向にあるため、重症化予防の取り組みなど医療費の適正化が求められています。
- 西普天間住宅地区においては、琉球大学医学部及び大学病院の移設を契機とした沖縄健康医療拠点の形成を推進しています。琉球大学及び民間企業と連携した事業により、健康まちづくりのノウハウとして集積し、本市の健康モデルを確立していく必要があります。

施策の展開

①健康づくり活動の充実

生涯を通じた健康づくりを支援していくため、健康教室・健康相談の充実等を図り、健康づくりに関する意識の啓発に努めます。

また、家庭や学校、保育所、地域等と連携し、食育等の充実を図ります。

【主な取り組み】

- 健康相談の充実
- 各種健康教室の充実
- 保健活動の担い手育成
- 食育の推進

②疾病予防等対策の強化

特定健診※等の受診率向上のため、積極的な受診勧奨や市民が受診しやすい健診を実施するほか、特定保健指導※の充実強化、各種予防接種の情報提供や接種費助成による接種勧奨等を行い、病気の予防と早期発見、治療中の方への支援など、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

【主な取り組み】

- 市民への周知活動強化
- ICT※を活用した特定健診※受診率の向上
- 特定保健指導※・重症化予防の充実
- 各種予防接種勧奨の強化
- 任意予防接種の公費負担の実施
- 医療機関連携体制の構築

③医療費適正化の推進

医療費は、医療の高度化や年齢の上昇等に伴い、増加する傾向にあります。

増大する医療費抑制のため、被保険者資格の適正化、第三者求償事務の充実強化、ジェネリック医薬品※に関する情報提供等を行い、医療費の適正化に努めます。

【主な取り組み】

- 医療費適正化の推進

④沖縄健康医療拠点形成の推進

琉球大学や民間企業等と連携し、全市民が日常的に健康づくりに参加し、自然に健康になれるまちづくりを目指します。

また、西普天間住宅地区に形成される沖縄健康医療拠点を中心とする健康プログラムの構築及び提供を目指します。（P102、114、116 参照）

【主な取り組み】

- 産学官連携※による市民の健康づくりの推進
- 沖縄健康医療拠点を中心とする健康プログラムの構築及び提供

基本施策（２）地域福祉の推進

目指すまちの姿

地域での支え合いの仕組みづくりや、福祉を担う心豊かな人づくり等により、市民一人ひとりの個性や考えが尊重されるとともに、市民がお互いに助け合い、幸せに暮らすことのできる地域共生のまちづくりを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
地域福祉コーディネーターによる地域支え合い活動委員会の開催支援回数	254回	276回
民生委員・児童委員の委嘱率	83%	83%以上

現状と課題

●自治会を単位とした「地域支え合い活動委員会※」が全地区で立ち上がり、地域で顔の見える地域住民同士の支え合いの体制構築が進んでおり、困り事を抱えている家庭の発見や支援、様々な活動を通して魅力ある地域づくりを行っています。

●地域共生社会※を目指していくためには、「地域支え合い活動委員会※」の取り組み内容等の積極的な発信など、若い世代や地域の企業など多様な人材を巻き込むためのアクションを促し、活動の裾野を広げていく必要があります。

●生活困窮者自立支援制度の創設により、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化が図られましたが、急速な高齢化の進展などに伴い、生活困窮世帯が増加しています。また、居住の喪失やそのおそれのある生活困窮者に対する支援が求められています。

●本市では、高齢者・障がい者・児童などの各分野において中学校区ごとでの相談体制を整え、連携に努めてきましたが、複雑・多様化した課題を抱えた世帯への相談・支援については、公的サービスや既存の相談機関だけでは対応できない状況も生じています。

●国は属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の構築を目指しており、既存の相談支援等の取り組みを活かしながら、福祉・保健・医療・就労・教育・住まい等の各分野が連携した包括的な相談支援体制の整備に取り組む必要があります。

●障がい者の地域における住まい方が多様化する一方、単身世帯の増加や社会のつながりは希薄化しており、日常生活における意思決定や各種手続きに支援が必要な市民は今後増加してくるものと見込まれます。

●判断能力が低下してもその方の権利を擁護し、地域の中で安心して生活を送ることができるよう支援していくことが求められており、成年後見制度※の利用支援に向けて体制構築を図っていく必要があります。

施策の展開

①みんなで支える地域共生社会づくり

「支え手」・「受け手」という関係を超えて、みんなで支え合う地域共生社会※の実現に向けて、身近な地域での市民相互の連携や関係団体との連携充実を図っていくとともに、活動の場の充実を図ります。

【主な取り組み】

- 市民主体の支え合いの場の充実
- 地域福祉コーディネーター※の活動の充実
- 地域での居場所・活動の場の充実

②福祉を担う心豊かな人づくり

共に支え合う心豊かな人づくりを行うため、福祉教育や地域福祉に関する啓発活動により、地域福祉への意識の醸成を図ります。また、市民が気軽にボランティア活動等に参加できる環境づくりや、地域人材・資源の掘り起こし等による多様な担い手育成を図ります。

【主な取り組み】

- 福祉教育の充実
- 地域を担う人材・資源の掘り起こしと育成
- 民生委員※・児童委員※の活動支援
- ボランティア活動の促進

③生活困窮者等自立支援対策の推進

生活困窮者等の生活の安定化を図るため、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の各種制度の周知や援助、助言等の相談体制の充実・強化を図ります。

また、関係機関等との連携の下、住まいの安定を図るための居住支援及び職業相談や職業訓練の紹介等の就労支援を実施します。

【主な取り組み】

- 各種制度の周知徹底
- 就労支援など自立に向けた相談体制の充実及び強化
- 生活困窮が疑われる者の支援方針や役割分担のための協議の場の設置
- 居住支援の強化・一時的な生活支援

④すべての人にやさしい福祉のまちづくり

こどもや高齢者、男性や女性、障がいの有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりの権利が尊重され、誰もが生き生きと活動し安心して住み続けることができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。そのため、市民へ情報が行き届き、いつでも、どんなことでも相談ができるよう包括的な相談支援体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

- 包括的な相談支援体制の充実
- 支援を必要としている市民の発見・支援
- 成年後見制度※の利用促進
- 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり

基本施策（３）障がい者福祉の充実

目指すまちの姿

障がい者を含むすべての市民が暮らしやすい地域社会の実現に向け、関係機関との連携の下、日常生活や就労支援により、障がい者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
相談支援事業における相談件数	2,986件	3,980件
手話通訳等の派遣件数	2,050件	2,400件
障がいの理解、差別解消、虐待防止に関する講演会等の参加者数	-	96人
地域活動支援センターの利用件数	2,488件	3,816件

現状と課題

●令和３（2021）年度から設置している基幹相談支援センター※では、障がい者の社会参加の促進や生活ニーズへ対応するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的相談支援の実施、相談支援事業者の人材育成支援等、地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みを行っています。

●市報やホームページ・SNS※等様々な媒体を用いて、障がい福祉に関する情報発信に取り組んでいます。

●手話通訳者等の設置や派遣を行う意思疎通支援事業を実施しています。多様化する利用ニーズへの対応が必要となっています。

●障がい者虐待防止センター※では、関係機関と連携し、障がい者虐待対応や虐待防止に向けた研修会の開催のほか、障害者差別解消法※に基づく合理的配慮の提供についての周知啓発に取り組んでおり、さらなる取り組みの強化が必要となっています。

●地域活動支援センター※では利用者の状態に応じた支援を実施しています。地域住民との交流や、障がいに関する理解促進を図るための活動拠点としての役割強化に取り組む必要があります。

地域活動支援センター

身体障がい者スポーツ大会

施策の展開

①相談支援の充実

複雑化・複合化している障がい者やその家族等からの相談について、関係機関と連携し、総合的・専門的な相談支援を実施します。また、自立支援協議会※と連携して研修会等を開催するなど、相談支援体制の資質向上に取り組みます。

【主な取り組み】

- 相談支援体制の充実・資質向上
- 自立支援協議会※・専門部会の活性化推進
- 相談窓口の周知・広報
- プライバシーに配慮した安全・安心な相談支援環境の整備

②情報提供・意思疎通支援の充実

日常生活の充実や社会参加の推進に必要な情報の提供について、障がい者の特性に配慮しながら実施します。また、聴覚・言語機能等の障がいのために意思疎通が困難な障がい者への支援を図るため、意思疎通支援事業に取り組みます。

【主な取り組み】

- 障がいに配慮した広報手段による情報提供の推進
- 意思疎通支援事業の推進

③差別の解消及び権利擁護の推進

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会の実現に向け、障害者差別解消法※や合理的配慮の普及啓発に取り組み、心のバリアフリー※を推進します。また、障がい者虐待の防止に向けた普及啓発を行うとともに、関係機関等と連携して虐待防止や解決に向けた体制整備に取り組みます。

【主な取り組み】

- 障がいの理解・差別解消・虐待防止に関する普及啓発と心のバリアフリー※の推進
- 障がい者虐待の防止や解決に向けた関係機関等との連携

④社会参加のための支援の充実

障がい者等が安心して外出することができるよう、公共施設等における物理的な障壁の除去、わかりやすい案内表示の整備等に取り組みます。また、地域活動支援センター※における創作・生産活動・地域との交流等を促進し、障がい者の社会参加のための支援の充実を図ります。

【主な取り組み】

- ユニバーサルデザイン※の普及啓発
- 地域活動支援センター※事業の充実

基本施策（４）高齢者福祉・介護の充実

目指すまちの姿

高齢化が進展する中、高齢者の社会参加を進め、生きがいを持って生活することができるまちを目指します。

また、支援や介護が必要となる場合でも、可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、引き続き、高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム※」の構築を推進し、誰もが支え合う共生社会の実現を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
一般介護予防教室※の参加者数	249 人	350 人
認知症サポーター※養成講座受講者数	335 人	500 人
見守り自動販売機の設置数	73 機	270 機

現状と課題

●高齢者の健康・生きがいづくりの場として、赤道と伊佐（伊利原）の２か所に老人福祉センターを設置し、指定管理者による管理運営を実施しています。

●市社会福祉協議会と自治会等の協働により、「生きがい対応型デイサービス事業」を市内 24 か所で実施しています。高齢者の生きがいづくりに向けた取り組みの充実が必要です。

●医療や介護の需要が増加することが想定されており、いつまでも住み慣れた地域で元気に暮らせるよう介護予防やフレイル※対策及び介護保険サービスの充実がより一層求められています。

●地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みを強化する必要があります。

●高齢者の多様なニーズに応えられるよう福祉サービスを展開するとともに、各中学校圏域に地域包括支援センター※を設置し、高齢者の地域での生活を総合的に支援しています。また、高齢者が尊厳を持って暮らせるよう権利擁護の取り組みも実施しています。

介護予防教室の様子

施策の展開

①高齢者の生きがいづくり支援の推進

日常生活の活動を高め、社会参加の機会を作ることや居場所づくりを支援することで、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現に取り組みます。

【主な取り組み】

- 活動場所や居場所の整備充実
- 生きがい対応型デイサービス事業の充実
- 老人福祉センターの管理・運営
- シルバーパスポートカードの継続

②介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者本人へのアプローチだけではなく、本人を取り巻く環境も含めた介護予防に取り組みます。また、自立支援に資する介護予防ケアマネジメント※の強化にも取り組みつつ、多様な生活支援サービスが提供できるよう資源開発やネットワークの構築にも取り組みます。

【主な取り組み】

- 一般介護予防事業の推進
- フレイル※対策の実施及び周知・啓発
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 自立支援型地域ケア会議の強化
- 様々な主体による多種多様なサービスの創出

③地域包括ケアシステムの構築

住まい・医療・介護・予防・認知症施策・生活支援が地域で包括的に提供できる仕組みづくりに取り組みます。また、自助・互助・共助・公助の４助がバランスよく機能できるよう取り組みます。

【主な取り組み】

- 地域包括支援センター※の機能強化
- 見守り自動販売機※の設置拡充
- 包括的支援事業（社会保障充実分）の充実
- 認知症の方を地域で支える仕組みづくり
- 地域密着型サービス事業の充実
- 市指定介護事業所の業務効率化支援

見守り自動販売機

基本目標４

宜野湾の特性を活かした

賑わいと活力のあるまち

基本施策（１）観光・リゾート産業の振興

目指すまちの姿

コンベンション・リゾート※地区としての西海岸地域の魅力を活かした市全体での観光振興や賑わいの創出と拡充を図るとともに、各種関係組織・団体と連携し、本市の魅力や多様な観光資源に関する情報発信を行い、誰もが訪れてみたくなる環境づくりを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
コンベンションエリア入域者数	211.4万人	260万人
はごろも祭り来場者数	9.5万人	11.5万人
横浜DeNAベイスターズ春季キャンプ来場者数	2.9万人	3.5万人

現状と課題

●本市は立地や交通の利便性が高く、西海岸地域にはリゾートホテルや大型商業施設が集積していますが、多くの観光客が通過型となっており、市内での観光や飲食、買い物など、イベント等の実施による経済効果が乏しい状況があります。

●本市西海岸沖には多種多様なサンゴ礁が群生しており、市内関係団体と協力・連携しながらサンゴの植樹や清掃活動等、海の環境保全を行いつつ、宜野湾の魅力を発信して、観光コンテンツとしてのブランド化を図る必要があります。

●宜野湾海浜公園を中心に各種スポーツキャンプや大会が開催されており、特に横浜DeNAベイスターズ春季キャンプには、２万人以上が訪れています。スポーツコンベンション※の受け入れに当たっては、ニーズに沿った環境整備・体制構築が必要です。

●西海岸地域で様々なイベントが開催されていますが、イベント等が重なる際には交通渋滞や駐車場の不足が生じています。そのため、交通渋滞対策や駐車場確保等によるアクセス性の向上が求められています。

●仮設避難港※については、国が所有し県が管理している土地となっており、その開発へ向けては、両者との連携・協力が必要です。

●新型コロナウイルス感染症の影響により、観光関連産業は大きな打撃を受けました。感染症法上５類に移行後の観光需要に応えられるように、体験型観光コンテンツの開発など、観光振興に向けたさらなる取り組みが必要です。

●観光分野でのインターネットやSNS※の活用は、情報発信が中心となっています。観光来訪者の利便性や認知度の向上に向け、取り組みを充実させることが必要です。

●観光危機発生時に、情報発信・避難誘導・安全管理・観光来訪者対策等の迅速な対応を支援できるよう、観光危機管理計画の策定に向けて取り組んでいくことが必要です。

施策の展開

①観光資源の創出と拡充

本市の特性を活かした市全体での観光資源の創出・拡充を図ります。

セールスプロモーション活動※を推進し、多彩なイベント等の開催及び支援、来訪者の拡大や交流促進、認知度向上を図ります。

また、各種スポーツ大会やスポーツキャンプ、イベント等の誘致・支援等を行い、スポーツコンベンション※の振興に取り組みます。

【主な取り組み】

- 市内観光資源の創出と有効活用
- セールスプロモーション活動※の実施
- 多彩なイベント等の開催及び支援
- スポーツキャンプの受け入れやスポーツ大会開催等への支援

②コンベンション・リゾート環境の整備・充実

都市型オーシャンフロント・リゾート地※の形成を目指して、既存集客施設の拡充や企業誘致等、西海岸地域の開発に向けた取り組みを進めます。

また、県との連携による親水性護岸の整備や、近隣自治体との連続性を確保した眺望景観の価値が高いプロムナード※の形成、公共交通機関の利便性向上等、コンベンション・リゾート※の拠点として一体的な基盤の整備・拡充を図ります。

【主な取り組み】

- 観光地形成促進地域制度※の活用による企業誘致の促進と施設の充実
- 西海岸地域における駐車場不足への対応
- コンベンションエリアにふさわしい景観形成に向けた規制・誘導
- 仮設避難港※陸域部の開発へ向けた取り組み

③来訪者へのサービス向上及び観光推進組織の連携

来訪者へのサービス向上や滞在型観光を促進するため、観光周遊コースの開発や市内飲食店等の観光情報の充実を図るとともに、SNS※等やデジタル技術を活用した本市の魅力や多様な観光資源に関する情報発信を行います。

西海岸地域をはじめとした、市全域の観光情報の発信を効果的に行うため、国・県・市観光振興協会等、関係機関・団体との連携強化を図ります。

また、来訪者が安全・安心に旅行を楽しめるよう、観光危機管理対策を推進します。

【主な取り組み】

- 市内飲食店等の店舗情報の拡充及び情報の発信
- 外国語案内の充実
- 各種関係団体との連携強化
- 観光 DX※の促進
- 観光危機管理に関する取り組みの充実

基本施策（２）商工業の振興及び商店街の活性化

目指すまちの姿

市内中小・小規模事業者における経営基盤の強化や経営革新の促進、新たな商品開発や販路拡大などへの支援を行うとともに、産学官や金融機関、異業種間の連携の下、新事業の創出や新たなサービスの開発・提供、また、地域商店街組織の活動やイベント開催への支援を通じて、本市の魅力と連動した商業エリアの形成を図るなど、地域に根付いた特色ある産業の確立を図り、活力のあるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
ワンストップ相談窓口を含む創業支援制度利用者の創業件数	48 件	55 件
特産品推奨認定商品数	45 商品	60 商品
地域商店街組織数	５組織	７組織

現状と課題

●本市を拠点に活動する事業所は、中小企業や小規模事業者がほとんどであり、地域経済の活性化や雇用の創出等に貢献しています。しかし、小規模な企業は、社会情勢の影響を受けやすく、資金調達の円滑化による経営基盤の強化や経営革新の促進、販路開拓、人材の確保のほか、事業存続のための事業承継の促進への支援が必要です。

●本市において中小企業や小規模事業者が意欲を持って活躍していけるように、中小企業等の活性化に資する取り組みの継続が必要です。

●かつて市内では多くの商店街で賑わいをみせていましたが、その多くが活動を休止してしまいました。現在は本市の事業を活用し、５つの地域商店街組織が立ち上がっています。地域商店街組織が継続して活動できるよう、また、市のまちづくりに積極的に参加するよう活動の支援が必要です。

●事業者のデジタル活用に対する支援が必要です。

施策の展開

①経営革新・新事業の創出支援

産学官や金融機関等との連携を図りながら、市内事業者の経営基盤の強化や経営の革新を促す資金調達の円滑化、新たな商品・サービスの開発と販路拡大を促進します。また、キャッシュレス決済・SNS※・EC サイト※等を活用したサービス拡大や業務効率化、生産性向上を図るためのデジタル活用を推進・支援し、市内事業所の経営力の強化と活力の創出を図ります。

さらに、事業存続のため、後継者不足に悩む事業者の円滑な事業承継の取り組みを支援します。

【主な取り組み】

- 産学官及び金融機関との連携強化
- 各種融資制度等の活用による支援
- 事業者のデジタル活用支援
- 創業の支援
- 中小企業等の経営の革新、基盤強化等への支援
- 事業承継の支援

②地域の特性を活かした商店街づくりの促進

地域の特性を活かした各地域商店街組織による事業や設立の支援を行うとともに、広域的な活性化に向けた地域商店街組織同士の連携、本市のまちづくり事業や観光施策との連携を図るための仕組みづくりを検討します。

【主な取り組み】

- 地域商店街組織の活動に対する支援
- 地域商店街組織同士の連携を図る仕組みづくり
- 地域資源を活用した特色ある地域商店街組織の設立の支援
- 地域商店街組織と観光施策との連携を図る仕組みづくりの検討

特産品推奨認定品

通り会イベントの様子

基本施策（３）情報通信産業の振興

目指すまちの姿

情報通信産業振興地域※制度の活用を促進するとともに、情報産業振興施設である宜野湾ベイサイド情報センターを拠点として企業誘致・集積による技術者の育成及び雇用の拡大を目指します。また、デジタル技術の活用による他産業への波及効果も期待されることから、異業種連携によるビジネスチャンスを図り、産業全体の活性化を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
宜野湾ベイサイド情報センターの入居率	80%	100%

現状と課題

●情報通信業については、第三次産業振興計画の地域経済分析において、本市の強みのある産業として挙げられ、また、他産業に与える波及効果が大きい産業であることから、本市の重点的な産業として位置づけています。

●宜野湾ベイサイド情報センターにおいて、情報通信関連事業者の誘致を行い、IT 企業の集積と IT 技術者の育成及び雇用の創出を図っています。また、創業環境の整備により新たな IT 事業者を育成しています。

●市内には、情報通信関連事業者が入居できる設備を備えたオフィスビルなどが不足しているため、宜野湾ベイサイド情報センター入居期間満了後の企業や、市内へのオフィス移転を希望している企業などの受け皿となる施設整備が求められています。

施策の展開

①情報通信関連事業者の立地促進

宜野湾ベイサイド情報センターへの企業誘致、情報通信関連事業者の集積、IT技術者の育成及び雇用の拡大を図ります。

また、インキュベーション※機能の充実を図るとともにスタートアップ支援※を実施し、新たなIT事業者を育成します。

さらに、税制優遇制度の活用を促し、引き続き情報通信関連事業者の立地促進を図ります。

【主な取り組み】

- 情報通信関連事業者の立地促進及び事業拡大支援
- インキュベーション※機能の充実
- スタートアップ支援※

②情報通信産業の拡大

成長したIT事業者の受け皿となる新たな情報通信関連施設の整備検討を行うとともに、他産業への波及効果が大きいと見込まれる情報通信産業と異業種企業のマッチングにより、市産業全体の活性化に取り組みます。

また、宜野湾ベイサイド情報センター入居企業等へのヒアリングなど、既存施設と連携しながら、市産業全体のブランディング※を推進します。

【主な取り組み】

- 新たな情報通信関連施設の整備に向けた検討
- 企業主交流によるブランディング※の可能性検討

宜野湾ベイサイド情報センター

スタートアップイベントの様子

基本施策（４）企業立地と人材育成、新たな働き方による就労の促進

目指すまちの姿

新たな企業誘致、企業の人材ニーズを把握したマッチングの促進及び各産業における人材育成等により、さらなる地域経済の活性化と雇用の創出を目指します。

また、就労環境の向上やシルバー人材センターの活用等により、新たな働き方ができる環境づくりを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
空き物件家賃補助採択延べ件数	-	15 件
空き物件リフォーム補助採択延べ件数	-	10 件
デジタル人材育成講座受講者数	-	20 人

現状と課題

●西海岸地域の都市機能用地やその他の民有地には大型商業施設や宿泊施設等が進出しており、地域消費活動の拡大と雇用の創出が図られるよう、企業立地支援に取り組む必要があります。

●人口減少や高齢化に伴う働き手の不足は、我が国全体の課題となっており、将来的な労働力の確保に向けた取り組みが必要です。

●本市は、若年者の失業率が全国平均より高いことから、キャリア教育・人材育成に取り組んでいます。

●市役所敷地内に設置している「宜野湾市ふるさとハローワーク」による就労支援や労働環境に関する各種制度の普及・啓発を実施しており、一定の成果を上げています。今後は、ワークライフバランス※の実現に向けた、新たな働き方ができる人材育成に関する施策や、企業における働きやすい職場づくりに向けた支援が必要です。

キャリア教育の様子

西海岸地域の店舗等

施策の展開

①企業立地の促進

民間空き物件の活用支援や税制優遇制度等を活用した企業の誘致を行い、さらなる地域経済の活性化と雇用の創出、観光客の誘客と地元消費の促進を図ります。

【主な取り組み】

- 企業立地の推進
- 税制優遇措置の活用

②人材育成の支援と人材マッチングの推進

キャリア教育やセミナーの開催等により、国際化・多様化する社会情勢に対応可能な人材育成を行うとともに、企業の人材ニーズを把握し、マッチングの促進を図ります。

また、仕事と家庭を両立する新たな働き方が選択できる人材育成や、需要が高まっているデジタル人材の育成支援に取り組みます。

さらに、若年者の雇用環境を改善するため、若年者の就業意識向上につながる取り組みを実施します。

【主な取り組み】

- 児童生徒を対象としたキャリア教育の実施
- セミナー・講習会等の開催や開催支援
- デジタル人材の育成支援

③各種就業支援及び就業環境整備の推進

宜野湾市ふるさとハローワークとの連携強化を図り、より就職につながるマッチング機会づくりに努めます。

また、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進等を図るため、シルバー人材センターの強化・充実を図ります。

育児休業制度をはじめ、各種制度の普及・啓発に関する情報提供を行うとともに、中小企業等の就労環境向上を支援し、性別や年齢に関わらず誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた周知・啓発に取り組みます。

【主な取り組み】

- 宜野湾市ふるさとハローワークとの連携による就労支援
- シルバー人材センターの強化及び充実
- 各種制度の普及・啓発
- 新たな働き方の実現支援

基本施策（５）都市農業・漁業の振興

目指すまちの姿

立地の特性を活かした都市農業※の振興を図り、生産者や漁業者の支援を継続して行うことにより、宜野湾市らしい農漁業を持続できるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
新規就農者延べ人数	８人	11 人
漁業従事者数	49 人	49 人

現状と課題

●本市は、ほぼ全域が市街化区域となっており、国や県の農業関連補助メニューの活用が困難であることから、生産者支援、農地確保の取り組みが難しく、就農を希望する方は少ないのが現状です。

●都市に存する立地の特性を活かした農業に励む生産者もおり、都市農業※の多様な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、生産者が安定的な生産活動を行えるよう、各種補助事業による支援を継続する必要があります。

●本市の特産品である大山田いもは、市内外で高く評価されており、県内の伝統行事には欠かせない作物として認知されています。「宜野湾市ターウムの日に関する条例」を制定し、２月６日を「宜野湾市ターウムの日」に定めるなど、これまで独自の取り組みを実施しており、田いもを次世代に継承できるよう、今後も取り組みの継続が必要です。

●田いも生産者は高齢化や担い手不足の課題を抱えており、生産者・耕作面積ともに減少傾向にあります。

●毎年 11 月に開催している産業まつりでは、農水産物・商工業製品等の展示即売会を実施し、生産者と市民相互の親睦・交流の活性化等、産業振興の発展に寄与しており、継続実施が求められています。

●水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少に加え、物価高の影響による燃油や漁具等の高騰、魚価の低迷等厳しい状況があり、漁業従事者は減少傾向にあります。

●本市の主要水産物はソデイカですが、近年ではキンメダイ漁も行われており、また、宜野湾漁港でシラヒゲウニ試験養殖に取り組むなど、漁業者は精力的に漁業活動を行っています。安定的な漁業活動支援のため、今後も取り組みの継続が必要です。

施策の展開

①都市農業の振興

都市農業※の多様な機能の発揮と、都市農地の有効活用及び適切な保全を図りつつ、市街地形成における農業との共存に資するよう、都市農業※の振興を図ります。

また、大山地区の田いも生産者などの支援に取り組みます。

【主な取り組み】

- 担い手育成支援
- 都市農業※振興施策の検討
- 都市農業※経営安定化への支援
- 大山田いも栽培地区の振興に向けた取り組みの推進
- 特産物の PR 等による地産地消の推進

②漁業の振興

従来の漁業関係団体育成支援等の施策に加え、漁業者とともに、安定的な漁業経営や、所得の向上を目指した計画の策定に向けた取り組みを実施します。

【主な取り組み】

- 漁業振興施策の推進
- 水産物の販路拡大
- 漁業環境の改善に向けた支援
- 漁業協同組合への支援
- ６次産業※化に向けた取り組みの検討

田いも

シラヒゲウニ

基本目標５

すべての人が安全・安心で快適に

暮らせるまち

基本施策（１）防災及び救急・消防体制の強化

目指すまちの姿

日頃から災害に備えるとともに、市民の生命、身体及び財産を守るため、防災・消防体制の強化、市民や関係団体と一体となった防災力強化に努め、災害に強いまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
食料、飲料水の充足率	食料：42.4% 飲料水：15.8%	食料：67.0% 飲料水：54.5%
防災備蓄倉庫の設置数	13か所	17か所
津波一時避難ビルの指定件数	28件	34件
消防車両等の整備更新（延べ台数）	２台	16台
普通救命講習等受講者数	2,670人	3,000人
地域別避難訓練数	20回	23回

現状と課題

●宜野湾市地域防災計画に基づき食料や飲料水の備蓄、防災備蓄倉庫の整備、自主防災組織※の育成、津波一時避難ビルの指定、避難体制の整備を図っていますが、備蓄物資や防災備蓄倉庫の不足への対応、発災時の受援に関する計画の推進、また、多様な主体の連携による防災活動の推進等に取り組む必要があります。

●避難行動要支援者の支援については、毎年度、避難行動要支援者名簿の更新を行い、要支援対象者の個別避難計画の作成に向けて取り組んでいます。要支援対象者の避難行動を支援する体制づくりのため、取り組みを継続することが必要です。

●各家庭における火災警報器の設置促進や事業所における防火管理者育成の拡充を図っていますが、建物利用者の防火安全に対する意識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進することが求められます。

●消防自動車や消防水利※の整備拡充を進めています。複雑多様化する火災や自然災害等に迅速かつ的確に対応できるよう取り組みを継続することが必要です。

●人口増加と高齢化による疾病構造変化に伴い、救急件数が年々増加しています。増加する救急出動に対応するための救急体制の強化と救急車の適正利用が求められています。

●多様な避難者への対応を含めた避難所運営の充実を図る必要があります。

施策の展開

①防災対策の充実と避難行動要支援者の避難支援

宜野湾市地域防災計画に基づき、食料の備蓄及び避難所等における資機材の整備、防災におけるデジタル技術の活用に努めます。

防災体制の充実を図りながら、自主防災組織※や民間事業者などの多様な主体との連携を図ります。

自主防災組織※の育成強化や支援に努め、地域の防災力の向上及び地区防災計画※策定に係る支援に努めます。

複数の避難所の開設や避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の作成により、避難支援の充実に努めます。

【主な取り組み】

- 食料・飲料水の備蓄及び防災備蓄倉庫の整備
- 避難所等における資機材の整備
- 自主防災組織※の育成強化・支援
- 避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の作成
- デジタル技術を活用した災害情報伝達や防災訓練等ツールの整備

②住宅防火の推進と事業所の自衛消防力の強化

各家庭における住宅防火対策及び各事業所の防火管理体制の強化に努め、市民の防災・減災に関する意識の啓発を図ります。

【主な取り組み】

- 防火に関する情報発信
- 住宅や事業所の防火管理体制強化

③消防体制の強化

複雑多様化する各種災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、消防自動車や消防水利※等の整備拡充を図ります。

【主な取り組み】

- 消防施設等の整備強化
- 消防水利※の整備拡充

④救急体制の拡充と応急手当等の普及・啓発

救急体制の強化と高度な救命処置を整備するため、計画的に高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の更新を図ります。また、応急手当普及員を育成し、住民や事業所への応急手当の普及啓発に努めます。

救急安心センター事業（＃7119）※の実施により、救急車を利用する際の相談窓口を設置することで、不安な市民に対し安全・安心を提供しつつ救急車の適正利用につなげます。

【主な取り組み】

- 救急体制の整備・拡充
- 応急手当普及員等の育成
- 救急活動への理解促進（救急車の適正利用）
- 救急救命士の育成・強化

基本施策（２）交通安全・防犯対策の強化

目指すまちの姿

地域や関係機関との連携の下、こどもたちや高齢者への交通安全指導や交通指導員による立哨活動を行うとともに、交通安全施設の維持・充実や交通安全パトロールなどに取り組み、交通事故ゼロを目指します。また、防犯灯設置などへの支援を継続するとともに、通学路合同安全点検や各種防犯講話、少年非行防止、再犯防止に対する取り組みを通じ、犯罪や事件・事故を未然に防止し、安全で安心して暮らすことのできるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
交通安全教室の受講者数	5,417人	6,000人
防犯ボランティア団体数	45団体	55団体

現状と課題

●交通安全施設については、市民や学校等からの危険場所改善の要望等の申し出や交通安全パトロールによる点検により、施設の整備を行っており、経年劣化による修繕箇所の増加への対応が求められています。また、信号機・横断歩道等の設置については、関係機関との連携強化が必要です。

●地域安全モデル地区の指定や安全パトロール隊の結成、各種教室・訓練等は関係機関との連携で行っています。今後も各種関係機関との連携により、さらなる防犯対策の強化が必要です。

●本市では刑法犯総数に対する再犯者の割合が高い傾向にあります。（令和４（2022）年57.4%）

●経年劣化した防犯灯・防犯カメラの計画的な更新が必要となっています。

施策の展開

①交通安全対策の推進

各関係機関とともに、交通安全運動や交通安全教室等を開催し、交通安全意識の醸成を図ります。また、スクールゾーンやシルバーゾーン、信号機、横断歩道等の交通安全施設の維持・充実に努めます。

【主な取り組み】

- 通学路合同安全点検
- 交通安全パトロール
- 交通安全施設の維持管理及び整備
- 交通安全指導
- 各期交通安全運動出発式及びアイキャッチ運動※等

②防犯対策の推進

宜野湾市地域安全条例に基づき、事件・事故の未然防止のため、「ちゅらさん運動※」や青少年の非行防止活動の推進、通学路の防犯パトロール及び暴力団排除運動を推進するとともに、防犯灯の設置・維持管理の支援に努めます。

また、市内の刑法犯罪のうち、再犯者の割合が高い傾向にあるため、関係機関と連携し、再犯防止に努めます。

【主な取り組み】

- 地域安全モデル地区の継続支援
- 再犯防止に関する取り組みの推進
- 犯罪の未然防止活動の充実
- 防犯カメラ・防犯灯の設置、維持管理の支援

交通指導員の活動風景

特殊詐欺・振り込め詐欺防止
啓発風景

基本施策（３）環境保全や循環型社会の形成

目指すまちの姿

沖縄県地球温暖化防止活動推進センター※等の関係機関と連携した環境教育、低炭素化の推進、ごみの減量化・再資源化等の取り組みにより、市民の環境保全に関する意識醸成を図り、低炭素社会※と循環型社会※の形成を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
環境教育講習会の参加者数	461 人	1,425 人
家庭ごみの排出量	516ｇ/人日	463g/人日
地球温暖化対策に関する出前講座の参加者数	-	200 人

現状と課題

●沖縄県地球温暖化防止活動推進センター※等の関係機関と連携して、こどもたちへの環境教育を進めているものの、成人を対象とした環境教育については取り組みが遅れています。今後は、さらなる市民への環境教育に取り組んでいく必要があります。

●ごみの減量化について、家庭ごみの一人当たりの年間排出量は、令和４（2022）年度200.5kgであり、令和元（2019）年度の190.8kgから増加しているため、ごみ問題に関して、市民や事業者の意識の向上に努めることが必要です。

●市が行う事務事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進しているほか、温室効果ガス排出量の削減を目的として、宜野湾市地球温暖化対策実行計画を策定し、具体的取り組みを行っています。今後も、市民や事業所に対して、温室効果ガスの排出抑制や気候変動への適応に向けた取り組みに関する普及啓発が必要です。

●令和６（2024）年度に実施した宜野湾市公共施設への再生可能エネルギー※導入ポテンシャル調査業務を踏まえ、太陽光発電設備等導入に向けた計画の策定等、再生可能エネルギー※導入に向けた事業の推進が必要です。

施策の展開

①環境意識の啓発

自然保護や環境再生等への理解や関心を深めるため、身近にある自然等を活用した環境教育講習会を実施します。

また、地域の環境保全に関わる人材の育成に努めるとともに、市民・事業所・行政の各主体が、それぞれの役割に応じた地球温暖化対策を推進するための普及啓発及び支援を実施します。

【主な取り組み】

- 学校での環境教育の充実
- 環境保全に関わる人材育成
- 地球温暖化対策に関する普及啓発

②ごみの減量化・再資源化の推進

「ごみの分け方・出し方」の周知を徹底することによる、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、リサイクルセンターを活用した再資源再利用化を推進します。

さらに、不法投棄の解消へ向けた取り組みを強化し、環境整備に努めます。

【主な取り組み】

- 「ごみの分け方・出し方」の周知
- ごみ減量化・再資源化の促進
- 不法投棄への対応強化

③低炭素社会の推進

低炭素社会※の形成に向け、市が行う事務事業に関して、省資源・省エネルギーに取り組むことで、地球温暖化防止に積極的な役割を果たし、市民・事業所に対する普及啓発を行いながら、市域全体における温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。

【主な取り組み】

- 太陽光等の再生可能エネルギー※、次世代自動車、LED 照明の導入及び普及啓発
- 省エネルギー診断や ZEB※化可能性調査

環境教育の様子

再生可能エネルギー導入事例
（庁舎別館）

基本施策（４）公害・環境衛生対策の推進

目指すまちの姿

人の活動に伴って発生する公害への対策や、害虫・ハブ・狂犬病等への環境衛生対策に継続して取り組むことで、市民が健康で快適に暮らせる生活環境を確保し、住みやすいクリーンなまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
野焼きの年間通報件数	19件	10件以下
動物愛護に関する講習会の参加者数	300人	1,350人
狂犬病予防注射接種率	55.0%	60.0%

現状と課題

●水質汚濁や悪臭の対策として、公共下水道への接続指導や浄化槽の適正管理指導に取り組んでいます。今後も、市民への生活排水対策及び水環境保全の啓発に継続して取り組む必要があります。

●騒音や振動に関する規制基準・環境基準の類型を地域ごとに指定しています。騒音や振動の防止対策として、工場の設置や工事等に係る各種届出の啓発並びに指導監視等を行っており、今後も継続した取り組みが必要です。

●田畑や住宅地域内での焼却慣習（野焼き）がいまだに根強く残っている状況にあります。周辺の生活環境及び住民への健康被害をもたらすおそれがあるため、継続した説明指導が必要です。

●未登録の飼い犬が存在することや、市への登録は済んでいるものの狂犬病予防注射を行っていない飼い犬も存在するため、引き続き飼い犬の登録及び狂犬病予防注射接種の義務について、市民への周知が必要です。

施策の展開

①水質汚濁・悪臭防止対策の推進

河川等の水質汚濁や悪臭防止を図るための生活排水対策及び水環境保全の啓発に努めるとともに、公共下水道の普及を推進します。

また、工場等への悪臭防止対策の啓発及び指導監視に努めます。

【主な取り組み】

- 生活排水対策
- 水環境保全への意識啓発

②騒音・振動防止の対策

騒音や振動に関する規制基準・環境基準の啓発を図るとともに、交通騒音の常時監視及び特定建設作業、特定工場等の指導監視に努めます。

【主な取り組み】

- 規制基準や環境基準等の周知
- 交通騒音等監視の実施

③大気汚染防止の推進

野外焼却や粉じん等の苦情に対しては、迅速に現況を把握して有効な対策を講じるとともに、巡回指導を実施して啓発活動に努めます。

【主な取り組み】

- 野外焼却禁止の啓発
- 粉じん対策の実施
- 巡回指導の実施

④ペットの適正飼養の普及啓発、ハブ・害虫等対策の強化

動物愛護思想の普及啓発、ペットの適正な飼い方の助言・指導等を強化し、狂犬病予防注射の接種率向上や適正飼養の普及啓発を図ります。

また、ハブ・害虫対策及び空き地の適正管理を促し、市民が安心して健康に暮らせる生活環境の保全に努めます。

【主な取り組み】

- ペットの適正な管理指導
- ハブ・害虫等対策
- 空き地の適正管理指導

動物愛護教室の様子

基本施策（５）快適な生活環境の整備

目指すまちの姿

宜野湾市都市計画マスタープラン等、各種計画に基づいた土地利用の規制・誘導を図るとともに、バリアフリー※等に配慮した安全・安心な都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に努め、誰もが快適に暮らし続けられるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
西普天間住宅地区土地区画整理事業進捗率	62.1%	100%
普天間飛行場周辺まちづくり事業進捗率	45.6%	100%
市営住宅の長寿命化事業実施率	33.3%	100%

現状と課題

●宜野湾市都市計画マスタープランや都市交通マスタープラン・都市交通戦略に基づき、適切な土地利用・都市基盤整備に取り組んでおり、継続して取り組むことが必要です。

●用途地域※など地域地区の指定及び見直し並びに地区計画※等の決定については、関連事業の実施時期に合わせて検討を進めています。

●宜野湾市景観計画に基づき良好な景観形成に取り組んでいます。今後は、地域特性に応じた景観形成や風致の維持を図るため、屋外広告物条例制定についても検討する必要があります。

●普天間飛行場の周辺では、戦後急速な市街化が進展し、その過程において道路や公園などの公共施設の整備が不十分な密集市街地が形成されてきました。こうした密集市街地では、防災性の向上をはじめ住環境の改善が必要です。

●市営住宅建て替え等の住宅整備に対する取り組みを計画的に行ってきましたが、今後は、既存市営住宅の計画的な修繕及び改善や空家等に対する対策等、既存住宅ストックの適正な管理・再生等に係る取り組みが求められています。

●住宅の耐震化に取り組んでいます。自然災害が激甚化・頻発化する中、大規模な地震に備え、危険性の高い住宅への対応が求められています。

●西普天間住宅地区においては、沖縄健康医療拠点の形成に向けた道路や公園等の都市基盤について、ウォーカブル※なまちづくりの観点も踏まえ整備が進められています。また、地区計画※の決定や景観形成重点地区※の指定を行っており、賑わいの創出や良好な景観形成に取り組む必要があります。

施策の展開

①適切な土地利用の規制・誘導

良好な市街地環境の形成に向けて、適切な土地利用の誘導に努めるとともに、市の振興に資する土地利用の展開を図ります。主に西海岸エリアの地域地区の指定や見直し、地区計画※等の策定を行い、計画的な土地利用の誘導を図ります。

また、良好な景観形成に向けた景観づくりを推進します。

【主な取り組み】

- 地域地区の指定及び見直し、地区計画※等の決定
- 良好な景観形成に向けた建築物や屋外広告物等の規制・誘導

②都市基盤の整備

基地跡地や密集市街地等について、土地区画整理事業等で公共施設と宅地の一体的・総合的な整備を推進し、また、各地区の現状や課題を踏まえ、民間企業や大学等との連携も視野に入れ、様々な整備手法により秩序ある都市基盤の整備を進めます。

【主な取り組み】

- 基地・基地跡地や周辺区域における市街地整備の推進
- 大山土地区画整理事業・西普天間住宅地区土地区画整理事業の推進

③住宅・住環境の整備

安心して暮らせる住宅・住環境づくりを促進するため、市の住宅施策、市営住宅整備、既存住宅ストックの適正な管理・再生等に関する方向性を示すとともに、住宅の耐震化支援やマンションの定期的な修繕を促進します。

【主な取り組み】

- 良質で安全な住宅整備、住環境整備の推進、住宅リフォーム事業の継続
- 公営住宅の計画的な修繕及び改善による長寿命化の推進
- マンション管理計画に基づく要綱の策定等、適正管理の促進
- 空家等対策計画に基づく空家等の適切な管理の促進
- 沖縄県居住支援協議会との連携及び宜野湾市居住支援協議会の設置の推進

④沖縄健康医療拠点形成の推進

西普天間住宅地区において、散策やウォーキングを通じて健康づくりを支援するため、快適で安全・安心な歩行空間の形成に努めます。

また、地区計画※等において位置づけた緑化や建築物のデザインに関するルールに基づき、統一感のある街並みの形成に努めます。さらに、県道沿道の街区や琉球大学医学部に近接する街区の一部を「モデル街区」として位置づけ、店舗等を誘導することで、賑わいと回遊性のある街並みの形成を目指します。（P72、114、116 参照）

【主な取り組み】

- 土地区画整理事業や都市公園事業等によるウォーカブル※な歩行空間の整備
- 統一感のある街並みの形成、店舗等の誘導による賑わい創出

基本施策（６）交通ネットワークの整備

目指すまちの姿

市の中心に普天間飛行場が立地する特異な構造を有している本市において、市民生活の利便性に資する生活道路、幹線道路の整備を着実に推進し、公共交通の利便性を向上させるとともに、返還予定地を活用した道路や鉄軌道・軌道系交通システム※などの構築により、快適な交通ネットワークの確保を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
3・4・71号普天間線　事業進捗率	51.3%	100%
真栄原54号　事業進捗率	40.9%	100%
真栄原55号　事業進捗率	11.4%	100%

現状と課題

●市道宜野湾11号の開通等により、渋滞緩和等の一定の効果を得られているものの、いまだ主要幹線道路等において、交通渋滞が発生しています。特に、本市の道路交通網は、基地を迂回する形で構築されていることから、渋滞を避けた車両が一般生活道路へ流入し、交通事故や騒音等による生活環境の悪化が深刻な問題となっています。道路の整備等については、道路ネットワーク構築の上で必要な路線・区間の整備を図る必要があります。

●道路（生活道路、幹線道路）に関しては、老朽化が進行しています。また、修繕箇所が多く、修繕費も年々増加する傾向にあることから、新たな財源確保も含め適切な対応が必要です。

●平成30（2018）年に浦添北道路が開通したことにより那覇地域方面へのアクセスは向上しましたが、通過交通により西海岸エリアの交通混雑が発生しており、その緩和が求められています。

●西普天間住宅地区周辺では、琉球大学医学部及び大学病院の開学・開院や、都市基盤整備による土地利用の進展等に伴い、今後ますます交通量が増加することが予想されます。関係機関と連携して渋滞対策を進めていますが、今後の交通状況をモニタリングしつつ、継続した取り組みが必要です。

●基幹バスシステム※の導入は、沖縄県公共交通活性化推進協議会の事業として取り組んでいます。

●鉄軌道のルート等を具体的に検討する段階では、基地跡地利用や周辺地域のまちづくりと連携する必要があります。

施策の展開

①地域の移動を支える交通環境の確保

現在進めている生活道路の新設・改良工事などは、早期の供用開始に向け整備を推進します。

既存の生活道路の維持管理については、実情に即した取り組みを推進し、地域住民との連携による、安全・快適な環境づくりを進めます。

また、幹線道路周辺の生活道路や通学路においては、歩行者の安全性を確保するための取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 安全・快適な道路の整備
- 市道の維持管理
- 生活道路・通学路における安全対策の推進
- ボランティア活動の促進
- 市道認定路線内の潰地面積を確定することによる用地取得の推進

②広域的な移動を支える交通環境の確保

幹線道路は、地域住民の意向を反映しながら事業化の目途を考慮した上で、都市計画決定を行うとともに、道路整備の必要性、重要性及び緊急性等を検討し、計画的な整備に取り組みます。

また、交通渋滞の解消や、安全性の向上等を図るため、既存の幹線道路の改良に取り組みます。

さらに、国道や県道など主要幹線道路の整備を促進します。

【主な取り組み】

- 交通基盤を確立する都市計画道路の整備、既存道路の改良
- 主要幹線道路の整備促進

③公共交通サービスの充実

交通渋滞の緩和、高齢者や障がい者等の交通弱者への外出支援、市民の利便性の向上をはじめ、環境に配慮したまちづくりの実現に向けて、公共交通の利用促進を図るとともに、公共交通サービスの充実を図ります。

【主な取り組み】

- 公共交通の利用促進
- 新規公共交通サービスの検討
- モビリティ・マネジメント※の推進
- 基幹バスシステム※の導入推進（沖縄県と連携）

④鉄軌道・軌道系交通システム等の導入

関係機関（国・県等）と連携を図り、普天間飛行場跡地利用等を念頭に置いた鉄軌道・軌道系交通システム※等の導入を検討します。

【主な取り組み】

- 鉄軌道・軌道系交通システム※等の導入検討

基本施策（７）上・下水道の整備

目指すまちの姿

市民への安全・安心な水の安定的な供給を目指します。また、雨水の浸水対策や生活排水の適切な管理により、公共用水域の水質保全を図り、衛生的で快適なまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
有収率（有収水量／総配水量×100）	96.5%	97.0%
管路耐震化率（耐震管延長／管路延長）	20.8%	28.6%
下水道接続世帯数	38,973 世帯	40,893 世帯
浄化槽等から公共下水道への接続件数	81 件	85 件

現状と課題

●上水道については、普及率 100%、有収率※96.5%であり良好な経営状況です。災害時に避難所や医療拠点となる重要給水施設へ配水する管をはじめとした、老朽管の更新による水道管の耐震化が求められており、管路耐震化率は管路全体で 20.8%、基幹管路では 52.6%となっています。

●全国的に水道管の老朽化が課題となっており、本市においても同様に課題となっています。老朽管の更新（耐震化）には多大な費用が必要となることから、法定耐用年数を迎えた老朽管についても、管路の健全度等も見極めながら、計画的な施設整備を進める必要があります。また、西普天間住宅地区の整備以降も、引き続き大規模な開発事業の計画があることから、将来の水需要を正しく予測し、適切な施設能力を有した配水池や配水管の新設、改良を行っていく必要があります。

●下水道については、汚水管の人口普及率が 96.2%となっており、西普天間住宅地区などの基地返還に伴う跡地利用の新規開発や私道等への汚水管布設が未整備箇所となっています。雨水管については面積整備率が 88.7%となっており、浸水区域の整備は概成していますが、対策規模を上回る大雨も想定されるため、整備水準の見直しを含めたさらなる浸水対策の取り組みが必要となっています。また、既存施設の汚水管・雨水管等の経年劣化に伴う更新または改修工事を行っていく必要があります。さらに、私道等への汚水管布設については地権者との合意形成が課題となっています。

●下水道事業においては令和９（2027）年度より国土交通省が推進しているウォーターPPP※レベル 3.5（管理・更新一体マネジメント）の導入が社会資本整備総合交付金の交付要件として示されていることから、同制度の導入方法も視野に入れながら、効率的で効果的な事業の推進を図る必要があります。

施策の展開

①上水道の整備

計画的な管路更新による耐震化及び新たな開発区域への水道施設の整備を行い、新規水需要への安定的な水の供給に努めます。

また、漏水防止の対策、水道施設の計画的な管理を行い、有収率※の向上に努めます。

さらに、水の安全性の確保から、貯水槽水道設置者へ適正な管理指導を行います。

【主な取り組み】

- 送配水管の整備及び配水池の設置計画
- 漏水防止対策の強化
- 水道施設の計画的な維持管理の強化
- 貯水槽水道の適正管理の強化指導

②下水道の整備

中部流域下水道計画と整合を図りながら、公共下水道の整備を促進し、水質の保全等に努めるとともに、雨水による浸水対策を推進します。

また、管理体制を強化し、計画的な下水道施設の維持管理に努めます。

さらに、広報等により、下水道事業や生活排水処理に対する理解促進を図り、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保持に努めます。

【主な取り組み】

- 公共下水道の整備
- 下水道施設の計画的な維持管理及び体制の強化
- 下水道に関する広報活動の充実
- 接続補助金の活用等による公共下水道接続の促進
- 下水道分野における管理・更新一体マネジメント方式（ウォーターPPP）※の導入

雨水管渠の整備状況

配水管改良工事

基本施策（８）公園・緑地及び墓園等の整備

目指すまちの姿

都市公園の整備や維持管理に加え、市民の緑化意識の高揚による緑化の推進等により、緑あふれるまちを目指します。また、墓地の点在化抑制や既存墓地の適正管理により、墓地立地と調和したまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
市民１人当たり公園面積	4.0 ㎡	4.2 ㎡
宜野湾海浜公園施設の利用者数	665,932 人	875,000 人

現状と課題

●本市における都市公園の計画面積（令和６（2024）年３月末現在）は、587,100 ㎡、整備済み公園面積は、400,597 ㎡となっています。また、本市の骨格となる緑地（連続した斜面緑地や宇地泊川周辺のまとまった緑地）は、森林整備計画※対象民有林や河川区域として指定しており、継続的な取り組みが必要です。

●市民一人当たり公園面積は令和６（2024）年３月現在で 4.0 ㎡/人となっています。宜野湾市みどりの基本計画において位置づけた市民一人当たり必要な公園面積（5.9 ㎡/人）を確保するためには、既決定公園の早期整備及び新たな公園整備を図る必要があります。また、本市の骨格となる緑地を保全・活用していくための方策を検討する必要があります。

●都市公園等のうち、約６割が設置から 30 年以上経過し、老朽化が進行していますが、長寿命化計画に基づき適切な維持管理に努めています。

●市内各地において愛護団体が緑化活動に取り組み、街の美化や緑化推進に貢献しており、愛護団体に対し助成金や原材料等を支給し活動を支援しています。また、地域における緑化イベントの開催や、花苗・苗木の配布を実施し緑化啓発を図っており、継続的な取り組みが必要です。

●既存の公営墓地（野嵩霊園）は飽和状態であり、西普天間住宅地区へ公営墓地の整備を進めていますが、引き続き墓地需要への対応が必要です。また、現在は、個人墓地を容認しており、住環境への配慮等の観点から点在化を抑制することが必要です。

●火葬場がない本市においては、火葬までの待機日数が長期化する傾向にあることに加え、高い費用を負担しなければならない状況にあります。市民への負担軽減を図るため、令和５（2023）年度より、火葬等を実施した方に対して、費用の一部を助成していますが、引き続き火葬需要への対応方策について検討する必要があります。

施策の展開

①都市公園等の整備

市民の身近なレクリエーションの場、災害時の避難場所となる公園・緑地等の整備・保全を推進します。特に、西普天間住宅地区においては、豊かな自然環境の中で歴史・文化に触れ合うとともに、交流・レクリエーションの拠点となる公園整備を推進します。

【主な取り組み】

- 公園の整備
- 既存緑地の保全
- 西普天間住宅地区における都市公園の整備
- 公園のユニバーサルデザイン※化

②都市公園等の維持・管理運営

都市公園等は、長寿命化計画に基づき施設の維持管理に努めます。

また、都市公園の施設等の更新に当たっては、災害時における指定緊急避難場所としての視点も踏まえて整備検討を図ります。

【主な取り組み】

- 施設の長寿命化

③緑化の推進

緑あふれるまちづくりを展開していくために、学校や地域の緑化ボランティア団体の支援に努めるとともに、緑に親しむ自然教育や、緑化イベント等により緑化意識の高揚を図り、市民との協働による緑のまちづくりを推進します。

【主な取り組み】

- ボランティア団体との協働による緑化の推進
- 緑化活動の支援、緑化の啓発

④墓園等の整備

墓地の点在化を抑制するとともに、既存墓地の適正管理に努めます。

また、市街地整備や都市施設整備等に合わせた墓地の集約化や、基地跡地利用計画における墓園の整備、土地集約型墓地※の建設を検討するとともに、西普天間住宅地区の墓地ゾーンにおける公営墓地の整備を進め、緑地の活用及び整備についても検討します。

さらに、火葬場整備については、広域整備も含めて引き続き検討を進めます。

【主な取り組み】

- 墓地立地とまちづくりとの調和に向けた普及啓発
- 公営墓地の整備、火葬場整備の検討

基本目標６

平和をつなぎ、未来へ発展するまち

基本施策（１）基地問題への対応

目指すまちの姿

基地被害 110 番等を通しての市民の声や、基地被害の実態を正確に把握し、市民が実感できる危険性の除去、基地負担軽減策を着実に実現するとともに、基地の固定化を絶対に阻止し、市民の願いである普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還を実現することにより、市民が平和で安全な生活を送ることができるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
普天間飛行場問題に関する情報発信	パンフレット及びホームページを活用、SNS の活用を検討	情報発信のあり方（SNS 等）の改善
普天間飛行場の全面返還の実現に向けた返還期日の早期確定	普天間飛行場の返還期日の早期確定に向けた取り組みの実施	普天間飛行場の返還期日の早期確定
基地被害に関する市民アンケートの実施	基地被害に関する市民アンケートの実施に向けた検討	基地被害に関する市民アンケートの実施及び結果の公表

現状と課題

●市域の約 24％を占める普天間飛行場は、市の中心部に位置し、航空機事故の危険性や騒音等市民生活に大きな負担となっており、一日も早い返還が強く望まれています。

●KC130 空中給油機の移駐や米軍再編に係る訓練移転等負担軽減が図られていますが、夜間騒音や外来機の飛来も多く、市民が実感できる基地負担軽減策の着実な実施が早急に求められています。

●普天間飛行場は、平成８（1996）年に日米両政府において返還が合意されたものの、実現しないまま日米合意から 28 年が経過しており、その間、沖縄国際大学へのヘリ墜落事故や普天間第二小学校グラウンドへの米軍ヘリ窓落下事故、泡消火剤漏出事故など、危険性は放置され続けています。

●返還合意の原点は「危険性の除去」と「基地負担軽減」であり、普天間飛行場が固定化されることは絶対にあってはならず、目に見える形での進展が求められています。

●令和６（2024）年１月 10 日より普天間飛行場代替施設建設の埋め立て工事が再開されましたが、国からいまだ返還期日は示されておらず、跡地利用に関する取り組みを早急に具体化させていくためにも、早期に返還期日を確定することが強く求められています。

施策の展開

①普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還の実現に向けた取り組み

一日も早い普天間飛行場の閉鎖・返還に向け、普天間飛行場代替施設の提供手続きの完了までの期間短縮を図るとともに、早期に返還期日を確定するよう日米両政府に対し粘り強く要請を続けていきます。

また、SNS※等を活用した市民アンケート等を通して市民意見の集約に努め、市民の声をより反映した要請行動を行っていきます。

【主な取り組み】

- 市民の声をより反映した国・県・米国に対する要請行動の実施
- 市民や県内外に対する情報発信
- 関係機関に対する情報発信

②普天間飛行場が返還されるまでの間の危険性除去及び基地負担軽減の実現に向けた取り組み

基地被害 110 番等に寄せられる苦情や SNS※等を活用した市民アンケート等により市民の声や基地被害の実態を把握し、関係機関への要請等を通して、市民が実感できる危険性の除去や基地負担軽減策の着実な実現を強く求めていきます。

【主な取り組み】

- 基地被害の防止対策の推進
- 基地負担軽減促進対策の実施
- 基地騒音対策（実態調査）
- 進入及び出発経路を含む場周経路の順守に向けた働きかけ

普天間飛行場

基本施策（２）基地跡地利用の推進

目指すまちの姿

返還が実現したキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）については、跡地利用の先行モデル地区として琉球大学医学部及び大学病院を中心とした沖縄健康医療拠点の形成のため、土地区画整理事業等によるまちづくりや健康増進事業を進めることで「自然に健康になれる」まちづくりを目指します。

今後、返還が予定されている普天間飛行場は、本島中南部都市圏の中心に位置し、大規模であることから、新たな沖縄の振興拠点はもとより、我が国全体やアジア地域を牽引する拠点となることが期待されています。世界に誇れる優れた環境の創造「みどり（歴史・緑・地形・水）の中のまちづくり」を目指します。

インダストリアル・コリドー地区※は、国から具体的な返還時期が明示されていませんが、跡地利用計画の策定へ向けた地権者合意形成活動等を継続し、本地区も含め西普天間住宅地区をはじめとする周辺地域への賑わいの創出などに資するまちづくりを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
普天間飛行場跡地利用計画の策定進捗状況	跡地利用計画策定に向けた行程計画等の更新案作成	跡地利用計画策定に向けた全体計画の取りまとめ
普天間飛行場土地先行取得面積	約 13.7ha	約 28.7ha
インダストリアル・コリドー地区 土地先行取得面積	約 0.5ha	約 2.5ha

現状と課題

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）

●基地跡地利用の先行モデル地区として琉球大学医学部及び大学病院を中心とした沖縄健康医療拠点形成のまちづくりを進めています。また、令和７（2025）年１月には琉球大学病院が開院し、同年４月には琉球大学医学部の開学を予定しています。

普天間飛行場

●普天間飛行場の跡地利用の具体化のため、跡地開発に向けた推進体制の整備、制度の構築、事業手法・実施主体の確立、開発費用など各種課題があり、計画内容の具体化に向けた継続的な取り組みについて、国、沖縄県と連携して促進する必要があります。

インダストリアル･コリドー地区

●インダストリアル・コリドー地区※は、国から具体的な返還期日が示されていないことから、早期の返還期日の確定を強く求めていく必要があります。

●地権者や同地主会と協働しながら跡地利用計画の策定へ向けた合意形成活動の取り組みを推進する必要があります。

施策の展開

①沖縄健康医療拠点の形成による跡地利用の推進

返還されたキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用に関しては、琉球大学医学部及び大学病院を中心とした、沖縄健康医療拠点の形成に寄与する跡地利用を推進します。（P72、102、116 参照）

【主な取り組み】

- 沖縄健康医療拠点形成に向けた関係機関との連携

②普天間飛行場跡地利用の推進

普天間飛行場の跡地利用について、国・県等との連携・調整を図り、地権者・市民・県民等との合意形成や情報発信等を行うとともに、配置方針、各拠点ゾーン、導入機能など分野別の計画内容（環境づくり、土地利用及び機能導入、都市基盤整備、周辺市街地整備との連携）の更新・詳細化に向け、跡地利用計画の策定、特定事業の見通し※に基づく土地の先行取得等を推進します。

【主な取り組み】

- 合意形成活動の推進
- 跡地利用に関する情報発信
- 跡地利用計画の策定
- 土地の先行取得の推進

③インダストリアル・コリドー地区の跡地利用の推進

今後、返還予定のインダストリアル・コリドー地区※の円滑な跡地利用の推進が図れるよう、返還動向を踏まえながら、社会情勢の変化等に対応した跡地利用計画の検討を引き続き行います。また、地権者との意見交換やニュースなどの発行等による情報発信を継続し、合意形成活動の取り組みを推進します。

さらに、特定事業の見通し※に基づき、公共公益施設用地（緑地・公園）確保のための土地の先行取得を推進します。

【主な取り組み】

- 跡地利用計画に係る検討
- 跡地利用に関する情報発信
- 合意形成活動の推進
- 土地の先行取得の推進

インダストリアル・コリドー地区

『基地跡地利用の先行モデル地区となる西普天間住宅地区の沖縄健康医療拠点形成』へ向けて

沖縄健康医療拠点形成まちづくりの主要な施策・事業等

モデル街区

【琉球大学との連携】
歩行空間のデザインは琉球大学と連携

道路高質化（歩道デザイン）
- 木陰を形成する街路樹の配置
- カラー舗装の設置
- 夜間照明の設置
- 無電柱化

地区計画・景観形成重点地区の指定

建物１階部分はにぎわいの形成に寄与する店舗等を誘導

壁面後退（セットバック）と壁面後退部分の有効活用

緑と調和した良好な街並み形成
（建築物等の形態・意匠、色彩等の基準設定）

住居等ゾーン・都市公園・墓地ゾーン 等

大規模保留地における健康・医療に資する機能誘導

地区内の周遊を補完する遊歩道の設置

公園内の多自然・文化財を周遊できる散策路整備

その他：防災まちづくり（無電柱化、防災公園等）、文化財・湧水等の保全、公共施設整備（【仮称】西普天間総合公園、公営墓地等）、西海岸への眺望の保全　等

宜野湾市と琉球大学との包括連携協定

【保健医療、福祉の向上】
市民の健康増進に資する事業の推進等（関連10～11P）
産学官連携 ぎのわんスマート健康増進プロジェクト
宜野湾市　琉球大学　沖縄セルラー

【まちづくり・地域づくりの推進】
大学施設の市民利用等に関する覚書に基づく駐車場や体育館等の市民利用による地域のにぎわい創出 等

その他／各種産業の振興、教育、人材育成、文化の振興、救命救急・防災 等

沖縄健康医療拠点ゾーン（琉球大学関係施設）

※本資料は、【仮称】西普天間総合公園基本設計へ琉球大学などの各種図面等を反映し作成したものです。※本地区は、「西普天間住宅地区土地区画整理事業」により面整備を行っています。※本資料の記載内容は、変更となる場合があります。

基本施策（３）平和行政・平和教育の推進

目指すまちの姿

世界平和を希求する「宜野湾市反核、軍縮を求める平和都市宣言」の理念の下、戦争の悲惨さ、平和の大切さ及び命の尊さを次代へ継承するため平和行政・平和教育を推進します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
宜野湾市平和大使の延べ人数	36 人	90 人

現状と課題

●平和祈念事業を実施し、平和の継承と発信に取り組んでいます。
●激戦地として知られる嘉数高台公園には、多くの修学旅行生等が訪れており、現地の歴史ガイドとして、嘉数区自治会の戦争体験者（語り部）等が説明を行っています。
●戦争体験者が年々減少する中、沖縄戦を風化させることなく、戦争の実相を正しく理解し、平和を継承していく仕組みづくりが喫緊の課題となっています。
●平和大使育成事業として、宜野湾市平和大使を育成し、沖縄戦について学ぶ県内研修や県外の被爆地等の実相を学び、戦争の悲惨さ等を次の世代へ継承する人材育成を継続する必要があります。
●教職員の経年研修や校内研修等において、平和教育を位置づけ、教師の指導力向上を図るとともに、児童・生徒が主体的に考えることができる平和教育の推進に取り組む必要があります。

平和祈念像原型

施策の展開

①平和意識の啓発

市民啓発イベントや平和に関する学びを通して、戦争の悲惨さや平和の大切さ、命の尊さを発信し、市民の平和意識の高揚を図ります。

【主な取り組み】

- 平和都市宣言の趣旨に沿った取り組みの強化
- 平和意識の啓発及び平和学習の充実

②宜野湾市平和大使の育成

戦争の悲惨さや平和の大切さ、命の尊さを次の世代へ継承する人材の育成を図るため、宜野湾市平和大使の育成に取り組みます。

【主な取り組み】

- 宜野湾市平和大使育成のための県内及び県外研修の実施

③平和教育の充実

体験的な学習を行うとともに、地域の人材を活用し、家庭や地域社会との連携を図り、指導充実に努めます。

【主な取り組み】

- 体験談や証言等の文献調査
- 地域の戦跡や資料館における実地調査

平和大使の活動（宜野湾市の戦争の歴史を学ぶ様子）

嘉数高台公園　展望台

第三期宜野湾市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

第１章　第三期宜野湾市まち･ひと･しごと創生総合戦略の位置づけ

１節　計画策定の趣旨

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、国は平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。また、国は平成 26 年（2014 年）12 月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和元（2019）年 12 月には「第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に取り組んできました。

しかし、世界に類を見ない急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行し、地方の過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となっている中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方の経済・社会は大きな影響を受けました。他方で、感染症の影響により、デジタル・オンラインの活用が進み、ICT※の進化やネットワーク化による新たな時代（Society5.0）※が到来する中、国は急激な人口減少社会に対応するため、デジタルを最大限活用して、公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現することが必要であるとしています。このような状況を踏まえ、国は「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、「第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和４（2022）年 12 月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略※」を策定しました。

「デジタル田園都市国家構想」においては、地域の個性を活かしながらデジタルの力によって地方創生の取り組みを加速化･深化させていくことが必要であるとし、地方公共団体は自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築し、地方版総合戦略を改訂するように努めなければならないことが示されています。

本市では、令和３（2021）年度に「第二期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に取り組んできました。

令和６（2024）年度に計画期間の満了を迎えることから、国の地方創生に向けた一連の動きを踏まえ、「第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第三期総合戦略」という。）」を策定します。

第三期総合戦略は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略※」や「宜野湾市人口ビジョン 2024」等を勘案し、地域の個性や魅力を活かした地域ビジョンを再構築した上で、今後５年間の目標、基本的方向、具体的施策、重要業績評価指標（KPI）等を設定するものです。

２節　計画の期間

本計画の対象期間は、令和７（2025）年度～令和 11（2029）年度の５年間とします。

３節　計画の位置づけ

本計画は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略※」における地方版総合戦略として策定するものであり、人口ビジョンの将来展望を踏まえた地域ビジョンの実現に向けて施策を展開するものです。また、施策の展開に当たっては、本市の最上位計画である、第五次宜野湾市総合計画と整合を図り、宜野湾市 DX※推進計画とも連携しながら取り組みます。

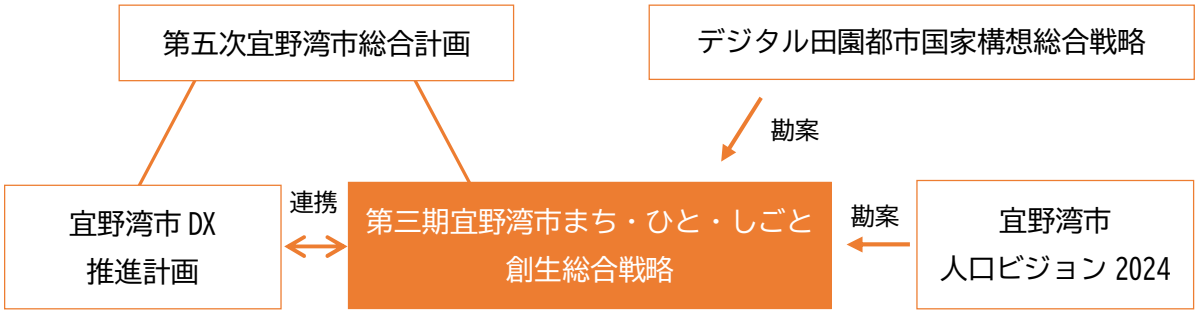

４節　推進・検証体制

本計画を推進するに当たっては、市民や自治会、市民団体、企業等の多様な主体と協働することにより、各施策の取り組みを進めていきます。

本計画を効果的なものとするため、改善を加えながら推進していく観点から、PDCA サイクルを導入します。進捗状況について、具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度を検証し、効果検証、改善を行います。その際、客観性を担保するため、外部有識者等を含む検証機関による検証を行います。

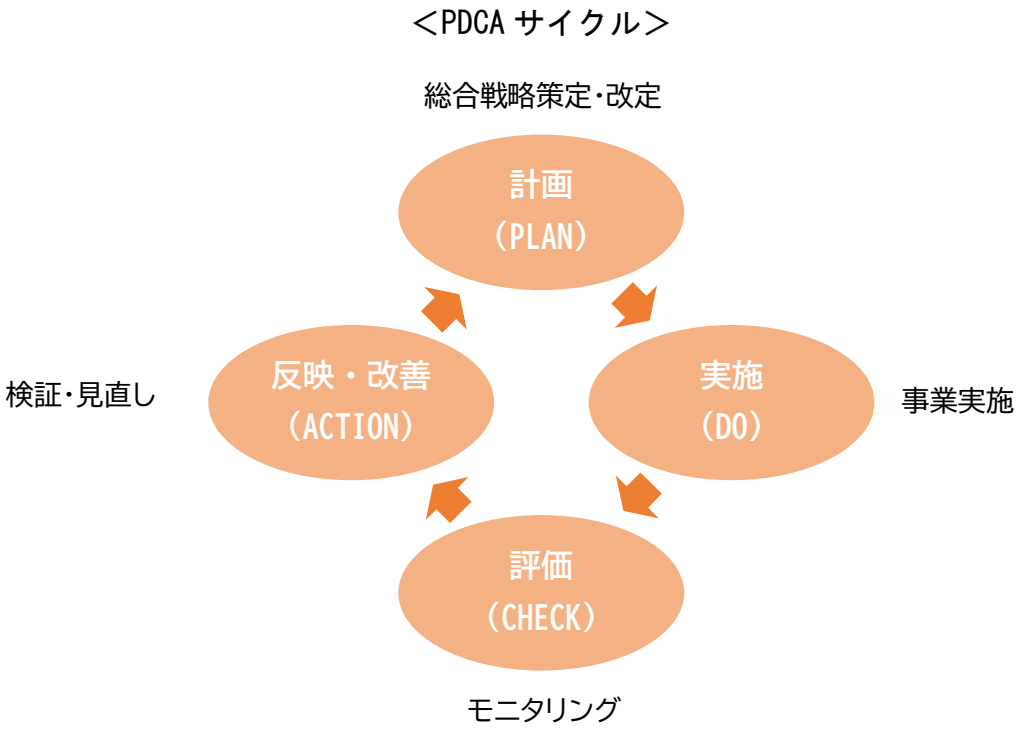

第２章　前提条件の整理

１節　国が示す地方版総合戦略に求められる内容

本計画の策定に当たり、地方版総合戦略に求められる内容について、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略※」等で示された事項を整理します。

■地方と国の役割分担

地方：地域の実情に応じながら、自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を描き、**デジタル技術を活用**しつつ、**①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる**という４つの取組を進めていくことが求められる。

国：デジタル田園都市国家構想の実現に向け、引き続き、デジタル実装の前提となる３つの取組（**ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組**）を強力に推進する。

■国の総合戦略における施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

①地方に仕事をつくる
②人の流れをつくる
③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
④魅力的な地域をつくる

デジタル実装の基礎条件整備

① デジタル基盤整備
② デジタル人材の育成
③ 誰一人取り残されないための取組

(参考)地方版総合戦略の構成イメージ

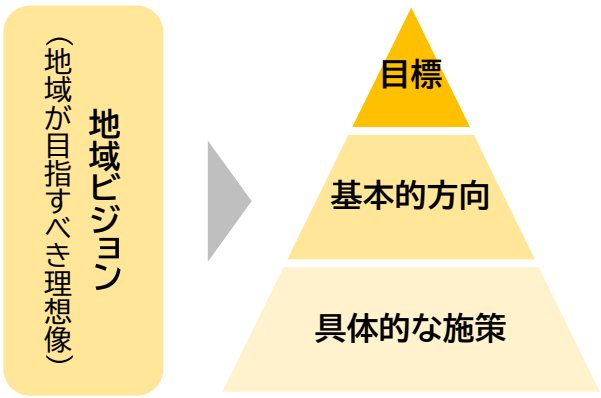

出典：地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和５年 12 月版）/
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局　内閣府地方創生推進室

第３章　まち･ひと･しごと創生総合戦略

１節　地域ビジョン

本計画は、国が策定したデジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４（2022）年 12 月）※及び宜野湾市 DX※推進計画（令和６（2024）年３月）、宜野湾市人口ビジョン 2024（令和６（2024）年３月）で示した将来人口のシミュレーション等を踏まえ、講ずべき施策等を定めるものです。ここでは宜野湾市人口ビジョン 2024 の概要や市民の意識、土地利用、デジタル施策の方向性から今後の対応についての考え方を整理し、目指すべき将来の方向性（地域ビジョン）を設定します。

①宜野湾市人口ビジョン 2024 の概要

●宜野湾市における人口の現状

・本市の人口ピラミッドは老年人口が比較的少なく、生産年齢人口が多い釣り鐘型となっているが、老年人口は増加傾向、生産年齢人口は横ばい、年少人口は減少傾向で推移しており、少子高齢化が緩やかに進んでいる。（人口ビジョン P144、P145）
・本市の自然動態を見ると、出生数はほぼ横ばいで推移しているが、死亡数は緩やかな増加傾向にある。自然増加数は減少傾向にあり、特に平成 28（2016）年以降、その傾向が加速している。（人口ビジョン P149）
・本市の令和４（2022）年の合計特殊出生率※は 1.82 で全国平均の 1.26 より高いものの、年少人口の減少、晩婚化と未婚化の進行等が見られる。（人口ビジョン P150、P151、P152）

●仮定値による将来人口推計（人口ビジョン P172）

・独自推計では、令和 17（2035）年を境に総人口が減少に転じ、少子高齢化も進行する見込み。
・西普天間住宅地区について、令和 12（2030）年時点から 1,124 人を加算して推計。

②市民の意識･認識、土地利用、デジタル施策の方向性

●市民の意向･認識

・市民アンケートの結果によると、「子育て支援・子育て環境の充実」に対する重要度の認識が最も高く、教育関連施策への認識も高くなっている。
・老年人口が増加を続ける中でも生産年齢人口が比較的多い本市においては、高齢者のみならず働き手となる世代の健康づくりが重要であるが、市民の「健康づくりの推進」に対する認識は高くない。

●宜野湾市の土地利用

・市域のほぼすべてが市街化区域で、人口密度が約 70 人/ha と高い。
・西普天間住宅地区の開発は進んでおり、琉球大学病院及び同医学部を中心に令和９（2027）年度まで区画整理等を実施。しかしながら、外部からの転入促進・産業誘致等に十分な面積の用地確保は難しい状況。

●デジタル施策の方向性

・宜野湾市 DX※推進計画に基づき、市民生活、行政経営及び地域振興のデジタルファースト※に取り組む。

・「健康・医療」など市民のデジタル化を期待する分野と本市を特徴づけるポテンシャル（沖縄健康医療拠点、学園都市など）を掛け合わせたスマートシティ※のあり方を検討。

③対応の考え方と目指すべき将来の方向性（地域ビジョン）

●対応の考え方

本市においても少子高齢化が進行していくと見込まれていること、子育て支援と子育て環境、教育環境の充実に関する市民のニーズも高いことから、こどもたちが安心して、心豊かに成長できるまちを目指すことが重要である。また、本市の新たな特色として民間企業や地域団体などと連携・協力し、沖縄健康医療拠点のまちづくりを進めていくが、現状の市民の健康づくりへの認識は高くなく、市民の健康意識の向上や健康行動のサポートが必要である。これらの課題についてはデジタル技術を活用しながら、市民にとって利便性、満足度の高い取り組みとすることが肝要である。

●目指すべき将来の方向性（地域ビジョン）

デジタル技術も活用して、子育て支援と子育て環境、教育環境の充実を図るとともに、沖縄健康医療拠点の形成により、全ての市民が健康になれるまちを目指す。

＜子育て支援と子育て環境、教育環境の充実＞

子育て支援と子育て環境の充実、教育環境の充実等により、こどもたちが安心して、心豊かに成長できるまちを目指す。

＜健康づくりの推進＞

琉球大学や企業等と連携した沖縄健康医療拠点の形成により、高齢者や働き手世代を含む全ての市民が健康になれる取り組みを推進し、市民の健康への認識を高め、健康行動を促すことにより誰もが健康で住み続けられるまちを目指す。

２節　基本目標と基本的方向

前節で整理した地域ビジョンを踏まえて、本計画の基本目標及び講ずべき施策に関する基本的方向を以下の通り設定します。

①施策の体系

基本目標	基本的方向
①市民の結婚・出産・子育ての希望を叶える	①こどもの健やかな成長を支える環境づくり
	②健やかで切れ目のない子育て支援
	③すべてのこどもの成長を支える誰一人取り残さな
②市民が健康で安心して住み続けられる、未来へ発展するまち	①誰もがいつまでも健やかに生き生きと暮らせるまちづくり
	②市民のためのまちづくりや跡地利用の推進
	③安全・安心なまちづくり
	④次世代に誇れる環境にやさしいまちづくり
	⑤多様な人材の活躍を推進
③働きやすい環境づくりと魅力あるしごとの創出	①安心して働ける環境づくり
	②宜野湾市の特性を活かした産業の育成・充実
④観光と交流で人の流れをつくる	①地域資源を活かした観光・交流の促進
	②スポーツコンベンションの振興による交流機会の創出
横断的目標 自治体 DX の推進とスマートシティに向けた取り組みの推進	①自治体 DX の推進
	②スマートシティに向けた取り組みの推進

②基本目標別の取り組み内容

基本目標①　市民の結婚・出産・子育ての希望を叶える

結婚・出産・子育てしやすい環境整備や教育環境の充実に取り組み、市民の結婚・出産・子育ての希望を叶えることができるまちを目指します。

基本的方向①　こどもの健やかな成長を支える環境づくり

待機児童解消に向けた取り組みや、子育て支援ネットワークづくりなど、子育てに関する多様なニーズへ対応できるよう、こどもの成長段階に応じたきめ細かな取り組みを推進します。

また、未来を担うこどもたちが、持続可能な社会の創り手となれるよう、多様な教育ニーズへの対応を進めます。

■具体的施策

・こどもを産み育てやすい環境の整備

▸保育士、保育教諭の確保及び質の向上
▸教育・保育施設に対する指導・連携
▸教育・保育施設の整備　　等

・地域のニーズに応じた子育て支援の推進

▸教育・保育施設におけるニーズへの対応
▸多様な子育てサービスの充実　　等

・児童の健全育成に向けた取り組みの充実

▸児童センターの整備・拡充
▸放課後等の児童の居場所づくりの充実　　等

・こどもの成長を支える教育環境づくりと多様なニーズへの対応

▸学習支援員の配置
▸教育相談・支援体制の充実
▸教育 DX※の推進
▸健やかな体づくり、スポーツ活動の推進
▸中学校部活動の地域移行の推進
▸平和教育の充実　　等

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
保育施設の待機児童数	32 人	0 人
放課後児童クラブの待機児童数	76 人	0 人
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	93.7%	95.3%以上
全国学力・学習状況調査（小学校・算数、中学校・数学）正答率の全国との差	【小学校・算数】 -3.5% 【中学校・数学】 -9.0%	【小学校・算数】 3.0% 【中学校・数学】 -3.0%以内

基本的方向②　健やかで切れ目のない子育て支援

希望する誰もがこどもを持ち、子育てができるよう、出産・子育てに対する不安の解消や妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない相談・支援体制の確立、ひとり親家庭への自立支援等を推進します。

■具体的施策

・妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援の充実

▶各種健康診査や健康教室の充実
▶健康や子育てに関する相談及び支援体制の充実
▶子育て世帯に対する経済的支援の継続・充実　　等

・ひとり親家庭への自立支援の推進

▶相談・情報提供体制の強化
▶就業に関する支援
▶自立に向けた経済的支援
▶養育費の確保に向けた支援　　等

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就職者の割合	83%	90%

基本的方向③　すべてのこどもの成長を支える誰一人取り残さない環境づくり

こどもや家庭が抱える様々な課題や置かれている環境等にかかわらず、すべてのこどもが健やかに成長できる支援体制の確立に取り組みます。

■具体的施策

・虐待等の予防と対応

▸児童虐待の早期発見・早期対応による虐待予防
▸相談体制の充実
▸ハイリスク世帯の発見及び対応の充実
▸こども家庭センター※による包括的な支援　　等

・こどもの育ちの保障と充実

▸「こどもの学習・生活支援事業」の充実・強化
▸地域等と連携した生活サポートの充実
▸関係機関等と連携した相談・支援策の強化
▸こどもの居場所づくりの推進
▸ヤングケアラー※への支援　　等

・障がい児・発達面で支援が必要なこども等への支援

▸特別支援保育・特別支援教育の充実
▸医療的ケア児※支援の充実
▸療育支援※の充実
▸インクルーシブ教育※の充実
▸保護者支援の実施　　等

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
こども家庭センターサポートプラン作成件数	-	83 件
こどもの居場所がある小学校区数	７校区	９校区
医療的ケア児等総合支援事業実施数	２事業	４事業

基本目標②　市民が健康で安心して住み続けられる、未来へ発展するまち

健康まちづくりや基地跡地利用の推進など、宜野湾市の個性を活かした取り組み等を推進し、すべての市民が健康で安心して住み続けられる、未来へ発展するまちを目指します。

基本的方向①　誰もがいつまでも健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

西普天間住宅地区の沖縄健康医療拠点を中心とした、「自然に健康になれる」まちの実現に向けた取り組みを推進します。

また、健康づくり活動の充実による生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、誰一人取り残さない地域共生社会※の実現に向けて、地域福祉の取り組みを推進します。

■具体的施策

・沖縄健康医療拠点を中心とした「自然に健康になれる」まちの推進

▶産学官連携※による市民の健康づくりの推進
▶沖縄健康医療拠点を中心とする健康プログラムの構築及び提供
▶ウォーカブル※な歩行空間の整備　　等

・健康づくり活動の充実

▶各種健康教室の充実
▶ICT※を活用した特定健診※受診率の向上
▶特定保健指導※・重症化予防の充実　　等

・地域福祉の推進

▶包括的な相談支援体制の充実
▶障がい者福祉の充実
▶高齢者福祉の充実
▶見守り自動販売機※の設置拡充　　等

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
健康アプリのダウンロード数	-	4,000 件
運動習慣者の割合	【男性】29.1% 【女性】27.6%	【男性】45.0% 【女性】40.0%
特定健診受診率	38.4%	50%以上
特定保健指導実施率	60.3%	60%以上
見守り自動販売機の設置数	73 機	270 機

基本的方向②　市民のためのまちづくりや跡地利用の推進

市民の暮らしを支える都市基盤の整備や快適な交通ネットワークの確保を図り、快適に暮らし続けられるまちを目指します。

また、西普天間住宅地区は、跡地利用の先行モデル地区として、沖縄健康医療拠点の形成に向けた跡地開発を推進するとともに、今後、返還が予定されている普天間飛行場やインダストリアル・コリドー地区※は、地権者合意形成活動等、跡地利用計画の策定へ向けた取り組みを推進します。

■具体的施策

・快適な都市基盤の整備と公共交通サービスの充実

▶都市基盤の整備
▶公共交通サービスの充実
▶都市公園等の整備　　等

・基地跡地利用の推進

▶沖縄健康医療拠点の形成による跡地開発の推進
▶普天間飛行場跡地利用の推進
▶インダストリアル・コリドー地区※の跡地利用の推進　　等

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
西普天間住宅地区土地区画整理事業 進捗率	62.1%	100%
普天間飛行場周辺まちづくり事業 進捗率	45.6%	100%
市民１人当たり公園面積	4.0 ㎡	4.2 ㎡
普天間飛行場土地先行取得面積	約 13.7ha	約 28.7ha
インダストリアル・コリドー地区 土地先行取得面積	約 0.5ha	約 2.5ha

基本的方向③　安全・安心なまちづくり

市民の生命、身体及び財産を守るため、日頃から災害へ備えるとともに、防災・消防体制の強化等、市民や関係団体と一体となった災害に強いまちづくりを推進します。

また、犯罪や事件・事故を未然に防止するため、交通安全対策や防犯対策を推進します。

■具体的施策

・防災体制の充実と危機対応力の強化

▸食料・飲料水の備蓄及び防災備蓄倉庫の整備
▸避難所等における資機材の整備
▸自主防災組織※の育成強化・支援
▸消防施設等の整備強化
▸デジタル技術を活用した災害情報伝達や防災訓練等ツールの整備　　等

・交通安全・防犯対策の強化

▸交通安全対策の推進
▸防犯対策の推進　　等

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
食料、飲料水の充足率	【食料】42.4% 【飲料水】15.8%	【食料】67.0% 【飲料水】54.5%
防災備蓄倉庫の設置数	13 か所	17 か所
地域別避難訓練数	20 回	23 回
交通安全教室の受講者数	5,417 人	6,000 人
防犯ボランティア団体数	45 団体	55 団体

基本的方向④　次世代に誇れる環境にやさしいまちづくり

低炭素社会※と循環型社会※の形成を目指して、環境教育や省資源・省エネルギー化等の環境保全の取り組みを推進するほか、ごみの減量化・再資源化等に取り組みます。

また、住みやすいクリーンなまちに向けて、公害対策や害虫・ハブ・狂犬病等への環境衛生対策に継続して取り組みます。

■具体的施策

・環境保全や循環型社会※の形成

▶環境教育の充実
▶ごみ減量化・再資源化の促進
▶太陽光等の再生可能エネルギー※、次世代自動車、LED 照明の導入及び普及啓発
▶省エネルギー診断や ZEB※化可能性調査　　等

・公害・環境衛生対策の推進

▶水質汚濁・悪臭防止対策の推進
▶騒音・振動防止の対策
▶大気汚染防止の推進
▶ペットの適正飼養の普及啓発、ハブ・害虫等対策の強化　　等

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
環境教育講習会の参加者数	461 人	1,425 人
家庭ごみの排出量	516g/人日	463g/人日
野焼きの年間通報件数	19 件	10 件以下
狂犬病予防注射接種率	55.0%	60.0%

基本的方向⑤　多様な人材の活躍の推進

まちづくりを担う協働の主体（自治会、NPO※、ボランティア団体、市民団体、企業、教育機関等）が活躍できるよう、育成や支援の取り組みを推進します。

また、すべての人が差別なく、性別等にとらわれず多様な場面で活躍できる社会の普及啓発及び人材育成の充実を図ります。

さらに、誰もが生涯にわたり、学習することができる環境の充実を推進します。

■具体的施策

・協働の主体の育成・支援

▸地域づくりを行う市民活動団体等への支援
▸地域リーダー※の育成及び活用
▸自治会活動への支援　　等

・多様性を認め合う社会づくり

▸家庭・地域・職場・学校におけるインクルージョンの啓発
▸女性リーダー育成支援の充実　　等

・多文化共生地域づくりの推進

▸在住外国人の行政手続き支援
▸市政情報の多言語対応　　等

・地域活動を通じた学びの充実と文化の継承

▸市民図書館や博物館の機能の充実
▸スポーツ・レクリエーション活動の推進
▸地域を支える人材の育成と基盤整備
▸歴史や文化を活かしたまちづくりの推進　　等

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
自治会新規加入世帯数	182 世帯	200 世帯
地域リーダー等養成講座修了生（延べ人数）	15 人	100 人
地域づくり推進事業団体数（延べ団体数）	５団体	20 団体
両親学級（こうのとり倶楽部）への父親の参加率	85.9%	86%以上
市政情報の多言語発信件数	24 件	36 件
生涯学習講座受講者数	1,140 人	1,860 人
市立博物館利用者数	25,970 人	34,743 人

基本目標③　働きやすい環境づくりと魅力あるしごとの創出

地域を支える産業の振興を図るため、新たな企業誘致や各産業における人材育成、新たな働き方による就労の促進等により、働きやすい環境づくりと魅力あるしごとの創出を目指します。

基本的方向①　安心して働ける環境づくり

民間空き物件の活用支援や税制優遇制度等を活用した企業の誘致、宜野湾市ふるさとハローワークとの連携強化によるマッチング機会づくりや中小企業等の就労環境向上の支援等による働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

■具体的施策

・企業立地の推進と各種就業支援の推進

▶企業立地の推進
▶デジタル人材の育成支援
▶宜野湾市ふるさとハローワークとの連携による就労支援　　等

・働きやすい職場環境づくりの促進

▶セミナー・講習会等の開催や開催支援
▶新たな働き方の実現支援　　等

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
空き物件家賃補助採択延べ件数	-	15 件
空き物件リフォーム補助採択延べ件数	-	10 件
デジタル人材育成講座受講者数	-	20 人

基本的方向②　宜野湾市の特性を活かした産業の育成・充実

地域商店街組織の形成や農漁業の振興を図るほか、本市の産業の強みの一つである情報通信産業の振興等、地域経済の活性化につながる産業の支援に取り組みます。

■具体的施策

・地域の特性を活かした商店街づくりの促進

▸地域商店街組織の活動に対する支援
▸地域商店街組織同士の連携を図る仕組みづくり
▸地域資源を活用した特色ある地域商店街組織の設立の支援
▸地域商店街組織と観光施策との連携を図る仕組みづくりの検討　　等

・情報通信産業の振興

▸情報通信関連事業者の立地促進及び事業拡大支援
▸インキュベーション※機能の充実
▸スタートアップ支援※
▸新たな情報通信関連施設の整備に向けた検討　　等

・都市農業※・漁業の振興

▸都市農業※の担い手育成支援
▸漁業協同組合への支援
▸経営安定化への支援
▸特産物の PR 等による地産地消の推進　　等

・経営革新・新事業の創出支援

▸事業者のデジタル活用支援
▸創業の支援
▸事業承継の支援　　等

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
地域商店街組織数	５組織	７組織
宜野湾ベイサイド情報センターの入居率	80%	100%
特産品推奨認定商品数	45 商品	60 商品
新規就農者延べ人数	８人	11 人
漁業従事者数	49 人	49 人
ワンストップ相談窓口を含む創業支援制度利用者の創業件数	48 件	55 件

基本目標④　観光と交流で人の流れをつくる

西海岸地域におけるコンベンション機能等の特性を活かした多彩なイベント等による市全体での賑わいづくりや、国内外における多彩な交流機会の創出などに取り組みます。

基本的方向①　地域資源を活かした観光・交流の促進

コンベンション・リゾート※地区としての西海岸地域の魅力を活かした市全体での観光振興や賑わいの創出と拡充等に取り組むとともに、セールスプロモーション活動※を推進し、来訪者の拡大や交流促進、認知度向上を図ります。

また、これらのイベント・観光資源等について、SNS※等やデジタル技術を活用した情報発信に努めるほか、効果的な情報発信のため国・県・市観光振興協会等の関係機関・団体との連携強化を図ります。

さらに、国内姉妹都市等の提携に向けた取り組みを行い、都市間交流の拡大を図ります。

■具体的施策

・魅力ある観光資源の創出と拡充

▶市内観光資源の創出と有効活用
▶セールスプロモーション活動※の実施
▶多彩なイベント等の開催
▶仮設避難港※陸域部の開発へ向けた取り組み　　等

・来訪者へのサービス向上及び観光推進組織の連携

▶市内飲食店等の店舗情報の拡充及び情報の発信
▶外国語案内の充実
▶観光 DX※の促進　　等

・多彩な交流機会の創出

▶国内外における平和、文化、経済などの交流の強化
▶国内姉妹都市等の提携と都市間交流の拡大　　等

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
コンベンションエリア入域者数	211.4 万人	260 万人
はごろも祭り来場者数	9.5 万人	11.5 万人
都市間交流事業数（延べ回数）	-	10 回

基本的方向②　スポーツコンベンションの振興による交流機会の創出

各種スポーツ大会やスポーツキャンプ等の誘致・支援等を行い、スポーツコンベンション※の振興を図ります。

また、市民の運動機会の一層の充実を図るため、新たなスポーツ施設の整備に取り組みます。

■具体的施策

・各種スポーツキャンプ・大会の誘致・受け入れ態勢の強化

▶スポーツキャンプの受け入れやスポーツ大会開催等への支援　　等

・新たなスポーツ施設の整備

▶宜野湾海浜公園施設等における再編整備の推進　　等

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
横浜 DeNA ベイスターズ春季キャンプ来場者数	2.9 万人	3.5 万人
宜野湾海浜公園施設の利用者数	665,932 人	875,000 人

横断的目標　自治体 DX の推進とスマートシティに向けた取り組みの推進

自治体 DX※を推進し、市民生活、行政経営及び地域振興に関するデジタルファースト※に取り組みます。また、スマートシティ※に向けた取り組みを推進します。

基本的方向①　自治体 DX の推進

情報セキュリティ対策を確保しながら、自治体 DX※の取り組みを推進します。

■具体的施策

・自治体 DX※の推進

▸マイナンバーカードの普及、行政手続きオンライン化、自治体窓口のデジタル化等の市民生活のデジタルファースト※に関する取り組み
▸情報セキュリティ対策の確保、AI・RPA※の運用拡大など行政運営のデジタルファースト※に関する取り組み
▸オープンデータ※の拡充など地域振興のデジタルファースト※に関する取り組み
等

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
各種証明書のコンビニ交付割合	32%	70%
オンライン申請可能な手続き件数	53 件	85 件
キャッシュレス決済導入手続き件数	17 件	20 件
窓口予約システム導入部署数	２部署	10 部署

基本的方向②　スマートシティに向けた取り組みの推進

本市の特色や強みを活かして、分野別にスマートシティ※のビジョンを検討し、それを達成するための施策に取り組みます。

■具体的施策

・スマートシティに向けた検討

▸宜野湾市スマートシティ推進協議会の開催
▸スマートシティ※に係るラウンドテーブルの開催　　等

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
スマートシティのビジョン策定件数	０件	３件

宜野湾市人口ビジョン2024

（1）宜野湾市の人口の現状分析

①総人口・世帯数・世帯人員の推移

図1　総人口・世帯数

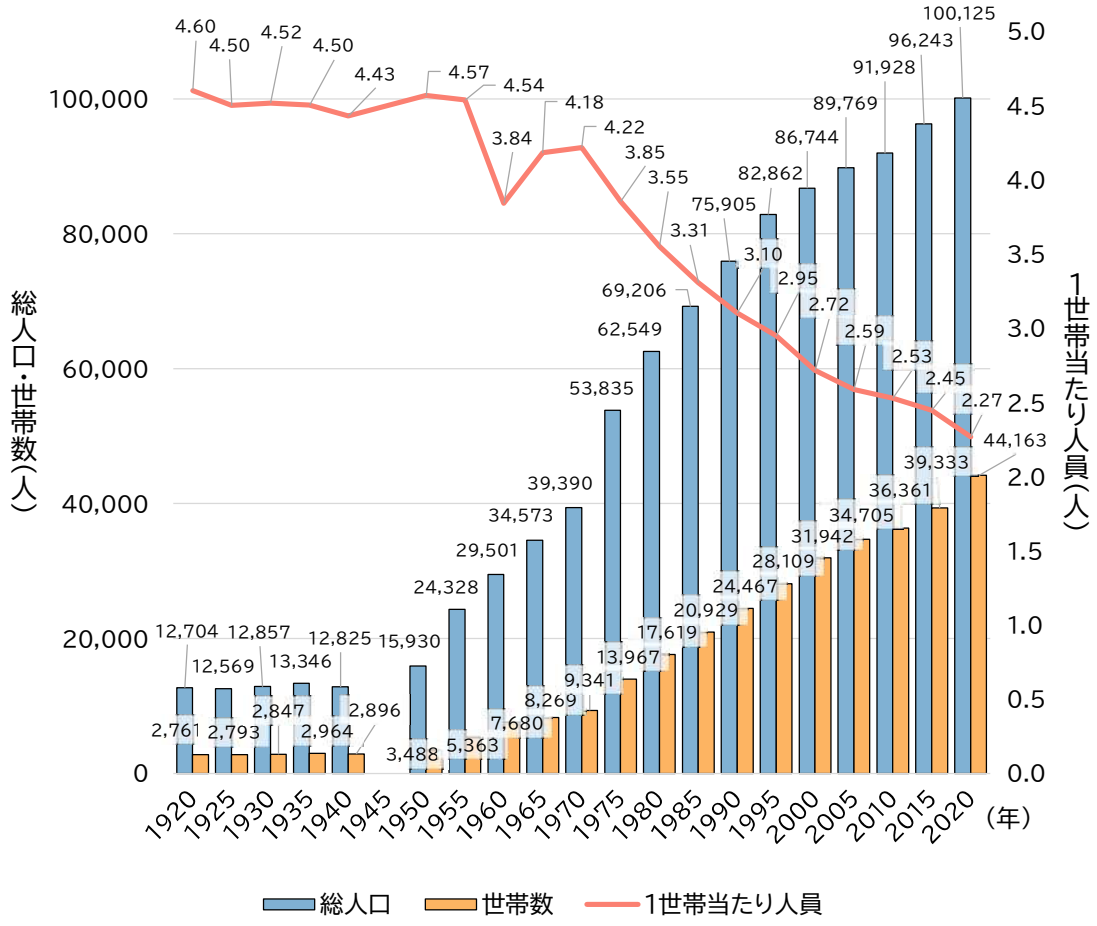

（出所）総務省統計局『国勢調査』各年度版より作成。
（備考）1945 年国勢調査は、「昭和 20 年は、国勢調査を施行すべき年であるが、現下の緊迫する情勢に鑑み、帝国版図内一斉に国勢調査を施行することは困難である。」として、「明治三十五年法律第四十九号国勢調査ニ関スル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ関スル法律（昭和 20 年 2 月 9 日法律第 1 号）」により中止されたため、データが欠損している。

総人口・総世帯

本市の総人口と世帯数は戦後増加傾向で推移しているものの、総人口は 1980 年代以降、世帯数は 2000 年代以降、その増加率が鈍化傾向にある。1 世帯当たり人員数（世帯人員）は 1970 年以降減少しており、本市においても核家族化が進んでいると考えられる。

②年齢3区分別人口の推移

図2　年齢3区分別人口構成の推移

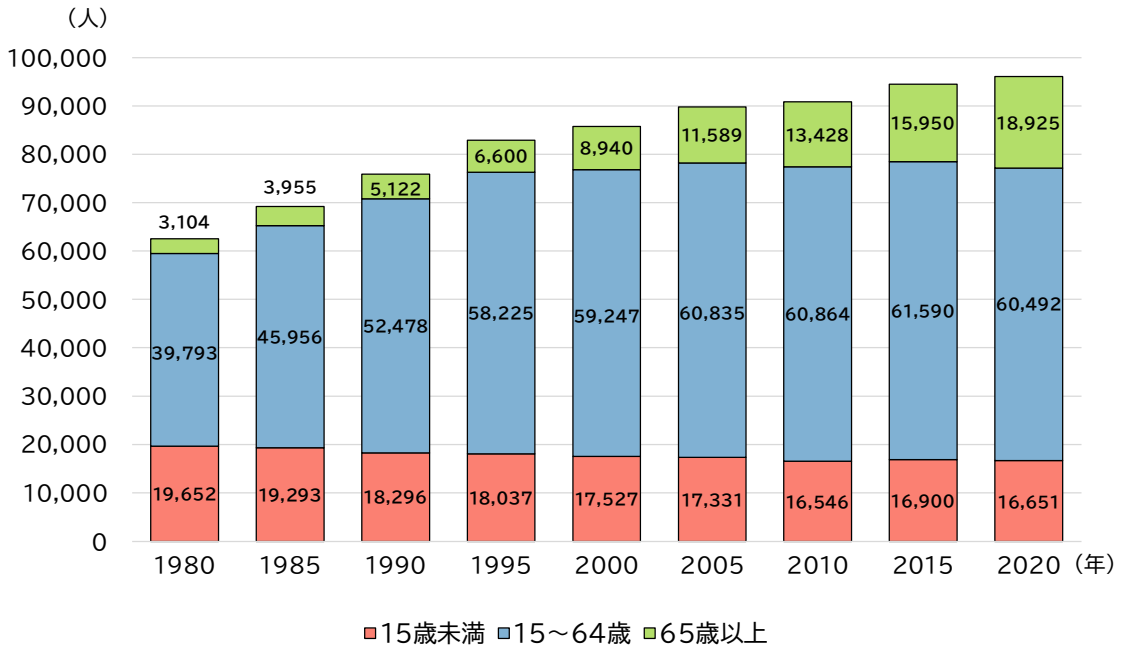

（出所）総務省統計局『都道府県・市区町村のすがた（社会・人口統計体系）』各年版より作成。

年齢3区分別人口構成の推移

本市の年齢３区分別の人口推移を見ると、老年人口（65 歳以上）は増加傾向、生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下）は 1995 年を境に横ばい、年少人口（15 歳未満）は減少傾向で推移しており、少子高齢化が進んでいる。

図3　人口ピラミッド　令和2(2020)年

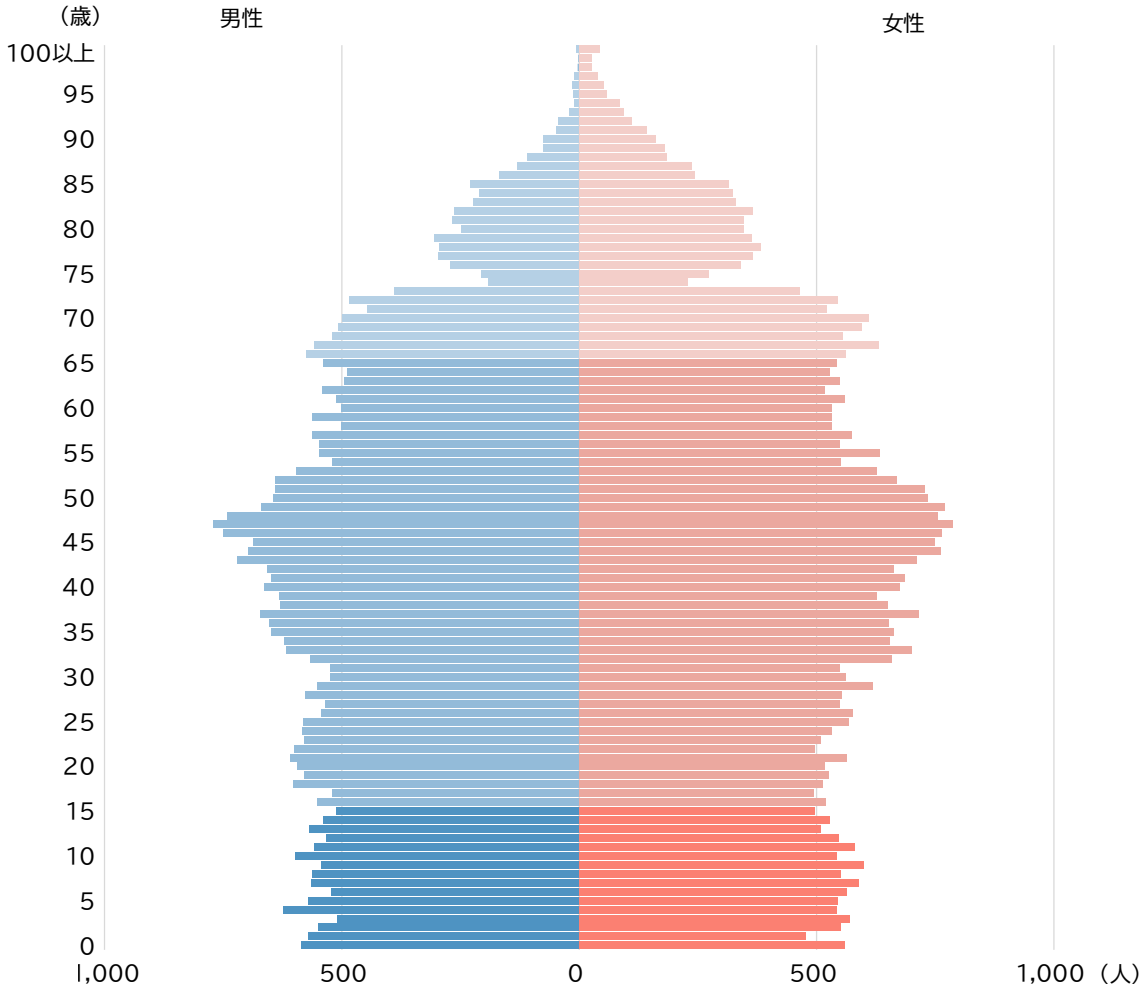

(出所)総務省統計局『国勢調査 人口等基本集計』令和 2(2020)年版より作成。

人口ピラミッド令和2(2020)年

本市の人口ピラミッドは、老年人口が比較的少なく、生産年齢人口が多い釣り鐘型となっている。45 歳から 49 歳の人口がその他の年代と比較して多く、1971 年から 1974 年にかけての第２次ベビーブームの影響と考えられる。

・字別人口増加指数

図4　字別人口増加指数

平成22(2010)年→平成27(2015)年　　平成27(2015)年→令和2(2020)年

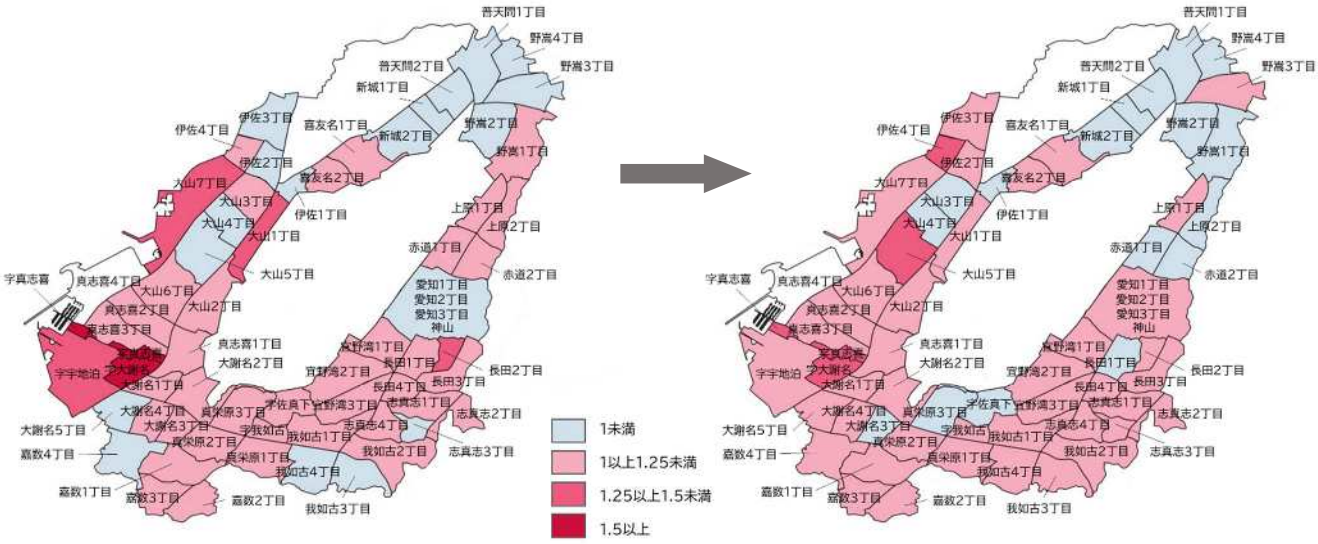

(出所)総務省統計局『国勢調査　人口等基本集計』各年度版より作成。
(備考)「平成22(2010)年→平成27(2015)年」は字毎の2010年人口を 1.0 とした時の 2015年人口との比較、「平成27(2015)年→令和2(2020)年」は字毎の 2015年人口を 1.0 とした時の 2020年人口との比較である。

※図4は、35ページに拡大した資料を掲載。

字別人口増加指数

近年の人口動向を字別にみると、全体的に増加傾向にある。「平成 22（2010）年→平成 27（2015）年」と「平成 27(2015)年→令和２(2020)年」を見ると、字大謝名、字真志喜、字我如古をはじめとする多くの地域で人口増加が続いている。伊佐、大謝名、愛知、神山では、人口増加指数が 1 未満から 1 以上に上昇している。その一方、新城、普天間、野嵩などは人口減少が顕著である。赤道は人口増加指数が 1 以上から 1 未満に低下している。

・字別高齢化率

図5　字別高齢化率

平成27(2015)年　　令和2(2020)年

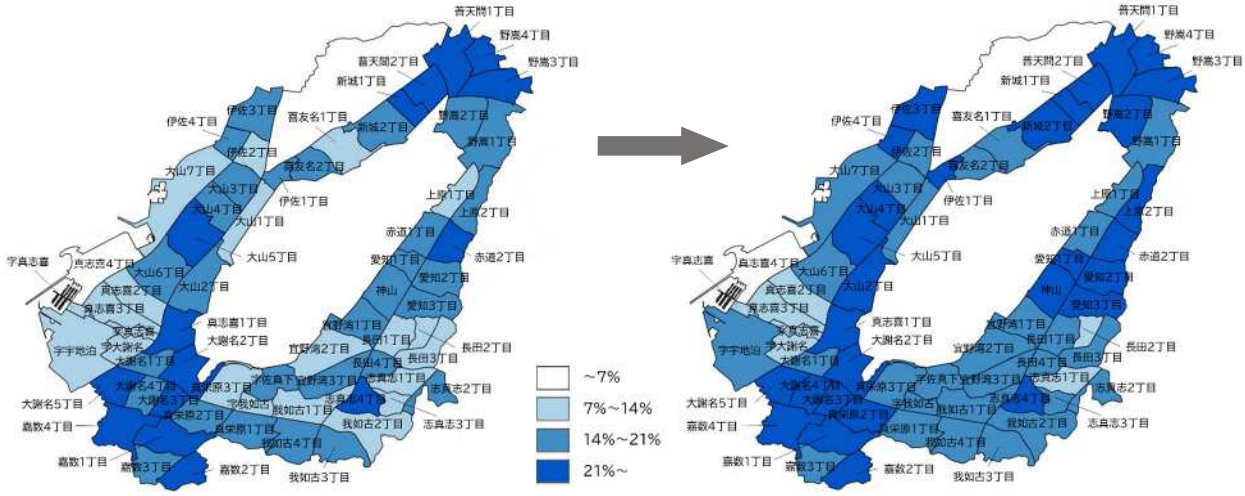

(出所)総務省統計局『国勢調査　人口等基本集計』各年度版より作成。
(備考)字別高齢化率は、各字の総人口に占める65歳以上人口の割合を指す。WHOの定義によると、
高齢化率が7%以上を高齢化社会、14%以上を高齢社会、21%以上を超高齢社会と呼ばれる。

※図5は、36ページに拡大した資料を掲載。

字別高齢化率

本市の高齢化率は、2015年の16.9%から、2020年には19.7%と上昇しており、市内全域において高齢化が進行している。2020年においては、普天間、大謝名、嘉数、赤道、愛知、伊佐、新城、野高、神山が超高齢社会の水準にある。

③人口密度

表1　人口密度　令和2(2020)年

	面積(ha)	人口(人)	人口密度(ha/人)
市域面積	1,980	100,125	50.6
市街化区域面積	1,397	100,125	71.7
DID面積	1,225	98,886	80.7

(出所)総務省統計局『国勢調査 就業状態等基本集計』令和2(2020)年版、宜野湾市『宜野湾市統計書 第1章 土地・気象』より作成。
(備考)1. 市域面積は軍用地・里道(地番がついていないもの)を含む。
2. DID(人口集中地区)とは原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接している地域のことを指す。

人口密度　令和2(2020)年

市域面積と市街化区域面積の差は駐留軍用地であり、本市では、市街化区域に全人口が居住し、市街化区域面積の約88%がDID面積となっている。

④外国人人口割合

図6　外国人人口の割合　令和2(2020)年

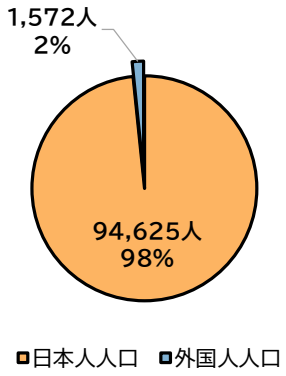

(出所)総務省統計局『国勢調査　人口等基本集計』令和２年度版より作成。

図7　外国人人口推移

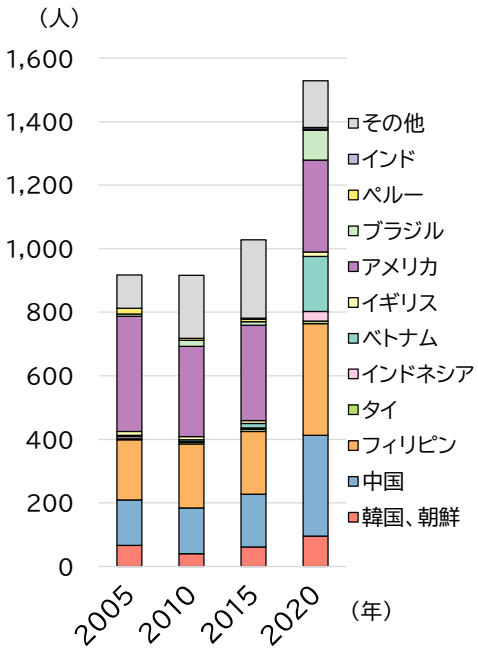

(出所)総務省統計局『国勢調査　人口等基本集計』各年度版より作成。

表２　外国人人口の国籍別および人口推移

(人)

国籍＼年	2005	2010	2015	2020
その他	104	198	247	148
インド	0	0	3	5
ペルー	19	6	8	4
ブラジル	7	19	11	93
アメリカ	362	284	300	289
イギリス	12	10	9	14
ベトナム	4	6	14	173
インドネシア	7	1	4	31
タイ	3	6	7	8
フィリピン	190	202	197	351
中国	143	144	167	317
韓国, 朝鮮	66	40	61	96

(出所)総務省統計局『国勢調査　人口等基本集計』各年度版より作成。

外国人人口

本市には、総人口の約２％にあたる 1,572 人の外国人が居住している。2015 年から 2020 年にかけて外国人総数は 544 人増加している。2015 年までは外国人居住者の内訳は米国人が最も多かったが、2020 年ではアジア地域（特に中国やフィリピン）からの転入が増加している。

⑤人口動態【自然動態(出生数・死亡数)】の推移

図8　自然動態(出生数・死亡数)の推移

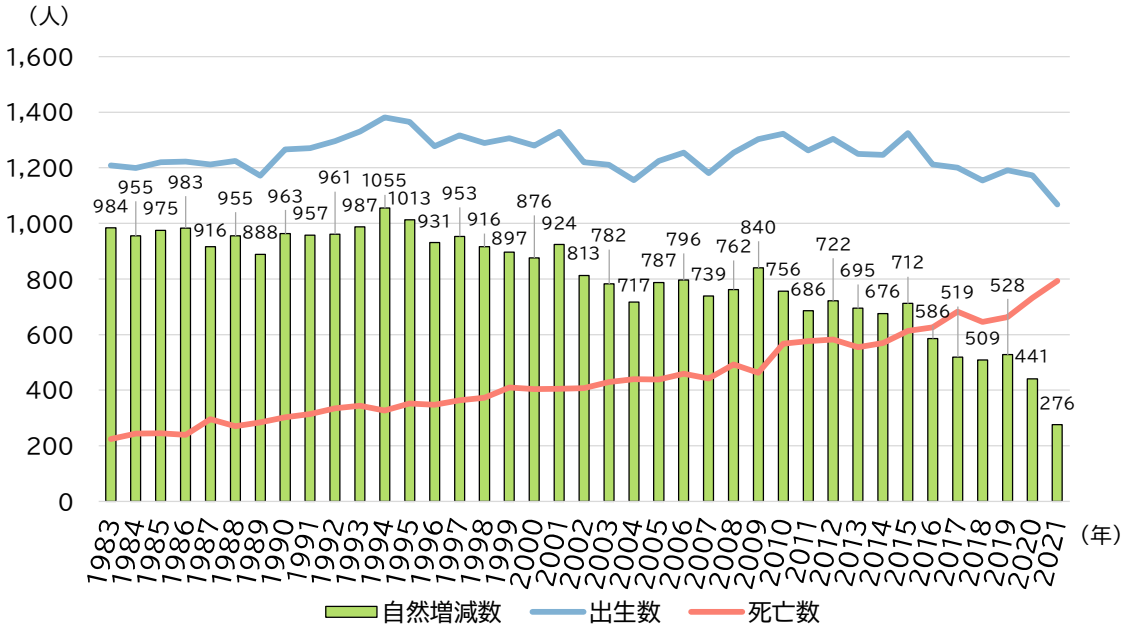

(出所)沖縄県企画部統計課『沖縄人口移動報告　推計人口』各年版より作成。

自然動態(出生数・死亡数)の推移

出生数はほぼ横ばいで推移しているものの、死亡数は緩やかな増加傾向にあり、自然増減数は減少傾向にある。少子高齢化が進んでおり、今後の人口減少が懸念される。

ア：合計特殊出生率の推移

図9　合計特殊出生率の推移

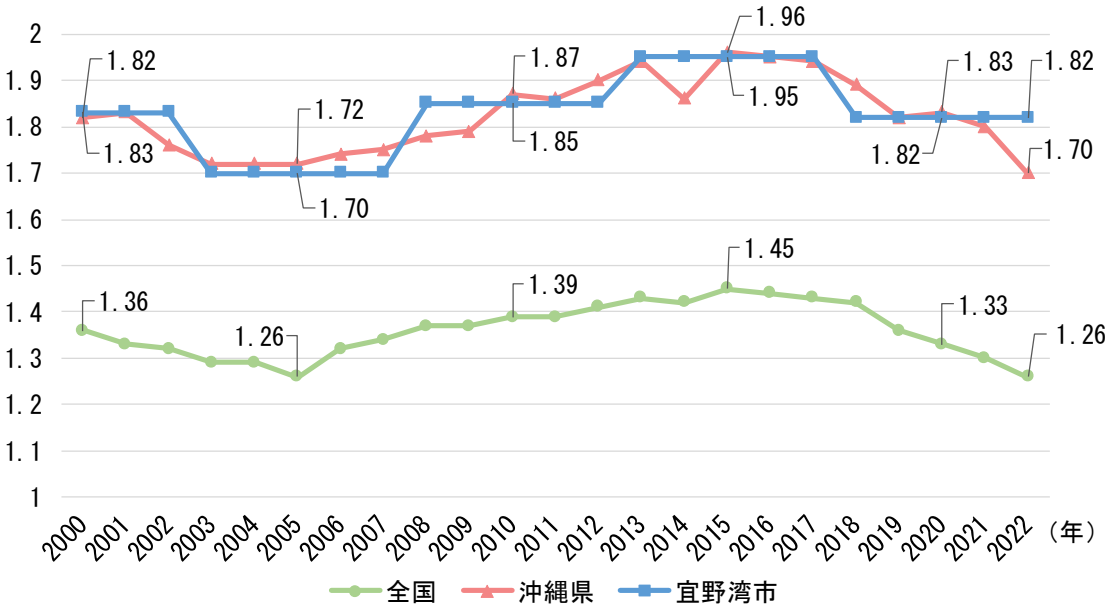

（出所）厚生労働省『人口動態統計特殊報告　人口動態保健所・市町村別統計』各年版、総務省統計局『社会・人口統計体系』より作成。
（備考）1. 宜野湾市の数値が5年毎であることについて、厚生労働省『人口動態特殊報告　ベイズ推定とは』を参照。
2. 宜野湾市の数値について、2018年以降は未公表のため、2017年までの数値を掲載した。

合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率※は、全国や沖縄県と類似した動きが見られる。沖縄県、宜野湾市ともに 2003 年以降、上昇傾向にあり、直近ではやや減少しているものの、2022 年では、全国と比較して約 1.4 倍高い水準となっている。

イ:年齢階級別有配偶率

図 10　年齢階級別有配偶率の推移

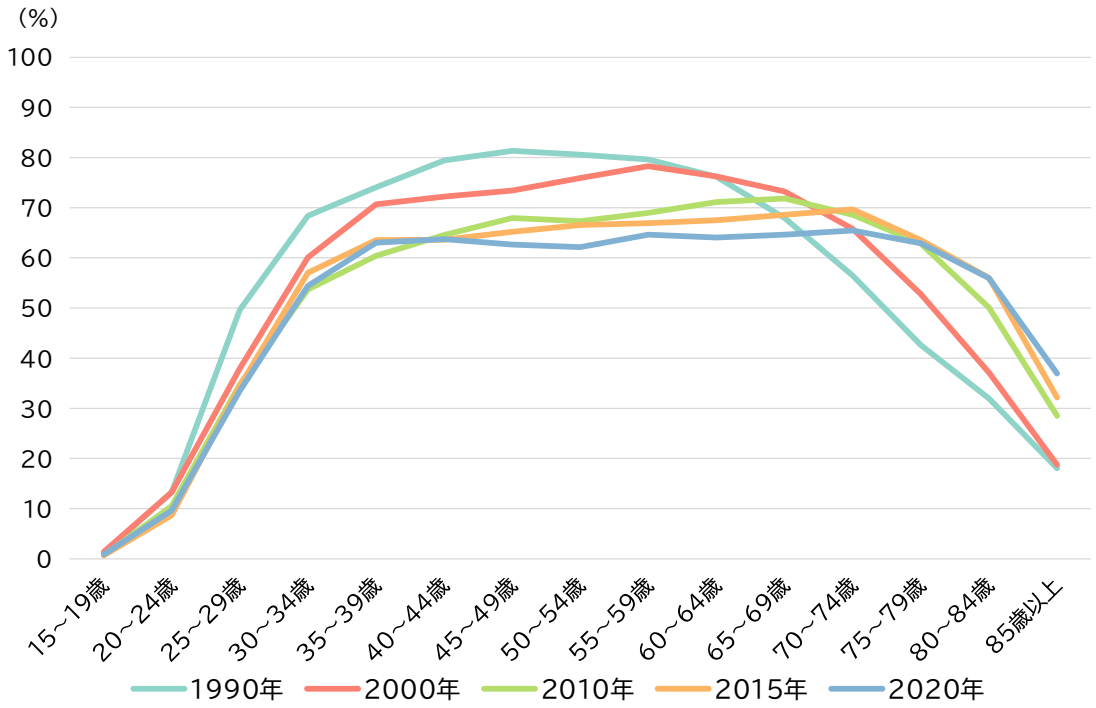

(出所)総務省統計局『国勢調査　人口等基本集計』各年版より作成。

年齢階級別有配偶率の推移

年齢階級別有配偶率の年次推移を見ると、20 歳代から 60 歳代までの幅広い世代で低下しており、特に 50 歳代の低下が著しい。70 歳代以降では、有配偶率が上昇傾向にある。2020 年の有配偶率は、20 歳代から 30 歳代にかけて上昇するものの、総じて、晩婚化と未婚化の傾向が見られる。

ウ:離別率

図 11　離別率の推移(男女別)

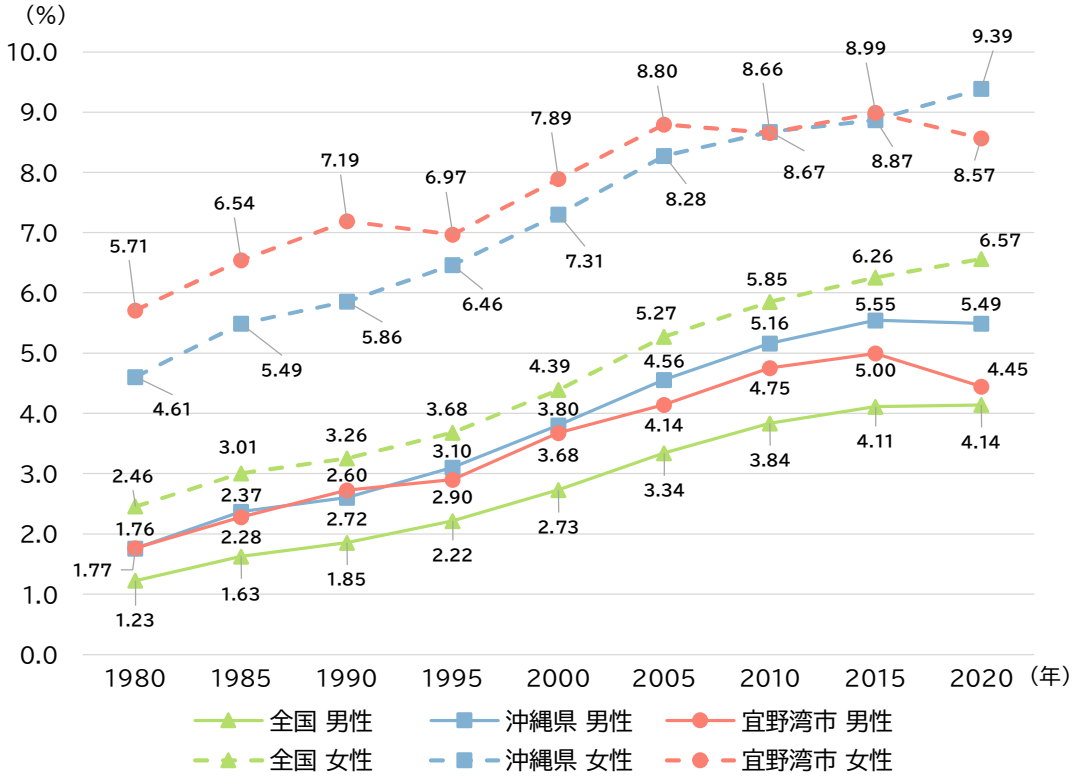

(出所)総務省統計局『国勢調査 人口等基本集計』各年版より作成。
(備考)1. 離別とは、離婚し、再婚していない人の割合を指す。
2.離別率は、離別数を総人口から不詳数を引いた値で除し、100をかけたものである。

離別率の推移

本市における離別率の推移を見ると、男女とも全国と比べて高く上昇傾向にある。2015 年から 2020 年にかけて、本市は他と比べて低下している。全国、沖縄県、本市のいずれも、女性の離別率は男性のそれより高い。男性の離別率は 2000 年頃までは沖縄県と同市がほぼ同様に推移したが、2005 年以降の本市の男性離別率が沖縄県を若干下回っている。女性の離別率は、2005 年までは沖縄県のそれを本市が上回っていたが、2020 年では、沖縄県を下回っている。しかし、女性の離別率は沖縄県と同様、本市でも高い水準で推移している。

⑥人口動態【社会動態(転入数・転出数)】の推移

図 12 社会動態(転入数・転出数)

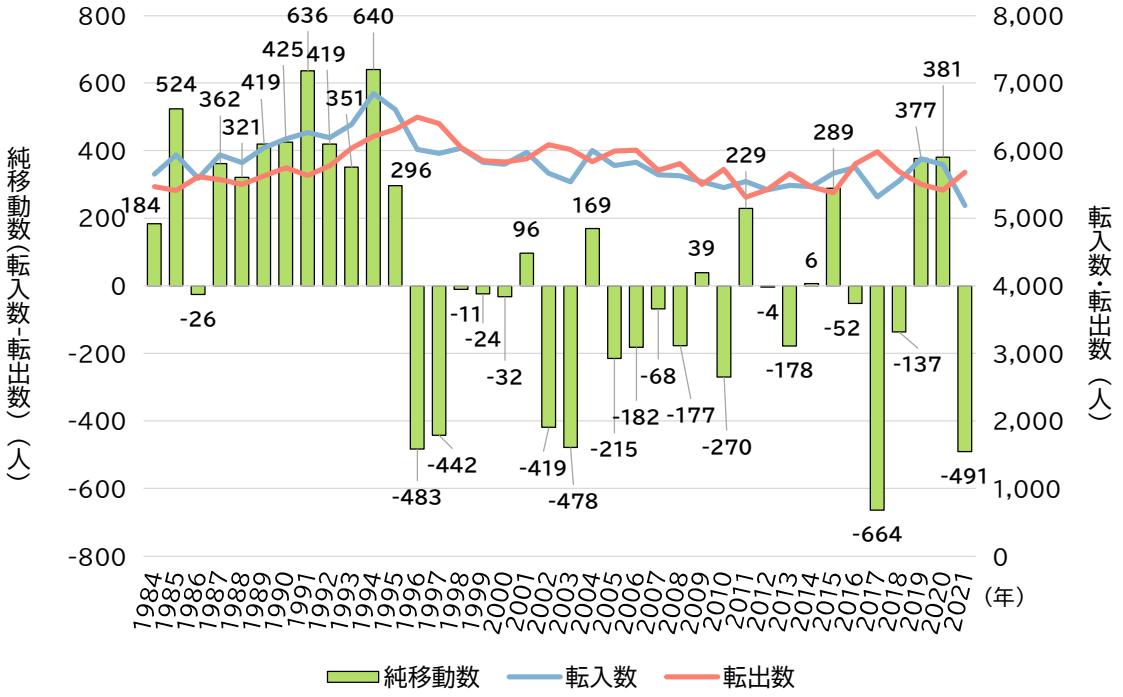

(出所)沖縄県企画部統計課 人口社会統計班『沖縄人口移動報告 推計人口』より作成。

社会動態(転入数・転出数)の推移

本市の社会動態を見ると、1995 年以前は転入超過、それ以降は、年によってばらつきはあるものの転出超過となることが多くなっている。

ア:県内外への人口移動の状況

図13　純移動数(県外・県内)の推移

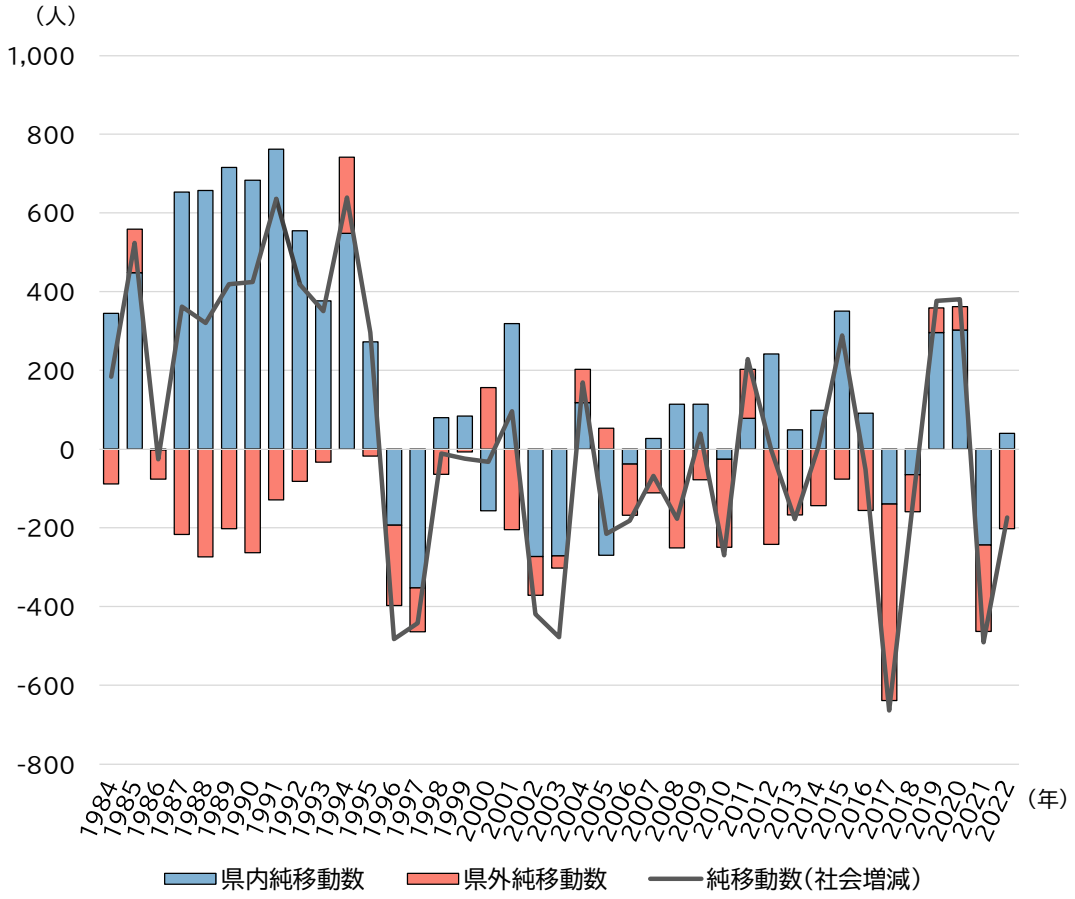

(出所)沖縄県企画部統計課 人口社会統計班『沖縄人口移動報告 推計人口』より作成。
(備考)1. 県内純移動数は、転入(県内他市町村→本市)から転出(本市→県内他市町村)を引いて算出している。
2. 県外純移動数は、転入(県外→本市)から転出(本市→県外)を引いて算出している。
3. 統計元には「県内」「県外」「その他」の3項目あるが、純移動数(社会増減)のみ「その他」を計上したため、県内純移動数・県外純移動数と純移動数(社会増減)の間に誤差が見られる。

純移動数(県外・県内)の推移

県内移動は、1995 年以前は転入超過が続いていたが、1996 年以降、転出超過傾向となり、ここ 10 ヵ年は転入超過の年が多いものの、転出超過となる年もある。県外純移動については、総じて転出超過の傾向にある。

イ：地域ブロック別の人口移動の状況

図14　地域ブロック別の人口移動の状況

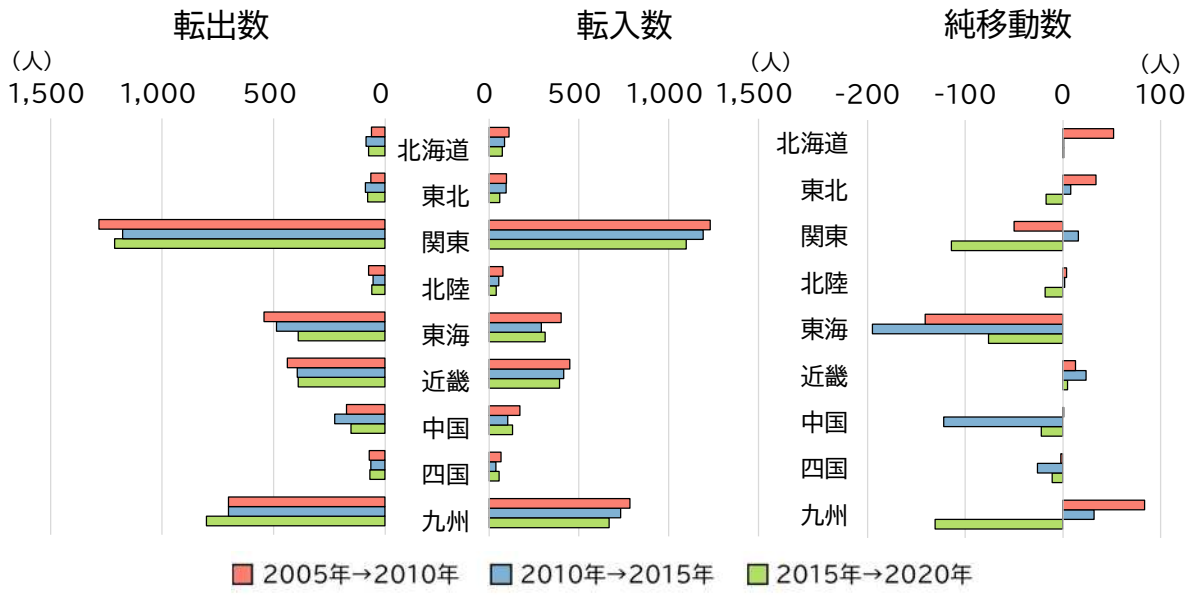

（出所）総務省統計局『国勢調査 移動人口の男女・年齢等集計』平成 22（2010）年版、平成 27（2015）年版、令和2（2020）年版より作成。
（備考）1. 地域ブロックの区分は総務省統計局『地域別表章に関するガイドライン』を参照。
2.「転出数」「転入数」「純移動数」は、それぞれ「宜野湾市からの転出数」「宜野湾市への転入数」「宜野湾市の純移動」である。

地域ブロック別の人口移動の状況

地域ブロック別の転出と転入ともに関東が最も多く、次いで九州、近畿、東海など、大都市圏との移動が多くなっている。また、純移動数を見ると、2015 年→2020 年の九州が大きくマイナスの値となっている。

ウ:平成 22(2010)年→平成 27(2015)年の男女別年齢階級別人口移動

図 15 男女別年齢階級別人口純移動数(転入数－転出数)
平成 22(2010)年→平成 27(2015)年

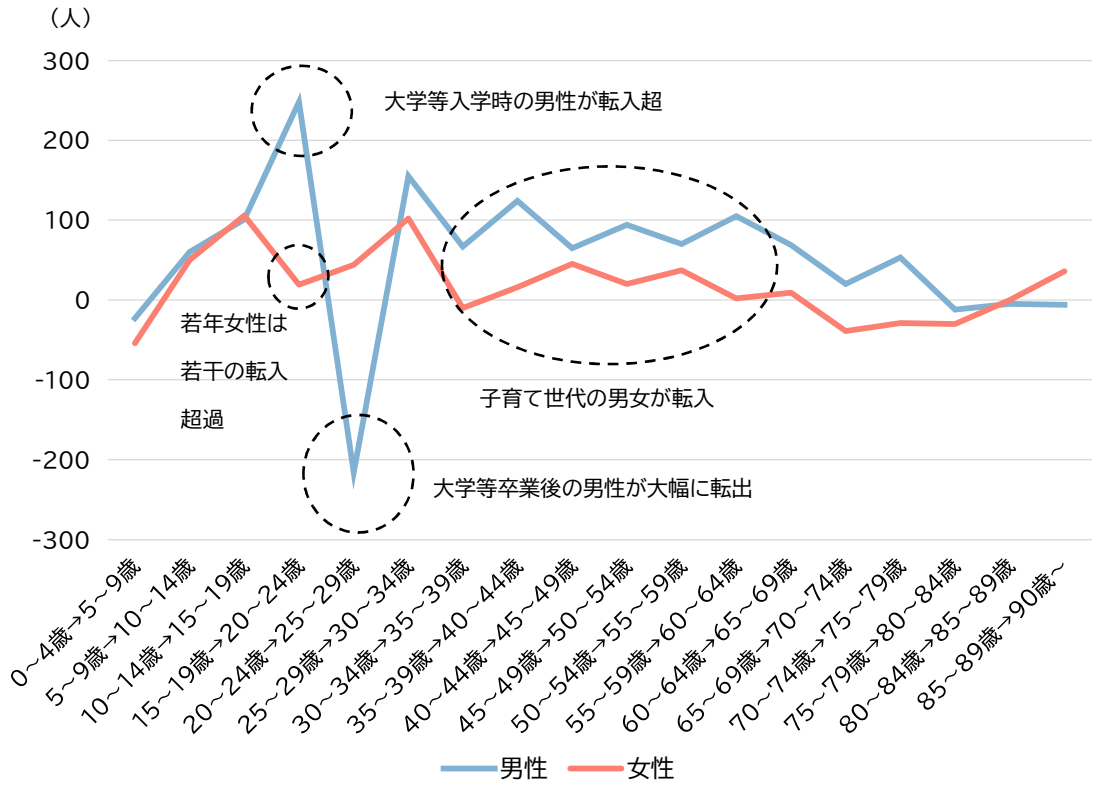

(出所)内閣府・まち・ひと・しごと創生本部「地域経済分析システム(RESAS)」掲載データより作成。
(備考)データの都合上、平成 22(2010)年→平成 27(2015)年の値を掲載している。

男女別年齢階級別人口純移動数(転入数－転出数):
平成 22 (2010)年→平成 27(2015)年

全体的には女性よりも男性の転入が多い傾向にある。男性は、10 代後半から 20 代前半で転入超過となり、20 代前半から 20 代後半で大幅な転出超過となっている。これは、大学等の入学と卒業が要因として考えられる。女性は、20 代前半から 30 代前半にかけて若干の転入超過がみられる。

エ:男女別年齢階級別人口純移動数

図 16　年齢階級別人口純移動数(転入数-転出数):男性

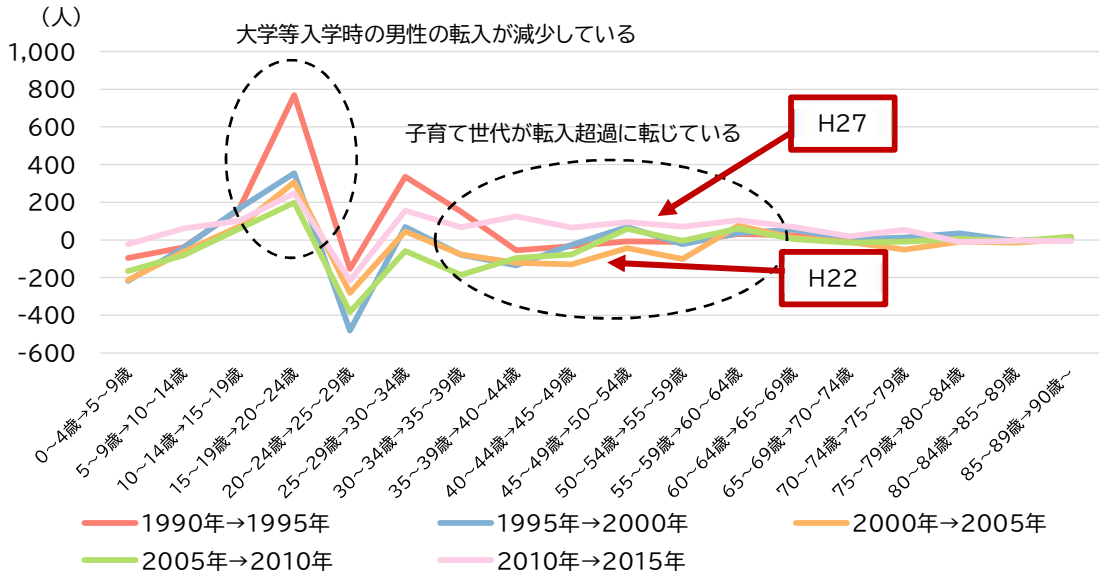

(出所)内閣府・町・ひと・しごと創生本部「地域経済分析システム(RESAS)」掲載データより作成。
(備考)2015年以降のデータは未公表のため、2015年までの数値を掲載した。

図 17　年齢階級別人口純移動数(転入数-転出数):女性

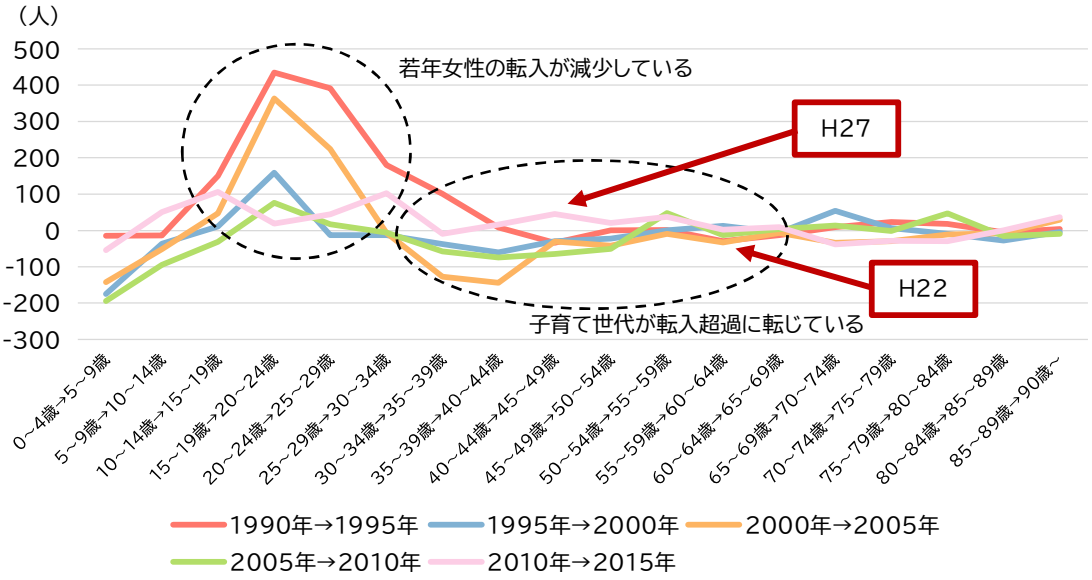

(出所)内閣府・町・ひと・しごと創生本部「地域経済分析システム(RESAS)」掲載データより作成。
(備考)2015年以降のデータは未公表のため、2015年までの数値を掲載した。

男女別年齢階層別人口純移動数

年齢階級別人口移動の長期的動向を見ると、近年は男女とも 10 代後半から 20 代前半の転入超過数が縮小傾向にある。また、以前は子育て世代の転出が多く見られたが、2015 年では転入超過に転じている。

オ:県内外への男女別年齢階級別人口移動

図18　年齢階級別県内外との人口移動の状況（2015 年→2020 年):男性

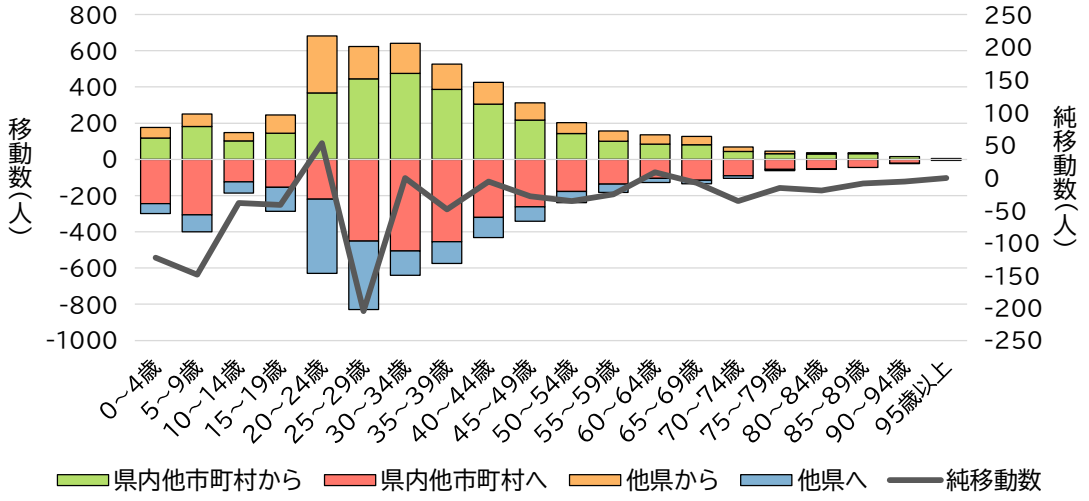

(出所)総務省統計局『国勢調査 移動人口の男女･年齢等集計』令和2(2020)年版より作成。
(備考)図 16･図 17 とは算出方法の違いから、異なる数値となっている。

図 19　年齢階級別県内外との人口移動の状況（2015 年→2020 年):女性

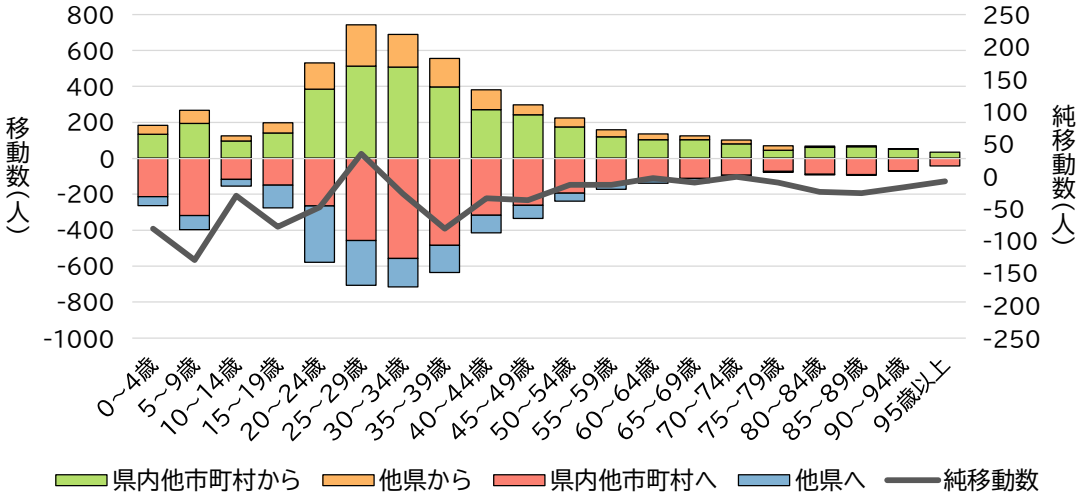

(出所)総務省統計局『国勢調査 移動人口の男女･年齢等集計』令和2(2020)年版より作成。
(備考)図 16･図 17 とは算出方法の違いから、異なる数値となっている。

県内外への男女別年齢階級別人口移動

男女とも、大学等入学・卒業にあたる年代で、県内他市町村からの転入がある。一方、県外への転出も見られ、転出超過となる。

子育て世代では若干の転出超過となっており、その内訳は県内他市町村が多い。女性は、大学等入学時期にあたる年代で男性と同様の傾向が見られるものの、県外からの転入は少なく転出超過数が最も多い。

カ:地域間の人口移動(純移動)

図 20 地域間の純移動数 平成17(2005)年→平成 22(2010)年

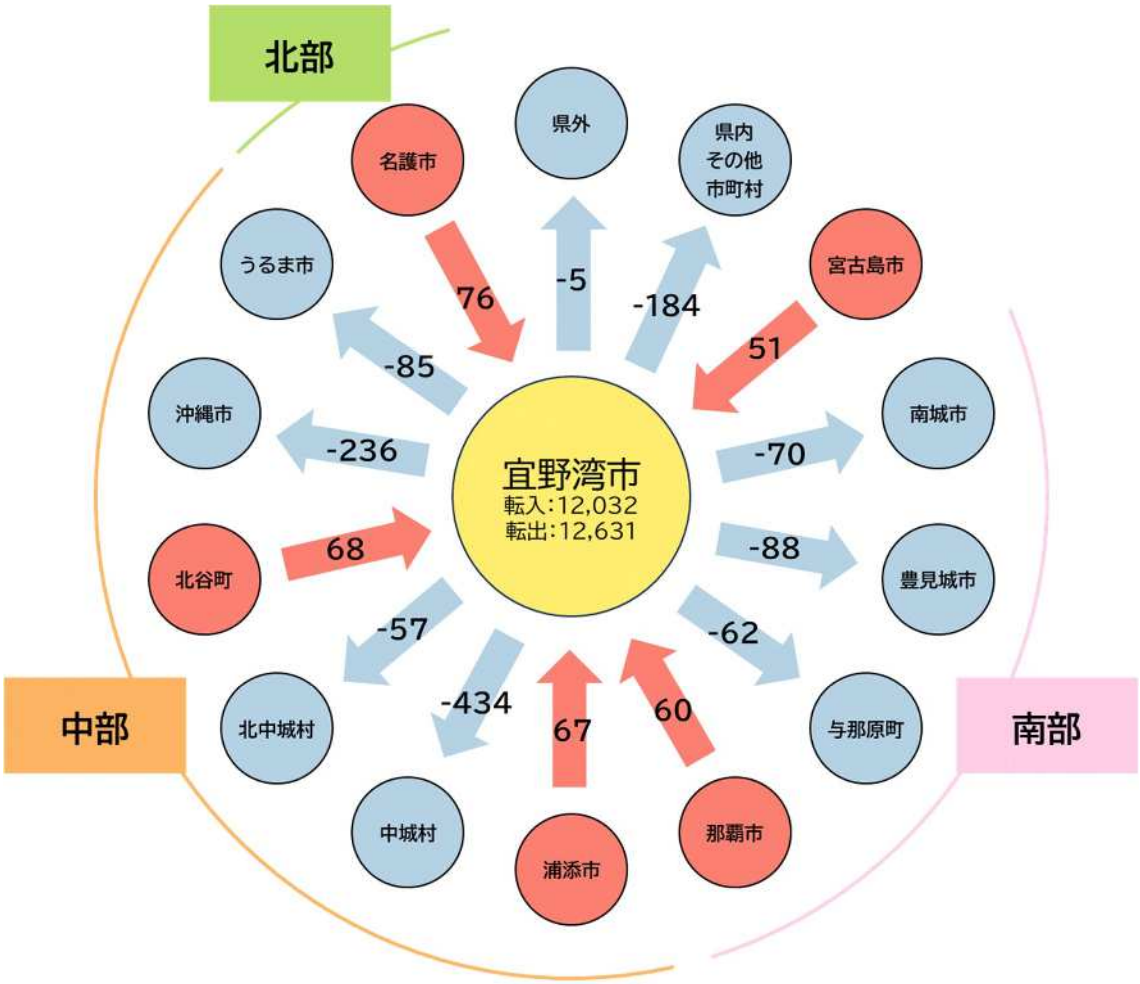

(出所)総務省統計局『国勢調査 移動人口の男女・年齢等集計』平成27(2015)年版より作成。
(備考)1. 県内は、純移動が50人以上の市町村のみ記載。(それ以外は、「県内その他市町村」に含む。)
2. 純移動数は、国勢調査における「現住市区町村による5年前の常住地」及び「5年前の常住市区町村による現住市区町村」より算出している。

地域間純移動数:平成 17(2005)年→平成 22(2010)年

2010 年の人口移動をみると、県内への転出は、中城村への転出超過が 434 人と最も多く、次いで沖縄市の 236 人、うるま市の 85 人となっている。県内からの転入超過は、名護市が 76 人、北谷町が 68 人、浦添市が 67 人、那覇市が 60 人となっている。なお、県外への転出超過は５人である。

図21 地域間純移動数 平成 22(2010)年→平成 27(2015)年

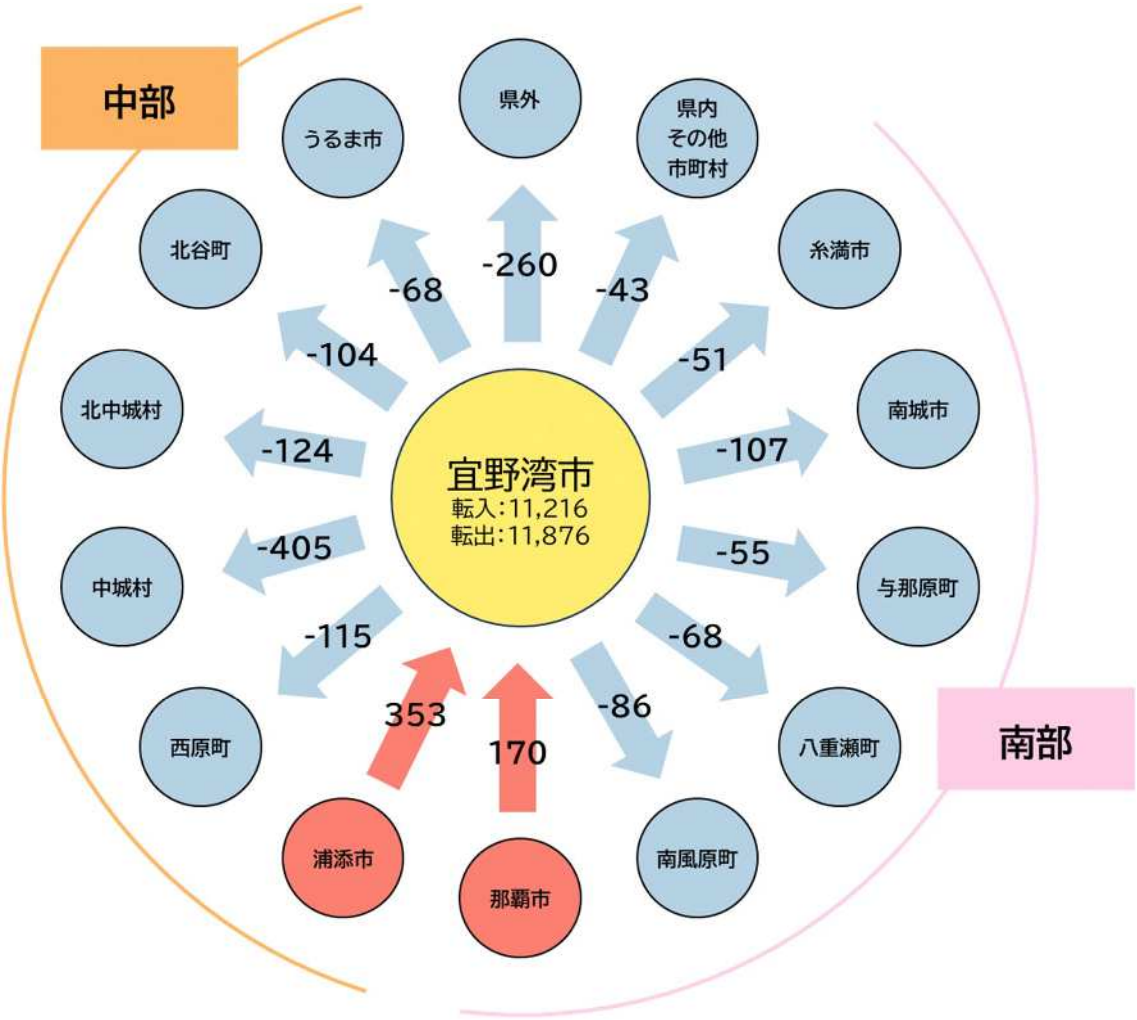

(出所)総務省統計局『国勢調査 移動人口の男女・年齢等集計』平成27(2015)年版より作成。
(備考)1. 県内は、純移動が50 人以上の市町村のみ記載。(それ以外は、「県内その他市町村」に含む。)
2. 純移動数は、国勢調査における「現住市区町村による5 年前の常住地」及び「5 年前の常住市区町村による現住市区町村」より算出している。

地域間純移動数:平成 22(2010)年→平成 27(2015)年

2015 年の人口移動をみると、県内への転出超過は、中城村が 405 人と最も多く、次いで北中城村の 124 人、西原町の 115 人となっている。一方、転入超過は、浦添市が 353 人、那覇市が 170 人となっている。なお、県外への転出超過は 260 人である。

また、図 20 と比較してみると、那覇市や浦添市からの転入超過が２倍以上増加している。

図22 地域間純移動数 平成 27(2015)年→令和 2(2020)年

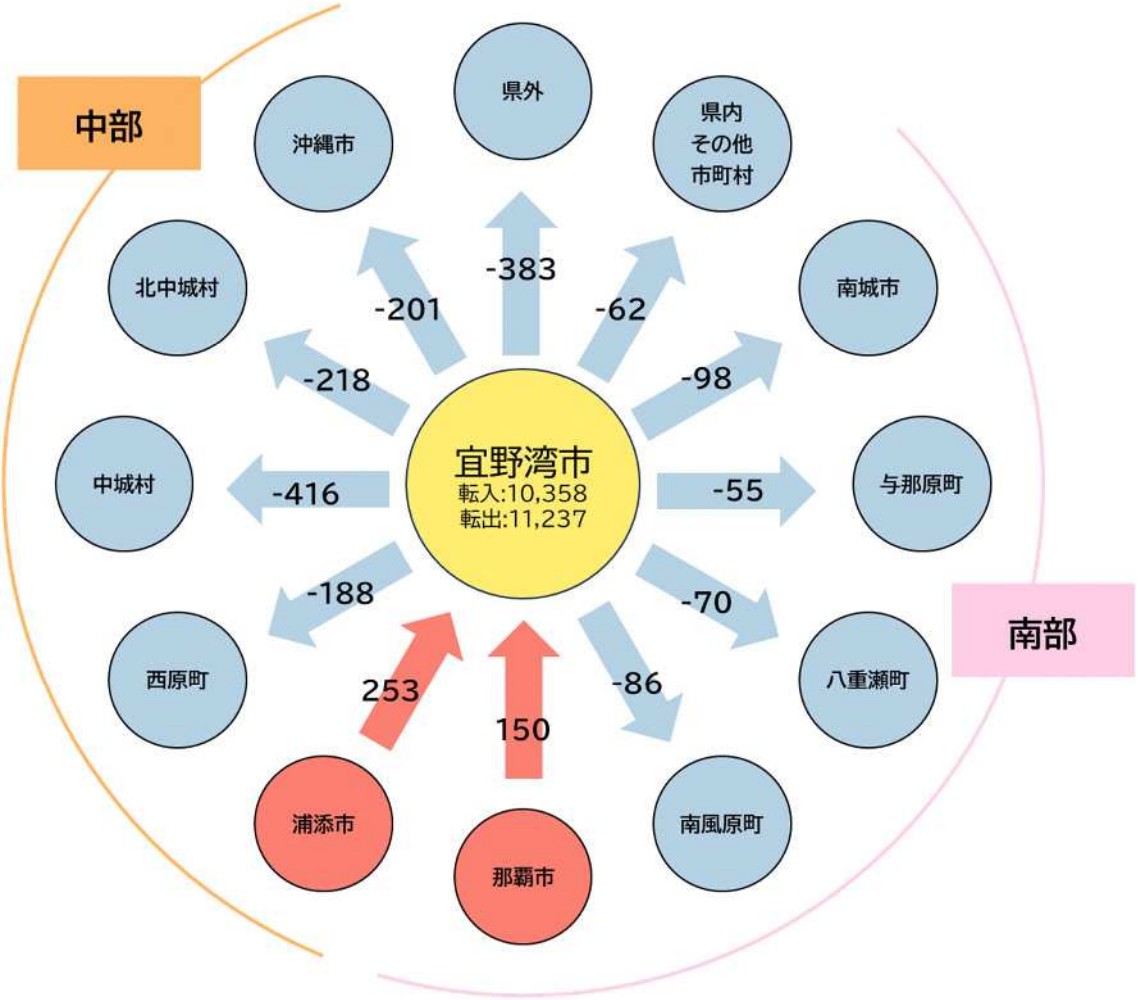

(出所)総務省統計局『国勢調査 移動人口の男女・年齢等集計』令和2(2020)年版より作成。
(備考)1.県内は、純移動が50人以上の市町村のみ記載。(それ以外は、「県内その他市町村」に含む。)
2.純移動数は、国勢調査における「現住市区町村による5年前の常住地」及び「5年前の常住市区町村による現住市区町村」より算出している。

転入転出増減数:平成 27(2015)年→令和 2(2020)年

2020 年の人口移動をみると、県内への転出超過は、依然として中城村が 416 人と最も多く、次いで北中城村の 218 人、沖縄市の 201 人となっている。県内からの転入超過は、浦添市が 253 人、那覇市は 150 人となっている。なお、県外への転出超過は 383 人と年々増加傾向にある。

キ:通勤の状況

図23 宜野湾市常住者の従業地及び就業者数 令和2(2020)年

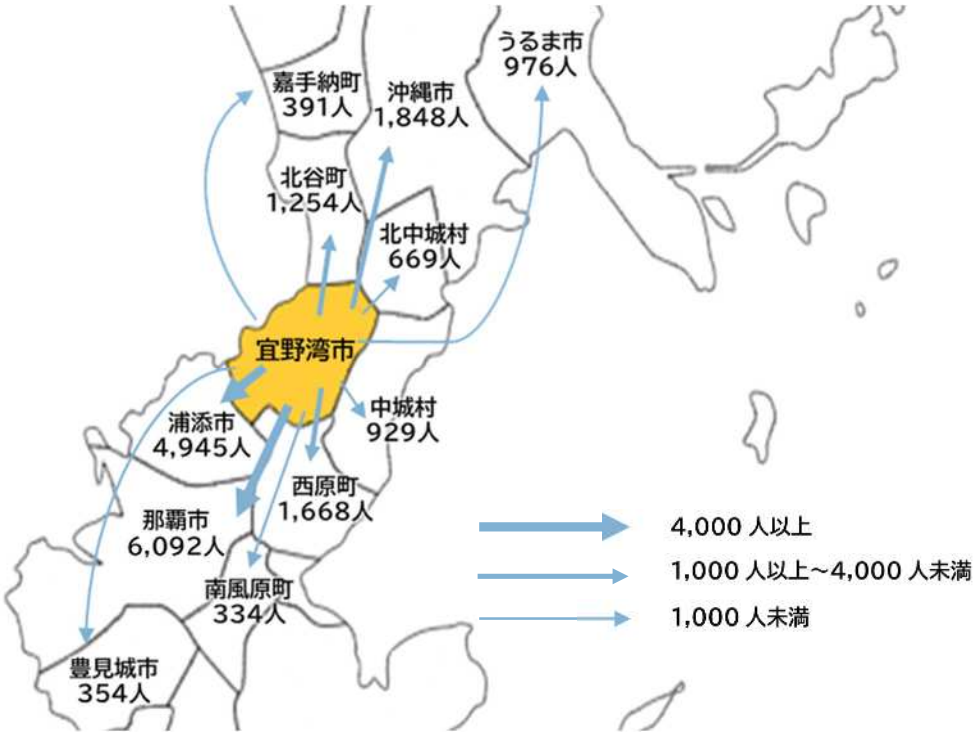

(出所)総務省統計局『国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計』令和2(2020)年版より作成。
(備考)宜野湾市常住者が300人以上就業する市町村のみ掲載した。

図 24 常住者の従業地による区分(沖縄県、宜野湾市)

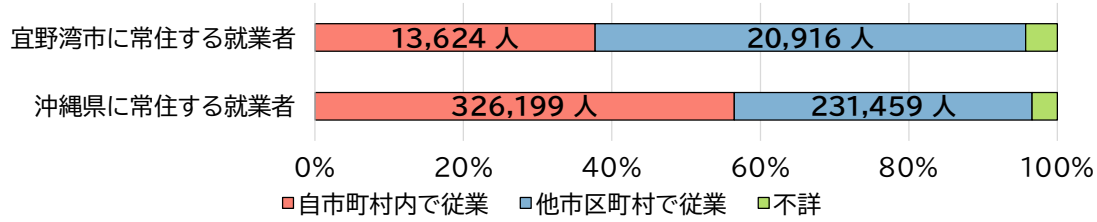

(出所)総務省統計局『国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計』令和2(2020)年版より作成。

宜野湾市常住者の従業地及び就業者数

15歳以上就業者の通勤の状況は、宜野湾市に常住する就業者約34,000人のうち、13,624人が自市町村内で従業している。他市町村で従業している就業者数は、那覇市が 6,092人、浦添市が4,945 人、沖縄市が1,848 人、西原町が1,668 人、北谷町が1,254 人等となっている。沖縄県と比較して、他市町村で従業する就業者の割合が高い。那覇市や浦添市などを中心とした他市町村へのアクセスの良さが伺える。

図 25 常住地ごとに見た宜野湾市で従事する就業者数 令和 2(2020)年

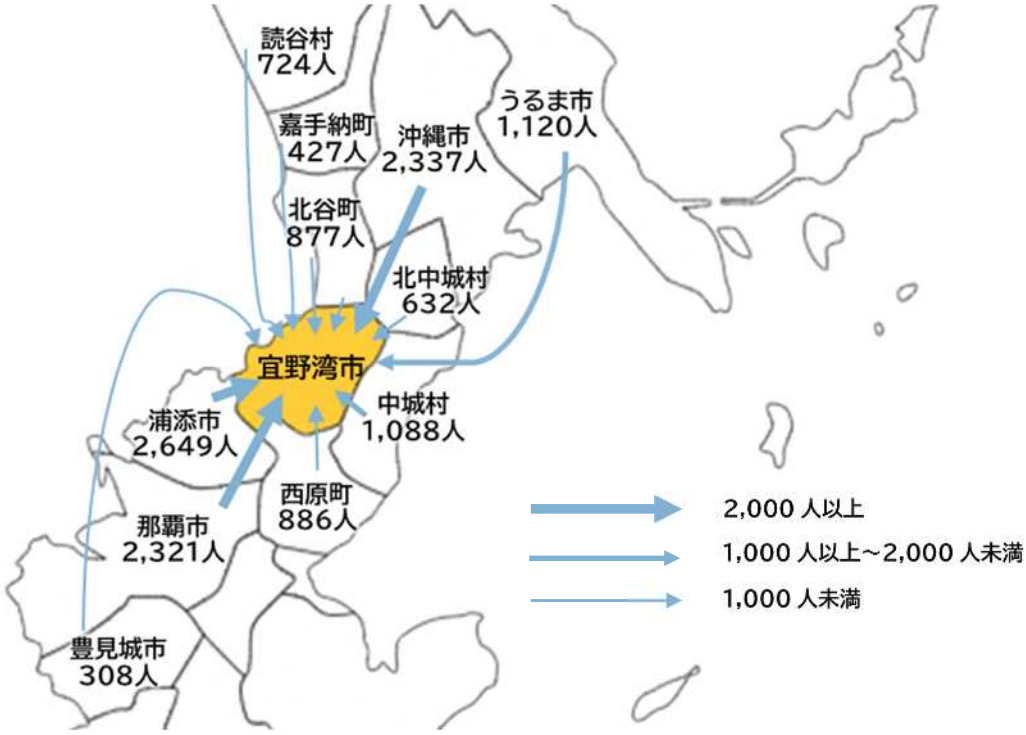

(出所)総務省統計局『国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計』令和2(2020)年版より作成。
(備考)宜野湾市外常住者が300人以上、宜野湾市で就業する市町村のみ掲載した。

図 26 就業者の常住地による区分(沖縄県、宜野湾市)

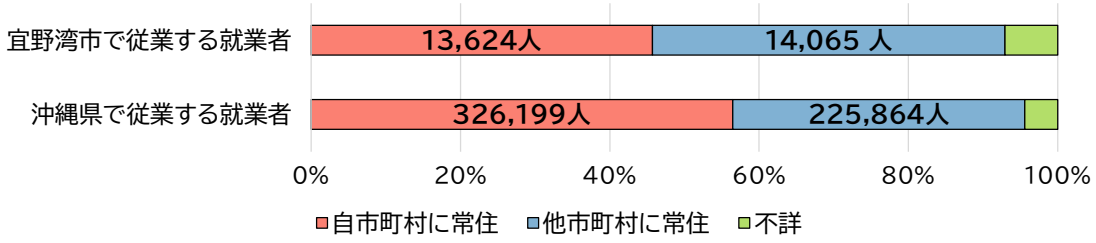

(出所)総務省統計局『国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計』令和2(2020)年版より作成。

常住地ごとに見た宜野湾市で従業する就業者数

宜野湾市内で従業する就業者約 30,000 人の内訳を見ると、本市常住者が 13,624 人、浦添市常住者が 2,649 人、沖縄市常住者が 2,337 人、那覇市常住者が 2,321 人、西原町常住者が 886 人等となっている。前頁の図 24 を踏まえると、就業者の本市への流入は、他市町村への流出より少ないことがわかる。

⑦産業関連人口

図 27 産業別3区分の就業者数(常住地ベース)の推移

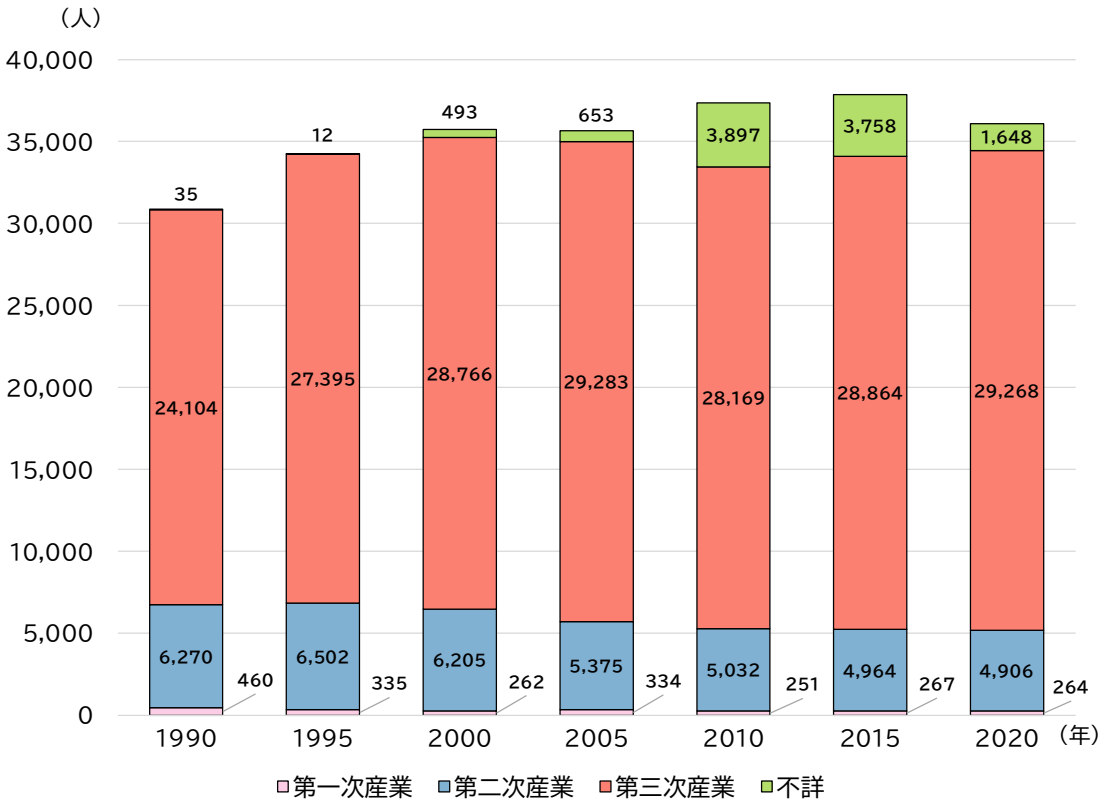

(出所)総務省統計局『国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計』各年版より作成。
(備考)就業者数(常住地ベース)は、宜野湾市に常住し市内外で就業する人口である。

産業別3区分の就業者数(常住地ベース)の推移

宜野湾市に常住し市内外で就業する人口の内訳は、第三次産業の就業者がどの年においても全体の約８割を占めている。また、第一次産業と第二次産業の就業者数は減少傾向にある。

図 28 産業別3区分の就業者数(従業地ベース)の推移

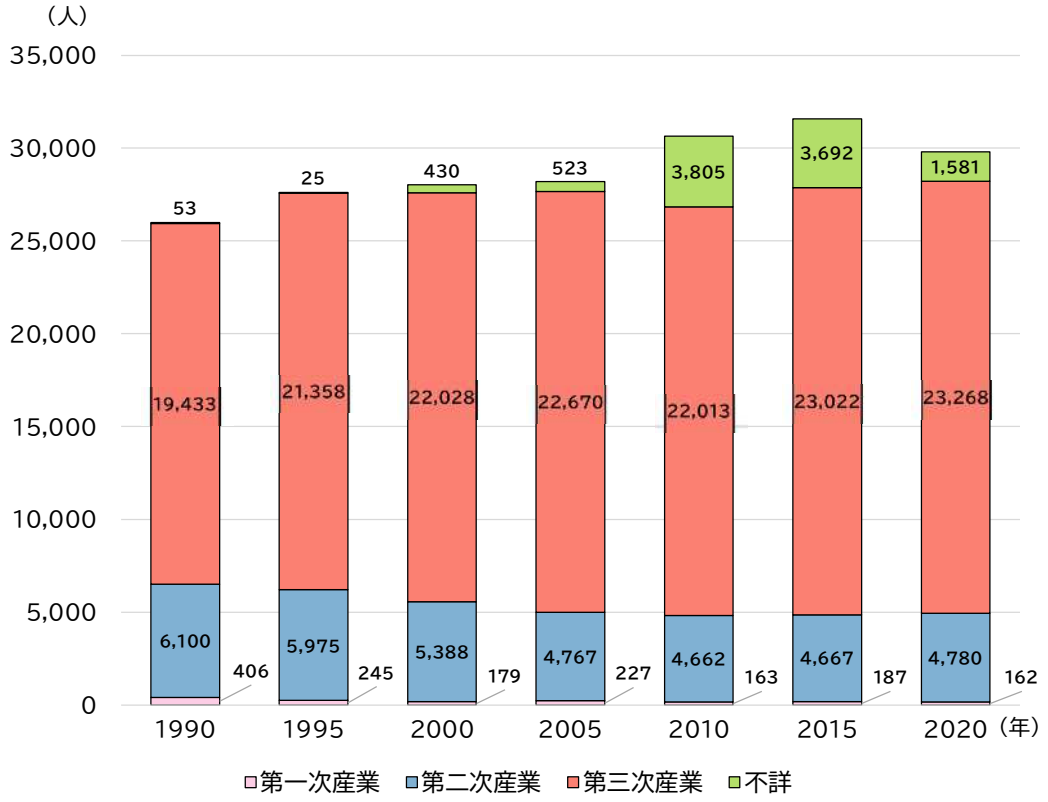

(出所)総務省統計局『国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計』各年版より作成。
(備考)就業者数(従業地ベース)は、常住地に問わず宜野湾市を従業地として就業する人口である。

産業別3区分の就業者数(従業地ベース)の推移

常住地に問わず、宜野湾市を従業地として就業する人口の内訳は、第三次産業の就業者がどの年においても全体の約８割を占めている。また、第一次産業の就業者数は減少傾向にあり、第二次産業は横ばいである。常住地ベースと従業地ベースの就業者数の推移とその産業別割合は同様の傾向を示している。

図 29 男女別産業別就業者数 令和 2(2020)年

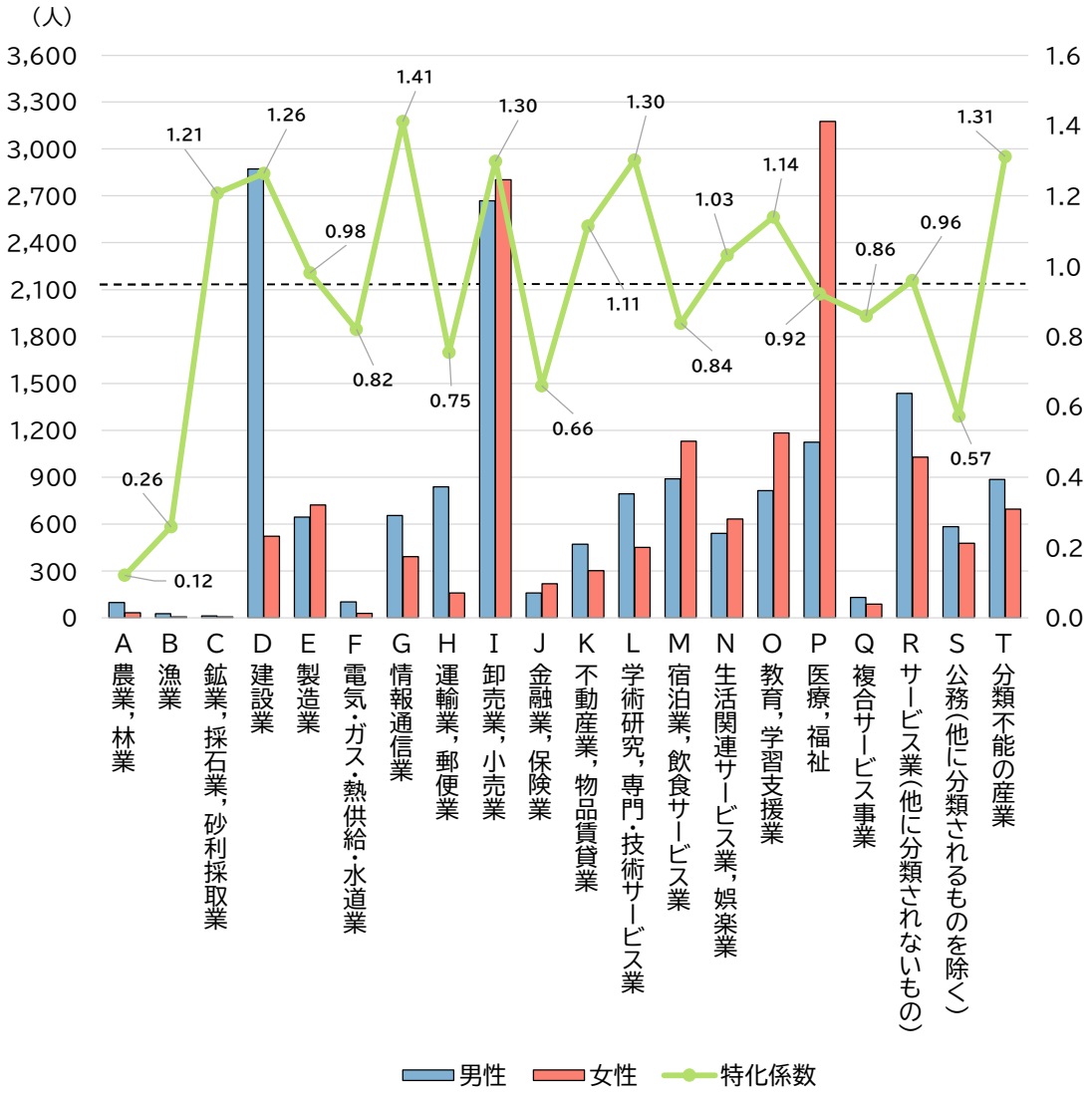

(出所)総務省統計局『国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計』令和2(2020)年版より作成。
(備考)1. 特化係数とは、ある地域の産業がどれだけ特化しているかを示したもので、「(従業地における当該産業の就業者数÷従業地における全産業の就業者数)÷(沖縄県の当該産業の就業者数÷沖縄県の全産業の就業者数)」で算出している。特化係数は本来、全国値を分母とするが、ここでは県内について着目するため、沖縄県の値を分母としている。
2.「T 分類不能の産業」は、その内訳が不明である。

男女別産業別就業者数

特化係数が 1 を超えている産業は「C 鉱業，採石業，砂利採取業」、「D 建設業」、「G 情報通信業」、「I 卸売業，小売業」、「K 不動産業，物品賃貸業」、「L 学術研究，専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業，娯楽業」、「O 教育，学習支援業」で、他市町村と比較して本市にこれらの産業が集積している。

図30 就業者数(常住地ベース)と1人当たりの賃金 令和 2(2020)年

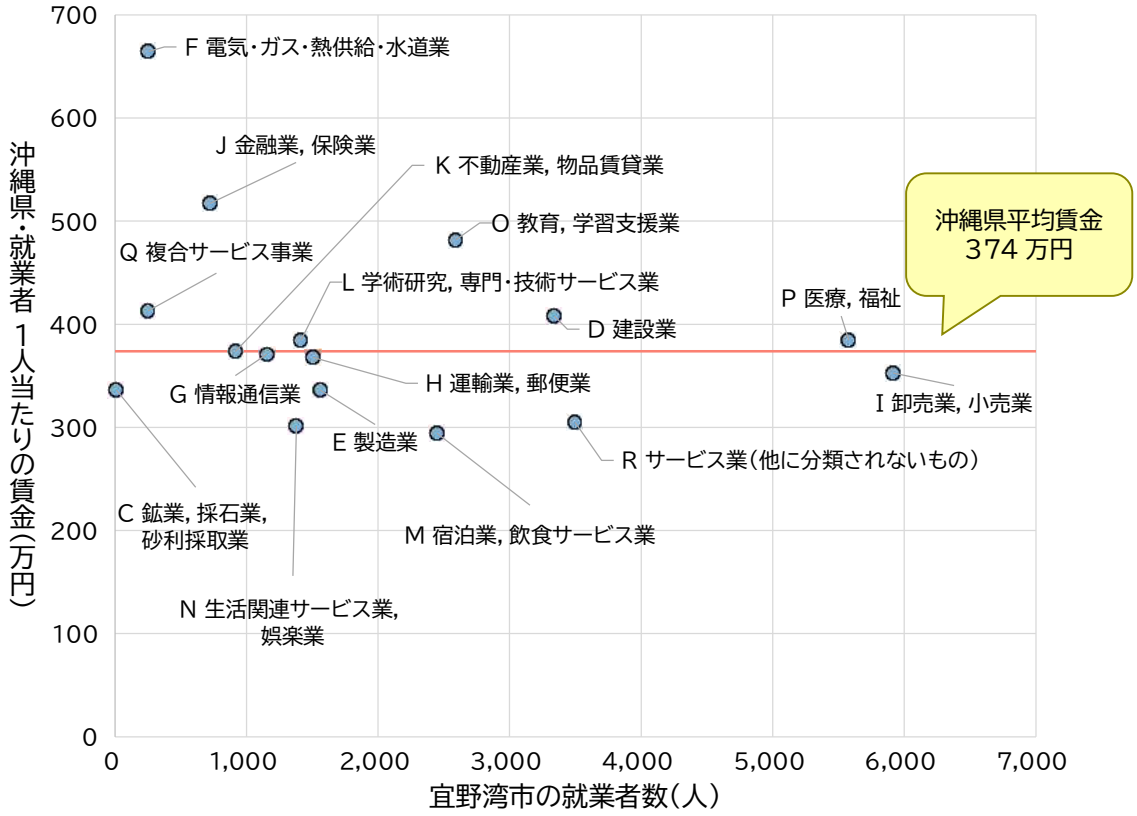

(出所)厚生労働省『賃金基本統計調査』令和2(2020)年版、総務省統計局『国勢調査 都道府県・市区町村別統計表』令和 2(2020)年版より作成。
(備考)1. 沖縄県1人当たりの賃金は、「きまって支給する現金給与額×12＋年間賞与」で算出している。
2. 宜野湾市の賃金は未公表のため、沖縄県のデータを使用している。
3. 就業者数(常住地ベース)は、宜野湾市に常住し市内外で就業する人口である。

就業者数と1人当たりの賃金就業者数(常住地ベース)と1人当たりの賃金

「I 卸売業，小売業」、「P 医療，福祉」、「D 建設業」、「R サービス業（他に分類されないもの)」に就業する人の賃金水準は、県平均程度またはそれ以下である。

沖縄県平均賃金は、平成 27(2015)年の 356 万円から令和２(2020)年の 374 万円に増加した。

図 31　産業ごとの年齢階級別就業者(常住地ベース)割合
令和2(2020)年

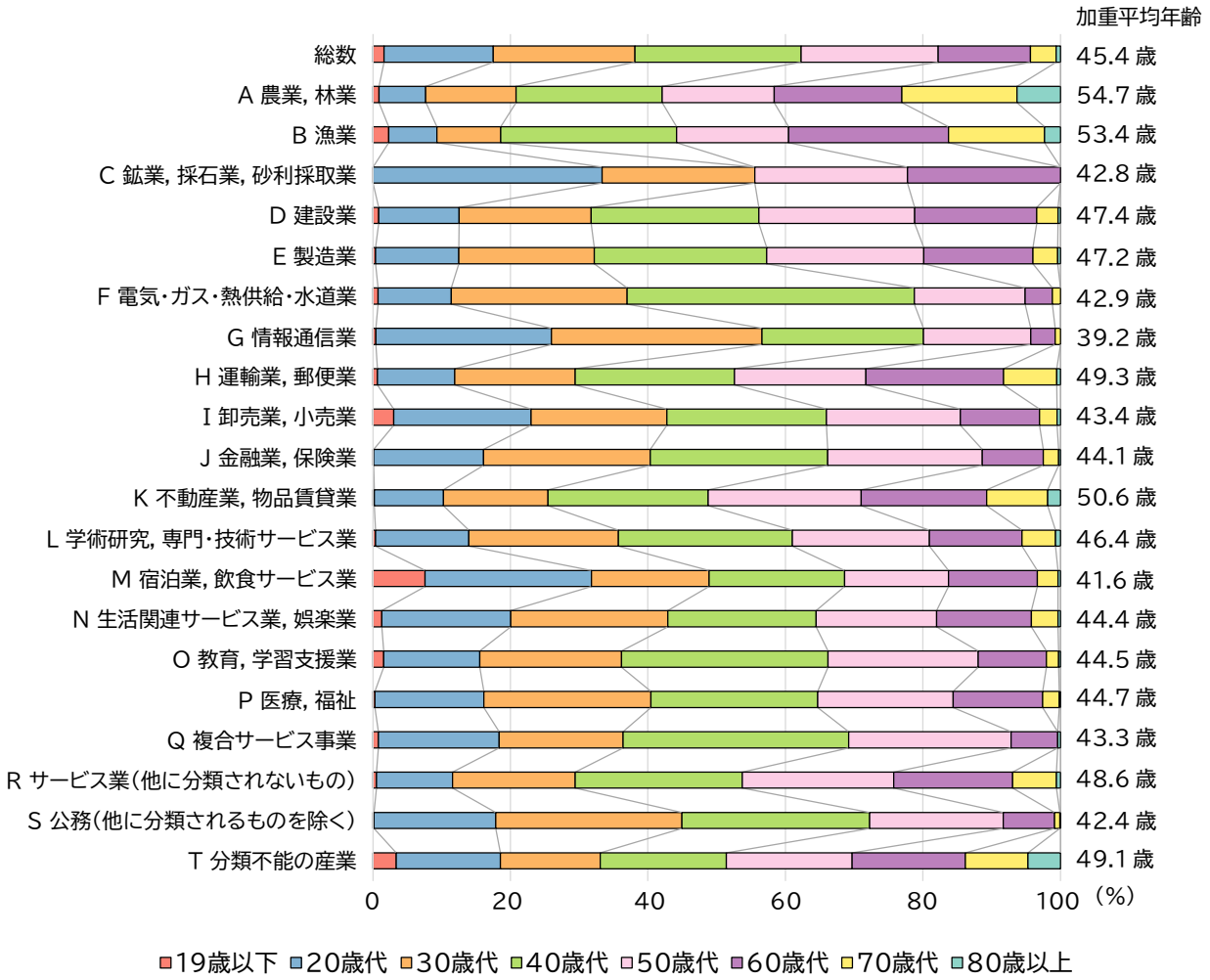

年齢階級別産業人口(常住地ベース)　令和2(2020)年

宜野湾市に常住し市内外で就業する年齢階級別産業人口を見ると、「A 農業, 林業」、「B 漁業」、「H 運輸業, 郵便業」、「K 不動産業, 物品賃貸業」で若年層の働き手の割合が低く、平均年齢が高い。一方で、「G 情報通信業」、「M 宿泊、飲食サービス業」に若年層の働き手が比較的多い傾向にある。

図 32　産業ごとの年齢階級別就業者(従業地ベース)割合
令和2(2020)年

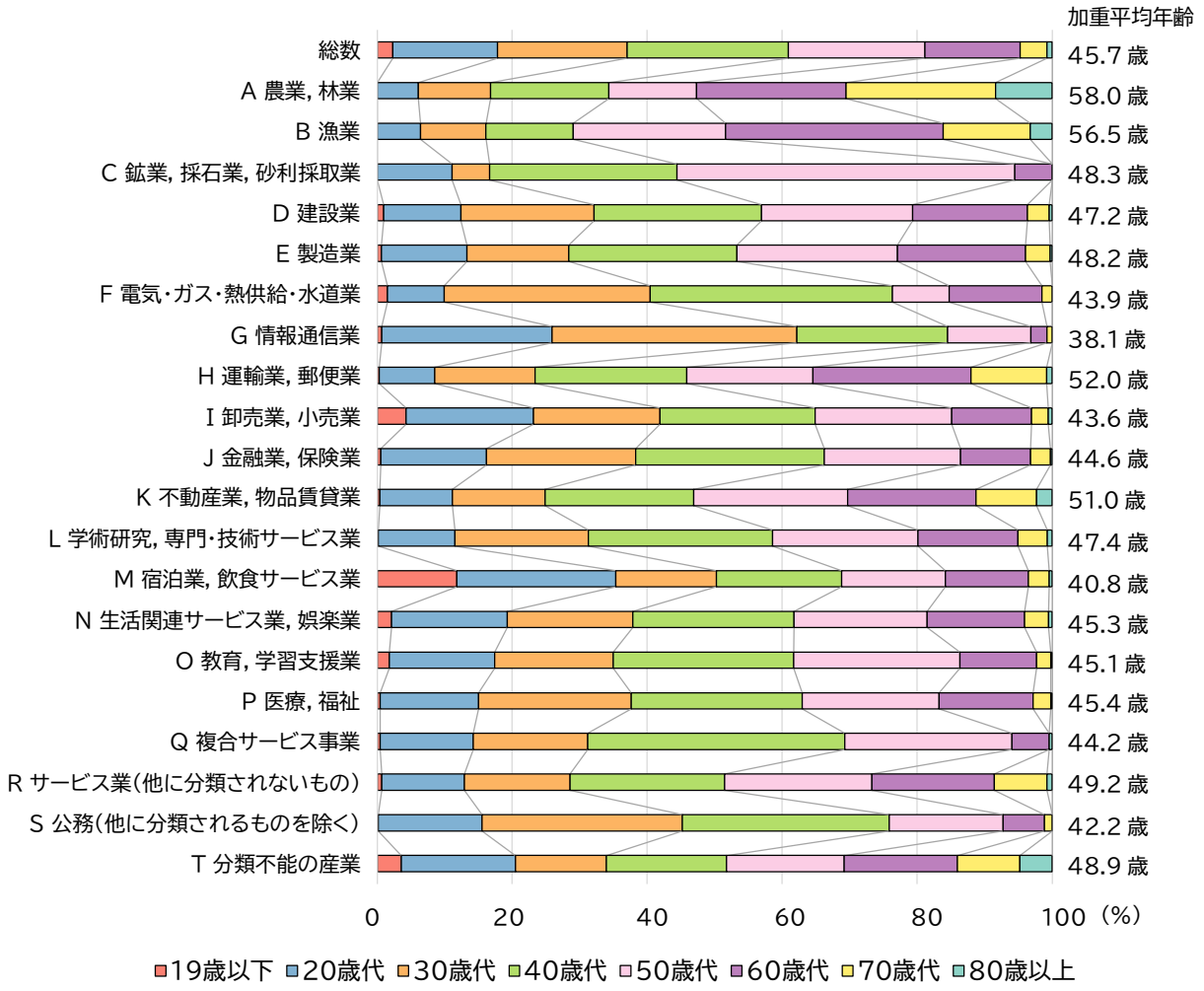

(出所)総務省統計局『国勢調査　従業地・通学地による人口・就業状態等集計』令和2(2020)年版より作成。
(備考)就業者数(従業地ベース)は、常住地に問わず宜野湾市を従業地として就業する人口である。

年齢階級別産業人口(従業地ベース)　令和2(2020)年

常住地に問わず、宜野湾市を従業地として就業する年齢階級別産業人口を見ると、「A 農業,林業」、「B 漁業」、「H 運輸業,郵便業」、「K 不動産業,物品賃貸業」で若年層の就業者の割合が低く、平均年齢が高い。一方で、「G 情報通信業」、「M 宿泊、飲食サービス業」に若年層の就業者が比較的多い傾向にある。常住地ベースと従業地ベースの年齢階級別就業者割合は同様の傾向を示している。

⑧総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

図 33　自然増減･社会増減の推移

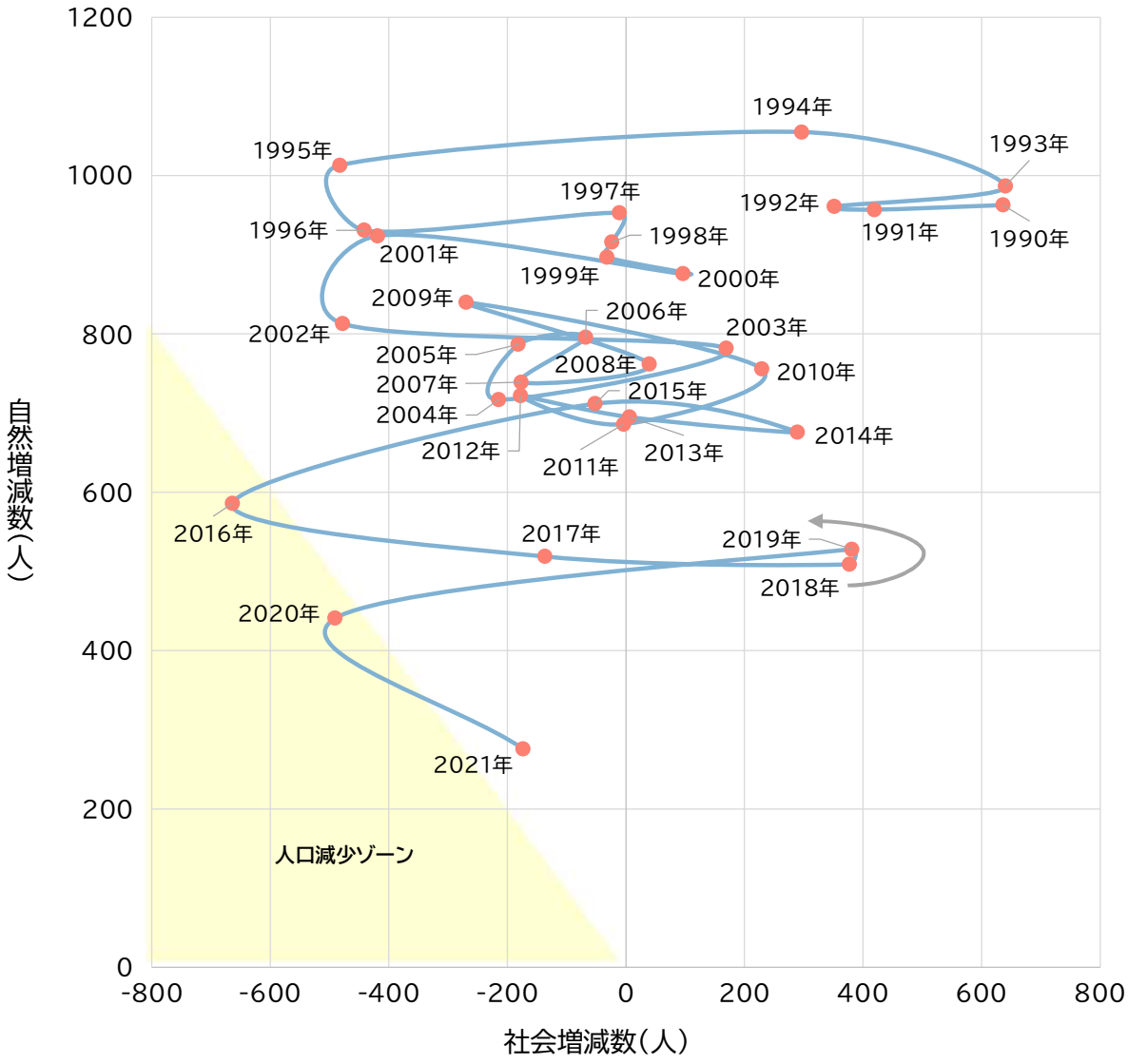

(出所)沖縄県企画部統計課　人口社会統計班『沖縄人口移動報告　推計人口』各年版より作成。

自然増減･社会増減の推移

1990 年代前半は、社会増減数と自然増減数ともにプラスであり、安定した人口増加が続いていた。その後、社会増減数は一貫して減少傾向にあり、自然増減数も増減を繰り返しながら全体として減少している。2016 年以降、自然増減数が急速に減少しており、2016 年と 2020 年は人口減少ゾーンに入っている。

⑨人口現状分析のまとめ

◆人口動態の推移

・本市の人口は、年々増加傾向にあるが自然増加数は縮小している。今後の社会動態の動向次第で人口減少局面を迎えることも想定される。（図１、図８）
・年齢３区分別の人口構成をみると、老年人口は増加傾向、生産年齢人口は横ばい、年少人口は減少傾向で推移しており、少子高齢化が緩やかに進んでいる。（図２）
・主に市の南部や西海岸地域では人口が増加傾向にある。一方で、新城、普天間、野嵩などの北東部では人口減少が顕著に見られ、全体的にも人口増加指数は鈍化している。（図４）

◆自然動態の推移

・本市の自然動態をみると、出生数はほぼ横ばいで推移しているが、死亡数は緩やかな増加傾向にある。自然増加数は減少傾向にあり、特に 2016 年以降、その傾向が加速している。（図８）
・本市の合計特殊出生率※は 2006 年以降、上昇傾向にあったが、近年は横ばいで推移している。（図９）
・近年は 20 歳代から 60 歳代までの幅広い世代で有配偶率の低下（未婚化・晩婚化）が見られるが、70 歳代以降のそれは上昇傾向にある。（図 10）
・離別率は 1980 年から 2005 年までは上昇傾向、2005 年以降は横ばいの傾向で推移している。（図 11）

◆社会動態の推移

・本市の社会動態を見ると、以前は転入超過であったが、近年は、転出超過となる年が目立っている。県内純移動はここ 10 年間、転入超過の年が多いものの、転出超過となる年もあり、県外純移動については、総じて転出超過の傾向にある。（図 12、図 13）
・年齢階級別人口移動の長期的動向を見ると、近年は男女とも 10 代後半から 20 代前半の転入超過数が縮小傾向にある。また、以前は子育て世代（30 代～60 代）の転出が多く見られたが、2015 年では転入超過に転じている。 （図 15）
・県内外の人口移動の内訳を見ると、男女ともに若年層の県内他市町村からの転入がある一方、県外への転出も見られる。これは大学等入学が要因として考えられ、卒業後に県外への転出が多く、転出超過となっている。 （図 18、図 19）
・本市に常住する就業者の他市町村への流出が、他市町村に常住する就業者の本市への流入を上回っている。（図 23、図 25）

(2)将来人口の推計

宜野湾市の将来人口を展望するための基礎作業として、一定の推計方式によって以下の２つのパターンにおける将来人口を推計する。

パターン1:国立社会保障・人口問題研究所推計準拠

○主に平成27(2015)年から令和2(2020)年の人口動向を勘案し将来の人口を推計。

〈基準人口に関する過程〉

○令和２(2020)年の国勢調査人口を基準に推計。

＜出生に関する仮定＞

○原則として、令和２(2020)年の全国の子ども女性比（15～49 歳女性人口に対する０～４歳人口の比）と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が令和２(2020)年以降令和 37(2055)年まで一定として市町村ごとに仮定。

＜死亡に関する仮定＞

○原則として、55～59 歳→60～64 歳以下では、全国と都道府県の平成 27(2015)年→ 令和２(2020)年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市町村に対して一律に適用。60～64 歳→65～69 歳以上では、上述に加えて、都道府県と市町村の平成 17(2005)年→27(2015)年の生残率の比から算出される生残率を市町村別に適用。

＜移動に関する仮定＞

○原則として、平成 27(2015)年～令和２(2020)年の国勢調査（実績）に基づいて算出された人口移動傾向が、令和 37(2055)年まで継続すると仮定。なお転出数は、令和 37(2055)年まで一定。転入数は、推計期間中における転入元となる、他地域の人口分布の変化や当該地域の全国に占める人口割合の変化を考慮した仮定値を、令和７(2025)年～令和３７(2055)年までの各期間に適用。

パターン2:独自推計

○パターン１同様に、平成 27(2015)年から令和2(2020)年の人口動向を勘案し、西普天間住宅地区を考慮した将来の人口を推計。

＜基準人口に関する仮定＞

○パターン１と同様。

＜出生・死亡に関する仮定＞

○パターン１と同様。

＜移動に関する仮定＞

○パターン１と同様。

＜西普天間住宅地区に関する仮定＞

○令和 12（2030）年時点から 1,124 人を男女年齢別に按分を行い、その値を各年齢階級に加算して推計。

（備考）「1,124 人」の数値は、宜野湾市『那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業 事業計画書』令和５(2023)年３月を参考にした。

将来人口推計の結果

図 34　宜野湾市の将来人口推計

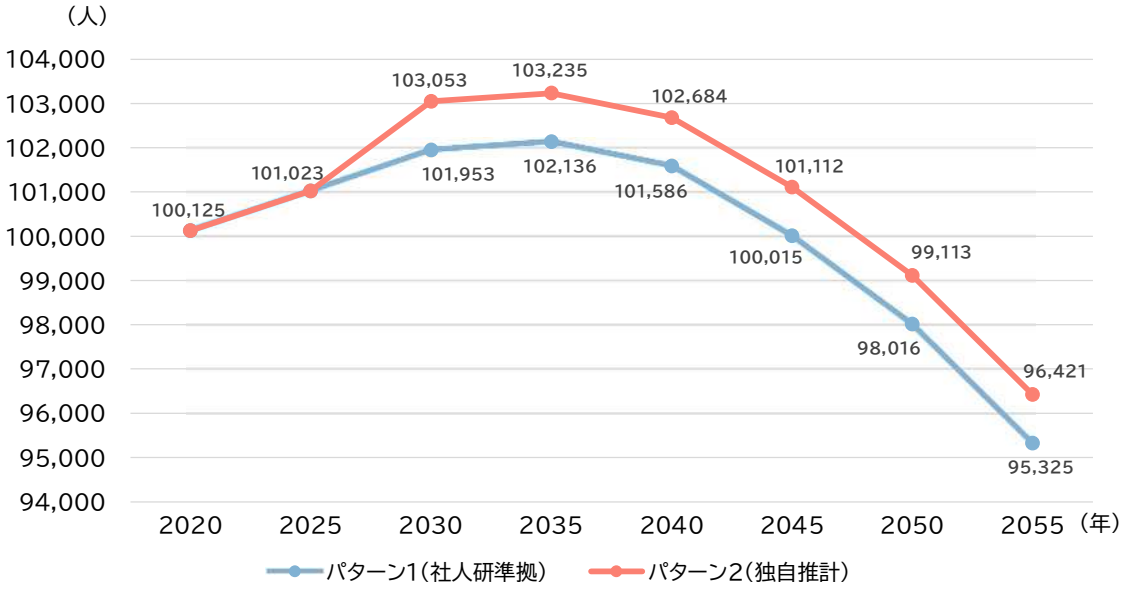

宜野湾市の将来人口推計結果

パターン１（国立社会保障・人口問題研究所準拠）の推計では、2035 年に人口がピークに達し、その後、減少に転じる予測である。パターン２（パターン１に西普天間住宅地区を考慮）の独自推計でも同様に、2035 年に人口がピークに達し、減少に転じる。

人口減少段階

ここでは、パターン２（独自推計）のデータを活用して、「人口減少段階」を分析する。「人口減少段階」は、一般的に、「第１段階：老年人口の増加（総人口の減少）」「第２段階：老年人口の維持・微減」「第３段階：老年人口の減少」の３つの段階を経て進行するとされている。

図 35　年齢3区分別の将来人口推計(独自推計)･指数

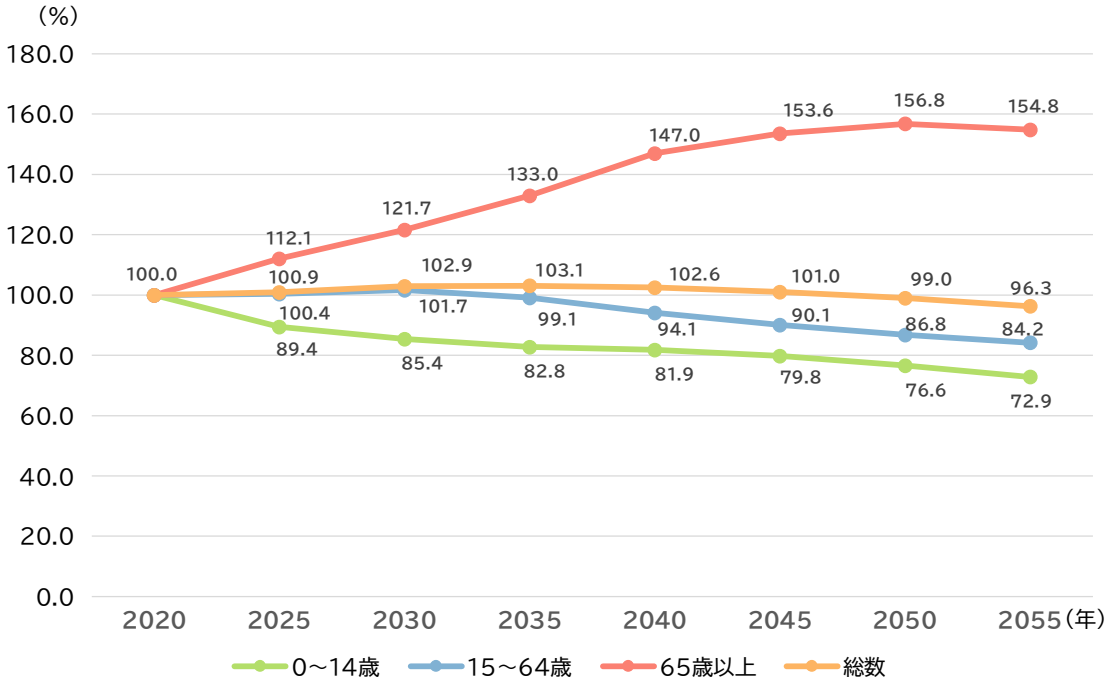

人口減少段階

パターン２（独自推計）において、本市では 2035 年を境に総人口が減少に転じる予測であるが、老年人口は増加を続け（2020 年から 154.8%の増加）、2050 年まで人口減少段階は「第１段階」となる。その後、老年人口も減少に転じ、「第２段階」、更には「第３段階」に推移すると見込まれる。

図 36　年齢3区分別の将来人口推計(独自推計)･実数

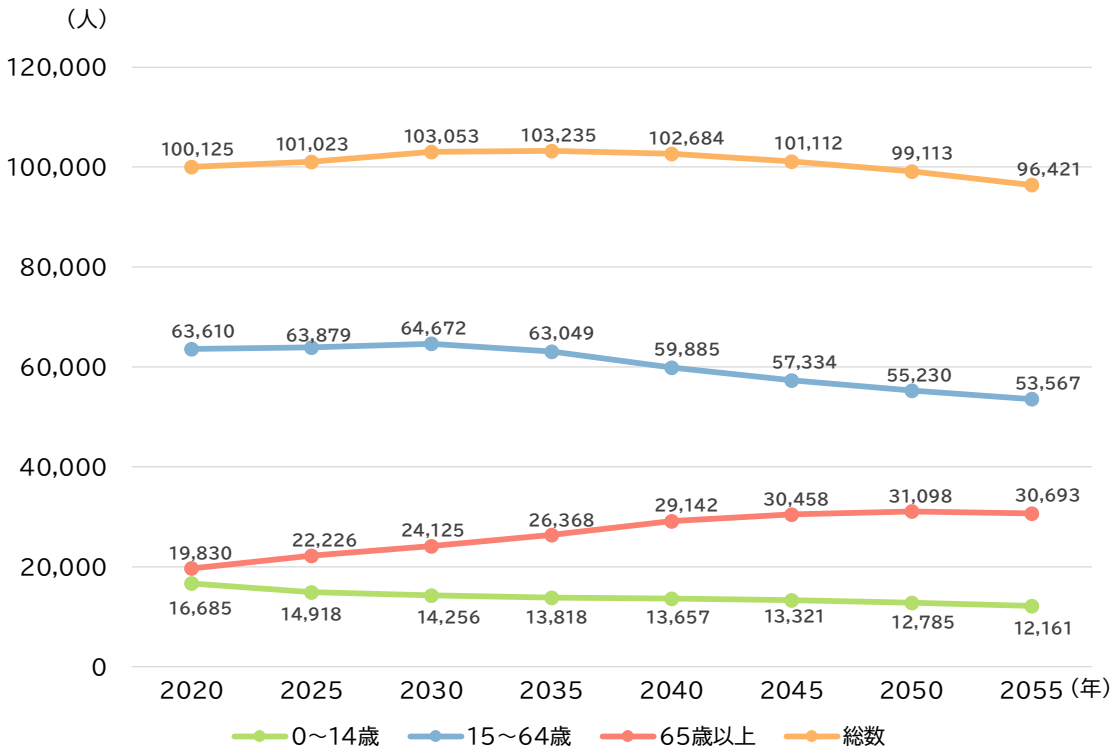

人口減少段階

パターン２（独自推計）において、本市では 2035 年を境に総人口が減少する。老年人口は増加を続け、2050 年を境に減少に転じる。生産年齢人口においては 2030 年、年少人口は 2020 年にピークに達し、その後減少を続ける。

将来人口シミュレーション

パターン2(独自推計)を基に、以下の2つのシミュレーションを行った。

シミュレーション1 合計特殊出生率※が、人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準の2.07)を超える2.10まで上昇する仮定に基づくシミュレーション。
シミュレーション2 合計特殊出生率※が2.10まで上昇し、かつ人口移動が均衡する仮定(転入・転出数が同数となり、移動が0となる)に基づくシミュレーション。

図37 宜野湾市の人口シミュレーション

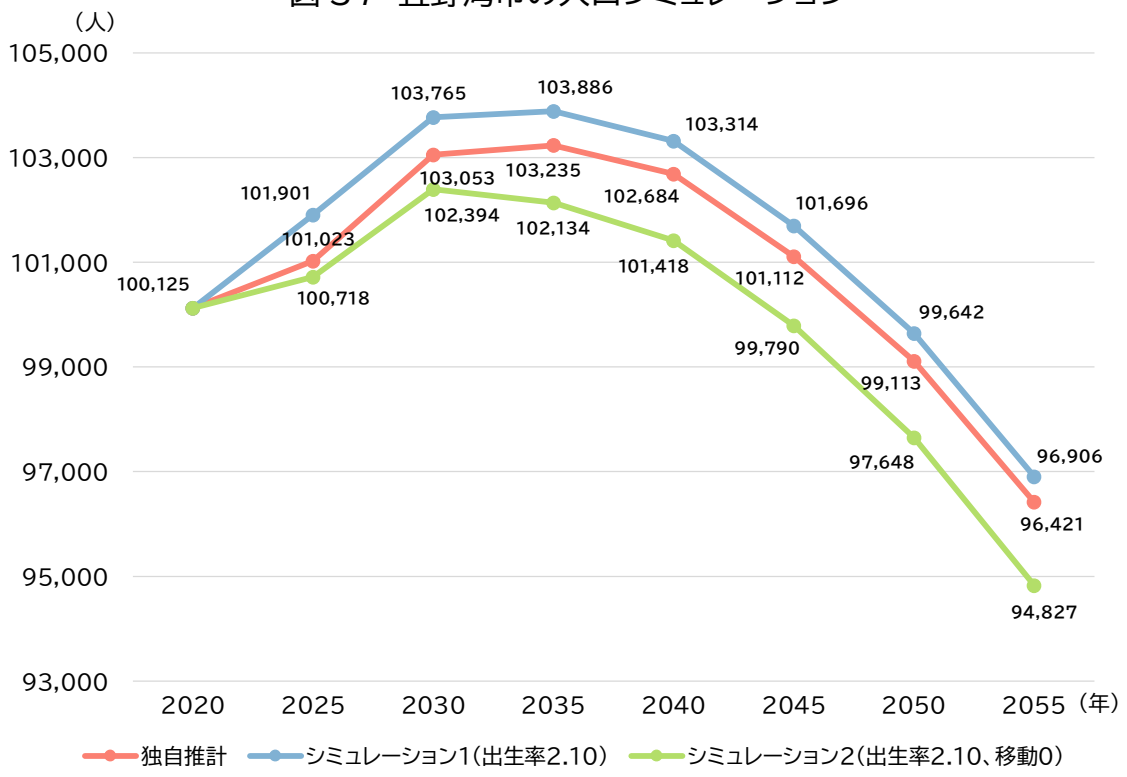

将来人口シミュレーションの結果

シミュレーション1でも、すでに少子高齢化が進展しており、2035年をピークに人口が減少すると予測され、シミュレーション2においても、2030年をピークに人口が減少に転じる。シミュレーション2よりシミュレーション1が高い値をとり、転入超過の傾向にある。

・図4 字別人口増加指数

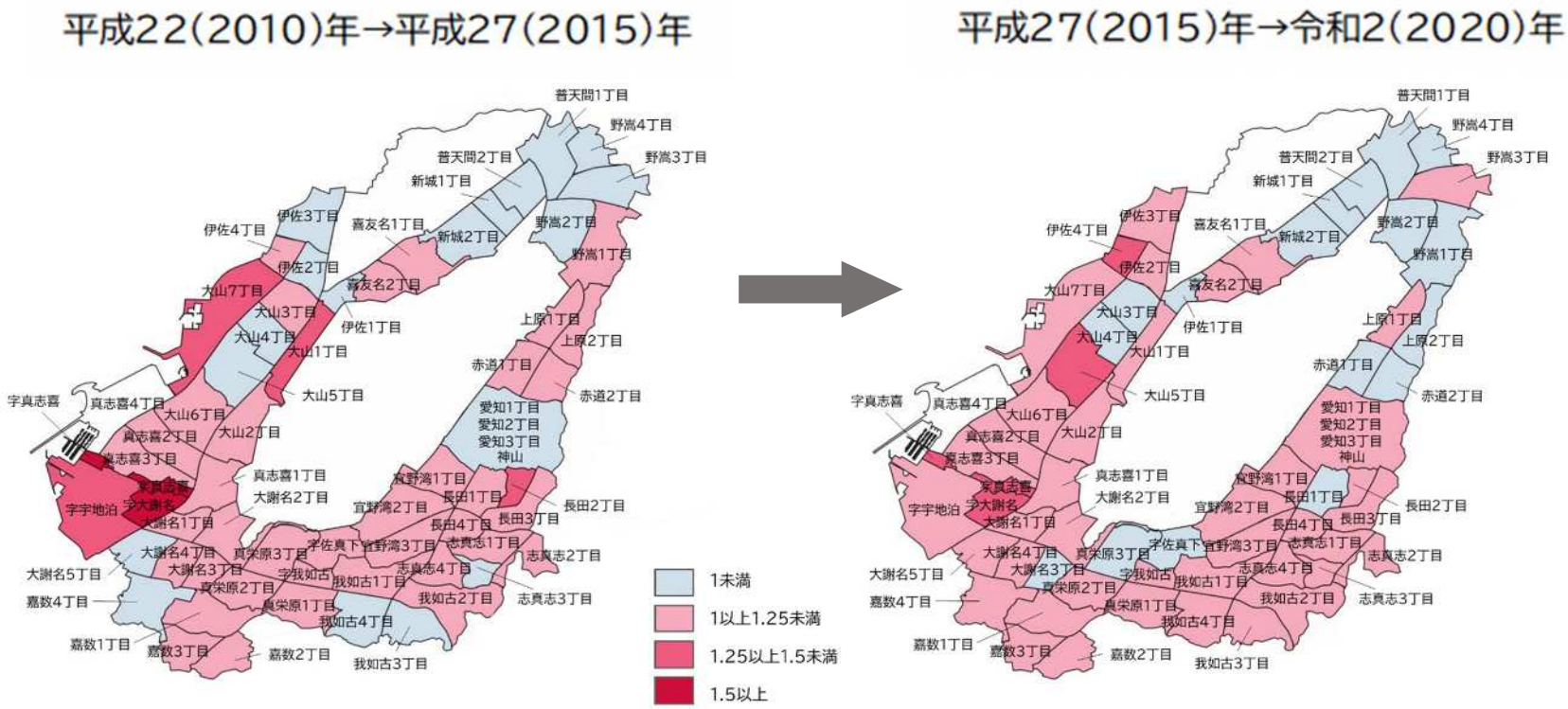

(出所)総務省統計局『国勢調査 人口等基本集計』各年度版より作成。
(備考)「平成22(2010)年→平成27(2015)年」は字毎の2010年人口を 1.0 とした時の 2015年人口との比較、「平成27(2015)年→令和2(2020)年」は字毎の 2015年の人口を 1.0 とした時の 2020年の人口との比較である。

・図5 字別高齢化率

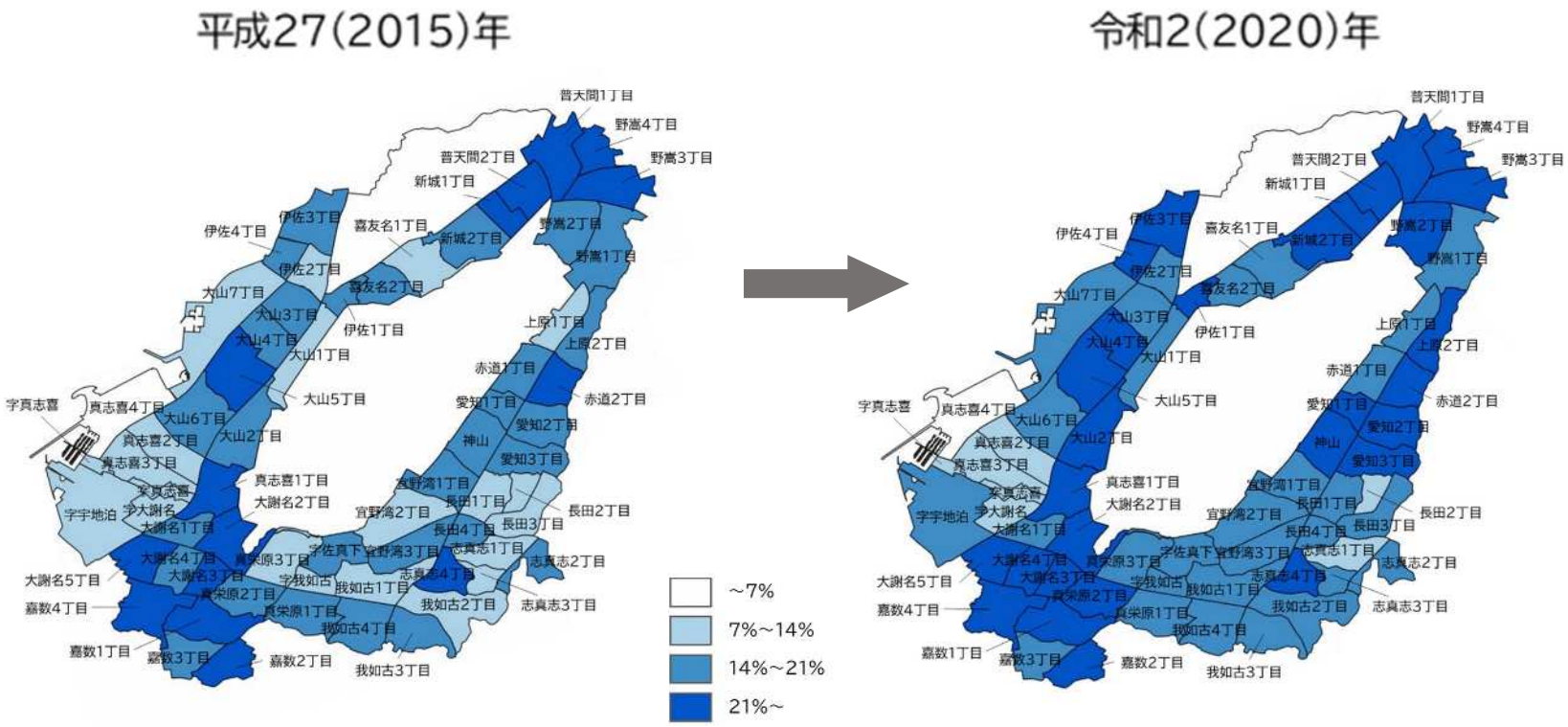

(出所)総務省統計局『国勢調査 人口等基本集計』各年度版より作成。
(備考)字別高齢化率は、各字の総人口に占める65歳以上人口の割合を指す。高齢化率が7%以上を高齢化社会、14%以上を高齢社会、21%以上を超高齢社会と、WHOは定義している。

受託研究の実施体制

研究担当者
獺口 浩一(琉球大学国際地域創造学部教授)
佐久本 晟至(琉球大学国際地域創造学部 4 年生、獺口研究室)
喜納 一媛(同上)
座波 華乃(同上)
渡嘉敷 翼(同上)
羽地 翔(同上)
砂川 星来(琉球大学国際地域創造学部 3 年生、獺口研究室)
比嘉 汐音(同上)
柳生 和輝(同上)
※( )内は、2024 年 3 月時点の所属及び学年である。

資料編

第１章　計画策定の経緯等

１節　策定経緯

第五次宜野湾市総合計画等は、以下の経緯で策定しました。

開催時期	項目	内容
令和５年度		
令和５年９月 29 日～10 月 13 日	市民アンケート調査	・宜野湾市での生活について ・居住意向について ・施策に関する満足度・重要度について ・結婚・出産・子育てについて 等
令和５年９月～10 月	第四次宜野湾市総合計画等に関する行政内評価	・事業の進捗状況 ・目標指標の達成状況 ・今後の課題・今後の方針
令和５年 12 月４日	令和５年度 第１回宜野湾市振興計画審議会	・委嘱状の交付 ・第二期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和４年度取り組み）の評価・検証結果について ・第四次宜野湾市総合計画等の評価・検証の基本的な考え方について
令和６年２月 15 日	令和５年度 第２回宜野湾市振興計画審議会	・第１回振興計画審議会における意見の概要と意見に対する市の考え方について ・第四次宜野湾市総合計画後期基本計画の評価・検証結果について
令和６年度		
令和６年６月 28 日	令和６年度 第１回宜野湾市総合計画策定委員会	・第四次宜野湾市総合計画の評価・検証、第五次宜野湾市総合計画等の策定に向けたこれまでの経緯と今後のスケジュール(案)について ・第五次宜野湾市総合計画策定方針について ・第五次宜野湾市総合計画基本構想（素案）について

開催時期	項目	内容
令和６年度		
令和６年7月 19 日	令和６年度 第１回宜野湾市振興計画審議会	・第五次宜野湾市総合計画（基本構想及び前期基本計画）及び第三期宜野湾市まち･ひと･しごと創生総合の諮問 ・第四次宜野湾市総合計画後期基本計画評価・検証報告書について ･宜野湾市人口ビジョン 2024 について ・第五次宜野湾市総合計画基本構想（素案）について
令和６年８月５日～８月 19 日	パブリックコメント	・第五次宜野湾市総合計画基本構想（案）について
令和６年８月５日～８月 29 日	各課ヒアリング	・第五次宜野湾市総合計画前期基本計画について
令和６年９月３日	令和６年度 第２回宜野湾市振興計画審議会	・第五次宜野湾市総合計画基本構想（案）について ･第二期宜野湾市まち･ひと･しごと創生総合戦略（令和５年度取り組み）の評価・検証結果について ・第五次宜野湾市総合計画及び第三期宜野湾市まち･ひと･しごと創生総合戦略の施策体系について
令和６年 10 月 18 日	令和６年度 第２回宜野湾市総合計画策定委員会	・第五次宜野湾市総合計画基本構想（案）について ・第五次宜野湾市総合計画前期基本計画（素案）について
令和６年 10 月 29 日	令和６年度 第３回宜野湾市振興計画審議会	・第五次宜野湾市総合計画基本構想（案）の答申 ・第五次宜野湾市総合計画前期基本計画（素案）について
令和６年 10 月 31 日	庁議	・第五次宜野湾市総合計画基本構想（案）について
令和６年 12 月２日	令和６年度 第４回宜野湾市振興計画審議会	・第五次宜野湾市総合計画前期基本計画（素案）について ･第三期宜野湾市まち･ひと･しごと創生総合戦略（素案）について

開催時期	項目	内容
令和６年度		
令和６年 12 月５日～ 令和７年１月６日	パブリックコメント	・第五次宜野湾市総合計画前期基本計画（案）について
令和６年 12 月 16 日～ 令和７年１月５日	パブリックコメント	・第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
令和６年 12 月 24 日　第五次宜野湾市総合計画基本構想　議決		
令和７年１月 30 日	令和６年度 第５回宜野湾市振興計画審議会	・第五次宜野湾市総合計画前期基本計画（案）及び第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
令和７年２月４日		・第五次宜野湾市総合計画前期基本計画（案）及び第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）の答申
令和７年２月７日	庁議	・第五次宜野湾市総合計画前期基本計画（案）及び第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
令和７年３月 28 日　　第五次宜野湾市総合計画前期基本計画　議決		

２節　策定体制

第五次宜野湾市総合計画等の策定体制は以下の通りです。

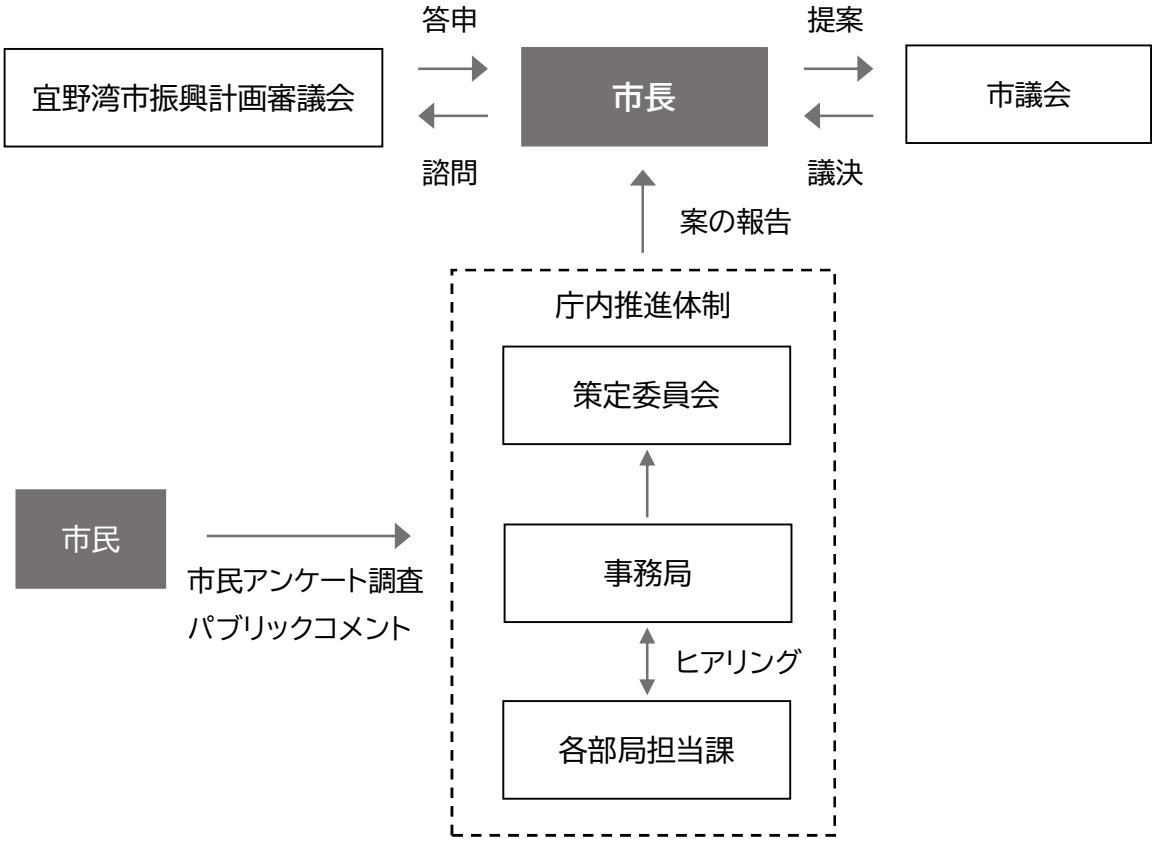

第２章　関連例規

１節　宜野湾市議会の議決すべき事件に関する条例

○宜野湾市議会の議決すべき事件に関する条例

平成 28 年３月 25 日
条例第６号

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第２項の規定に基づく宜野湾市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

（議決すべき事件）

第２条　議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

（１）本市における総合的かつ計画的な行政運営を行うための基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関すること。

（２）前号の基本構想を実現するための施政全般に係る基本的施策の方向を総合的かつ計画的に示す基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関すること。

附 則

この条例は、平成 28 年４月１日から施行する。

２節　宜野湾市振興計画審議会規則

○宜野湾市振興計画審議会規則

昭和 55 年３月 31 日
規則第 17 号
改正　昭和 57 年５月 29 日規則第 14 号
平成元年３月 17 日規則第６号
平成 14 年３月 29 日規則第 22 号
平成 20 年９月 30 日規則第 20 号
平成 28 年４月 19 日規則第 26 号
令和２年３月 26 日規則第 18 号
令和６年７月１日規則第 35 号

（趣旨）

第１条　この規則は、宜野湾市附属機関設置条例(昭和 55 年宜野湾市条例第９号)第３条の規定に基づき、宜野湾市振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（１）基本構想に関すること。

（２）基本計画に関すること。

（３）宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

（４）その他市長が必要と認める事項

（平元規則６・令２規則 18・令６規則 35・一部改正）

（組織）

第３条　審議会は、委員 20 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

（１）学識経験のある者

（２）関係諸団体に所属する者

（３）一般公募による市民

（４）市内行政機関に所属する者

（５）その他市長が必要と認める者

（平元規則６・平 20 規則 20・平 28 規則 26・令２規則 18・一部改正）

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失つた場合は、委員の職を失うものとする。

３　委員の再任は妨げない。
４　市長は、委員に欠員が生じた時は随時補充することができる。

（会長及び副会長）
第５条　審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　審議会は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
３　会長は、会議の議長となる。
４　議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）
第７条　審議会に特定の事項を調査及び審議させるため、必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
２　部会に属すべき委員は、審議会の議を経て、会長が指名する。
３　部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によつてこれを定める。
４　部会長は、部会の会務を総理する。
５　副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
６　部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
７　部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
８　前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。
（平 28 規則 26・一部改正）

（関係者の出席）
第８条　審議会及び部会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）
第９条　審議会の庶務は、企画政策担当課において処理する。
（昭 57 規則 14・平元規則６・平 14 規則 22・平 28 規則 26・一部改正）

（委任）

第 10 条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

（平 28 規則 26・一部改正）

附 則

この規則は、昭和 55 年４月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年５月 29 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市振興計画審議会規則の規定は、昭和 56 年 11 月 10 日から適用する。

附 則(平成元年３月 17 日規則第６号)

この規則は、平成元年４月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年３月 29 日規則第 22 号)

この規則は、平成 14 年４月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年９月 30 日規則第 20 号)

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年４月 19 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和２年３月 26 日規則第 18 号)

この規則は、令和２年４月 1 日から施行する。

附 則(令和６年７月 1 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

３節　宜野湾市総合計画策定に関する規程

○宜野湾市総合計画策定に関する規程

昭和 49 年 10 月 16 日
訓令第 19 号
改正　昭和 52 年 12 月７日訓令第 34 号
昭和 57 年５月 29 日訓令第 17 号
平成元年３月 17 日訓令第４号
平成 14 年３月 28 日訓令第 14 号
平成 18 年 12 月 20 日訓令第 37 号
平成 28 年５月２日訓令第 11 号
平成 30 年３月 30 日訓令第 28 号
令和７年２月 14 日訓令第１号

（趣旨）

第１条　この訓令は、宜野湾市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）総合計画　本市の将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるもの

（２）基本構想　本市の将来の都市像を描き、まちづくりの方針を明らかにするもの

（３）基本計画　基本構想に描かれた都市像及びまちづくりの方針を達成するため、やるべきことをまとめて明らかにするもの

（４）実施計画　基本計画を実現するための具体的な事業を明らかにするもの

（総合計画策定の原則）

第３条　総合計画は、行政各部門相互の有機的関連を図るとともに、関係諸団体と連絡協調を保ちつつ長期的視点と広域的視野にたつて総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし、本市の発展に資するよう策定しなければならない。

（基本構想の期間等）

第４条　基本構想の期間は、原則として 10 年とする。

（基本計画の期間等）

第５条　基本計画の期間は、原則として５年とし、５年を経過するごとに検討を加え、更に５年間の計画として、社会経済等の情勢の推移に適合するように策定するものとする。

２　基本計画は、前項の場合のほか、特に著しい社会経済変動がないかぎりみだりに変更してはならない。

（実施計画の期間等）

第６条　実施計画の期間は、３年とし、単年度ごとに区分し、１年度を経過するごとに検討を加え、さらに３年間の計画として策定する。

２　実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほかこれを変更することができない。

（１）前項の規定により変更するとき。

（２）基本計画が変更されたとき。

（３）国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。

（４）災害その他やむを得ない事情が生じたとき。

（５）その他市長が必要と認めたとき。

（総合計画策定委員会の設置）

第７条　総合計画を策定するため、宜野湾市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

２　委員会は、副市長、教育長、上下水道局長、消防長及び市の各事務部局の部長相当職以上の職にあるもので組織し、委員長に副市長を、副委員長に企画部長をもって充てる。

（委員会の職務等）

第８条　委員会は、市の総合計画に関する事項を調査審議し決定する。

２　委員長は、委員会で調査審議し決定した事項について市長に報告しなければならない。

（委員会の会議）

第９条　委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

２　委員長は、必要と認めるときは関係職員を会議に参加させ発言させることができる。

（総合計画策定主任連絡会議の設置）

第 10 条　総合計画策定に関する事務を担当させるため、総合計画策定主任連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置くことができる。

２　連絡会議の構成員は､各部局に所属する職員のうちから委員長が任命する。

（連絡会議の職務等）

第 11 条　連絡会議は、次に掲げる事務を処理する。

（１）総合計画立案のための資料収集及び分析に関すること。

（２）総合計画素案の作成に関すること。

２　連絡会議は、必要と認めるときは関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（基本構想、基本計画及び実施計画案の作成）
第 12 条　基本構想及び基本計画は、委員会が長期的かつ総合的に描く都市像案及び各部の事務事業に関して立案した部門別計画案に基づき委員長が総合調整して原案を作成する。
２　実施計画は、基本計画に従いこれを実現するように各部の長が作成した計画案に基づき企画部長が総合調整して原案を作成する。

（総合計画の決定）
第 13 条　総合計画は、委員会で策定した原案に基づき市長が決定する。ただし、基本構想及び基本計画については、あらかじめ宜野湾市振興計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

（庶務）
第 14 条　委員会及び連絡会議の庶務は、企画政策担当課において処理する。

（補則）
第 15 条　この訓令に定めるものを除くほか、必要な事項は別に定める。

附 則
１　この訓令は、公布の日から施行する。
２　宜野湾市振興総合計画策定委員会規程（昭和 47 年７月 15 日訓令第７号）は、廃止する。
附 則（昭和 52 年 12 月７日訓令第 34 号）
この訓令は、公布の日から施行し、昭和 52 年 12 月 1 日から適用する。
附 則（昭和 57 年５月 29 日訓令第 17 号）
この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市総合計画策定に関する規程の規定は、昭和 56 年 11 月 10 日から適用する。
附 則（平成元年３月 17 日訓令第４号）
この訓令は、公布の日から施行する。
附 則（平成 14 年３月 28 日訓令第 14 号）
この訓令は、平成 14 年４月 1 日から施行する。
附 則（平成 18 年 12 月 20 日訓令第 37 号）
この訓令は、平成 19 年４月 1 日から施行する。
附 則（平成 28 年５月２日訓令第 11 号）
この訓令は、公布の日から施行する。
附 則(平成 30 年３月 30 日訓令第 28 号)
この訓令は、平成 30 年４月 1 日から施行する。
附 則(令和７年２月 14 日訓令第 1 号)
この訓令は、令和７年４月 1 日から施行する。

第３章　宜野湾市振興計画審議会

１節　宜野湾市振興計画審議会委員名簿

分野 （振興計画審議会規則第３条関係）	氏名	所属団体名・役職名等	備考
（１）学識経験者	獺口（おそぐち）　浩一（こういち）	琉球大学国際地域創造学部 教授（経済学）	会長
	岩田（いわた）　直子（なおこ）	沖縄国際大学総合文化学部 人間福祉学科　教授	副会長
	崎間（さきま）　敦（あつし）	琉球大学グローバル教育支援機構　保健管理部門 教授	
	神谷（かみや）　大介（だいすけ）	琉球大学工学部工学科 社会基盤デザインコース 准教授	
（２）関係諸団体	吉田（よしだ）　英子（えいこ）	宜野湾市商工会理事	
	高里（たかざと）　健作（けんさく）	宜野湾市観光振興協会会長	
	仲村（なかむら）　由香（ゆか）	宜野湾市認可保育園長会 会長	
	眞志喜（ましき）　初枝（はつえ）	宜野湾市自治会長会選任 大謝名区自治会長	
	宮城（みやぎ）　悦子（えつこ）	宜野湾市社会福祉協議会 副会長	令和６年７月18日まで
	仲村渠（なかんだかり）　満（みつる）	宜野湾市社会福祉協議会 事務局長	令和６年７月19日から
（３）一般公募	坂田（さかた）　安佐子（あさこ）	一般公募枠	
（４）市内行政機関	大川（おおかわ）　実（みのる）	宜野湾市教育委員	
（５）その他	涌波（わくなみ）　淳子（あつこ）	特定医療法人　アガペ会 理事長	
	福島（ふくしま）　健一郎（けんいちろう）	アイパブリッシング株式会社　代表取締役	
	上江洲（うえず）　博（ひろし）	沖縄振興開発金融公庫	令和６年７月18日まで

分野 （振興計画審議会規則 第３条関係）	氏名	所属団体名・役職名等	備考
（５）その他	宮里（みやざと）　一弘（かずひろ）	沖縄振興開発金融公庫	令和６年７月19日から
	宇根（うね）　信明（のぶあき）	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会連合 沖縄中部地域協議会　議長	
	山内（やまうち）　一郎（いちろう）	FM ぎのわん　代表取締役	
	野崎（のざき）　聖子（せいこ）	うむやす法律会計事務所 弁護士	
（４）市内行政機関	坂場（さかば）　純平（じゅんぺい）	宜野湾市企画部長	

※名簿順

２節　諮問

宜企画第 83 号
令和６年７月 19 日

宜野湾市振興計画審議会
会長　獺口　浩一　　殿

宜野湾市長　松川　正則

第五次宜野湾市総合計画（基本構想及び前期基本計画）及び
第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略について（諮問）

第五次宜野湾市総合計画（基本構想及び前期基本計画）及び第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することについて、宜野湾市振興計画審議会規則（昭和 55 年宜野湾市規則第 17 号）第２条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

３節　答申

宜振審第４号
令和６年10月29日

宜野湾市長　佐喜眞　淳　殿

宜野湾市振興計画審議会
会長　獺口　浩一

第五次宜野湾市総合計画（基本構想）について（答申）

令和６年７月19日付け、宜企画第83号において諮問のありました第五次宜野湾市総合計画（基本構想）について、本審議会は、慎重に議論を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

宜振審第７号
令和７年２月４日

宜野湾市長　佐喜眞　淳　殿

宜野湾市振興計画審議会
会長　獺口　浩一

第五次宜野湾市総合計画前期基本計画及び
第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略について（答申）

令和６年７月 19 日付け、宜企画第 83 号において諮問のありました、第五次宜野湾市総合計画前期基本計画及び第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、本審議会は慎重に議論を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

第４章　目標指標設定の考え方

基本目標１　協働の推進による持続可能なまち

（１）協働のまちづくりと開かれた行政の推進

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
自治会新規加入世帯数	182 世帯	200 世帯	自治会への新規加入世帯については、令和３年度 228 世帯、令和４年度 200 世帯、令和５年度 182 世帯と減少傾向にあり、３年間の平均値は約 200 世帯となっていることから、令和５年度以上の水準を維持するため、新規加入 200 世帯を目標値として設定。
地域リーダー等養成講座修了生（延べ人数）	15 人	100 人	「地域リーダー」とは、地域活動に積極的に参加し、様々なアイディアで企画を立案し、関係団体や住民と協力して活動することで地域コミュニティを活性化することができる地域活動の核となる人材を指す。令和５年度の水準(15 人)以上を目標とするため、年間 20 人×５年間（令和７年度～11 年度）の延べ修了者数を 100 人として目標値を設定。
地域づくり推進事業団体数（延べ団体数）	５団体	20 団体	当該事業では、1 団体当たりの補助上限を 50 万円と定めており、市内で活動する地域づくり団体を継続的に支援するため、年度当たり４団体×５年分（令和７年度～11 年度)を目標として設定。

（２）男女共同参画の推進

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性の割合	30.2%	40～60%	男女別の割合について、均衡を考慮して目標値を設定。
両親学級（こうのとり倶楽部）への父親の参加率	85.9%	86%以上	男性（父親）の参加について、令和元年度(43.6%)・令和２年度(61%)・令和３年度(62%)・令和４年度(74%)と年々増加傾向にある。現状値を踏まえ、86%以上を維持できるよう目標値を設定。
２週間以上の育児休業を取得した男性職員	53.3%	60%	こども未来戦略（令和５年 12 月 22 日閣議決定）で示された目標値 85%（２週間以上の取得率）と、男性市職員の過去３年間の平均値 29.1%との中間値として目標値を設定。
市管理職に占める女性の割合	26.1%	30%	国が策定する第５次男女共同参画基本計画において、「指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に、30%程度となるよう目指して取り組みを進める」とあることから、目標値を 30%に設定。

（３）国際・国内交流の推進

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
都市間交流事業数（延べ回数）	-	10 回	本市の姉妹都市・友好都市との交流回数を目標値として設定。 国内交流　１回×５年＝５回 国際交流　１回×５年＝５回

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
市政情報の多言語発信件数	24 件	36 件	市政情報の多言語情報発信件数について、下記を目標値として設定。月３回×12 月＝36 回 （例）月 1 回の英語版市報の発信、台風や災害関連の情報発信など

（４）効果的・効率的な行財政運営の推進

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
各種証明書のコンビニ交付割合	32%	70%	令和 11 年度のマイナンバーカード保有率を考慮し、過去のコンビニ交付率から変動予測により算出。
市税収納率	98.7%	98.7%以上	現状の水準維持を目標に設定。
宜野湾市ふるさと応援寄附額	8,024 万円	1 億円	企業版ふるさと納税も含め、年間 1 億円を目標値として設定。
オンライン申請可能な手続き件数	53 件	85 件	現在の手続き数から、年間５手続きを実装すると想定して設定。
キャッシュレス決済導入手続き件数	17 件	20 件	現在導入されている手続き数に、DX 推進計画実施計画で予定されている手続きを加えた導入数を目標値として設定。
窓口予約システム導入部署数	２部署	10 部署	市民対応が多い部署を対象として目標値を設定。

基本目標２　こどもたちが安心して、心豊かに成長できるまち

（１）子育て支援・子育て環境の充実

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
保育施設の待機児童数	32 人	０人	保育ニーズを適正に把握し、各施設の定員適正化を図り、待機児童の解消を目指す。
放課後児童クラブの待機児童数	76 人	０人	令和 11 年度までに９クラブの増設を行い、待機児童の解消を目指す。
高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就職者の割合	83%	90%	国が実施した利用者向けアンケート結果による資格取得後の就業について、「就業していた/就業している」と回答している方が 95.1%であるため、令和６年度までの目標と同様 90%に設定。
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	93.7%	95.3%以上	現状値（令和５年度）を乳健（前期）93.5%・乳健（後期）92.1%・１歳半 93.3%・３歳児 96%の平均値である 93.7%とし、国の指標である 95.3%を目安に目標値として設定。

（２）児童虐待・DV の防止

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
こども家庭センターサポートプラン作成件数	-	83 件	【母子部門】 令和６年９月現在、月平均２件のプランが上がっており、今後プランが浸透することを想定し、令和 11 年度には月平均４件（年間 48 件）のプラン作成を見込む。 【児童部門】 令和６年９月現在、要対協にてケースの進行管理を行っているのは 99 名、令和 11 年度も 100 名程度と見込んでおり、プランの普及に伴い年間 35 件のプラン作成を見込む。

（３）誰一人取り残さない支援体制の構築

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
こどもの居場所がある小学校区数	７校区	９校区	ボランティア団体が実施するこどもの居場所運営支援補助金を交付するこどもの居場所を、市内９小学校区全てに設置することを目指す。
医療的ケア児等総合支援事業実施数	２事業	４事業	医療的ケア児等総合支援事業の実施件数。

（４）未来を担う人間力の育成

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
全国学力・学習状況調査（小学校・算数、中学校・数学）正答率の全国との差	小学校： －3.5% 中学校： －9.0%	小学校： 3.0% 中学校： －3.0%以内	きめ細かな指導の充実と同時に、小学校の教科担任制、中学校の生徒主体の授業の導入等により、全国との差を３ポイント以内にすることを目指す。

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
学校が楽しいと感じる児童･生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	小学校：83.5% 中学校：72.2%	小学校：85% 中学校：80%	魅力ある学校づくりのため、支持的風土の醸成、学習環境の充実を図り、楽しいと感じる児童･生徒の割合を全体の８割以上とすることを目指す。
相談・指導等を受けていない不登校等児童・生徒数の割合	小学校：６％ 中学校：11%	小学校：３％ 中学校：８％	不登校児童生徒への支援体制の強化により、不登校児童生徒が相談･指導を受けていない割合が減少につながることから、この指標を選定する。

（５）地域とともにある学校づくりの推進と教育環境の充実

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
地域学校協働活動のボランティア参加人数	1,333 人	1,500 人	地域と学校の連携がどれだけ推進されたかを測る。 令和５年度を基準に年間約２％増で目標値を設定。
学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する保護者の割合	88%	95%	保護者対象の学校評価アンケート「学校は保護者や地域と連携し、信頼されるような教育活動を進めている」の項目において肯定的な回答の割合の目標値を 95%で設定。
ICT 機器を活用した授業をほぼ毎日実施した教員の割合	小学校：77.8% 中学校：75.0%	小学校：100% 中学校：100%	小中学校において、児童生徒１人１台端末を授業でどの程度活用したかの質問で「ほぼ毎日」と回答する率を目標指標とし、100%を目指す。 （指標の集計については「全国学力・学習状況調査[学校質問]」の結果を用いる。）

（６）地域活動を通じた学びの充実と文化の継承

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
図書館資料の貸出者数	53,046 人	59,735 人	本館・移動図書館を含む図書館資料の貸出者数。令和５年度を基準に年２％増で目標値を設定。
生涯学習講座受講者数	1,140 人	1,860 人	令和６年度から開始した、小中学校生徒向けの生涯学習講座の実施について、毎年度１クラス単位での増を目指す。（令和６年度受講者見込数（延べ人数）1,658 人≒1,660 人を基準とし、年度ごとに 40 人増加）
市立博物館利用者数	25,970 人	34,743 人	市立博物館の年間利用者数の最大値（令和元年度）を目標値とする。
文化財めぐり等の見学者数	501 人	550 人	令和５年度の現状値から毎年度 10 人の参加者アップを目標に設定した。

基本目標３　いつまでも健やかに生き生きと暮らせるまち

（１）健康づくりの推進

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
健康アプリのダウンロード数	-	4,000 件	本事業で開発を進める健康アプリのダウンロード数を目標値とする。 （宜野湾市の成人人口(令和５年 12 月末)）78,037 人×（健康関心層)32.5%×0.3＝7,609 人≒8,000 人 前期 4,000 件・後期 4,000 件を目標値とする。
運動習慣者の割合	男性 29.1% 女性 27.6%	男性 45.0% 女性 40.0%	第四次総合計画及び健康ぎのわん 21（第２次）と同一の目標値を再設定。令和５年度現状値において目標値が未達成の状況のため、引き続き同目標値達成に向けて取り組む。
特定健診受診率	38.4%	50%以上	国の目標値は 60%だが、第３期データヘルス計画に基づき設定。
特定保健指導実施率	60.3%	60%以上	第３期データヘルス計画に基づき設定（国の目標 60%と同様)。
麻しん風しん混合(MR)１期・２期の接種率	88.3%	95%以上	国で定める麻しんに関する特定感染症予防指針による目標接種率である 95%を基準として目標値を設定。

（２）地域福祉の推進

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
地域福祉コーディネーターによる地域支え合い活動委員会の開催支援回数	254 回	276 回	全自治会区の地域支え合い活動委員会が毎月開催されるよう、地域福祉コーディネーターにて支援を行う。

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
民生委員・児童委員の委嘱率	83%	83%以上	民生委員児童委員の定数（141名)に対する委嘱率を83%以上の目標値として設定。

（３）障がい者福祉の充実

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
相談支援事業における相談件数	2,986件	3,980件	３事業者合計2,986件(令和５年度実績)÷３事業者＝995件。995 件×４事業者＝3,980 件（令和６年度から令和11年度の見込)。事業者の１か所増を見込んで、3,980件を見込む。
手話通訳等の派遣件数	2,050件	2,400件	件数の増加により充実を図る。
障がいの理解、差別解消、虐待防止に関する講演会等の参加者数	-	96人	自立支援協議会の専門部会や基幹相談支援センター等が主催する講演会等を実施する。 24人（定員の５割）×４回 ＝96人
地域活動支援センターの利用件数	2,488件	3,816件	１日当たりの平均利用日数10.4人(令和５年度実績)から年度毎に１名ずつ増加を見込んだ場合、令和11年度は１日当たり16名を設定。

（４）高齢者福祉・介護の充実

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
一般介護予防教室の参加者数	249人	350人	通年で教室を開催する場合の最大値を目標値として設定。
認知症サポーター養成講座受講者数	335人	500人	一般を対象にするだけでなく、職種・年代も意識しながら、毎年 500 人の参加者を目標とする。
見守り自動販売機の設置数	73機	270機	受信機総購入数の 90%を目標値とする。

基本目標４　宜野湾の特性を活かした賑わいと活力のあるまち

（１）観光・リゾート産業の振興

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
コンベンションエリア入域者数	211.4 万人	260 万人	観光拠点である西海岸地域に位置するコンベンションエリアのコロナ禍前の入域客数（平成 29 年度：2,586,515 人）を基準とし、年間 260 万人を目標値とする。
はごろも祭り来場者数	9.5 万人	11.5 万人	令和６年度の目標来場者数（10 万人）から毎年３％の増を目標値する。
横浜 DeNA ベイスターズ春季キャンプ来場者数	2.9 万人	3.5 万人	令和５年度の来場者数（2.9 万人）から毎年３％の増を目標値とする。

（２）商工業の振興及び商店街の活性化

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
ワンストップ相談窓口を含む創業支援制度利用者の創業件数	48 件	55 件	創業支援事業計画に基づく目標値を設定。「ワンストップ相談窓口」とは、宜野湾市商工会や宜野湾ベイサイド情報センターにて、経営指導員などの創業支援担当者及びインキュベーションマネージャーらによるハンズオン支援を実施。創業についての相談のほか、創業計画の作成支援等も行う。
特産品推奨認定商品数	45 商品	60 商品	過去の実績を基に、年間３商品×５年間＝15 商品を目指す。「特産品推奨認定商品」とは、宜野湾市の特産品及び観光資源活用サービスを推進し、製造業者等の生産技術と生産意欲の向上、販路の拡大を推進することを目的に公募を行い、宜野湾市特産品推奨認定審査委員会で審議・認定された商品。

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
地域商店街組織数	５組織	７組織	平成 28 年度の事業開始からの延べ組織数。５組織設立済み。あと２か所の設立を目指す。

（３）情報通信産業の振興

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
宜野湾ベイサイド情報センターの入居率	80%	100%	入居可能部屋数 10 部屋に対する入居率 100%を目標値として設定。

（４）企業立地と人材育成、新たな働き方による就労の促進

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
空き物件家賃補助採択延べ件数	-	15 件	市内の空き物件を活用し企業立地を推進するため、家賃の２分の１の補助（上限額 30 万円/月）を６ヵ月間実施。 ３件×５年間＝15 件を目指す。
空き物件リフォーム補助採択延べ件数	-	10 件	市内の空き物件を活用し企業立地を推進するため、リフォーム費の２分の１を補助（上限額 100 万円）。 ２件×５年間＝10 件を目指す。
デジタル人材育成講座受講者数	-	20 人	年間 20 人の受講者を目指す。

（５）都市農業・漁業の振興

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
新規就農者延べ人数	８人	11 人	令和２年度の事業開始からの延べ人数。農業従事者が減少傾向にある中、２年に１名程度の新規就農者確保を目指す。
漁業従事者数	49 人	49 人	宜野湾漁港で漁業を営む漁業者数。漁業者は減少傾向にあるため、現状維持を目指す。

基本目標５　すべての人が安全・安心で快適に暮らせるまち

（１）防災及び救急・消防体制の強化

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
食料、飲料水の充足率	食料： 42.4% 飲料水： 15.8%	食料： 67.0% 飲料水： 54.5%	市備蓄計画では、計画策定から10年後の令和15年度で目標値の８割を備蓄するよう設定していることを踏まえ、備蓄計画を基に令和11年度の目標値を設定。（想定避難者数 10,916人） 【市備蓄計画における目標（令和15年度目標値）】 食料:97,100食×80%＝77,680食 飲料水：98,244ℓ×80％＝78,772ℓ
防災備蓄倉庫の設置数	13か所	17か所	目標値となる食料・飲料水を備蓄するため、17か所の備蓄倉庫の整備を目標値として設定。
津波一時避難ビルの指定件数	28件	34件	各年度で津波避難ビル1施設の指定を行う。
消防車両等の整備更新（延べ台数）	２台	16台	消防車両整備更新計画表に基づく目標値を設定（各車両の耐用年数を考慮した更新計画とする）
普通救命講習等受講者数	2,670人	3,000人	現状値は宜野湾市の人口10万人に対して2.6%となっており、令和元年度と比較し約0.6%増加している。救命率向上のため、現状値の2.6%から0.4％増の３％に目標値を設定。
地域別避難訓練数	20回	23回	各自主防災会による地域での避難訓練の実施を目標とする。

（２）交通安全・防犯対策の強化

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
交通安全教室の受講者数	5,417 人	6,000 人	令和５年度の 1 団体あたりの平均受講者数 74 人、毎年 1 団体増を見込んで、6,000 人を目標値として設定。
防犯ボランティア団体数	45 団体	55 団体	防犯ボランティア団体（市防犯対策会議構成団体）への加盟団体を 10 団体増で目標値を設定。

（３）環境保全や循環型社会の形成

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
環境教育講習会の参加者数	461 人	1,425 人	１年あたりの小学校での省エネ教室の参加者数（学年 270 人）と自然観察会の参加者（15 人）の５年分の合計で 1,425 人を目標値として設定。
家庭ごみの排出量	516ｇ/人日	463g/人日	宜野湾市一般廃棄物処理基本計画改定版（令和４年３月）による将来予測（目標）最終年度（令和８年度）を目指す。
地球温暖化対策に関する出前講座の参加者数	－	200 人	成人も対象に含めて普及講座を実施する。親子講座の 1 年あたりの参加者数（40 人）の５年分の合計 200 人を目標値として設定。

（４）公害・環境衛生対策の推進

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
野焼きの年間通報件数	19 件	10 件以下	令和６年度から対前年比 10％削減を目指し、令和 11 年度目標値を 10 件以下に設定。
動物愛護に関する講習会の参加者数	300 人	1,350 人	１年あたりの小学校での愛護教室の参加者数（学年 270 人）の５年分の合計 1,350 人を目標値として設定。

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
狂犬病予防注射接種率	55.0%	60.0%	愛護動物の適正飼養の推進を図るなかで、狂犬病予防注射接種率の毎年 1.0%向上を目指す。

（５）快適な生活環境の整備

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
西普天間住宅地区土地区画整理事業進捗率	62.1%	100%	令和９年度の事業完了を見込んで目標値を設定。
普天間飛行場周辺まちづくり事業進捗率	45.6%	100%	事業費（補助対象額）をベースとして、目標値を設定。
市営住宅の長寿命化事業実施率	33.3%	100%	伊利原市営住宅 F・G 棟長寿命化改善事業の令和 10 年度完了を見込んで目標値を設定。

（６）交通ネットワークの整備

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
3・4・71 号普天間線事業進捗率	51.3%	100%	令和９年度完了を見込んで目標値を設定。
真栄原 54 号　事業進捗率	40.9%	100%	令和９年度完了を見込んで目標値を設定。
真栄原 55 号　事業進捗率	11.4%	100%	令和９年度完了を見込んで目標値を設定。

（７）上・下水道の整備

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
有収率（有収水量／総配水量×100）	96.5%	97.0%	「有収率」とは、給水する総配水量と料金として収入のあった水量との比率。適正な維持管理による漏水防止対策を図り、令和 11 年度の目標値を 97.0%で設定。

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
管路耐震化率（耐震管延長／管路延長）	20.8%	28.6%	「管路耐震化率」とは、本市が管理する水道管路の総延長に対して、耐震基準を満たした水道管路延長との比率。将来にわたる管路施設の投資予定額に基づく施工予定延長から目標値を設定。
下水道接続世帯数	38,973 世帯	40,893 世帯	年間 320 件の増加を見込んで目標値を設定。
浄化槽等から公共下水道への接続件数	81 件	85 件	過去の接続補助金の実績を踏まえ、令和 11 年度の目標値を継続して設定。

（８）公園・緑地及び墓園等の整備

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
市民１人当たり公園面積	4.0 ㎡	4.2 ㎡	令和 11 年度時点の想定供用公園面積（443,722 ㎡）を令和 11 年度の宜野湾市推計人口（106,084 人）で割った値を目標値として設定。
宜野湾海浜公園施設の利用者数	665,932 人	875,000 人	体育館想定利用者数は令和５年度の４月～９月までの平均人数を想定するとともに、その他の利用者数は令和５年度より 15%増で目標設定。また、屋外劇場は平成 30 年度、令和元年度の２年間の月平均利用者数に対し、改修に伴う収容人数の増（２倍）及び年間 16 回の目標利用回数を見込んで目標値を設定。

基本目標６　平和をつなぎ、未来へ発展するまち

（１）基地問題への対応

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
普天間飛行場問題に関する情報発信	パンフレット及びホームページを活用、SNSの活用を検討	情報発信のあり方（SNS等）の改善	普天間飛行場の危険性や普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還の実現の重要性等を広く世界に認知してもらうため、県内外、更には米国をはじめ全世界に向けて普天間飛行場等の米軍基地を抱える本市の実情を発信することを目標指標に設定。
普天間飛行場の全面返還の実現に向けた返還期日の早期確定	普天間飛行場の返還期日の早期確定に向けた取り組みの実施	普天間飛行場の返還期日の早期確定	跡地利用に関する取り組みを早急に具体化させていくため、普天間飛行場の返還期日の早期確定を目標指標に設定。
基地被害に関する市民アンケートの実施	基地被害に関する市民アンケートの実施に向けた検討	基地被害に関する市民アンケートの実施及び結果の公表	基地被害の実態をより正確に把握し、関係機関への要請等を通して、市民が実感できる危険性の除去や基地負担軽減策の着実な実現を強く求めていくため、基地被害に関する市民アンケートの実施及び結果の公表を目標指標に設定。

（２）基地跡地利用の推進

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
普天間飛行場跡地利用計画の策定進捗状況	跡地利用計画策定に向けた行程計画等の更新案作成	跡地利用計画策定に向けた全体計画の取りまとめ	普天間飛行場の跡地利用について、合意形成や情報発信等を行うとともに、計画内容の更新・詳細化に取り組み、分野別の計画内容の全体的な取りまとめを目標として設定。
普天間飛行場土地先行取得面積	約 13.7ha	約 28.7ha	普天間飛行場においては、消防本部を含む公共施設の移転等に必要な用地について令和６年度以降順次、新たな特定事業の見通しを立て、公共施設用地を令和 11 年度までに約 28.7ha 先行取得することを目標として設定。
インダストリアル・コリドー地区土地先行取得面積	約 0.5ha	約 2.5ha	インダストリアル・コリドー地区においては、斜面地・送電線網・排水路があり、土地区画整理事業において宅地利用・整備が困難となることが想定されるため、既存緑地の保全を基本に緑地・公園用地を令和４年度に特定事業の見通しとして 2.5ha を定めた。令和９年度までに 2.5ha 先行取得することを目標として設定。

（３）平和行政・平和教育の推進

指標名	現状値	目標値	指標設定の考え方
宜野湾市平和大使の延べ人数	36 人	90 人	令和２年度より取り組みを始め、毎年９人の平和大使を育成しており、令和 11 年度までに 90 人を目標値として設定。 ９人×10 年間(令和２年度～令和 11 年度）＝90 人

第５章　関連する個別計画

基本目標	計画名称	計画期間
基本目標１　協働の推進による持続可能なまち		
	第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和７年度～11 年度
	第四次宜野湾市特定事業主行動計画	令和３年度～７年度
	第４次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～	令和７年度～16 年度
	第三次宜野湾市人材育成基本計画	令和７年度～
	宜野湾市 DX 推進計画	令和６年度～10 年度
	第４次宜野湾市定員管理計画	令和４年度～７年度
	第七次宜野湾市行財政改革大綱	令和４年度～７年度
	宜野湾市公共施設等総合管理計画	平成 29 年度～令和８年度
	宜野湾市公共施設等個別施設計画	令和４年度～13 年度
	宜野湾市民会館保全計画	平成 27 年度～令和 17 年度

基本目標	計画名称	計画期間
基本目標２　こどもたちが安心して、心豊かに成長できるまち		
	第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和７年度～11 年度
	第五次宜野湾市障がい者基本計画	令和６年度～11 年度
	宜野湾市こども計画	令和７年度～11 年度
	第四次宜野湾市地域福祉計画	令和４年度～８年度
	宜野湾市第３期障がい児福祉計画	令和６年度～８年度
	第二次宜野湾市教育振興基本計画	令和３年度～７年度
	宜野湾市教育施設等長寿命化計画	令和３年度～12 年度
	第二次宜野湾市子どもの読書活動推進計画	平成 31 年度～令和７年度

基本目標	計画名称	計画期間
基本目標３　いつまでも健やかに生き生きと暮らせるまち		
	第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和７年度～11 年度
	第五次宜野湾市障がい者基本計画	令和６年度～11 年度
	宜野湾市第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）	令和６年度～11 年度
	宜野湾市健康増進計画健康ぎのわん 21（第２次）	平成 26 年度～令和７年度
	宜野湾市食育推進計画	平成 26 年度～令和７年度
	第四次宜野湾市地域福祉計画	令和４年度～８年度
	宜野湾市第７期障がい福祉計画	令和６年度～８年度
	第９期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	令和６年度～８年度

基本目標	計画名称	計画期間
基本目標４　宜野湾の特性を活かした賑わいと活力のあるまち		
	第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和７年度～11 年度
	第三次宜野湾市国土利用計画	令和３年度～14 年度
	宜野湾市都市計画マスタープラン	令和３年度～23 年度
	宜野湾市景観計画	平成 27 年度～令和７年度（概ね）
	第三次宜野湾市産業振興計画	令和６年度～10 年度

基本目標	計画名称	計画期間
基本目標５　すべての人が安全・安心で快適に暮らせるまち		
	第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和７年度～11 年度
	第三次宜野湾市国土利用計画	令和３年度～14 年度
	宜野湾市都市計画マスタープラン	令和３年度～23 年度
	宜野湾市景観計画	平成 27 年度～令和７年度（概ね）
	宜野湾市国民保護計画	平成 28 年度～
	宜野湾市地域防災計画	令和５年度～９年度
	宜野湾市国土強靭化地域計画	令和５年度～９年度
	宜野湾市津波防災地域づくり推進計画	令和５年度～
	宜野湾市津波避難計画	平成 29 年度～
	第２次宜野湾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	令和４年度～12 年度
	宜野湾市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（第２次計画）	平成 25 年度～令和７年度
	宜野湾市一般廃棄物処理基本計画	平成 29 年度～令和８年度
	宜野湾市都市交通マスタープラン・都市交通戦略	平成 22 年度～令和 12 年度
	宜野湾市住生活基本計画	令和６年度～10 年度
	宜野湾市空家等対策計画	令和２年度～11 年度
	宜野湾市営住宅長寿命化計画	令和６年度～15 年度
	宜野湾市地域公共交通計画	令和６年度～10 年度
	宜野湾市上下水道事業経営ビジョン	令和６年度～15 年度
	宜野湾市水道事業基本計画	平成 22 年度～令和７年度
	宜野湾市流域関連公共下水道事業計画	昭和 46 年度～令和 11 年度
	宜野湾市下水道ストックマネジメント計画	令和３年度～７年度
	宜野湾市汚水処理基本構想	令和２年度～18 年度
	宜野湾市墓地基本計画	平成 25 年度～
	宜野湾市公営墓地整備基本計画	平成 29 年度～
	宜野湾市みどりの基本計画	令和３年度～13 年度（概ね）

基本目標	計画名称	計画期間
基本目標６　平和をつなぎ、未来へ発展するまち		
	第三期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和７年度～11 年度
	第三次宜野湾市国土利用計画	令和３年度～14 年度
	宜野湾市都市計画マスタープラン	令和３年度～23 年度
	全体計画の中間取りまとめ（第２回）	令和４年度～
	キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用基本計画（変更）	平成 30 年度～
	跡地利用計画検討調査（基本計画（案））	令和５年度～

第６章　用語解説

解説している用語は、文章中に「※」を付けています。

用語	説明	掲載ページ
あ行		
アイキャッチ運動	交通安全の啓発を目的とした運動。ドライバーに安全な運転をしてもらおうと、横断幕などを掲げ、通行する運転手らに交通安全や飲酒運転の根絶を呼びかける活動のこと。	P96
一般介護予防教室	65 歳以上の高齢者が健康で自分らしい生活を続けられるよう、頭や体を使い様々な知識を学べる教室のこと。	P77
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。	P61、62、63、131
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。	P61
インキュベーション	起業の支援、創業間もない企業、中小企業の事業が軌道に乗るように支援すること。	P86、138
インクルーシブ教育	障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。	P62、131
インダストリアル・コリドー地区	国道 58 号に沿った南北に細長い地区であり、宜野湾市と北谷町にまたがる地区。西海岸道路、県道宜野湾北中城線に隣接し沖縄自動車道とも繋がる交通の要衝となっている。	P25、34、113、114、133
ウェブアクセシビリティ	障がいの有無やその度合い、年齢や利用環境等にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用できること。	P47、48
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念のこと。 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念のこと。	P8、33、36

用語	説明	掲載ページ
あ行（続き）		
ウォーカブル	「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった意味合いを持つ。車中心の都市づくりから、歩くことを中心とした都市へシフトするための用語として使われる。	P101、102、132
ウォーターPPP	水道、下水道、工業用水道分野における官民連携方式のことで、公共施設等運営事業（コンセッション方式）と管理・更新一体マネジメント方式の総称。	P105、106
沖縄県地球温暖化防止活動推進センター	地球温暖化対策の普及啓発活動等に関する中心的な役割を担う機関として指定され、地球温暖化対策に関するセミナーやイベント、活動支援等を行う施設のこと。	P97
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるように公開されたデータのこと。	P48、141
か行		
仮設避難港	宜野湾市大山地先の埋立工事の際、しゅんせつ船の避難港及びコンクリート資材の陸揚げ場として、民間企業に対し公有水面の使用許可を与えて整備されたもの。使用許可の更新終了後は、国土交通省所管の公共用財産となっており、法定受託事務として沖縄県が管理している。	P81、82、139

用語	説明	掲載ページ
か行（続き）		
観光地形成促進地域制度	沖縄振興特別措置法に基づき、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成を図るため、国内外からの観光旅客に対応した観光関連施設の整備を促進することを目的とした制度。 促進地域(沖縄県全域)内で観光関連施設の新設・増設を予定する民間事業者が作成する観光地形成促進措置実施計画（措置実施計画）について、知事の認定を受けた場合に、中小企業信用保険法等の特例を受けることができる。また、促進地域において観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う者は、沖縄振興開発金融公庫の低利融資（沖縄観光産業リゾート貸付)など融資制度を活用することができる。	P82
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。	P37
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。主な業務として、障害者相談支援事業や成年後見制度利用支援事業、地域の相談支援体制の強化、関係機関との連携促進などがある。	P75
基幹バスシステム	バス専用レーンの導入や乗降性に優れた車両の導入等により、高い輸送力、走行性、快適性を備えた新たな交通システムのこと。主要拠点を結ぶ定時速達性が高く多頻度運行の基幹バスと、その他の地域へのアクセスを担う支線バスによってネットワークを構築する。	P103、104
キャリアステージ	教職の経験年数に応じて求められる資質能力について標準的な指標として示しているもの。	P65、66
救急安心センター事業(#7119)	急なケガや病気をしたとき、救急車を呼んだが方がいいか、今すぐに病院に行った方がいいかなど、判断に迷ったときに専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口のこと。	P94

用語	説明	掲載ページ
か行（続き）		
ケアマネジメント	要介護者・要支援者・事業対象者のニーズを満たすため、介護保険サービス（介護給付、予防給付）、地域支援事業 保健福祉サービスやインフォーマルサービス等の必要なすべてのサービスを総合的・一体的に受けられるように調整することを目的とした援助のこと。	P78
景観形成重点地区	「宜野湾市景観計画」にて、景観づくりを重点的に推進すべきと位置づけられる地区のこと。	P101
健康日本 21(第三次)	全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開（Inclusion）とより実効性をもつ取組の推進（Implementation）を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、令和６年度から令和 17 年度までの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次））」を推進するもの。	P71
公共交通空白地域	駅やバス停が一定の距離の範囲内にない地域のこと。宜野湾市地域公共交通計画では、バス停の徒歩利用圏域（半径 300m）に含まれない地域としている。	P23、25、32、34
合計特殊出生率	「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数のこと。	P6、12、13、126
公認心理師	公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術を用いて、心理状態の観察と分析、相談や助言、関係者への支援、心の健康に関する教育と情報提供を行うことを業とする者のこと。	P64
こども家庭センター	児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設のこと。	P58、59、60、131

用語	説明	掲載ページ
か行（続き）		
コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」のこと。	P65、66
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした法律のこと。	P60
コンベンション・リゾート	コンベンション機能のほか、コンベンションセンターの機能を補完する施設を充実させ、将来にわたって商業機能、業務機能、宿泊施設機能などの誘導を図る地区のこと。	P16、33、81、82、139
さ行		
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなど、繰り返し永続的に利用することができるエネルギー源のこと。	P97、98、135
ジェネリック医薬品	先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造・販売される、「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、（先発医薬品と）同等の効き目があり、かつ安価で提供」を認められた医薬品のこと。	P72
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成し、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。宜野湾市においては、自治会が中心となって市内 23 自治会の全てで自主防災組織が結成されている。	P20、34、93、94、134
持続可能な開発目標(SDGs)	平成 27（2015）年９月に国連で採択された「持続可能な開発目標」のことで、「誰一人取り残さない」という理念の下、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、令和 12（2030）年を達成期限とする 17 のゴール、169 のターゲットが示されている。	P1、8、41
産学官連携	産・学・官それぞれのセクターの使命・役割の違いを理解し尊重しつつ、双方の活性化に資するような相互補完的な連携を図っていくこと。	P72、132

用語	説明	掲載ページ
さ行（続き）		
児童委員	地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。	P73、74
指定管理者制度	「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するための制度のこと。	P54
シビックテック	市民（civic）と技術（technology）から生まれた造語。市民がテクノロジーを活用して社会問題を解決しようとする活動。	P47
自立支援協議会	地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域の障がい福祉サービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担う組織のこと。	P76
重層的支援体制整備事業	これまでの福祉制度・政策と、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景として創設された事業のこと。地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する。	P6
循環型社会	資源を効率的に活用し、リサイクルや再利用を通じて持続可能な形で資源を循環させる社会のこと。	P20、28、29、42、97、135
障がい者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき、障害者の権利を守るための機関のこと。具体的には、虐待の通報や相談の受理、障害者やその養護者への支援、情報提供、助言、関係機関との連絡調整、広報や啓発活動などを行う。	P75

用語	説明	掲載ページ
さ行（続き）		
障害者差別解消法	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された。	P75、76
消費者物価指数	全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するもの。家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化するかを指数値で示したもの。	P7
情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。	P65、66
情報通信産業振興地域	沖縄県の情報通信産業の振興を目的とした制度のこと。情報通信産業振興計画に基づく措置実施計画について知事の認定を受けた事業者が、指定地域で、機械・装置、特定の器具・備品、建物等を取得した場合における税制上の特例措置（国税【投資税額控除】・地方税）や中小企業信用保険法等の特例、融資制度を活用することができる。	P16、85
消防水利	火災時の消火活動に必要な水を確保する設備のこと。主に消火栓（地上式・地下式）と防火水槽がある。	P93、94
森林整備計画	都道府県が策定する地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が５年ごとに作成する計画のこと。	P107
スクールサポートスタッフ	教員業務支援員のこと。教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、データの入力・集計や各種資料の整理、行事や式典等の準備補助、来客・電話対応等を行い、教師をサポートする業務を行う。	P66
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって支援する専門職のこと。	P14、64

用語	説明	掲載ページ
さ行（続き）		
スタートアップ支援	新しいビジネスモデルを考え、新たな市場を開拓し、社会に新しい価値を提供する企業や起業家をサポートする取り組みのこと。	P86、138
スクールロイヤー	学校で起こる様々な問題について相談に乗ったり、法的知識を生かして解決を目指したりする役割を担う弁護士のこと。	P66
スポーツコンベンション	スポーツイベントや大会を中心に、観光や地域振興を目的として行われる大規模な集まりや会議のこと。	P81、82、128、140
スマートシティ	グローバルな諸課題や都市や地域の抱えるローカルな諸課題の解決、また新たな価値の創出を目指して、ICT 等の新技術や官民各種のデータを有効に活用した各種分野におけるマネジメント(計画、整備、管理・運営等）が行われ、社会、経済、環境の側面から、現在および将来にわたって、人々（住民、企業、訪問者）により良いサービスや生活の質を提供する都市または地域のこと。	P127、128、141
セールスプロモーション活動	販売促進活動のこと。	P82、139
成年後見制度	判断能力が十分でない者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。任意後見制度（本人が十分な判断能力があるうちに、将来に備えあらかじめ自ら選んだ代理人に財産管理等に関する事務について、代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結ぶ)と法定後見制度(家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の財産管理等を代行して行う）の２つがある。	P73、74
潜在的待機児童	将来の保護者の就労希望等により今後認可保育園を利用したいと希望する世帯の児童のこと。	P57

用語	説明	掲載ページ
た行		
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	P51、52、136
男女共同参画（社会）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。	P28、29、42、49、50
地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者自立支援法上の施設のこと。	P75、76
地域コーディネーター	学校教育活動（教育課程内支援・教育課程外支援）への教育支援人材や教育プログラム等の導入にあたり、学校と教育支援人材、あるいは教育支援人材間の連絡調整などを行い、実質的な運営を担う地域人材のこと。	P9、65
地域支え合い活動委員会	自治会、民生委員・児童委員、ボランティアの方々を中心に、それぞれの地域で抱える課題の発見・解決に取り組む組織。	P73
地域福祉コーディネーター	様々な福祉施策やサービス、または福祉活動を行っているボランティア、NPO 等の情報など、地域の福祉課題を解決するために利用できる多くの手段・情報に精通した人材のこと。	P73、74
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指す。	P6、33、73、74、132
地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、医療、介護、予防、見守り、住まいなど、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。	P77、78

用語	説明	掲載ページ
た行（続き）		
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、３職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。	P77、78
地域リーダー	地域活動の核として、自治会長や各種団体の代表レベルの、多くの方をとりまとめ、様々な団体等と連携して活動できる人材のこと。	P47、48、68、136
地区計画	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画のこと。	P101、102
地区防災計画	地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する行動計画のこと。	P94
低炭素社会	二酸化炭素（CO2）などの温室効果ガスの排出を大幅に削減し、地球温暖化の進行を抑えることを目指した社会。	P97、98、135
デジタル田園都市国家構想総合戦略	デジタル田園都市国家構想を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに 2023 年度から 2027 年度までの５か年の KPI（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を位置づけたもの。	P8、123、124、125、126
デジタルファースト	社会全体のデジタル化に対応したスマートシティの実現に向けて最先端のデジタル技術を積極的に活用すること	P127、141
鉄軌道・軌道系交通システム	沖縄県が検討を進めている、公共交通ネットワークの基幹軸となる鉄軌道を含む新たな公共交通システムのこと。	P103、104

用語	説明	掲載ページ
た行（続き）		
都市型オーシャンフロント・リゾート地	新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画に示された、西海岸地域における位置づけ。海浜、公園、自転車道､遊歩道等の一体的な整備を促進するとともに、リゾートホテルやコンベンション、マリーナ等の集積を生かして観光関連施設の集積を図ることとされている。	P82
ちゅらさん運動	県、県教育庁、県警察、市町村及び県民等が総ぐるみで行う防犯のための運動。	P96
特定事業の見通し	特定駐留軍用地において、「返還後に実施予定の道路、公園、学校などの整備事業」で、かつ、「その事業のために土地の先行取得を早期に行うことが必要」と認められる事業の見通しのこと。	P114
特定健診	生活習慣病の予防のために、40 歳～74 歳までを対象として､メタボリックシンドロームに着目して行う健診のこと。	P11、71、72、132
特定保健指導	特定健診の結果から､生活習慣病の発症リスクが高く､生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをすること。	P71、72、132
都市農業	市街地及びその周辺の地域において行われる農業（都市農業振興基本法第２条）のこと。	P28、29、37、42、89、90、138
土地集約型墓地	快適な住環境を確保するため､墓地の点在化を抑制し､市街地整備や都市施設整備等にあわせて集約化した墓地のこと。	P108
な行		
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち､地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。	P77

用語	説明	掲載ページ
は行		
ハラスメント	弱い立場の相手に嫌がらせをする行為という意味。	P50、60
バリアフリー	多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。また、意識上のバリアをなくすためには、心のバリアフリー（バリアを感じている人の身になって考え、行動を起こすこと）も大切となる。	P76、101
ファミリー・サポート・センター	「子育ての援助をしてほしい人」と「子育ての援助をしたい人」がお互いに会員になって有償で助け合う会員組織。以下の種類に分けられる。 おねがい会員･･･子育ての援助をしてほしい方。 まかせて会員・・・子育ての援助をしたい方。 どっちも会員・・・上記の子育ての援助について、両方を希望する方。	P57
ブランディング	自社ブランドに対する顧客のイメージや共感性を高め、付加価値の向上や他社との差別化を目指す活動のこと。	P86
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、心身の脆弱性が出現した状態。適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。	P77、78
プロムナード	散歩道、遊歩道。	P82
保幼こ小連絡協議会	就学前の教育･保育から小学校教育への円滑な移行､こどもたちがスムーズに新しい環境に適応できること､また､情報交換や共通の課題を確認し、取り組むことで､こどもたち一人ひとりに適した支援ができることを目的とした会議。	P63

用語	説明	掲載ページ
ま行		
見守り自動販売機	認知症による道迷いを自動販売機が発見し、保護者に LINE で知らせる認知症捜索システムを搭載した自動販売機のこと。道迷いのおそれのある高齢者がみまもりタグ（発信機）を身につけ外出し、街なかのみまもり自販機（受信機）の近くを通ると、その時間や位置情報が保護者の LINE へ通知される。	P77、78、132
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。	P73、74
無形民俗文化財	風俗慣習（地域の祭祀や行事など）、民俗芸能、民俗技術（地域で伝承されてきた生活や生産に関する用具、製品を作る技術）があり、「人々の生活文化や地域文化の土台となるもの」。	P67
名目労働生産性	従業員一人当たりの付加価値額を言い、付加価値額を従業員数で除したもの。労働の効率性を計る尺度であり、労働生産性が高い場合は、投入された労働力が効率的に利用されているといえる。	P7
モビリティ・マネジメント	多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ変化させるための交通政策。	P104
や行		
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこども。	P11、60、64、131
ユニバーサルデザイン	まちづくりやものづくりの際に、年齢や性別、国籍、身体の状態など、それぞれの特性を超えて、できるだけ全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した施設、製品などをデザインすることや、そのような考え方。	P76、108
有収率	配水された浄水のうち、有収水量（料金として徴収される水量）の割合のこと。数値が 100%に近いほど良い。	P105、106

用語	説明	掲載ページ
や行（続き）		
用途地域	都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。	P101
幼保連携型認定こども園	就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育てを行う機能を備えた教育・保育を一体的に行う認定こども園のうち、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として機能を果たすもの。	P57
要保護児童対策地域協議会	児童虐待をはじめ、非行や不登校、障害等の児童に関する課題解決を図る組織。	P59、60
ら行		
療育支援	発達障がいや知的障がい、身体障がいを持つこどもたちが社会に適応するためのスキルを学び、発達を促進するための教育的・医療的支援。	P62、131
ローリング方式	現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年度定期的に行っていく手法のこと。	P2
わ行		
ワークライフバランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。	P53、87
A～Z		
AI・RPA	AIとは、「Artificial Intelligence」の略で、人工知能のこと。人間と同じような知能を持たせたソフトウェアのこと。 RPAとは「Robotic Process Automation」の頭文字を取った略語で、バックオフィス業務における自動化のこと。一般的に、業務を自動化するシステムそのものを意味し、AIなどの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化すること。	P141

用語	説明	掲載ページ
A～Z（続き）		
DV	ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略称で、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。	P11、28、29、42、50、59、60
DX	デジタルトランスフォーメーション（DX）は、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することを指す。	P1、6、8、9、31、32、33、36、53、54、66、82、124、126、127、128、129、139、141
EC サイト	インターネット上で商品を販売する Web サイトのこと。	P84
GIGA スクール構想	１人１台の端末をはじめとした ICT 環境の整備により、全てのこどもたちの可能性を引き出し、質の高い学びの実現に向けた構想。	P7、14、65
ICT	「Information and Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」を指す。コンピュータを単独で使うだけでなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含めた幅広い言葉。	P6、9、14、47、64、65、66、71、72、123、132
NPO	非営利の社会活動団体のこと。単に営利を目的としないだけでなく市民の自発的な意思による公益的な活動を行う団体、グループをさす。	P7、48、136
PFI	Private Finance Initiative の頭文字をとったもの。民間資金を活用して公共事業を実施する手法の一つ。民間企業が地方公共団体等と提携して、建設、運営、管理などの業務を行いながら、一定期間にわたって事業の収益を得る仕組み。	P54
PPP	Public Private Partnership（官民連携事業）の略。官民連携事業の総称であり、PFI 以外にも、指定管理者等の制度の導入、包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸出などの手段がある。	P54

用語	説明	掲載ページ
A～Z（続き）		
SNS	SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の略で、人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、オンラインサービス。	P47、48、75、81、82、84、111、112、139
Society5.0	我が国が目指すべき未来社会の姿であり、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）」のこと。	P8、123
ZEB	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称であり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物のこと。	P98、135
数字		
５類感染症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく分類の一つ。感染症について感染力や感染した場合の重篤性などを総合的に勘案して１～５類に分類し、感染拡大を防止するために行政が講ずることができる対策を疾病のリスクに応じて定めている。	P7
６次産業	農林漁業者が自らの農業活動だけでなく、加工や販売など他の産業分野にも関与することで、生産物の付加価値を高める取り組み。1 次産業×2 次産業×3 次産業＝6 次産業。	P90

第五次宜野湾市総合計画

令和7年3月

宜野湾市企画部企画政策課

〒901-2710　沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1

TEL：098-893-4411（代表）

宜野湾市
Ginowan City

第五次宜野湾市総合計画
令和7年3月　宜野湾市